

靜自勝時心自閑、鍾天下秀寸眸間、滄波倒侵土峯雪、一朶芙蓉百億山、

釋萬里

庭宇枝安鳥漸眠、遠波送碧數州天、主人窓置溥山對、一縷吹殘富士烟、

靜勝軒晚眺原註文明十七年十月三日余作靜勝軒詩太田道灌齋曰靜勝迎余晚燕

一々細并佳境看、隅田河外筑波山、入窓富士不堪道、潮氣吹舟慰旅顏、原註開窓則隅田河在東筑波山在北富士田諸峰在三日程之西向東南海波萬頃

江戶城原註同日有五騎之鞍迎余又僧俗數輩來自九月七日田鶴沼至十月二日途中凡二十六日

二十日餘迷幾州、今朝始覺遂東遊、春多江戶城邊路、鞍馬迎吾鞭渡頭、按文明十七年作

九日陪相州太守宴始見太田道灌公之舞

銀燭添光月漸團、相州太守夜臨筵、春風袖暖婆々舞、旅鬢忘勞意欲仙、原註此夕太守降道灌之第按文明十七年十月九日作

梅時會故人原註江戶城香月亭下有西湖梅蓋分取金澤餘根插之干時看花爛熳得鴻字

窓暖背梅白雜紅、裂西湖置數株中、春風話盡主人榻、一片皈心逐去鴻、

余比寓武之江戶城、城有丞相祠堂、栽柳插松、不知

幾數百株、文明丙午仲春二十有五、適值丑之晨、寔世之所少也、謹賦小詩題丞相壁上、夫經山之傳衣、迺渺茫之說、而國史不取之、故未及茲云、北野春遮西府雲、一籬此地亦栖君、夢中傳法定鳥有、松亦應云梅亦云、按文明十八年作

遊江戶城菅丞相祠堂

開闢評花甚不公、獨居南面牡丹紅、若今丞相細分別、梅亦應稱王者中、

又

宋末江湖梅亦孤、吟香白髮老浮屠、橫斜月痕一枝影、分作文公太極圖

資康需花下晚步詩草案序并詩

太田二千石公之家督源六資康、十歲而元服、厥歲蔞月二十五、謁二千石公所創建菅丞相之靈、廟前梅樹、結一青果於霜雪中、資康取而喫之、梅之爲物也、開花於蔞底、結子於朱夏、宇宙以來無差、今非其時、而梅子熟矣、神兮神兮慶資康故乎、孫亮食梅、范任能啖梅、不爲徒然、天下三分之時、曹公宣言軍中曰、前有梅林、士卒悉止渴、而戰遂勝矣、梅子嘉兆不及毛舉、資康持南紙一片、來需花下晚步之詩草、即命禿兔、所希丞相之靈、庇蔭二千石公之後昆、至億萬兆年、祝以詩、

新編武藏風土記稿卷之九

豐島郡之一

郡圖

總說

豐島郡は國の東の方なり、【倭名鈔】國郡部に豐島を訓して止志末と註す、【風土記殘編】には豐島或は砥島に作る」と記す、今見に豐島村あり、是郡名は本郷なるべし、【仁德紀】曰、十八年庚申春令戸田真人菟武藏國豐島郡、得二頭之狐而歸奏云云、是郡名の國史に見えし始なり、天下を七道に定られし始め、當國東山道に屬せし頃より、當所に宿驛ありし事【稱德紀】に見ゆ、曰神護景雲二年三月乙巳、先是東海道巡察使式部大輔從五位下紀朝臣廣名等言、武藏國乘瀆豐島二驛承山海兩路、使命繁多、乞准中路置馬十四、奉勅依奏云云、此後四年を経て光仁天皇寶龜二年十月改て當國を海道に屬せらる、今按に大古は武相の界は山野にて人跡通せず、故に海道は相州より安房

神令一顆慶元服、風雪雖非結子時、幕下英雄皆止渴、凱歌必可奪旌旗、

花下晚步詩并叙在武藏作

身居關左、而名傳海內者、太田二千石靜勝灌公是也、公會宴坐一室、午睡之中、夢見接菅丞相、其翌早有人卒然來、獻丞相所自筆之畫像、可謂靈夢也、遂建廟於江戶城之北畔、寄數十頃之美田、歲時鳴祭鼓、栽培數梅百株、頗似錦城之梅花海也、前年丙午之春、共公遊廟下、詩之評也、歌之講也、爛熳花前、無愧洛社之耆英、孟秋二十六、公逝矣、余作文以祭之、今茲丁未孟春下浣、率數輩之緇侶、徘徊廟下、追憶前年之遊事、豈非夢之一覺邪、歎息不止、作此詩投贈源六資康云、

移步一芻瘦、餘寒鶯度稀、去年丞相廟、今日故人非、老眼看花落、舉頭疑雪飛、岐陽千里外、山可笑遲皈、按長享元年丁未作

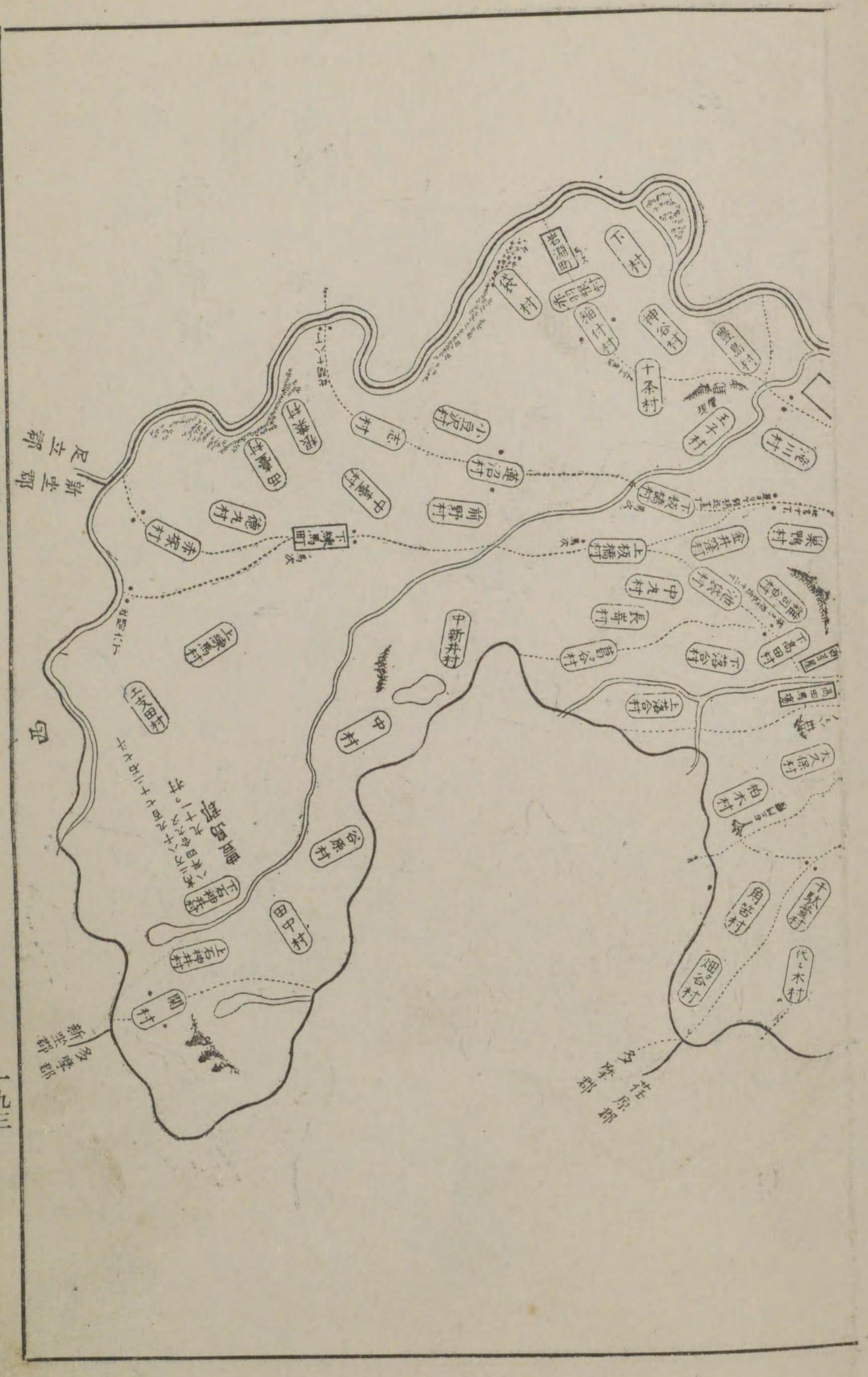
新編武藏風土記稿卷之八終

正保年中改定圖



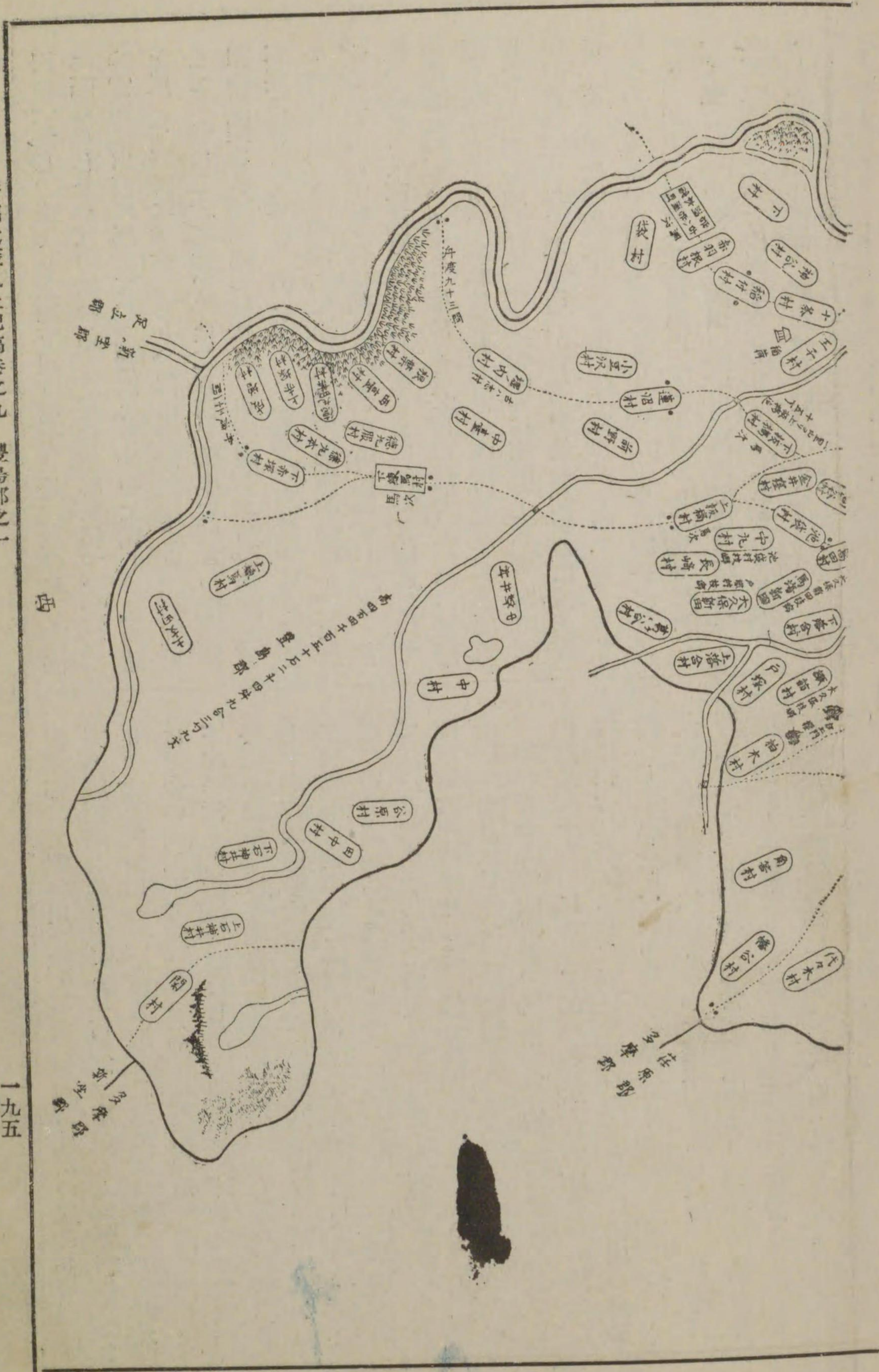
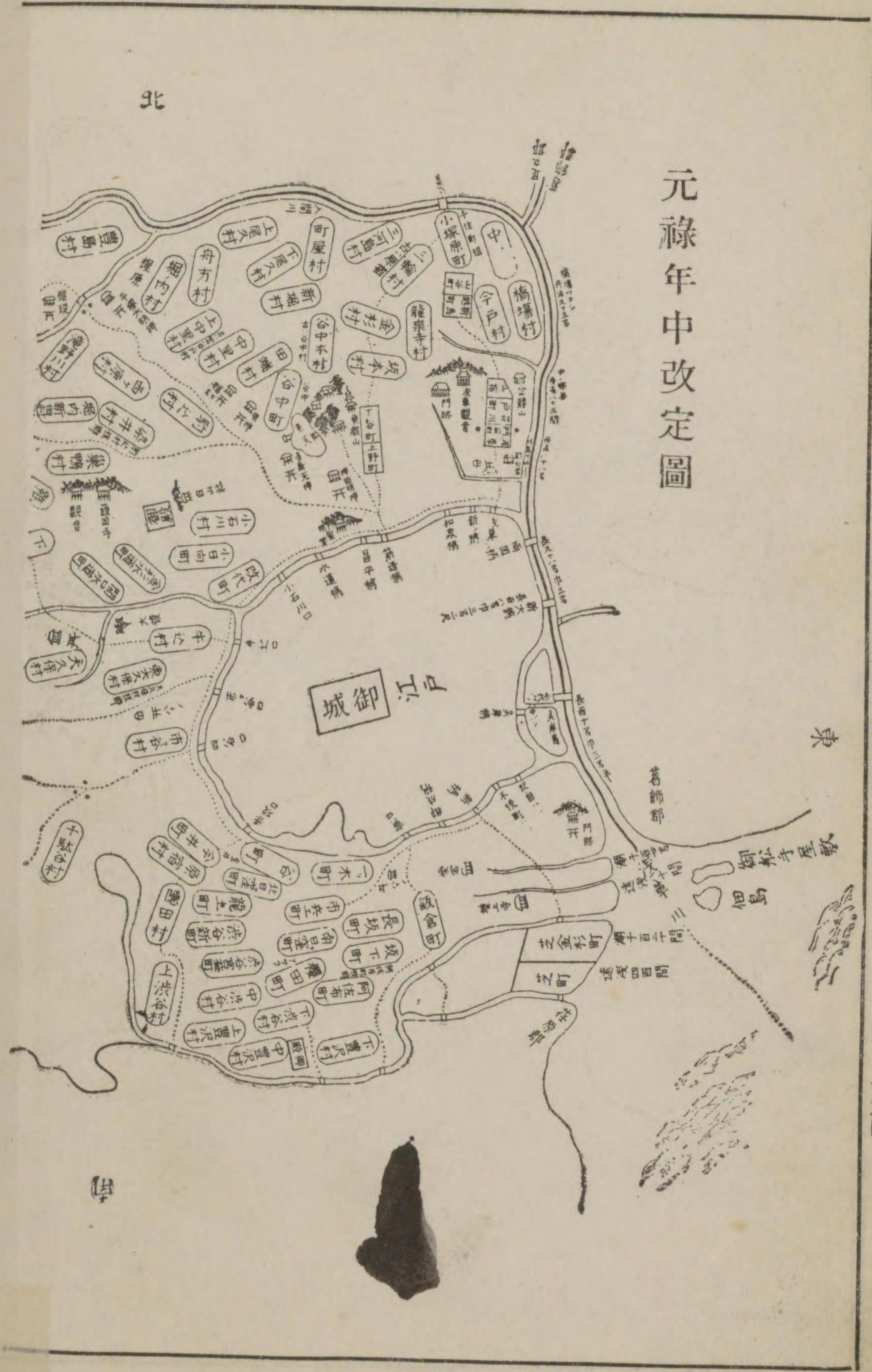
北

東



西

元祿年中改定圖



國に渡海し、夫より上總下總に達す、是武總の界も蒼海に隔られしなれば、斯の如くならざる事を得ず、故に當時當國は山道に屬して、上野國より府中に達し、又同道を反りて下野に達せしなり、然に安閑天皇より光仁天皇まで、世は二十二世、年は二百四十餘年を歴るの間、武相の界開けて往來通しければ、相摸國高座郡伊參驛と當郡豊島驛との間に三驛を置れ、荏原郡大井驛より豊島に通し、夫より乘瀆驛に至り、扱下總國葛飾郡の驛に達せしなり、然とも舊に依て當國尙山道に屬せしかば、官使の來る、上野國邑樂郡より横さまに同郡五箇驛を経て乘瀆驛に至り、夫より豊島を経て府に達し、事畢て又同道を反りしなり、されば豊島乘瀆山海兩路を承くとは云しなり、郡の地域【風土記殘編】には東限下谷岡、西限箕田、南限藍田川、北限向岡と見ゆ、是を今の地に校ふるに、下谷岡は湯島臺より東叡山道灌山通りの岡をすべていへるならん、南限藍田川といへるは、今の澁谷川などにや、川上當郡の界荏原郡に今代田村あり、藍田を訛てかく唱るにや、西の方箕田は芝の三田にては地理違へるに似たり、北の方向岡は亦今より考ふべからず、今の境界は東は荒川に至り、對岸は葛飾郡なり、北も荒川を界として足立郡に隣り、西は新座多磨の二郡に接し、南は

荏原郡にて澁谷川を界とす、東の方荒川の涯より、西の方多磨新座の接界まで凡六里許、南の方荏原郡の界より、北の方荒川の涯に至る迄凡二里に及べり、依て考るに、今の大城下町通より、都て淺草川荒川の涯に添し、下卑の所々は皆後世開けし所と知へし、天正以來當家御居城の地なれば繁樂他に異なるを以、年を追て變革多し、御打入前の大概を考るに、國守下向せし頃は、今の多磨郡府中宿の地に府廳ありて官人是に居して、平家全盛の頃、當國に秩父別當重弘と云者あり、其庶子重綱始て江戸と號す、其子太郎重長は治承年間石橋合戦の後、源頼朝當國に來りし時、始て其麾下に屬せり、【東鑑】治承四年十月五日條曰、武藏國諸離事等仰在廳官人并諸郡司等、可令致沙汰之間、所被仰付江戸太郎重長云云、按に重長父子在名によりて江戸と號する時は、今の府城の地に住せし事知べし、重長又國衙の諸官人に頼朝の意を傳へし程なれば、國中にて有勢の者なること知るべし、是當家御在城の地となるべき張本なり、又當時豊島權頭清光と云者あり、秩父別當武基か庶子、次郎武常が子孫にて江戸と一族なり、是又郡中豊島村に住して其邊を領せり、鎌倉管領の時に至りては、扇谷の上杉修理大夫定正の老臣太田左衛門大夫持資入道道灌、江戸城を築て城

代としてこれに居る、當時當國の鎮とする所は江戸川越の二城なり、大永年間北條左京大夫氏綱江戸城を取てより、六十餘年、小田原の抱となりしか、遂に御居城の地とはなれり、御打入の後は、郡内すべて近郊にて御料私領打錯れり、今東南の方は市店にて繁華比倫なし、西北の方も年を追て百姓町家數多出來して、寛文の頃より追々町奉行の支配となり、正徳年中に至て専ら改て町方の支配に屬し、其後に至りても、町並につゞきたる田畑を追々廢し、新に町家を建し分、同支配に加へられしもの若干あり、是を年貢地町並と稱し、貢税の事は舊に依て御代官進退す、此餘御府内近き村民等物商ふべきことの免許を得、農隙の業とするものあり、其地もとより町奉行には屬せずして御代官の支配なり、是を姑く百姓商買家といへり、關郡の石數、正保の改に二萬八千九百七十、二石、元祿に至りては、四萬四千五百五十石餘に至れり、地勢西北に丘あり、其餘は平坦なり、土性は眞土野土錯て水田多し、百姓五穀の外にも菜蔬を樹へ、或は藝園を開き、花木を養て鬻くものあり、平常の農人に至りても、自から府下を學ひて浮靡の風俗あり、郡内街道大略十一條あり、東海道は日本橋より南の方本芝町より荏原郡上高輪町に達し品川宿に至る行程二里、中山道は日本

橋より東北の方本郷追分より下板橋宿に至り、夫より荒川戸田渡を渡り足立郡に達す、此道四里程、又此道の中に、下板橋より西に分れて上板橋に至る一條あり、是河越の往來なり、下練馬を経て新座郡に達す、下板橋より郡界まで二里半、又此往來の内、下練馬より北に分れて足立郡早瀬村に達する間道一條あり、又江戸西邊より中山道へ出る一條あり、牛込高田雜司ヶ谷より、田間を経て下板橋に出づ、里程は、牛込より一里三十町餘、又日光御成道は、本郷追分より北の方に向けて王子十條の村々に懸り、岩淵宿より荒川を渡り足立郡川口町に達す、追分より凡二里半程、又東の方奥州及日光道の二條あり、一は淺草より小塚原町に至り、足立郡千住宿に達す、一は坂本金杉邊より、小塚原町に出づ、甲州道は西の方内藤新宿天龍寺前より折て、幡ヶ谷村を歴て多磨郡和田村に達す、日本橋より三里餘、又青梅道は内藤新宿を直に西北して多磨郡中野村に達し、井草村より先再び郡内石神井關等の村々を経て、新座郡保谷村に達す、又相州矢倉澤往來とて、赤坂口より澁谷村等を経て荏原郡池尻村に達する一條あり、

【倭名鈔】所載合郷五并餘戸驛家
日頭 比乃度と註す、【風土記】云、日頭、公穀四百八十

二東三字田、假粟二百六十九丸三毛田貢葭蓬狐膽鶴鶴鴻鷹等云々、今日頭の地名なし、山岡明阿か考に、今小日向は日頭の轉訛ならんといへり、

占方 宇良加太と註す、【風土記】云、占方或浦方、公穀六百八十二東六字田、貢諸禽諸鮮荅菜之類と、郡中船方村は古舟方と書す、占方字様の相似たるを以て訛しならん、猶村の條合せ考ふべし、

荒墓 安良波加と註す、【風土記】云、荒墓郷、公穀四百五十東三字田、假粟二百六十九丸三字田と、今其地を詳にせず

湯島 由之萬と註す、【風土記】云、湯島公穀六百七十二東三字田、假粟三百九十二丸三字田、貢鹿狐走兎血山鶴馬牛等と、今御府内見に湯島あり、地續本郷は湯島本郷たらん、其地の條合せ見るべし、

廣岡 唱を註せず、【風土記】云、廣岡、公穀四百七十二東三字田、假粟二百二十七丸一字田、貢山雉子狐狸等、按に【續日本紀】寶龜十一年五月甲戌、武藏國新羅郡人沙良直熊等二人賜姓廣岡造と載す、是も在名を以姓に命ぜられしなるべけれど、新羅郡の地今より考ふべからず、地理をもて推に新座郡によりし地ならんと思はる、さればこの廣岡【倭名鈔】に載る所の地なるべし、然るを

物茂卿は地名に尾と云は岡の下略なりと云は、廣岡は今餘戸の廣尾ならんといへり、とかく今より考ふべからず、

驛家 【兵部式】に、武藏國豊島驛馬十匹傳馬五匹と載たれと、今、驛の古路をつたへず、豊島村は郡の本郷なるべければ、若くは彼地にや、猶村の條にも辨せり、中古所唱郷

赤塚 高麗郡新堀村民家所藏應安元年の文書に、武藏國赤塚郷内石成村云々と見えたり、又【小田原役帳】に江戸赤塚六ヶ村と載たれば、此頃も猶郷名に唱へしこと知べし、

千東 淺草寺至徳四年の鐘銘に豊島郡千東郷金龍山淺草寺とあり、【小田原役帳】に島津彌七郎二十七貫七百文江戸千東の内近藤分、飯倉彈正忠十一貫二百八十文千東内金杉分、太田大膳亮衆六貫六百八十五文千東石濱惣領分、同衆二十九貫七十二文千東南原とあり、是大膳亮寄子の知行なりや、太田新六郎六貫二百文千東内三戸分十五貫四百文千東石濱土屋分、十六貫二百九十文千東内阿佐谷同人分、江戸番匠四貫二百九十文千東内朝倉分など載たり、金杉は今も村名に存じ、石濱は淺草橋場の古名なれば、當時此等の地此郷に屬せしこ

と知らる、其後郷名變じて村名となりしにや、寛文五年淺草寺領御朱印の文に、豊島郡千束村五百石と見ゆ、

此寺領後年許多町地となりて、今残るものは山之宿及花川戸材木町等に屬する在方分の地高合三百十石は、

今も小名内千束と云、其他は淺草寺の裏にあり、又飛地にて日本堤外橋場町、今戸町、三之輪町、山谷町等の在方分入會へる邊をすべて外千束と云、又下谷龍泉

寺町に千束稻荷と號する社あり、此社當時郷中に鎮座なればかく唱るならん、又金杉村にも千束分と云小名あり、されば千束郷の地は、當時廣くして今の淺草下谷の二所に跨りしと知らる、

平塚 【小田原役帳】に太田新六郎知行三十貫文江戸平塚本郷、十五貫文江戸平塚内田端在家岸分、案獨齋知行江戸廻平塚の内中里、平塚藤右衛門二十貫文、江戸平塚之内西原と載せ、中里村の傳にも豊臣氏治世の頃、平塚因幡守と云もの平塚郷三千町を領せしなどといへば、當時郷名なりしこと論なし、其詳なることは

上中里村の條に辨す、尾久 相州鎌倉八幡宮神主大伴某所藏應永六年の文書に、武藏國豊島郡小具郷内江戸金曾木三郎跡事云々と見えたり、又【小田原役帳】に太田新六郎知行八貫文、

江戸尾久伏舟方とも載す、今は村名にのみ残り、白金 郡中麻布善福寺所藏天正十八年制札の文に、武藏國白金之郷阿佐布善福寺云々と載す、

今所唱合郷三

澁谷 上中下澁谷村を始め、總て九村に此唱へあり岩淵 岩淵宿より起りし名なり、【小田原役帳】に太田新六郎知行江戸岩淵五ヶ村と載す、今も岩淵宿及近村總て五ヶ村此郷に屬す、

石神井 合村四石神井村より起りし名なるべし、

今所唱合庄十

谷盛 合村九、中豊澤村八幡所藏明應九年村岡五郎左衛門重義が記せし縁起の略に、秩父十郎武綱に奥州征伐軍忠の賞として、源義家より一字を與へ、基家と號し、谷盛庄を宛行と載す、此説もし實ならんには古き庄名なり、

石濱 橋場村一村にのみ唱ふ、

岩淵 説前に出す、上中里及中里二村に唱ふ、小石川 小石川大塚村一村にて唱ふ、【小田原役帳】に櫻井買得五十六貫五百八十一文小石川本所方元有瀧知行、島津孫四郎五貫四百八十文小石河内法林院分松月分と載たり、

牛込 合村三、【小田原役帳】に大胡六十六貫四百三十文、江戸牛込と載す、【牛込家譜】に、上野國大胡彦太郎重治、當國牛込に移り、北條氏康に屬すと是なり、又天正十八年太閤秀吉の制札にも、武藏國荏原郡江戸の内牛込七村と記せり、當時よりの庄名なりしなるべし、

巢鴨 雜司ヶ谷一村にて唱ふ、

荒木田 合村二、郡中三河島村の荒川に添し、耕地字にこの名あり、則其邊の廣原を荒木田の原と云、是庄名の由て起る所なるべし、

志村 合村四、郡中志村あり、是本村なるべし、

松川 此名義詳ならず、上下練馬村のみにて唱、

永井 中村一村にて唱ふ、

今所唱合領七

麻布 合村十六、今御府内に屬せる麻布の地より起りしなるべし、此領名荏原郡にも波及せり、

貝塚 一ツ木町にのみ此唱あり、【小田原役帳】に、太田大膳亮六十二貫六百文、丙申檢地辻一木貝塚と載す、今一木町の傳に、往古此地及び麴町の邊まで海濱にして貝多き地なれば、開墾の砌貝殻數多取て山の如になし、塚を築きしより此名起れりと、今も麴町武家

地の内に彼古蹟ありと云、

野方 合村四十、武藏野の遺名と覺て、多磨郡に野方領あり、此名の推及びしならん、

峽田 合村三十六、谷中より西ヶ原、王子邊等峽多き處なれば、彼地より起りし名にて、後年廣く及びしものなりと云、

岩淵 合村十九、説前に出、

戸田 隣郡足立郡に戸田村あり、其邊此領名を唱ふ、

故に當郡にも及びしなるべし、合村四

淵江 足立郡千住宿邊の領名なり、郡中小塚原町、中村町二所のみにて唱ふ、

御入國の後、千住宿に組入れしよりのとなへなるべし、

圖郡合村百十九

右件の村現在の數なり、此内後年御府内の町並となり、猶其町に屬する耕地あり、今是を某町在方分と記す、又持添新田と號するもの數多あり、正保年間の改に、村數九十一、元祿の改に村數百十七、前に比すれば増加すること二十六、又後年分村二ありて全く今の數となれり、

荒川 郡の乾の方足立郡早瀬村と當郡上赤塚村の界より

流來り、それより總て足立と當郡の間を流れ、橋場の

東より葛飾の郡界となり、流末永代に至て海に注ぐ、

上赤塚村より永代浦まで川路凡十一里餘、川幅は所々

同からず、凡三十間より百間餘に至る、深さ平水一丈

四五尺、此川に隅田川、淺草川、大川等の名あり、豊

島村地先より淺草邊迄の間は漁獵を禁ぜらる、魚は鯉

鮒鰻鱺サイ、銀魚の類最多し、【事跡合考】に據に、銀

魚は昔東照宮命ありて尾州名古屋浦より魚種を徴て放

されしより、今に至て其賜を受くと云、川に添て堤を

築く、高一丈二尺餘、

石神井川并王子川 郡の西上石神井村三寶寺池より流出

す、又關村溜井の下流も此川に合して一條となり、下

練馬村に掛りて近村の用水となり、下板橋宿字根村と

云所に堰枿を設け、北の方に引分ち、十條村に達する

一條を根村用水と號し、十條、神谷、稻附、岩淵、下

村、板橋六村に注ぐ、本流は根村より東北に流れて瀧

野川村に入、夫より王子金輪寺峽下にて石堰を構て三

派に分つ、一派は南流して二十三ヶ村組合用水、一派

は北流して豊島、十條、王子、三村用水となる、本流

は東の方梶原堀之内豊島にかゝりて荒川に入、此川路

凡四里餘、川幅五間より七八間又は十二間の處もあ

り、此川王子村内にては王子川と稱す、

白子川并矢川 郡の西北新座郡小搏村と當郡土田村との

界井頭池より出、郡界を流れ、下流上赤塚村内にて荒

川に入、水路凡一里半餘、川幅二間より四五間に至れ

り、下流成増村、赤塚村の邊にては矢川と呼ぶ、此川

赤塚郷中の用水に引注ぐ、

澁谷川 内藤新宿の東南四谷大木戸の邊にて玉川上水の

餘水枝流となり、千駄ヶ谷、原宿、穩田、澁谷、豊澤

等の村々を東流し下流本郡と荏原の郡界を延亘し、同

郡白金村の地先を流れ、三田村に至る、此川古は三田

村の邊にて二派となり、一は猶郡界を流れて本芝町に

至り、今、里俗入間川と唱る川に通じ、芝橋の東にて

海に入、此流正保改定の國圖に載す、寛文中の江戸

圖及其後のものには見えす、今本芝町入間川と唱るも

の、松平豊後守屋敷の構下水の堀に續き、僅に川路二

三町程を経て直に海に入れり、其餘は川跡の傳へも失

す、一は三田村の界を過て今の如く再び郡中に入り、

芝、赤羽根、芝金杉等を経て海に入、水源より川路凡

三里、幅不同にして廣き所にて二十間餘にも及びり、

古は總て細流なりしが、延寶三年の頃、台命に依て芝

金杉より今の麻布十番の邊まで堀廣げられ、通船の用

(水用村根)

(川堀新)

をなせしが、元祿十一年白金御殿御造營のとき、又上流をも掘開かれ、今の麻布四の橋の邊迄汐入となれりと、此川澁谷村に多く掛るを以て澁谷川と唱へり、又一に下流芝赤羽根に至るを以て、芝邊及び上流にて或は赤羽根川とも稱す、又堀開かれし後今に至て土人多く異名に新堀川と呼び、上流を古川とも云、

井草川 多磨郡上高田村より當郡上落合村に流れ入、同村にて神田上水に合す、川幅三間許、

谷戸川 巢鴨上駒込の接地に長池と云あり、此池より流れ出て、上駒込西ヶ原村を東に屈曲し、其間巢鴨駒込邊より出る、清水及下水等もこの流に沃き、夫より中里、田端、谷中に添て南に流れ、流末不忍池に落入れり、根津谷中の邊にて 藍染川と唱ふ、川幅一間より二間許、

小石川并谷端川 長崎村より出る細流落合て、池袋村、瀧野川村、巢鴨村等を歴て、小石川村に至て、此名起り、橋戸町、柳町より傳通院東の方を流れ、夫より水戸殿屋敷内にかゝり、流末同屋敷外南の方往還に架せる仙臺橋の邊にて神田川の上流に合す、昔はよほどの川なりしにや、廣き地名にも唱へて聞えたる川たり、後年追々道敷等に埋立られ、今は川幅廣き所にて三四間

に過ず、此川巢鴨村内にては谷端川と稱す、江戸川 神田上水の分流なり、この水路、往古牛込關口の邊にては今より南に寄りて流れしが、承應の頃水路を今の如く改め、關口町に石堰を作り、二流に分派し、一は東流す、これ神田上水なり、一もかの上水に并ひて東流し、夫より屈曲して南に流る、これ江戸川なり、この流牛込、小石川の間に神田川の上水に合す、

入間川 芝金杉町と本芝町の境を通じて海に入、川幅一間程、此川の説は前の澁谷川の條に辨ぜり、

玉川上水 荏原郡代田村より郡中幡ヶ谷村に入、東流して代々木村に至て分水し、角筈村十二所權現の側を経て神田上水の助水となり、本流は尙東流して千駄ヶ谷村内藤新宿の間より、内藤大和守別業に入、四ツ谷大木戸より御府内に入れり、此上水の支流多磨郡中にて分るゝもの一條あり、當郡南邊諸村の用水となれり、神田上水 多磨郡井ノ頭池を水源とす、角筈村より入、多磨と當郡との界を北流して上落合村より全く郡中に入れり、前にいへる十二所下を過る玉川支流、柏木村淀橋町の接地にて合流し、上落合村に至て井草川又是に合ひ、東流して下落合村關口町に係り、次第に東流

し、小石川なる水戸殿の館地に入、夫より埋樋を以て御茶水に至り神田川に架せる萬年樋を通じて御曲輪内に流れ入、

石神井用水三 一は下板橋宿の内字根村と云所より石神井川を引分ち、十條、神谷、稻附、岩淵、下村、下板橋六村の水田に注ぐ、是を根村用水と稱す、一は王子村石堰より十間許上流にて分派し、飛鳥山下を流れ、西ヶ原、梶原、堀之内、田端、新堀、三河島、金杉、龍泉寺、山谷、橋場敷村を歴て淺草川に達す、其近郷二十三村に引注ぐ故、直に二十三ヶ村用水と名づく、一は前の分派より又十間許上流にて北に引分け、王子、豊島、十條、三村の用水とす、此餘石神井川の上流に邊せる上下石神井、田中、谷原、上下練馬、上板橋等の村にて彼水流を分派して用水とせるもの多し、

千川上水跡 新座郡保谷村より玉川上水を分ち、本郡巢鴨村まで行程六里餘、堀割ありて巢鴨庚申塚邊より本郷湯島、淺草邊に通ぜり、是元祿九年起立ありし所にして、小石川御殿、湯島聖堂、東叡山、淺草御殿等へ掛りし上水なり、多磨郡仙川村百姓太兵衛徳兵衛と云もの、台命に依て此事を奉す、故にかの村名を以て名とし、文字をば千川と改め、事を奉ぜし村民二人の氏

に賜り、且江府にて屋敷地を賜ふと、此上水享保七年廢せられて最寄村々の用水に賜ふ、又【專跡合考】に、千川上水は常憲院殿の御代、板橋の西條馬の南石神井池より本郷及柳原筋に引れし水流なりしが、文昭院殿の御代停止せらるると見えたり、石神井池を引しと云は誤にて、然るに明和六年再び此事を起し、安永年中落成して、庚申塚より駒込、本郷湯島、下谷、淺草邊まで掛りしが、便ならざるを以て天明六年又廢せらる、今多磨郡關前新田の邊にて當郡關村、中村、中荒井村、下板橋宿、瀧野川村等に其堀残り、流末は瀧野川村にて石神井川に入、其間近郷用水の助水となれり、堀幅四五尺或は廣き所も九尺に過ず、

三田上水跡 玉川の分水にて、白金御殿へ掛りし上水なり、郡中代々木村より澁谷村、荏原郡目黒村、白金村に至り、再び本郡豊澤村より麻布邊に掛りしと云、今も件の村々に上水跡と傳るもの所々にあり、起立の年代は傳へざれど、元祿十一年白金御殿御造營の頃の事なるべし、享保の頃御殿を廢せられし後は品川領村々の用水に賜ふ、

青山上水跡 玉川上水を、四ツ谷大木戸邊にて分水し、南流して青山邊より赤坂一ツ木町、龍土町、六本木

町、及市兵衛町等を経て飯倉町に掛り、末は芝新堀に至る、此上水萬治三年始て造立ありしが享保七年停止せらる、

丸池 志村原にあり、蓮沼、根葉二村の持なり、古へ荒川の流れし跡なりと云、其狀圓なるをもて斯呼べり、魚獵を禁せらるゝにより水禽及鯉鮒鯰鱸の屬多し、道生沼 志村、蓮沼二村の池にあり、長四十間横三十間程、これも荒川古流の名残なり、

後沼 是も同じ入會の池にあり、今は埋れて芝原の如し、東西十二町南北五六町許、享保年中追鳥狩の時此邊に御立場を置れしと云、

渡津二 共に荒川にあり、一は中山道の往還當郡志村原と足立郡下戸田村との間にあり、是を戸田渡と呼ぶ、一は川口渡とて、當郡岩淵宿と足立郡川口町との間にあり、此餘農夫耕作の便に設る渡船所々にあり、正保改の國圖に赤塚村より對岸足立郡早瀬村に達する渡を早瀬舟渡と注し、又豊島村より對岸足立郡宮城村に通ずる船渡をも載たり、此二渡は農耕の爲に設といへども、兼て間道の往來にも便せし故しか註すにや、志村原 蓮沼、根葉二村入會なり、志村の地に續けるをもて志村の原と呼れど、其實は志村にあつからず、

東西一里南北二十丁許、享保中に雉子追鳥狩の御遊あり、
徳丸原 荒川に傍り、上下赤塚、成増、徳丸本村、同脇村、同四ツ葉等六村入會の地なり、東の方志村の原に續けり、古は槩して赤塚に屬せしが、今多く徳丸村に係るをもて徳丸原と呼ぶ、東西十三町南北八丁餘、火術を學ぶもの往々其業を此原に試む、

廣尾原 下澁谷、下豊澤の二村にかゝり、則二村の持なり、元此邊一圓小名樋籠と唱ふるを以、原の名にも呼び、又古土筆多く生ぜし故つくしが原とも唱へ、或は曠野なるをもて廣野とも呼べり、後年次第に新墾し、元祿檢地の頃より文字を廣尾に改む、今存在の原僅に一千七百坪あり、除地にして御鷹場の茅野なり、爰は昔内藤銀一郎が一屋敷に賜ひしを、延享元年上地となりて元の原に復せしものなり、【倭名鈔】廣岡郷名の下略といへる説は前に載す、

産物

蘿蔔 郡内練馬邊多く産す、いづれも上品なり、其内練馬村内の産を尤上品とす、さればこの邊より産する物を槩して練馬大根と呼、人々賞美せり、
茄子 駒込邊より産する物味美なり、其内形殊に大にし

て佗品に異なるあり、夫等を駒込土物店といへる市場に持出て鬻けり、されば駒込茄子と稱して賞味せり、蕃椒 四ツ谷内藤宿及其邊の村々にて、作る世に内藤蕃椒と呼べり、

茗荷 早稲田村中里村等にて多く産するもの上品なり、鰻鱺 芝浦、築地鐵炮洲、淺草川、及葛飾郡深川邊にて漁するを世俗通じて江戸前と稱して殊に賞翫す、

磁器 火入火鉢の類其外種々日用に便なる陶器を焼て出せり、これ今戸邊所々にて製作すと、多くは今戸町より出るを以て姑く今戸焼と通名せり、

新編武藏風土記稿卷之十

豊島郡之二麻布領

○麻布町在方分 麻布町の惣名は古の麻布村地域をすべて云、大概東は白金村及新堀川を限て荏原郡三田村、南は本郡下豊澤、下澁谷の二村、西は下澁谷村及櫻田町、龍土町、北は飯倉町なり、日本橋より一里十町餘、往昔は村名麻生又阿佐布とも記す、【新田系圖】に、天慶年中平將門が亂に源經基武藏國麻布にありて將門に隨はず又平忠常朝敵となりし時、河内守頼信長元元年按するに四年の誤なる十月征夷大將軍に補せられ、鬼丸の御劍を賜はりてかれを征伐すまづ武藏國麻生に到りて坂東の軍兵を集む云々、されど又都筑郡にも今上下麻生の二村あれば、何れとも定めがたし、【長祿江戸古圖】には此地を阿佐布と載せ、又小田原役帳に狩野大膳亮知行の内五十三貫二百文江戸阿佐布と記し、當所善福寺所藏天正十八年小田原陣の時太閤秀吉より出せし制札に、白金郷阿佐布と載せ

新編武藏風土記稿卷之九終

たり、此頃ほかの郷を唱へしにや、今は傳へず、正保の郷帳には、阿佐布村高七百四十五石一斗七升七合、伊奈半十郎御代官所及び山王領、大養寺領、天徳寺領、神田明神領、柴明神^{芝神明の誤}領の外十石善福寺領と載す、土人云、此地は古へ多く麻を作り、布を織又紙を漉て麻芋紙と呼ぶ、よりに起りし地名なり、後年今の字に改むと、寛文九年當村の記に惣反別六十一町四反七畝八歩の内十三町二反九畝二十六歩、年々上地とありて、其年代を載せず、又段別を除かれて武家寺院賜地となりしものを記す、其賜地は亥年水谷伊勢守、木下伊賀守、亥丑の二年小出越中守、吉良若狭守、亥寅の二年に左馬頭殿、丑辰の二年松平龜千代、丑年秋月佐渡守、小出大隅守、大久保右京、與力同心、善福寺、慈照院 諏訪社、丑寅の二年岡部丹波守、龜井能登守、堀美作守、京極刑部、石川若狭守、増上寺下屋敷、丑辰の二年岡田豊前守、山内式部、寅年植村右衛門佐、伊達兵部、水川明神、寅辰の二年保科越前守、辰午未の三年御堀、午申の二年平野權平、午年井上左太夫、井上平十郎、與力同心、渡邊大隅守、辻番所、未年新道鋪等に上りしは亥より申に及びしは萬治二年より寛文八年迄の事なること知へし、此内増上寺下屋敷丑寅の二年に上りし内寅年^{寛文}の分は、下

澁谷界にて代地を賜ふと云、此餘寛永の頃賜はりし山王、神田明神社領上地十四丁八反一畝六歩の内、四丁五反一畝二十六歩は年々上地となりて、武家屋敷寺院境内賜ひ、其餘は御料となれり、是は寛文の頃他村に替られしと云、元祿十年織田越前守檢地して惣反別三十五丁一反八畝九歩、高三百四十石三斗一升六合、此餘萱野一反九畝十一歩、雜木林五畝十二歩と定む、同十一年本村の西南にて白金御殿御用地となり、下澁谷村小名羽澤及び三田村の内にて代地を賜ひ、同年南の方にて御堀御用地となり、下澁谷村にて代地を賜ひ、同十二年善福寺領は荏原郡の内に替賜ひ、同十三年七月新堀向にて上地あり、武家十人、白金御殿番八人の町屋敷に賜ふ同十五年本村の南にて御堀御用地、及小名西の臺にて道敷を廣めらる、共に代地は下澁谷村にて賜へり、又是より先同六年の頃三田村小名龜塚の内上地となりし時、新堀向當村域内にて其代地を賜ひ、彼村に屬す、寶永三年又新堀向にて芝増上寺御靈屋御掃除頭二人町屋敷トナレリ、同四年北ノ方永坂町ノ邊道鋪トナリ、代地は下谷御敷寄屋町、神田明神下、御臺所町、深川萬年町二丁目内にて賜ひ、彼町の内を屬し、貢税は當所の進退による、又同年東北の方明地にて、芝新網町代地、同五年六月新堀向

にて武家十八人、八月同二十八人、同六年七月同六人、同十月北の方にて坊主陸尺等、享保二年三月新堀向にて御口之者六人の町屋敷に賜ひ、此餘にも年代を傳へざる上地あり、かく屢上りて代地を賜ひ、或は代地の出ま^りものありて、今は御料の地二百五十七石六斗一升五合五勺、天徳寺領三十三石八斗九升四合、大養寺領三十一石二斗三升五合、反別合三十五丁五反七畝二十七歩の地とはなれり、天徳寺は元和元年、大養寺は寛永二年賜ふと云、寛文八年新地奉行始て家作の改めありしと云へば、其頃既に町並となりしことしらる、元祿の改に阿佐布町と記す、其後正徳三年町奉行支配に屬し、家作は猶新地奉行の指揮を受しが、享保四年十一月より町奉行改となり、同十六年改を免許せられ、今十二町に別れ、本村町、一本松町、坂下町、永坂町、南日窪町、北日窪町、宮村町、同代地町、三軒屋町、廣尾町、永松町、古川町と唱ふ、反別合して十三町七反五畝十二歩、其餘は武家寺院の抱地となり、又武家地町屋の裏所々に残れる陸田は合して四町四反五畝二十三歩、是等を在方分と唱へて、左に載す、戸數十七軒、御料所なり、新田の檢地は享保十七年箕播磨守、明和三年伊奈備前守、天明二年伊奈半左衛門等改む、

小名 竹谷 小田主水か抱地の邊を云、古はれくるみ村と名あり、是も同、大隅山又大隅屋敷とも云、又巢立野と云小人抱地に在り、大隅山 大隅守抱屋敷の跡なり、古渡邊羽澤飛を云、名義は下澁谷村に出ず、
堀大和守抱屋敷 一町六段三畝十歩、新 〇植村駿河守抱屋敷八畝、是も新堀端 〇山内遠江守抱屋敷 一町七段七畝一歩、下屋敷添地とす、
〇土屋相摸守抱屋敷 六段二畝十四歩、下屋敷に添ふ、抱小出主水抱屋敷 一町七段三畝二十歩、本村町の西、〇保科彈正忠抱屋敷 一段六畝十七歩、同町の東、又九畝二 〇大岡越前守抱屋敷 四段七畝二十一歩、同所東にて文 〇龜井大隅守抱屋敷 六反八畝、下屋敷に添へり、同所の西、〇堀田攝津守抱屋敷 七畝二十七歩、廣尾町下屋敷添地に、〇北條相摸守抱屋敷 二段七畝四反、享保四年板倉下野守より譲る、
〇松下屋敷に添ふ、
〇木下宮内少輔抱屋敷 一段二十二歩、同平源大夫抱屋敷 二段五畝二十三歩、一本 〇井坂大五郎抱屋敷 四畝、本村町の北、寶永五年森元琳 〇毛利甲斐守抱屋敷 八段九畝十二歩、北日窪 〇京極壹岐守抱屋敷 五畝、鳥居坂武家

地に接す、文化三年 ○松平肥前守抱屋敷 一段一畝十九歩、成澤春佐より譲、
 ○成澤春佐抱屋敷 二段八畝十歩、南日ヶ窪町の北にあり、
 ○氷川社抱地 二十八歩、本村町の北社地に續く、此 ○天現寺抱地 八段二畝二十二歩、廣 ○光林寺抱地 一町七段六畝十歩、尾町の南新堀端なり、
 ○光林寺抱地 一町七段六畝十歩、尾町の南新堀端なり、北抱地の内上水跡あり、玉川分水にて白金御殿へかかりしが、彼御殿取拂の後水路を改めて品川邊の用水となり、此水道敷は享 ○明稱寺抱地 五畝二十二歩、○西保十七年高入となれり、
 ○曹溪寺抱地 一段六畝十九歩、
 ○淨專寺抱地 三畝同所、
 ○潭寺抱地 一段六畝十九歩、
 ○延命院抱地 一段五歩、本村はも同所なり、
 ○德養寺抱地 五畝二十八歩、本村町の南 ○稱念寺抱地 八歩、
 ○遍照寺抱地 二畝、
 ○淨林寺抱地 二畝、
 ○天真寺抱地 四段二畝二十八歩、
 ○春桃院抱地 二畝、本村 ○德正寺抱地 一段三畝二十三歩、
 ○本善寺抱地 一段四畝二十六歩、
 ○長傳寺抱地 三畝十三歩餘、
 ○本光寺抱地 三段一畝二十四歩餘、
 ○長玄寺抱地 一段六畝、
 ○光隆寺抱地 五畝、
 ○廣稱寺抱地 一畝二、
 ○妙經寺抱地 七畝十八歩、
 ○大長寺

抱地一畝十二歩、永坂町にあり、

○櫻田町在方分 櫻田町は日本橋より一里を隔つ往昔は今の郭内櫻田より霞ヶ關の邊に在、當時櫻田村と號す【風土記】舊本荏原郡部云、櫻田郷公穀四百六十三束三字田號櫻田者、以其郷之岡及野櫻樹多也、櫻田神社圭田の三十二束、【和名抄】亦此郷荏原に屬す、當郡に入しは後世なるべし、土人云此地は右大將頼朝奥州征伐の時、當所の霞山稻荷社に寄附せられし神領の跡なり、其頃神田の四至に櫻樹數株を植しむ、後年次第に叢生せしより村名起れりと、此地名長祿の江戸古圖にも載せ、又【牛込家譜】に宮内少輔勝行が時、天文二十四年牛込及今井櫻田其餘若干を領すと記し、【小田原役帳】に興津加賀守が知行の内買得三十七貫七百文、江戸櫻田平尾分元板橋知行、又島津孫四郎知行の内三十八貫百五十文、飯倉内櫻田善福寺分島津衆太田新次郎知行の内二貫三百文江戸櫻田池分太田源七郎知行の内十九貫文、江戸廻櫻田西村分と載たり、天正七年の村高五百七十石なりし由、慶長七年の頃收公せられ、今の虎門外及び溜池端にて代地を賜ひ虎門外の民家は貢を除きて町地となれり溜池端の地に住せし民居は再び上りて同所坂下邊に遷され、元和元年又同所坂上に代地を賜ひて居住せしが又上りて武家屋

(宿新布佐阿)

舖等となりしより、村民居地を失ひし事を歎き、土井大炊頭利勝、永井右近大夫直勝 信濃守尙政とも、井上主計頭正就に訴けるは、御打入以前より部内に住し奥州及關ヶ原、大坂の御陣等に數度人馬の役を勤め又御放鷹の夫役をも屢勤めしもの共なれば、他村の比にあらざる由を申て、宅地を賜はらんことを屢願ひしかば、麻布の往還より三十間を除き居住の地を望むべきの命ありて、寛永元年原地四畝二段七畝四歩を賜ひて今の地に移る依て阿佐布新宿と唱ふ、今に虎門外の櫻田七町の者共皆此地の霞山稻荷社を鎮守とせり、是元一村たりし證とすべし此地民家寺社の外田圃なく毎年見取永を收しが、後年舊名に復して櫻田町と改む 近隣の土俗は今も地域の大略東南は麻布町及び武家寺院、西は麻布澁谷等の武家屋舖、北は龍土町なり、寛永十一年の頃より貢の事は麻布村名主進退せしより、自然同村に屬せり正保元年檢地ありて高入となり、其後故ありて舊地に在し頃、御放鷹の時御鷹隠の夫役を勤めしより、此地に遷りし後も南口に成らせらるゝ時は、當所の民に限りて其役を勤る事を聞え上、別村とならんことを願しかば、寛文十二年四月特に命ありて別村に復せり、又西の方澁谷内に千七百七十二坪の地あり、元高木大學下屋敷の内小普請方手代屋敷に裂賜ひし

が、後上りて大學に預けられしを元祿二年五月當所の名主十兵衛に御預替となり、同十年四月より永錢を税して當村に屬す、又同十二年四月當所三百坪の往還道敷となり、寶永元年澁谷の接地筭橋の東方武家上地跡にて替地を賜ふ、正徳三年閏五月町奉行支配に屬し、一圓に町並地となり、貢は元の如く御代官支配す、檢地は正保の後寛文十一年伊奈半十郎、元祿十年織田越前守改め、惣反別五町八段七畝十二歩、高六十四石六斗一升四合、又西の方麻布の内にて内藤因幡守門前に閑地あり、武家上地跡にや、昔の坪數は傳へざれど、是も當所名主御預の地なりしが、天和三年伊賀者の屋敷に賜ひ、残り三坪餘は見捨地となり、今に持とす、當所町並地、寺社年貢地境内等其餘は御府内の部に出し、抱地のみ左に載す、
 ○妙善寺抱地 町の西側年貢地境内に 添ふ、三百二十八坪 ○長幸寺抱地 同寺の寄附地四十八坪境内に 添ひ地とす、
 ○妙經寺抱地 町の東横町境内に續けり抱地に 添ひ地とす、
 ○長玄寺抱地 地百三十坪内三十坪は寄附地なり、

○龍土町在方分 龍土町舊地は今の芝愛宕下西久保邊なり、彼地江海に濱して漁人多く住す、依て獵人村と號す、當所神明社縁起の略に、古は飯倉の城山にあり、後年土人と共に今の地に遷る云々、相傳ふ元和の頃御用地

となり、麻布領の内にて代地を賜ひ、村名を今の文字に改む、寛永十年の記に據ば、當時は伊奈兵藏支配所なり、正保の郷帳に高二十四石六斗四升九合、伊奈半十郎御代官所龍土村と載せ、【元祿郷帳】より町と記す、同十二年龍土町の道を廣められし時三畝十一歩上り、三田古川町續にて代地を賜ふ、地の大様、東は飯倉、南は麻布町及び櫻田町、西は青山北は今井に接し、武家屋敷、寺院境内を隔て所々に跨り、龍土町、龍土材木町、同坂口町、同六本木町、同代地、三田古川町の五町に分ちて家並をなせり、正徳三年閏五月町奉行支配に屬し、其地の貢は今に御代官指揮し合て麻布龍土町と號す、檢地は元祿十年織田越前守改め、惣段別二町二段八畝六歩と定む、其後寶曆九年四月辻源五郎無年貢地を改め、新田三段五畝増加す、日本橋を距こと三十町許、町並地寺社等の事は御府内の部に出し、抱地のみを左に載す、
神明社添地龍土町の中程にて年貢地の社地に抱添とす二十坪 ○法庵寺抱地同所の貢地境内に續けり二百坪

坂一ツ木町、同所新町の際にある丘にて、今松平安藝守齋賢の下屋敷の地是なり、是地名の因て起る所なりと云、其證とすべきことなけれど、暫く傳へのまゝを載す、【長祿江戸古圖】にも村名を記し、又【牛込家譜】に重治の孫宮内少輔勝行牛込及び今井櫻田等を領すと載す、又【小田原役帳】に太田新六郎知行の内九貫八百文、江戸今井伊佐分又二十七貫五百文、江戸今井渡邊丹後大普請之時半役と記す、寛永十八年惣段別の内一段一畝二十五歩を眞田伊豆守信之添屋敷に賜ひ、五町二段五畝二十七歩の地と減ぜり、同二十一年惣反別十七丁八段三畝二十二歩と記せしものあれば、此頃檢地ありて高入などありしにや、正保二年の秋二十二歩を番所屋敷二ヶ所同三年冬二畝十二歩新番所屋敷三所の地となり、【正保の郷帳】には百二十二石七斗一升七合と載す、承應三年に至りては段別十七丁八段十八歩たりしが、同年春水田陸田屋敷等合て八町五段七畝二十二歩を除かれて武家屋敷虎門外御堀等の御用地となりしより、村民居地を失ひ、屢代地を賜はらんと願ひ上しかば、北領率禮と云所にて一人に五町三反の地、及び引料金五兩宛を下さるゝよし命ありしかど、其地の相隔たることを歎き猶豫せしかと、別に代地を賜はらざりしをもて、再件の地を願ひしに、嚮に

命ありし時拒奉しをもて、他村の民に給ひしとて其願を許されざりしかは、今の今井町、今井谷町、同三谷町、同寺町、臺町、後に市兵衛谷町の地に移住す、明暦元年冬又六畝二十歩武家屋敷に上り、萬治二年の夏一町八反二畝石川播磨守、相馬長門守、伊藤安兵衛、近藤小八郎等、其餘不動院境内、同三年一反二畝二十八歩仁科勘右衛門屋敷、寛文二年春五畝新道敷、同八年春八畝十八歩杉浦惣兵衛屋敷、八畝十三歩道敷、此數度に上地となり、同十一年には惣反別八町九反五歩の地となり、又此年繩入ありて二町一畝二十一歩増加す、同十二年故ありて臺町、谷町二ヶ所合て一町六反一畝二十七歩の地を分村し、當所は今井本村と唱ふ、元祿七年改の反別六町二反八畝八歩なり、減高の故を傳へず、同十年織田越前守檢地して六町七反六畝二十六歩となり、又享保八年夏二反三畝二十九歩上りて、鳥居丹波守屋敷に賜ひ同十七年飛地青山の内にて見取場二十六歩本高に入て、今六町五反三畝二十三歩の地となれり、正徳三年閏五月町奉行支配に屬し、貢は猶御代官指揮して村の惣名を麻布今井町と唱ふ、御打入の後より御料所にて、寛永五年内十五石は東光院今淺草薬師堂領の替地に給ひ年中と云傳ふしが、承應年中迄に追々上りて武家屋敷となれり、町並地寺院等

其餘は御府内の部に出す、
松平出羽守抱屋敷 八反七畝二十三歩、今井町の南裏にて、相馬長門守抱屋敷 寛永十六年より、七反六畝十三歩
○眞田伊豆守抱屋敷 二反五畝十五歩、麻布谷町の東にて上屋敷に續く、萬治二年より抱添とす、
○本多彈正少弼抱屋敷 麻布谷町續き、道源寺の南なり、是傳へず、寛政十二年三月 ○石川中務少輔抱屋敷 今井寺町の木下定太郎より讓受、
○長谷川主膳正抱屋敷 一反六畝二十一歩、麻布龍土六本木町續光專寺門前、代地の東居屋敷に續けり、寛永八年より持、
○堀江新次郎抱屋敷 五畝二十歩、今井谷町の東南なり、
○永昌寺抱地 麻布御簞笥町の北、古跡年貢地、境内に添百添と、
○善覺寺抱地 今井寺町、年貢地境内に續く、百三十坪、
○眞性寺抱地 是も同町年貢地境内に續き、昔よりの添地十九坪、
○淨因寺抱地 麻布龍土六本木町の北横町にあり、年貢地境内に續けり、寛永五年より持添と、

○飯倉町在方分 飯倉は古き地名にて、伊勢神供又は貢稻を納し、屯倉を置れし跡なれば此名起れりと云、或人云、文武の朝貧民を救はれんが爲に、諸國に義倉を置く、これ、其跡ならんと、兎角穀倉の跡なることは知らる、【神風抄】に武藏國飯倉御厨註云、當時四貫文飯倉御厨註云、長日御幣五十丁と見ゆ、【東鑑】に、壽永三年五月三日武衛被奉寄附兩村於二所太神宮、件兩所者内宮御分武藏國飯倉御厨被仰付、當宮一禰宜荒木田成長神主と記し、寄進狀の文を載す、

寄進 伊勢皇太神宮御厨壹處 在武藏國飯倉 右志者奉爲 朝家安穩、爲成就私願、殊抽忠丹寄進狀 如件、

壽永三年五月三日 正四位下前右兵衛佐源朝臣 下りて長祿の頃の江戸圖に、飯倉村を載す、又【北條役帳】に二貫八百七十二文、飯倉之内飯倉彈正忠と見ゆ、彈正忠が世系今考べからず、同書に太田新六郎飯倉及小早川にて十四貫文の地を領し、又島津孫四郎飯倉之内櫻田三十八貫百五十文を知行せしことを記せり、又駒込吉祥寺に藏する元龜二年七月廿八日の文書に、遠山左衛門大夫政景江戸の内所々にて五十五貫六百八十五文の地を吉祥寺に寄進せしことあり、其内にも飯倉郷之内六貫文

と載せ、其内三貫三百文は前々より箕輪大藏が寄附せし由なり、飯倉村四域の大略を云に、東は増上寺山内より芝切通邊まで、西は麻布龍土六本木より永坂邊に至り、南は赤羽新堀を限りて荏原郡に界ひ、北は西久保邊より麻布我善坊町迄の間、古は一圓にこの村中なりしと云、されど役帳に據ば、櫻田の地も當時は飯倉に隸せしと見ゆ、同書に載る地のみも總て六十一貫餘に及び、又飯倉郷と記するものあるを見れば、殊に廣き地なること知るべし、御入國の後年を追て武家寺社の賜地となり、正保の改に高百四十九石七斗六升飯倉村と見ゆ、元祿に至りては高九十四石二升七合に減じ、今は七十五石八斗二升六合餘、段別六町八段九畝十歩とはなれり、然に此地は虎門より品川驛への往還なれば、次第に町並となり、飯倉町一丁目より六丁目に至り、同片町、同永坂町、同狸穴町、同六本木町の十町に別れ、寛文二年町奉行の支配となる、この町地段別合て四丁三反六畝二十四歩、其餘二町五反二畝十六歩の地は飯倉中に散在して町方に屬せず、御代官のみの指揮を受るものなり、今は武家の抱地或は寺社の域内となれり、是を在方分と唱へて左に載す、天正十九年十一月芝西應寺に寺領十石を附られし時、飯倉村にて五石三斗を賜はりしが、寛文中及延寶

三年、同六年の三度に收められ、他村にて替地を賜ひしより一圓に御料所となり、今に然り、檢地は元祿十年十一月織田越前守改む、

長谷川甚兵衛抱屋敷 片町の北、賜地に添てあり、六畝○戸澤大和守抱屋敷 狸穴町の南賜地に添り、一畝二十四○鷺仁

右衛門抱屋敷 狸穴町の北にあり、二反七畝二歩、寶永三年内藤駒之丞抱地とし、文政二○秋田山城守抱屋敷 仁右衛門

二月休眞の○大島俊次郎抱屋敷 休眞の東隣なり、九畝五歩

七郎右衛門に譲り、寛政六年三月伊藤○岩崎儀兵衛抱屋敷 權之助譲受、同年十月俊次郎に譲る、○岩崎儀兵衛抱屋敷 俊次郎の東隣なり、九畝、天明二年曾谷伯安より細川門に譲り、寛政六年十月竹本權左衛門の抱地となり、文政五年四月儀○町家女たき抱屋敷 儀兵衛の東隣なり、二畝二十兵衛譲受、○町家女たき抱屋敷 儀兵衛の東隣なり、二畝二十川理右衛門に譲り、寛政六年十月横井三太夫譲受、○金剛三郎受、後香川玄英に譲り、文化九年二月たき譲受、○金剛三郎抱屋敷 同邊なり、一反二畝一歩半、元祿の比は池田新兵衛抱地なり、後佐野宗知に譲り、安永三年十一月岸本閑盛譲受、文化四年二月○設樂市左衛門抱屋敷 里俗我善坊谷三郎の抱地となり、○光圓寺抱地 芝切通にあり、一段四畝二十四歩、元祿檢地、○光圓寺抱地 一段六畝三歩、専光寺抱前よりの抱地なり、

地 神谷町にあり、光藏院抱地 飯倉町一丁目にあ、眞淨寺抱一段二畝、

地 秋田山城守抱屋敷の○瑠璃光寺抱地 飯倉町四丁目にあ、東にあり、五畝六歩、

一乗寺抱地 眞淨寺の北隣なり、一段四畝四歩、○同寺抱屋敷 抱地の東南に續けり、六畝四歩半、元祿の頃は池田新兵衛

○芝金杉町在方分 芝金杉町は日本橋より二十八町を隔つ、往古は荏原郡の地なり、當郡に屬せし年代を知らず、正保の改に既に當郡に入高十三石六斗三升、伊奈半十郎御代官所金杉町と載す、土人の説に、古は金洲崎或は金曾木と記す、鶴岡八幡社延文二年管領足利基氏の下文中に、八幡宮社家領武藏國金曾木彦三郎、市谷孫四郎等跡の事止江戸淡路守押領事見ゆ、此金曾木彦三郎は當所の在名を名乗しならん、又今本芝町名主源五郎所藏天文二十三年七月小田原北條氏船方法度の文書に、柴金曾木船持中と書す、此餘【小田原役帳】に金曾木法林院分、金剛寺分、又千束之内金曾木と載る類は當所にはあらず、此地の四域東南は海涯にして、南は本芝町、西は三田邊、北は金杉川を境ひ、芝濱松町、芝土手跡町等に接せり、御入國後御料所にて今も然り、當所は東海道往還係れる

を以て、古くより商家軒を連ね、年を追て増加しければ、寛文二年町奉行の支配に属す、金杉通一町目、同二町目、同三町目、同四町目、金杉裏一町目、同二町目、同三町目、同四町目、同五町目、金杉片町、金杉濱町等、總て十一町に分ち、總段別五町五段二十六歩の地なり、貢は今も御代官所に納む、往古より漁人等毎月毎に四度づ、獵魚を奉り、又此邊御遊獵のときは番船二艘を出し、且御城米入津のとき、引船其浦役を勤め、年々漁船役永錢を奉れり、依て當海岸に於て一段九畝、金杉川の河岸にて九畝二十一歩の地を漁人の網干場に賜ふ、是亦別に永錢を出すこと、貞享三年を始とすと云、古は漁船百三十艘ありて、他の浦々に船を出して漁す、因て船印及鑑札を賜て記號とす、其船印小旗は堅一尺三寸、横一尺一寸、木綿にて作り、紺地に白く二つ引違て染出す、鑑札には焼印を記す、後年々に漁人も減じ、年貢及獵魚を奉る力なければとて、家持の町人等より貢す、故に金杉河岸網干場は彼の助成地として、件の町人等が抱地に賜り、町家を作ること免さる、然に獵魚の貢は寛政四年より代錢に換らる、同十一年六月當所及び芝町、品川獵師町、大井御林町、羽田獵師町、生麥村、新宿村、神奈川獵師町の八浦より洪水のとき救船を出すべきの命を蒙

り、當所よりは船六艘を出せり、依て船印長二尺四寸餘幅一尺三寸餘、木綿白地赤二つ引違の小旗六本、高張挑灯六張を渡し賜ひ、又文政三年九月増船二艘を命ぜられ、總て八艘を出せり、檢地は寛文十一年伊奈半十郎糺し、元祿八年織田越前守糺せり、此餘濱邊網干場地所別一段八畝餘の地は、寶曆十一年、安永七年の二度に伊奈半左衛門檢地をして新に高入となれり、
 金杉町家持町人總持抱屋敷 金杉川の北にあり、坪數四百五、元は漁人の網干場なりしか、享保九年、抱屋敷となり、町家作の御免を蒙れり、 ○松平因幡守抱添地 同所に續畝九歩、元は前に云町人抱屋敷の内なりしか、文化三年因幡守屋敷續き、海手寄洲東西四十間南北二十八間の地、永く御預り地となりしとき、 ○法圓寺抱添地 段別十八歩、元は町人買取て抱地とす、 ○法圓寺抱添地 段別十八歩、元は町人の地なりしか、寛永十年讓り請て、境内の添地とせり、 ○經覺寺抱添地 段別二十六歩に添て所、 ○了善寺抱添地 段別一畝五歩、元文三年町人仁持なせり、兵衛と云もの境内の添地として寄附す、

○本芝町在方分 本芝町は日本橋より三十町を隔つ、開墾の年代は傳へず、世に太田道灌が作と云る【平安紀行】に芝と云所をすぐるとて、
 露しけき道のしはふをふみちらし、駒にまかする明ほのゝ空

また【徇國雜記】に芝の浦といへる所に至りぬれば、鹽屋の煙うち靡きて、ものさひしきに、鹽はこふ船ともを見て、
 やかぬよりもしほの烟名にそたつ、船にこりつむ芝の浦人

と見ゆ、此二書、共に文明中の作なり、前條にもいへる天文二十三年小田原北條氏の船方法度書に、柴金曾木船持中と記し、永祿の頃の文書に柴代官百姓中、或は柴船持中など載す、又船役のことに付て出せし文書に、芝村船役の事、先御證文之筋目不可有相違旨被仰出者也、仍如件、天正十五年丁亥十二月十二日幸田源次郎奉之、蒔田御領分芝村船持中と載たり、此蒔田は世田谷吉良氏の事にて、後に蒔田に改めし家なり、家譜に吉良治部大輔治家五代の孫左兵衛佐成高より、其子孫左兵衛佐頼康、左兵衛佐氏朝、共に武州世田谷、相州蒔田を領す、又一説に左兵衛佐頼康室崎姫は、北條氏綱の女にして、頼康と俱に暫く久良岐郡蒔田村に住す、是を蒔田殿と稱せり、依て想に當所は彼女の化粧領などなれば蒔田御領分と記せし歟、此餘永祿、天正の頃のものに芝柴等通じ記せども、かく古よりの唱なることは勿論なり、御入國の後御料所にして、正保の改に高十九石五斗三升、伊奈半

十郎御代官所柴町と記せり、當所を芝と名付ること、其説區々なり、一説に昔此邊芝生にて武藏野の末なりし故に斯云と、又【南向茶話】に、此海邊をすべて芝浦と云ば、海岸近き所に小枝を並置て海苔を取る、木の枝を俗に柴と云、故に惣名を芝浦といへりと、此説信するに足らず、此所にて海苔を取ること近年の事なり、又【不問語】と云書に、江戸斯波を芝と云は誤れり、足利氏の管領に斯波氏あり、昔斯波氏居住せしにやと、されど斯波氏は足利支族にて子孫尾張、越前二國の間に居し由なれば、當所居住と云は覺束なし、前に云【平安紀行】の歌などに思ひ合すれば、武藏野の末芝生の地と云説穩ならん、今芝の名を冠りし地、東は海面に限り、南は荏原郡上高輪町に境ひ、西は三田、北は飯倉邊に接せり、其内後年武家及び寺院の賜地或は芝何町と唱へり、地子免許の町地となりしもの許多あり、全く本芝町に属する地、東南は海岸に限り、南西は高輪及芝田町一丁目、又其邊の武家屋敷に接し、西北は三田町に續き、北は芝金杉町なり、當所は東海道往還に係れるを以て、古來より町並に連住し、年を追て商店増加しければ、此地總段別四町四段六畝二十六歩、町數七、本芝一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、本芝材木町、本芝下町、本芝入横町

と唱なへ、寛文二年町奉行の支配に属せり、されど貢は舊の如く御代官進退す、檢地は元祿八年織田越前守紀せり、古來當所に七人の漁夫ありて、月毎に四度づゝ魚を奉れり、是を御菜肴と唱ふ、元祿九年六月當浦の漁人等他の浦々にて魚獵心の儘になすことを免され、記號の船印堅一尺三寸、横一尺一寸の小旗を木綿にて製し、紺地に白く二つ引違て染出し、焼印したる鑑札を添て賜へり、然ども年を追て漁人は減じ、商家は増ければ、本芝町家持總町人等獵夫に代て御菜肴を奉れり、此等のことに付、助成地として濱邊通り元網干場段別六段三畝二十歩を貞享三年賜て、家持町人共が抱地とす、物置土藏等の作事を免さる、爰も寶曆十一年新高入となれり、又新網干場と唱るは、享保八年海岸寄洲の内四段七畝二十二歩の地は見取場と號し、永錢を貢す、然に寛政四年獵魚を代錢に換らる、同十一年六月當所及び芝金杉町、品川獵師町、大井御林町、羽田獵師町、生麥村、新宿村、神奈川獵師町の八浦より洪水の時救船を出すべきの命を蒙り、當所よりは船二艘を出せり、則船印長二尺四寸餘、幅一尺三寸餘、木綿白地赤二つ引違の小旗二本、及び高張挑灯二張を渡さる、又文政三年九月増救船三艘を命ぜらる、

松平豊後守抱屋敷 一段八畝、元より豊後守抱屋敷裏つ、築立、同年十二月本芝町の高入とす

○上澁谷村 上澁谷村は日本橋より行程二里餘、澁谷郷谷盛庄に屬す、上古は此邊江海に濱して鹽谷の里と號す、今に至て此邊を穿つ時は、土中若干尺の下は皆昔時海底の土砂出づ、是以桑滄の變を證とすべしと云、昔左馬頭源義朝に昵近せし、金王丸が舊跡にて、著名の地なり、地名の起りは傳へず、按るに治承中に相摸國高座郡澁谷庄に澁谷庄司重國あり、若くは其先世の間支族など此地に移りしことありて彼の地名のこゝに移りしにや、又鹽屋の里の唱轉せしにや、【正保國圖】には上中下に分たす元祿の改より今の如く三村に別ち記す、按ずるに【長祿の江戸圖】に、上澁谷下澁谷と載せ【小田原役帳】に太田新六郎知行の内六貫五百文、江戸下澁谷興津分とあれば、當時は却て上下に村名を分ち唱へしならん、家數五十九、地域の略、東は穩田、原宿の二村、西は代々木、上豊澤の二村、南は中澁谷村、澁谷宮益町、北は千駄谷代々木の兩村にて、此餘武家屋敷に接する所あり、東西九町餘、南北十二町餘、用水は千駄谷村より四谷上水を分て引用ゆ、正保の改に高六百八十八石六斗、御料所及

戸田七内、三浦半之助、同五郎左衛門、森川六左衛門、尾崎武助、吉田清六郎、野間藤市郎、島田久太郎等が知行と清昌寺青松寺の誤なり領、又野米野錢見取場等は御料たりしよし見ゆ、後年上中下の三村に分れて、後私領は島田久太郎及戸田七内の知行當村に屬せしが、元祿の頃に至り、子孫島田出雲守、同十二年戸田右衛門が時上りて共に御料に入れり、但尾崎武助が知行の上りし年代、其他の所在は三村共に傳へず、今は御料及江戸愛宕下青松寺領二十二石、湯島根生院領十八石一斗三升三合入會なり、青松寺は寛永年中、根生院は寛文三年共に替地として當所を賜ひしと云、又村内御用地となりしは年代知れず、稻葉丹後守寛文年中、松平左京大夫元祿十五年、岡部美濃守寶永二年、善光寺其餘武家屋敷等に賜ひ、又中下の二村にも武家屋敷となりし地許多あり、今江戸市店の地となりし所は、宮益町に狭まりし地、又中澁谷村に入會し飛地の二所にて、共に道玄坂町と唱へ、正徳三年閏五月より町奉行の支配に屬し、貢は御代官進退す、村の異の方十町許隔ち、原宿村に續て飛地あり、段別七畝六歩字五段田と唱ふ、又同續千駄谷村界に飛地あり、これ慈光寺の在所にして段別二畝餘、其餘中下澁谷、上中下豊澤の村々、元澁谷一村の地なれば互に入會の飛地許

多あり、檢地は元祿十二年伊奈半左衛門改む、高札場村の東にあり、上豊澤村と組合なり、小名 道玄坂町 町並なれば御府内、上知組 元祿十二年より御衛門か上り地跡を云、今上豊澤村名主の進退に、吉川屋敷て、別村のこゝとく私に上知上澁谷村とも唱ふ、吉川某抱屋敷跡を云、ちんころ屋敷 古ちんころ吉兵衛と云へる屋敷跡を云、當年の地主を傳へず、今年外ヶ輪 原 六段田 幸螺尻 大原 前耕地 谷戸 鴻谷 北谷 下々村 小平 宇田川 丸山 下田 道面 諏訪山 清水窪 同谷 長塚 赤羽根 澁谷川 村の異の方を流る、又下流の名此邊に及びて赤羽根川とも唱ふ、川幅二三間より五六間に至る、○橋二二は長五間共に前の川に架す、稻荷社 小名北谷にあるを以て北谷稻荷と號す、當村及び上豊澤村の鎮守なり、江戸山王社家小川織部持、名主長吉か先祖讚岐太郎直高文明年中駿州より移りし時勸請し、其後六代左平次承應三年八月再造の棟札あり、寶永五年子孫左平次再造し、享保十三年松平左京大夫願主として造營し、明和八年同人再造せり、織部の持となりしは萬治二年なりと云、末社天満宮 土師家天満宮と號す、昔神の本姓をもて冠し唱ふ病を祈るもの多し、安永五年及び享和三年流行の時、癩瘡の病を祈るもの多し、文政七年には殊に群集せり、癩瘡神 ○稻荷社 千代田稻荷と號す、是 ○諏訪社 村民五郎左衛門か先祖信州より移し

祭

長泉寺

禪宗曹洞派慈雲山と號す、江戸愛宕下青松寺の末、相傳ふ往昔登田村の内宇堂免と唱る邊に古刹あり、文治年中の開建なりしか荒廢して宗門寺號をも傳へず、其地に觀音堂のみ存せり、今當村の名主長吉が先祖、田中左膳義直、大永年中彼堂の本尊を宅地に遷して草堂を營み、天文十五年僧春のを置て守らしむ、其後文祿元年青松寺七世瑞翁讓受、今の山寺號を唱へて法地とし、則當所に隱居す、慶長九年七月二十九日化す、故に此僧を始祖とす、年經て後堂宇壞弊して殆廢寺となりしを青松寺十四世不中、衣資を捨て舊觀に復す、故に是を中興第二祖とす、寛永十三年秋大猷院殿御放鷹の時成らざれば觀音緣起を聞きめされ、地 觀音堂 觀音木像長一尺三寸、人肌正觀音と號す、藝州藩士藤村彌一右衛門滿茂が寶永丙戌の記に曰、人肌觀音は定朝の作、通身常に温なること人膚の如し、故に此號あり、相傳ふ澁谷金丸の渴仰して出入常に懷にせし所なり、金丸は川崎土佐守基家が胤子なり、基家軍功の賞として此地を領せし時、巨利を刳建す、時に康平六年なり、金丸に至て此觀音を安す、久壽二年田子先生義賢追討の時、金丸も出張して大藏の館を圍み攻て小山田次郎を殺す、夜に至て先生襲來り、事急に出つ、觀音精兵の姿に現して城兵を退く、金丸其像を開扉し、通體汗流を見て其奇特を知る、遙の後北條氏綱起て上杉朝興と矛盾の時、大永四年正月十三日堂塔以下兵燹に懸る、只像依然として餘燭の中に存す、村民奉し歸て梁上に秘し置しに、其家毎夜震動し、梁間に光を放つ、因て恐て別に小堂を造て安置す、其後地を賜はりて結構し、遂に長泉寺境内に屬す、偶藝州の別業隣れるを以て祈誓して清泉を穿ち得しかば、太守の夫人彌信心怠らずと云々、瀧見堂の額を扁す、大永の頃今の登田村にありし時、瀧の側にあり 觀音堂 尺銅の立像を安す、長七

より此唱ありと云、

稻

舊家者長吉

田中を氏とす、先祖讚岐太郎直高、文正年間駿至るまで凡十四代と云、系圖は紛失して今世々の姓名卒年のみ記せしものあり、居室の地は澁谷長者か下屋鋪の古蹟なりと云、長者の事蹟は原宿村に載、先年當所より古錢夥しく掘出せしか、其錢の缺壞せしをもて銅佛三軀を鑄造し、一は家に藏し、二は支族に頒つ、其後天明二年また古錢一塊を掘出今これを藏せり、是皆長者が遺物なるへし、寛永年中大猷院殿當村に成らせられし時、人肌觀音の緣起を聞きめされ、持地の内堂地域の年貢を除き賜はりしは、今の長泉寺なり、其時賜はりしものとて 御紋付土器を藏す、

鐘樓 鐘は安永三年

像を藏せり、

此餘蓮如上人十歳の筆、祖師及び

聖德太子の畫

鐘は安永三年

鐘は安永三年

鐘は安永三年

鐘は安永三年

鐘は安永三年

鐘は安永三年

鐘は安永三年

鐘は安永三年

井伊掃部頭抱屋敷

一段九畝三歩、千駄谷、代々木の二村にかゝる、下屋鋪に圍入、○松

平安藝守抱屋敷

二段五畝九歩、寛文六年抱とす、登田村下

近江守居屋

○松平左京大夫抱屋敷六段三畝十五歩寛文十三

岡部美濃守抱屋敷

一町三段六歩是も下屋敷に添り、寛文十一年中川氏より讓受、

○松平日向守抱屋敷

三段四畝十歩、登田村 ○諏訪備前守 抱屋敷 四段七畝二十五歩、當村上豊 ○岩瀬伊豫守抱屋敷 澤村入會の内下屋敷に續く、文化五年井上美濃守に譲り、文政五年より持とす、登田村抱地に續けり、○富安九八郎抱屋敷 五町七段五畝十歩、文政四年松平因幡守より譲り、上豊澤村、代々木村の二村に跨り、○小川織部抱屋敷 七畝七歩、織部は江

○中澁谷村

中澁谷村は郷庄の唱前に同じ、日本橋より二里東西十町、南北八町、民戸百十七、東は下澁谷村、西は中豊澤村、北は上澁谷村、澁谷宮益町、南は荏原郡上目黒村なり、水田には三田用水を引沃く、地頭は吉田清三郎、三浦五郎左衛門、野間忠五郎等なり、正保以前より領すること上に見ゆ、又湯島根生院領四斗六升五合餘入會へり、村の東南に相州矢倉澤道あり、幅二間同邊に鎌倉の古道と唱るあり、赤坂門外より目黒筋に通行の道なり、

小名 鉢山

【江戸砂子】に法道仙人の鉢、此所に飛來し故神に斯名つくとあれと、土人は絶へて傳へず、泉ヶ谷 村の西にあり、爰に涌泉あり、是も砂子に昔享鉢仙と云、堀ノ内 此所の民十郎右衛門か地に甘露水と唱ふる泉とし、地は旅宿ありし時、此水を捧ぐ、其味美なること甘露の大如しと賞し給ひしよりの名と記せり、土人は傳へず、

和田 宇田川 並木 神山 深町 六段目

道玄坂 村の東南にて相州矢倉澤道なり、登り一町餘、坂下のに住せしとも、又一説に、古への邊に道玄寺と云寺ありしに據れば、三町程東の方宮益町内富士見坂は元地にて、後年其名此所に移りしといへと、彼所の中程に道玄坂町の切地ありは、かゝる説を附會せしなるへし、

澁谷川

村の東を流る、幅四間、○板橋四一は長六間、金王下橋と云、往來のために架す、共に長五間、

稻荷社

田中稻荷と號す、中豊澤村東福寺の持、

河崎庄司次郎館跡

今其地詳ならず、庄司次郎は金王丸城跡の内に入れり、○金王丸駒冷池跡 村の中程にて

丸城跡

今其地詳ならず、庄司次郎は金王丸城跡の内に入れり、○金王丸駒冷池跡 村の中程にて

女抱屋敷

一町七段八畝二十歩、○横山内記抱屋敷 一町三

壹岐守抱屋敷

一町四段三畝三歩、中豊澤村に、○有馬左京

抱屋敷

一町三段二畝二十五歩、○藤山信周抱屋敷 八段一畝

寛政十一年より抱なり、信

○寶泉寺抱地 一段二十歩、寛政

周は松平出羽守家人なり、

○寶泉寺抱地 一段二十歩、寛政

寶泉寺は下澁

谷村にあり、

○下澁谷村 下澁谷村は郷庄の唱、日本橋への數里、用水等は前に同じ、下豊澤村は元當村の内なれば、地域犬牙して四隣及廣狹の町敷は辨別しがたし、二村を通じて大概をいはゞ、東は櫻田町邊武家屋敷、麻布町、西は荏原郡上目黒村、南も同郡三田村、北は本郡原宿村、青山邊武家屋敷なり、東西凡二十町、南北十五町、東北の二方は武家屋敷と犬牙し、又飛地多く、村内に麻布町の飛地二ヶ所、原宿村の飛地一ヶ所、荏原郡今里村の飛地あり、家數百八十七【小田原役帳】に六貫五百文、江戸下澁谷興津分と載せられたれど、上澁谷村の條に辨する如く、當村をさすや否を知らず、今御料所と地頭三浦銅太郎、森川六左衛門、三浦五郎左衛門及江戸湯島根生院領十三石二斗四升二合餘、西久保天徳寺領二石八斗八合、天徳寺領は寛文年中賜ひしと云、三人の知行は上澁谷村に云へる如く、正保以前に賜はりしなり、此餘正保の改に記せし島田久太郎、戸田七内が知行上りし事は上澁谷村に同じく御料に屬す、又村の所々に町並地あり、寛文八年よりの家作地にて、正徳三年閏五月より町奉行支配に屬し、廣尾町と號し、御料私領入會段別二町一段二十三歩、檢地は元祿十年織田越前守、同十二年伊奈半左衛門改む、新田は享保十七年元文五年の二度、伊奈半左衛門、

寶曆八年辻源五郎、明和四年伊奈備前守、安永八年伊奈半左衛門改む、村内に往還一條あり、東の方芝赤羽根通より西の方荏原郡世田谷邊に達する道なり、幅三間より九尺に及ぶ、高札場村の中程、小名 廣尾町 御府内の道城池古此邊に道城寺と云寺ありと云、今は埋れたり、下 猿樂塚 來由は中豊豊澤村に跨り、下同し、猿樂塚 澤村に記す、羽澤(江戸砂子)に、建久二年源頼朝の飼鶴此所に來り、巢を作しに因て鶴澤と名つけ、其雛始て羽うつ所を羽澤と云、其遊來る所を鶴谷と云とあり、土人云鶴澤、上知組今は羽澤の内に入れり、鶴谷の唱はつたはず、元祿十二年戸田右衛門上地に 野崎組 此地の用水堀に昔て、御料所にせし地か云ふ、野崎組 朝霧か瀬と唱し所ありしと、又其邊にかふる塚と云所もありしより、二所の名義につき雜説を記せしものあれと、土人は今其在所も詳す、傳へ 源藏組 廣尾向 四段町 永谷戸 伊東前田子免 伊勢山 筭 八段丸 缺塚 澁谷川 村の中程を乾より、○橋四 一は長十二間、澁谷橋と云、一は天現寺橋と云、長前に同、一は長五間、庚申橋と云、共に澁谷川に架す、廣尾原 村の巽に寄し茅野なり、内藤銀一郎が屋敷跡にて、延享元年の上地の内なりと云、坪數二千七百坪、御鷹狩場にて除地なり、古は此邊小名樋籠と號し、當所を土筆か原と唱へて土筆多く生ぜし曠野なり、後廣野と唱へしを元

祿檢地の頃より今の唱に改む、按ずるに、此原元祿の以後も次第に新田を開き、彼銀一郎が下屋敷上げ地のみ古の形を存せしなるへし、今當村及ひ下豊澤村預なり、

神明社 古より村内に在し祠なり、後年湯嶋、○稻荷社持、圓満寺抱地内に入て同寺の持とす、

吸江寺 禪宗臨濟妙心寺末普光山と號す、寺傳及二世中興神洲良祇の記せし開山行狀の略に、始祖石澤良全は豊後國大友氏の臣福井氏の子なり、一絲和尚に參學す、後年當國に來り麻布櫻田町に寓居す、其頃板倉周防守重宗の室石澤の道徳を信し、一梵字を建んとて地を求めしに、同所の内に、寛永の初或道人住して臥雲庵と號する草庵の跡ありしかを得て慶安三年其地に一字を創建して、今の寺山號を銘し、石澤を住せしむ、當村へ移りしは寶永三年村民の寄附地へ引地せしと云、又櫻田町名主の記には寶永七年の起立にて、元祿十四年六月引替地の願を命せられしと見ゆ、寶永七年は前の草庵起立なるへし、石澤は延寶八年六月二十三日寂、開基重宗室、寛文八年八月十日卒す、玉樹院寶林清月と諡す、中興開基は板倉伊豫守重形なり、法名大圓院機外源貞享三年七月二十六日卒す、本尊觀音、木の座像、長一尺二寸春日の作と云、彦山權現社 稻荷を相殿とす、開山は豊前國彦山にて元和七年誕生せし人なれば、産神なるを以て、彦山に祀りしなる 鐘樓 鐘は寶曆十年鑄造の功を初め、○東北寺 同

同末禪河山と號す、寺傳に開基の僧は至道無難と云、俗姓は相川源左衛門と號し、美濃國關ヶ原の人なり、愚堂和尚に隨身して僧となり、麻布櫻田町に庵室を營み住り、延寶年中彼庵は小石川村の内に移し、今に至道庵と號す、別に一寺を起立して愚堂の神足洞天慧水を請して開山とす、櫻田町名主の記に、寛永六年起立とあれば、此時初て草庵を營みしこと知らる、元祿九年引地願を許され、當村へ引移せり、至道は延寶四年八月十九日、洞天は寶永七年正月十二日寂す、及上杉

彈正大弼の室を開基となせり、生善院慶嚴榮餘と諡し、御靈寶永三年八月十七日卒す、本尊は釋迦の座像なり、岡崎三郎屋酒井左衛門尉、大久保加賀守、開基至道と諡して岡崎三郎信康君及母堂築山殿の御靈牌を置けり、其年月及記録等は安永中火災に罹りし時焼失、白山社 鎮守とす、右に青龍權神を、秋葉社 稻荷、天満宮 鐘樓 銘に承應三年鑄造りしに附し、貞享四年、享保七年の ○鷲峰寺 同宗末靈隱山と寄附に再造せしことを載す、○福昌寺 禪宗曹洞派、江受法寺と號して高輪にあり、其頃旗下の土坪内平左衛門經定、麻布光林寺の住職節外祖貞の禪法を歸依し一寺建立の志願あり、然に節外當所自西庵に隱棲せしを彼受法寺住職として、享保元年に經定剃髮受戒して隨侍し、其後當村へ引地して、とを謀り、事果さずして同三年五月十四日卒す、鷲峰寺後林祖英と諡す、明年許を得て引地せしより、山寺號を改めし時經定の法名を寺號とす、開山節外は同十年二月八日寂す、本鎮守社 天照太神、春日、八幡、水 地藏堂 石像を、開山堂常在庵の 鐘樓 寶曆六年鑄造、○福昌寺 禪宗曹洞派、江澁谷山と號す、寛文十年火災にかゝりて起立の年代は傳へざれど、開山桂岩良嫩慶長二年十月二十九日寂す、又大徳院殿の御代、時の住僧耕國願ひ上拜領地となりしよし傳ふ、本尊貞觀二年三月十五日圓仁の造立せし 鎮守堂 役行者の石像及ことは載たれど、傳來詳ならず、○仙龍院 本山修驗、江戸赤坂安、衆寮 鐘樓 寶永四年鑄造、○仙龍院 本山修驗、江戸赤坂は荏原郡白金村に住せしか、文政六年當所 天桂庵 派、村内を抱地として移れり、辨天を本尊とす、

祥雲寺(此寺廣尾町に有れば御府内の條に出す)塔頭香林院持とす、起立は傳へされと、元は葛飾郡柳島長壽寺持にて寛保二年十二月讓受、天明七年香林院住持東天其弟子妙立尼に附屬せしより、今に尼庵なり、よりて東天を開山とす、本尊如意輪觀、座禪堂

舊家者 善右衛門 野崎を氏とす、下豊澤村寶泉寺に正應五年は祖先を澁谷佐重本といひて澁谷村の領主なり、重本豊澤の寶泉寺を開基す、然に中頃寶泉寺殆廢轉に及し時、野崎若狭佐重安と云もの、慶長年中法印實圓を以て其寺を中興せし由見えたり、是先祖の墓なりといへと明證なし、碑陰の文は慶長後に刻せしものなり、此 ○同半藏 岩崎を氏とす、即寶泉寺餘由緒系圖等は傳へず、○同半藏 岩崎を氏とす、即寶泉寺孫なり、是も系圖記録等は傳へず、

堀田相摸守抱屋敷 三段九畝二十六歩、○内藤紀伊守抱屋敷 二段九畝五歩、下豊澤村に跨り、○保科彈正忠抱屋敷 二段八畝十五歩、屋敷に圍入る、○高木主水正抱屋敷 三段六畝八歩、下、○中山内匠頭抱屋敷 二段七畝、○永井肥前守抱屋敷 八畝の地なり、○長谷川岩之丞抱屋敷 無段別、石高五斗、○服部眞藏抱屋敷 二斗四升三、○圓滿寺抱屋敷 三段五畝十一歩、圓滿、○祥雲寺抱屋敷 九段一畝二十七、○吸江寺抱屋敷 六段六畝二十歩、○東北寺抱屋敷 一町三段三畝八歩、○鷲峰寺抱屋敷 四段七畝十五、○寶泉地 是も境内に圍入る、

○上豊澤村 上豊澤村は昔上澁谷村の地なりしを、元祿十年織田越前守檢地して別に一村となせり、近郷の土俗は、今に上中下豊澤村とも、郷庄の唱彼村に同じ、日本橋より行程二里餘、分村以來御料所なり、民戸十一、東西一丁、南北四丁、東は穩田村、西は中澁谷、代々木の二村、南は中澁谷宮益町なり、村の西南隅に駒場野御成道少しく係れり、道幅二間、則矢倉澤道なり、又西の方に係れる幅二間程の道を鎌倉古街道と云、

小名 下村 小平 宇田川 丸山 大原 原町通 道玄坂通 澁谷川 村の東を流る、幅五六間、赤羽川とも呼ぶ、寛文五年抱地とす、元祿十年願に依て内諏訪備前守抱屋敷 一町九畝七歩を下屋敷に賜ひ、殘地三百二十三坪は今、○富安九八郎抱屋敷 一町六段三畝二歩、延に抱添地とす、○富安九八郎抱屋敷 寶三年松平左京大夫抱地となし、享保の後横山兵庫助、池田將監、松平因幡守等を経て九八郎の持となる、

○中豊澤村 中豊澤村も元祿檢地の時中澁谷村より分村すと云、郷庄の唱、日本橋の行程、並に前に同じ、家數十九、東は中澁谷村、北は中澁谷、代々木の二村なり、西は荏原郡駒場原、南は上目黒村、東西五丁、南北六丁程、此餘澁谷村と入會の地所々にあり、古より御料所なり、後年僅の新田あり、寶曆五年小野左太夫檢地す、

寺抱地 一町四段四畝十八歩、下豊澤村入會の ○大聖寺抱地 一段七畝十二歩、境内に續けり、大聖寺も下豊澤村にあり、

○澁谷宮益町在方分 澁谷宮益町は青山より目黒邊に達する往還の左右に在、日本橋より一里半、地域、東は仙石道之助下屋敷、中澁谷村、南は下澁谷村飛地、中澁谷村、又赤羽川を限、澁谷川、代々木の飛地、中澁谷兩村入會の地、西より北に廻りては上澁谷村、又稲葉丹後守上地跡、武家屋敷に接す、此地は昔澁谷村の内村民町家なり、後年段別二丁三段四畝二十三歩を分て澁谷新町と號す、承應元年迄伊奈半十郎忠治支配し、同二年島田出雲守守政に賜ひしか、後上りて元祿十一年九月御料に復して伊奈氏支配す、【正保郷帳】にも澁谷の地は一村とす、

【元祿郷帳】には今の町名を載たれば、正保の後分村せしこと知らる、檢地は元祿十二年伊奈半左衛門糾せり、又町名は同十三年六月宮益町と改號す、鎮守御嶽社より起る名なりと云、正徳三年閏五月家作は町奉行の支配に屬し、畑屋敷は町の北裏二、南裏一、合四段四畝十一歩のみ舊によりて御代官の指揮を受、是を在方分と號す、享保二年始て駒場野に成らせられしより、今に至て町の東木戸より御場内となり、其御用を勸む、此餘町並地に屬せしこと及寺社等は御府内の部に載す、

高札場 村の東北にあり

小名 猿樂塚 高一丈許の塚なり、土人の説に、往古鎌倉埋めし印なりと云、將軍頼朝此地にて猿樂を催し、畢て其具を受難き説なりと云、神泉谷に澁谷村、鉢山に同、新林 大山 神山 小丸 平代 宇田川

八幡社 金王八幡と號す、古より中澁谷村の鎮守なり、分村の被甲騎馬の像、長二尺、弘法大師の作と云、別當寺所藏村岡五郎左衛門重義が書せし明應九年正月の縁起の略に、源義家奥州征伐の時、村岡五郎良文の孫秩父十郎武綱、同重家、父子從て軍忠を抽て、其賞として義家の一字を賜はり、基家と號し、氏を河崎と名つけ、當所谷盛の庄を宛行はる、又八幡加護の故を以て長元の昔源頼朝秩父郡妙見山八幡社に納め置し、日月二旗の内、月輪の旗を移し、神體として八幡を造營し、又六孫王經基天慶中平將門追討の時の館跡残りしを、一寺となし、親王院と名付け、當時の神體月輪の旗は靈物にして祟あることを第二十世住僧能澄夢想の告を蒙て、固く封じて社下に埋め、今の神體に替しと云、後重家京都に勤の時、天子徒、澁谷權介盛國と云ものを禁中にて搦捕ければ、時の天子堀川院賞せられ、土佐守に任し、澁谷を以て氏に命せらる、其後所領なれば爰に住せり、故に澁谷の地名起れり、斯て重家當社に祈願し、永治元年八月十五日一子を儲け、名を金王丸と號す、十七歳の時左馬頭義朝に従ひ、鎌倉に趣く、其母名残を惜みければ、自から像を彫刻して是を殘せり、是今安する所の像なり、後長田忠政が計にて義朝横死の時、金王丸忠戦し、從卒八人を討取、一方を切破て伊豆の土肥次郎が家と改號せしか、治承年中頼朝に從ひ、石橋山合戦の後密に此澁谷に來り、八幡に參籠せり、此時昌俊が謀に依て伯父澁谷

重國も頼朝に從ひ、重國の次男次郎高重を以て昌俊の養子とす、文治元年十月朔日源義經謀叛の聞へりければ、頼朝より、義經追討の事を命ず、昌俊再三辭すといへとも許されずより命に應せし時、靈像の藥師を賜はる、昌俊心安からざる故ありて、彼藥師に書を添て鞍馬山に納め、同月二十三日義經が館を襲て終に害せらる、其後養子高重鞍馬山に詣て弘法大師彫刻の八幡の像、及昌俊が納し藥師の像を得て鎌倉に携來り、頼朝の免許を蒙り澁谷に歸て當社の神體とすと云、按ずるに此縁起疑ふべき事多し、殊に重國當所に住せしと云は尤誤なり、澁谷庄司重國は相州高座郡澁谷庄に住せしこと(東鑑)等にも見へたり、又鐘銘に據は秩父六郎基家軍功の賞として當所を賜り、當社の別當院を建立し、寛治五年源頼家修治を加へ、建久二年源頼朝殿堂を増修し、社參ありて僧宇の三號を賜ふ、後今の寺山院號に改む、又遙の星霜を経る大永年中の兵火に神社僧宇悉く烏有となる、慶長年中漸く再建に及び、元祿年中に至て別當慧順願上て新に社頭以下鐘樓坊舎に至るまで悉く落成すとあり、又記録に云、慶長年中青山常陸介忠成夢想のことありて厚く當社を信仰し、其子伯耆守忠俊も深く信しければ、春日局と謀て慶長十七年三月十三日竹千代君御武運のため、當社に於て御祈禱あり、九月十五日竹千代君御元服ましまし、同十七日社堂修造のため、春日局より金百兩、伯耆守より材木若干を寄附す、元和元年八月官より華表、瑞籬等御寄附ありしよし見ゆ、是に據は、慶長以後幾程もなく再建成れり、鐘銘に元祿年間再建と云もの疑ふ、末社 高良明神 稻荷 天神 繪馬堂 神樂堂 護掌堂 鐘樓 寶永元年鑄造 金玉櫻 金玉丸影像に頼朝より、古木は枯て今は植繼しものなり、花樣一莖にして單瓣重瓣交錯す、此餘松杉二株あり、圍各九尺許、共に神木とす、別當東福寺 天台宗江戸山王城琳寺末、開山僧圓鏡、養和元年閏二月七日寂す、當寺は源義家堂社造立のとき、共に建立ありて則親王院と名付しが、建久二年鶴岡八幡社再興の時、當社も修理を加へられ鶴岡山と名付く、其後建仁二年圓證と云僧住せしか、澁谷高重此僧を歸依し、伽藍を造立し、澁谷山圓證寺と號し、院を常照と改む、本尊彌陀は慈覺大師の作、長三尺二寸なり、此像は開山圓鏡旅僧より授與す、鎮其報として地藏像を贈る、彼僧欣然として携去て行方を知らず、鎮其忽行方を失ふを怪て是を尋るに、金玉丸影堂中に彼贈りし地藏の像あり、是金玉丸の假に旅僧に現して授けしに疑なしとて、益信仰淺からず、終 寺寶正觀音像一に彼彌陀を本尊と崇め八幡の本地佛とす、寺寶正觀音像一驅長三尺、立像なり、金玉丸守護、十一面觀音像一驅長五寸佛なりと云、矢拾觀音と號す、子安藥師像一驅長一寸五分、義家より基家に與へしもの、

子安藥師像一驅長一寸五分、龍宮より田現せしものと云、常盤御前より頼朝に傳へ、又土佐昌俊に授けられ、昌俊鞍馬山に納めしめて、澁谷高重これを得て當時に納め、鈎匙一本にて作り、瓢箪の象眼あり、金玉丸像一驅自刻して母に送りしと云もの是なり、太刀一振、尺十郎基家が佩刀なり、獅子丸と號す、基家戰陣に獅子の勢あり、因て佩刀をかく義家名付し由云傳ふ、無銘、長二尺七寸餘、長刀一振、金玉丸の舊物なり、毒蛇の長刀と號す、長二尺八寸、中心二尺四寸五分程、柄長四尺餘あり、金玉丸猛勇にて此鋒先に向ふ人皆死、月輪旗一流尺五寸、幅一尺五寸許、月輪は圓經七寸程にて黒色なり、此旗は縁起に載る神體を摸せしものと云ふ、門前町屋 間口三十間半、步數二百七十四坪五、合、延享三年より町奉行支配となる、佐竹壹岐守抱屋敷 三町九段七畝十四歩、中澁谷村に跨れり、

(松盤常)

○下豊澤村 下豊澤村も前村と同一元祿檢地の時、下澁谷村を裂て別に一村とす、四境犬牙せること下澁谷の條に辨せり、郷庄の唱江戸の里數前村に同し、三田用水を引用ゆ、分村以來御料所なり、後年新開の地は享保十七年九月寛播磨守、伊奈半左衛門等、明和四年九月伊奈備前守改む、家數二十七、此餘正徳年中村内を裂て町方支配となりし地五段五畝十歩、澁谷廣尾町に屬したれば下澁谷村と同一、御府内の條に出す、高札場 村の中程にあり、澁谷川 村の中程を流る幅五間餘、廣尾原 當村下澁谷の二村にて預れり、事は既に下澁谷村に辨す、氷川社 下澁谷村及當村の鎮守なり、神體木の立像にて、本地は慈覺大師の作、毘沙門各長一尺三寸なるを安す、當日、不動、十一面觀音、毘沙門各長一尺三寸なるを安す、當社は澁谷金玉丸信仰せし舊社なりと、或は右大將頼朝の勸請の社なりと云説あれと、今社傳を失ひたれば詳ならず、例祭は九月二十九日神輿を昇て兩村を渡し、又角力か興行す、東叡山五世公辨法親王の筆水川大 末社太神宮山王天滿宮明神の五字一幅を社寶とす、稻荷疇瘡神合社 辨天社當村を正五九月三度の神事には假に神樂殿とす、常盤松 週一丈二尺餘、傳へ云、左馬頭義朝の妾常盤の植し所にて、其時和歌一首を詠し、自筆を以て色紙に書て松の枝に附たり、其色紙別當寶泉寺什寶として今に藏す、圖下に出せり、是よりして常盤の松と呼ならはせりと云、按に義朝が妾當國

に下りしこと未所見なし、永祿の頃世田谷の城主吉良左兵衛佐頼康の妾に常盤と呼しものあり、業妾に始まれ、遂に世田谷村小橋の邊にて自殺せしかは、其橋を今に常盤橋と呼、又同郡馬引澤村八幡社、及若林村香林寺、弦巻村常在寺等にも此人の事を傳たり、且世田谷より當所は程近き所なれば、此松を植しは頼康が妾常盤なるべし、然るを義朝が妾の著なる石ありて、浪人齋藤定易建る所にて九十年程に及ぶ、其子孫今松平備前守藩士なり、別當寶泉寺 天台宗山王城琳寺末、惠日山藥王院と號す、慈覺大師の開闢なり、開基澁谷重本の碑なりとて境内に建つ、正面に正徳五年九月廿四日と彫のみ、裏に後人の文を刻すと云、澁谷領主澁谷佐重本始て開基す、卒して澁谷院臺谷澁連と諡す、後廢壞せしに、重本が子孫野崎若狭佐重安、慶長年間僧實圓を中興として廢れたるを興すと云、按ずるに、大師を開闢とし重本を開基とすること年代齟齬す、古の事にて傳を誤れるならん、本尊彌陀立像、脇立觀音、勢至心を安す、彌陀は惠、寺寶般若心經一軸、慈覺大師筆、土佐坊昌俊像一驅坐像長一、兜一頭、鉢頭形にて、黒漆と鍍三枚、威毛菱物といへると其頃の、鞍一口普通の鞍に異ならず、是昌俊の着せし物と見へす、後の輪に藁の蒔繪あり、是も昌俊の乗鞍、色紙一枚、義朝の妾常盤、社地の松に附し色紙にと云傳ふ、是は自筆なりと云詳なることは既に常盤松の條に見へ、金玉櫻 金玉丸八幡社の木と同木なり、色紙の圖左の如し、金玉櫻 金玉丸八幡社の木と同木なり、數株とな、強力權現社 相傳ふ、往昔の住僧某大和國大峯に患ることあらん、此神像を尊信せば其難を免かへしとて、一軀の木像を授く、長五寸五分、其形狀秋葉權現に似たり、



僧の名を問しに強力とのみ答てうせ去ぬ、後年小鐘樓寶曆祠を寺内に建、其像を祀り遂に神號とすと云、鐘樓十二年鑄造の鐘、藥師堂門外にあり、左馬頭義朝の妾常盤の守護をかく、藥師堂佛と云傳ふ、故に常盤藥師と號す、坐像長三寸許、慈覺大師の作、常盤のことは既に前に辨す、近き頃堂は回祿に罹りて未再建に及ばず、像は假に客殿に安す、

○第六天社村持

寶泉寺 眞言律宗、和泉國一の宮大島山神鳳寺宿寺にて、江戸湯島靈雲寺末なり源秀山永松院と號す、當寺昔は芝金杉にあり、淨土眞宗西本願寺末にて、同所壽林寺より兼帶せしを、元祿十三年九月旗下の士松平外記忠益當所の抱屋敷を

わかきみの

こころのま、
ゆくすえも
常盤の
まつのはなに
こそみめ

長二尺五寸なるを安す、共に南都招提寺、鎮守社金毘羅、大開山鑑眞和尚の弟子支卓律師の作と云、

辨天堂 ○大聖堂 禪宗臨濟派京紫野大徳寺末、龍護山高安寺末にて、瑞龍山慶正寺と號せり、其頃の在所傳を得ず、寛延三年二月當所祥雲寺(町並にあれば御府内の隠棲所とす)塔頭香林院の住僧東天讓受大徳寺末となし、己か體棲所とす、同十二月願ひ上て當村に引移し、其後安永四年十月再建して、今の山寺號に改む、依て東天を開山とす、此僧後祥雲寺十七世、大徳寺二百八十世の住僧となれり、天明八年七

護摩堂 不動立像長二尺七寸、愛染坐像

月八日寂す、本尊文珠は傳教大師の作、此餘藥師、稻荷社辨天、大黒、毘沙門の四軀共に弘法大師の作と云、寶曆四年二月勸請す、

堀田相摸守抱屋敷 六町四段六畝十二歩、○戸澤大和守抱屋敷 三〇永井肥前守抱屋敷 二段二畝二十六歩、文政二〇岡本玄治抱屋敷 二段七畝十二歩、寶永

○穩田村 穩田村は日本橋よりの行程、郷庄の唱前村に同じ、民戸三十八、東は青山原宿町、同善光寺門前、西

は上澁谷、上豊澤の二村、南は澁谷宮益町、北は原宿村なり、東西八町餘、南北九町許、用水は四谷上水を分水せり、天正十九年、明屋敷伊賀者大繩給地に賜はりしか、年を追て出身せしもの、今子孫青山佐渡守、秋山彦太郎、宮崎平四郎、正木伴藏、田原鐵之進、椎名助右衛門、勝田彌十郎、西宮惣兵衛、小林溜次郎、服部榮次郎、人見隼太、高井惣右衛門、西岡藤右衛門、松本半左衛門杉谷修三郎、飯塚彦三郎、永井龜次郎、永井七郎左衛門細倉留五郎、岡崎兼三郎、山中權平、久野後藤太、小田小左衛門、秋山十兵衛、野呂市三郎、北蕃五郎、鈴木清七郎、中村傳八郎、今田藤右衛門、飯塚久右衛門、永持武兵衛、滿岡五太夫、山岡橋十郎、村山福三郎、平田岩太

社寛延元年正 毘沙門堂 ○地藏堂 村民月勤請す、

舊家者 吉之丞 飯尾氏なり、家系一卷を藏す、其略に、始祖は馬權頭其子頼方下野守に任す、頼方、頼氏を生む、頼氏下野國より伊豆國に移り、後遠江國北脇郷に來る、此地は頼政鶴を射たる賞に賜ふ所なり、依て頼氏北脇を鶴代と改め、小城を築きて住し、鶴代次郎と號す、又濱名佐久の城を築て移り、足利義詮義満に仕へ、從五位下に叙し、左京大夫に任し、次て正五位下に進み遠江守に遷る、其子清政其子頼清其子政持相繼で佐久の城主たり、政持頼季を生む、是も當城にありて志摩守に任す、此時初て今川家に屬し、貞世に仕ふ、其子信頼、其子正隆、其子政義、其子頼秀共に同城の主たり、頼秀用政を生む、用政は頼秀の六男にして大矢小吉と稱し、後飯尾帶刀と改む、今川氏親及義元に仕へ、遠州濱松城に移城す、其子兵庫頭頼純、其子豊前守政純(或は政實に作る)并濱松城にあり、政純志を東照宮に通し奉るの由聞えしかば、今川氏眞永祿十二年三月八日三浦右衛門尉義鎮に命して是を誅せしむ、政純の子政宅は志摩と稱し、後彌太夫と改む、濱松城を退き、關東に來りて結城秀康卿に仕へ、後武州日黒の郷主秋元某を掣とし、澁谷郷に引籠り、慶長五年四月十九日卒す、村内に墓碑あり、其子光純太郎左衛門尉と云、延寶五年二月三日没す、此時民間に下りて今の吉之丞に至る、

○原宿村 原宿村は北條役帳に島津衆太田新次郎十一貫七百文江戸原宿と載す、土人云、當所は古へ相摸國鎌倉より奥州筋の往還係て宿驛を置し所、故此名ありと、又村内龍岩寺の傳に、往昔源義家奥州下向の時澁谷城に滯留し當所にて軍勢着せし故、今に門前の小坂を勢揃

郎田中多平、種村亥右衛門、小菅加兵衛等御先手同心の輕卒二人、其餘小普請衆の組に屬するもの二十五人、今に至て知行すること舊の如し、餘は伊賀者松山惣八郎、磯田席助、伊野原善次郎を始め四十五人、舊に依て食邑す、又享保十年高十石六斗四合二タ、其後八石一斗四升一合、又寛政二年同十年、文政四年の三度同敷地頭伊賀衆松平甚兵衛、青木吉五郎、渡邊嘉兵衛、市野定五郎等を始め數人の闕地追々御料となり御代官支配す、

高札場 村の中程にあり

小名 道前 庚申塚 大原耕地 前耕地 源氏山耕地 赤羽根耕地

澁谷川 村の中程を流る、幅二三〇板橋長六間、澁谷〇紫の間より五六間に至る、

井 來由詳ならず、昔此邊松平安藝守の室の地子屋敷たりし時鑿し井なり、飛泉清冷にして早魃にも涸すと云、石の井筒に延寶二甲寅年五月十日四日涌泉と鐫れり、

第六天社 村の鎮守とす、○熊野社 妙圓寺開山日光の勸請す村持下同し、

妙圓寺 法華宗安房國小湊誕生寺末、蓮光山と號す、寛永四年年一寺とし、寛永三年當所の寄附地へ引移す、開山圓成、稻荷院日光萬治三年五月十二日寂す、本尊三寶祖師を安す、

藝守光晟室再造す、棟札に東照大權現宮孫大猷院殿息女藝州之太守四品羽林源光晟公室法號自昌院殿英心日妙と記せり、此所も當時地子屋敷の内なるへし、

坂と唱ふと云、當時街道なりし事證すへし、村の東青山五十人町の通衢は今も相摸國矢倉澤に達する往還なり、元文三年八月村内を裂て町方支配に屬せし地を、青山久保町、同原宿町と呼ぶ、段別四町二畝二十一步餘、又此地に立る熊野社は青山の惣鎮守と云へは、青山と唱ふる地古多くは當村の内なるにや、家數百十、東は青山五十人町、南は穩田、上澁谷の二村、西は代々木村、乾より北は千駄谷村なり、東西十町餘、南北六町程、用水は玉川上水を分水せり、此地も天正年間明屋敷番伊賀衆に賜はりし大繩給地七村の一なり、地頭の沿革は前村に委し、但鬪地高七十石五斗七升八合八分七厘は正徳三年に收公せられ、文化二年新見養助か鬪所高六石七升七合三才兩度に收公せられし地は御料所となれり、檢地は正徳三年伊奈半左衛門改む、村の飛地三所、一は南の方澁谷筭橋、武家地續にて一段一畝二十一步、二は小名の條に出せり、又村内に上澁谷村の飛地二ヶ所あり、
小名 青山 青山久保町 青山原宿町 以上二ヶ所の條に、長者丸 或書に昔澁谷長者と云者久しく住し、代々辨す、長者丸 幼名を金玉丸と云へり、其頃白銀村にも白銀長者あり、夫に對して黄金の長者とも呼へり、應安年間まては繁昌せしか、後衰廢して近き頃までも子孫村民となり僅に存せしと見ゆ、土人は嘗此傳なし、只澁谷長者の住せし地と云のみ、按するに上澁谷村里正の宅地は往昔長者

の別業なりと云傳へ、殊に古錢なと堀出せしを以て察するに、當所も長者の舊跡たることは論なれど其姓名は知へず、
から 羽根澤下澁谷村の内なる飛地を云、地名の五段田村の南方澁谷長谷寺門前向道に、段別二町餘、
村、六町七畝十二歩の飛地を云、山尻 竹之下 灰毛丸
石田 中臺
勢揃坂 村の北龍岩寺門前にあり、登纜に三四間幅二間程説前に出せり、
澁谷川 村の西を流る、幅四間餘、橋二を架す、一は石橋にて長六尺、一は板橋にて長四間餘、水車橋と云ふ、
龍岩寺 禪宗臨濟派古碧山と號す、多磨郡由井領山田村廣園寺末、本尊釋迦、脇土文珠、普賢を安す、相傳ふ、堀内昔は名主半右衛門が屋敷にて鎮守辨天社あり、側に小庵を建て喚室と云僧を住せしめしか、慶長七年遂に宅を捨て寺とす、依て喚室を開山とすと寺傳にいへり、鐘銘に據は、御入國以前よりの寺なりと載す、何れか是なるや喚室は元和八年十一月二十 辨天社地主の 天満宮 往古は木立像なりし四日寂す、
日吉山王社 是も神號を記せし木札の裏に、往古は當村千駄谷村境榎樹の下に勧請ありしを、
寛永年中當寺第三世明叟 圓座松 砌下一尺許を隔て四方へ蟠の時、に移すと云、
鐘樓 元祿十一年鐘、
寺と記せしものあれば、後年當所に移りしこと知らる、開山品譽長悅慶長四年三月十日化す、本尊彌陀の立像、長三尺、

脇土觀音、勢至を安、稻荷社 出世稻荷、彌陀は恵心の作、地藏堂 大和國矢田作る故滿米地蔵と號す、立像長一尺、堂中に長一尺三寸五分の閻魔を安す、小野篁作と云、臂に燒跡あるを以て燒閻魔と號す、此唱につきて寺傳 井代々木八幡出現の井と、鐘樓享保十八年の鐘をか、此餘の寺社は町並地、武家屋敷に交れるを以て、御府内の條に載す、
松平駿河守抱屋敷 三千二百九十三坪、元文二年十二月○松平彈正大弼抱屋敷 二千三百七十坪あり、○松平安藝守抱屋敷 五百九十五坪、今分家松平近江守、○伊達遠江守抱屋敷 四百四坪、上澁谷村に跨れり、○遠藤善七郎抱屋敷 二百二十八坪、文化八年、○金森彦四郎抱屋敷 九坪、織田信濃守より讓受、
六、○田中彦市抱屋敷 百三十三坪、○小田卯平次抱屋敷 百三十三坪、○町人伊兵衛抱地 六百三十三坪、○慈光寺抱地 四百七坪餘、天境内に續抱添とす、寺地は上澁谷村飛地なり、
貝塚領
○一、木町在方分 一木町は明和四年十月より私に分村して、紀伊殿屋敷を隔て上下の二區に分ち、上一木鮫河橋町、赤坂一木町と云、此年より改て各自に貢を出すか故なり、鮫河橋町の傳に、上古は此地江海に濱して豊島の

(塚貝原木一)

入江と號せり、年經て滄桑の變遷にあひ、山中庄或は山中村とも唱しと云【長祿江戸圖】に、此邊を山中村、同異本に山中分又山中谷とも載たり、當時の地名なりしにや、後年に至り一圓一木原と號す、赤坂一木町の傳に昔は奥州街通此地に係りて人馬往來絶す、よりて人繼村と云しを、鎮守水川神木一株の銀杏大樹なりしかは、唱の通するによりて今の字に改めしと云、此餘にも名義の諸説あれと、皆證を取に足らず、【鎌倉九代記】に大永四年正月十三日北條氏綱江戶城に押寄、上杉朝興に打勝城に入て首とも實檢し、一木原に旗を立、作法の如く勝鬨を取行しと云、又【小田原役帳】に太田大膳亮知行の内六十二貫六百文、丙申檢地辻一木貝塚と載す、此貝塚今も領名に存す、御打入の後、天正十九年十一月十八日御放鷹の時今の喰違の地より此邊まで御杖の先を以て伊賀者百三十六人又百四十に賜ふと云、當所の古記に、寛永年中村高三百七十九斗二升三合七勺二才の内、同十二年溜池及久世三四郎組屋敷原注今加々瓜、又麴町十町目尾張殿、及井戸但馬守邸となり、此所道敷或は御堀となり、同十三年御堀土置場、同十九年三浦長門守、種徳寺、淨土寺、正保三年服部仲元組屋敷、又安藤千幅屋敷、今戸田平傳、承應二年千代姫君御屋敷今大久、同三年赤坂築地新

屋敷、土岐内記、小林又左衛門、其外の屋敷、明暦元年紀伊殿、同二年板倉彌作、萬治元年太鼓坊主今常後屋敷預り地、同二年西尾左京屋敷、今靈光院、專修寺、寛文二年赤坂今井新道、同四年伊澤隼人正、今松平大膳大夫、又吉川勝之助共、松平外記、柳澤伊左衛門、今一色仁、地頭伊賀者三十五人の屋敷、松平安藝守屋敷、坊此二十四度の土地合三百一十石四斗一升八合七夕九才、残て五十九石五斗四合九夕三才と載す、かく高減し、地頭伊賀者には他村にて替地を賜ひしとなり、此記に據は、前の記録は享保の頃記したるものなるへし、又【正保郷帳】に田畑合高百六十八石一斗九升九合、伊賀衆知行一木村と載せ【元祿郷帳】に至て前に載たる上地殘石高を記して一木町とみゆ、日本橋より一里餘を隔つ、地域の大槪、東は赤坂門御堀溜池、南西は今井青山、北は四谷に接し、中程は紀伊殿屋敷を隔て、北の方總名鮫河橋、南の方一圓に赤坂と號す、此名往昔の庄名なるにや【武藏風土記】に赤坂庄公穀三百六十九束三毛田、假粟二百二十三丸貢麥種又貢鶴鷺と載す、然れとも荏原郡の内にて庄名には用ひず、民家は元祿九年十二月町奉行支配に屬す、鮫河橋の内年貢地町方は古き家並なるを以て、

惣名に元鮫河橋と唱て、後年の町地と別ち、又其内を表町、仲町、南町、北町、八軒町の五町とす、赤坂の地は村名をもて一木町と名つく、其地は武家屋敷、拜領町地等交錯し、年貢地、寺院抱屋敷等、皆伊賀者大繩の給地なり、地頭姓名は穩田村に出す、鮫河橋高四十七石餘、赤坂の分十三石餘、檢地は上一木の分正徳三年役人の姓名詳ならず、其後享保十年朽木丹後守、鈴木伊勢守、下一木の方は延寶元年地頭伊賀者糺せり、鮫河橋及赤坂の名義は御府内の部に出し、こゝには抱地のみを載す、紀伊殿抱屋敷二町七段四畝八歩、屋敷内に圍入、此内七反九畝は下一木分、其餘は上一木分なり、明暦年中よりの抱添とす、

新編武藏風土記稿卷之十終

新編武藏風土記稿卷之十一

豊島郡之三野方領

○内藤新宿 内藤新宿は甲州道中宿驛の一なり、御打入の後内藤大和守に給ひし屋敷の内を、後年裂て上地となりし頃も、萱葎原なりしを、元祿十一年江戸淺草阿部川町の名主喜兵衛及び淺草の町人市左衛門、忠右衛門、嘉吉、五兵衛と云者、願上て今の如く幅五間半の街道を開き、左右に宿並の家作をなし、喜兵衛は喜六と改め、五人共に移り住せり、元内藤氏の屋敷なりしゆへ其儘内藤新宿と名付、江戸より多磨郡上下高井戸宿まで人馬繼立の驛亭とせしか、享保三年宿驛を止められて御料の町場となりしに、明和九年安藤彈正少弼道中奉行たりし時、元の如く宿驛に建られ、定人足二十五人、馬二十五匹を出して、上下高井戸宿へ繼立せり、又同郡青梅道中野村、相州矢倉澤往來世田ヶ谷村へも繼送れり、今も起立人子孫の内三人は名主にて、一人は問屋を兼帶す、日本橋よ

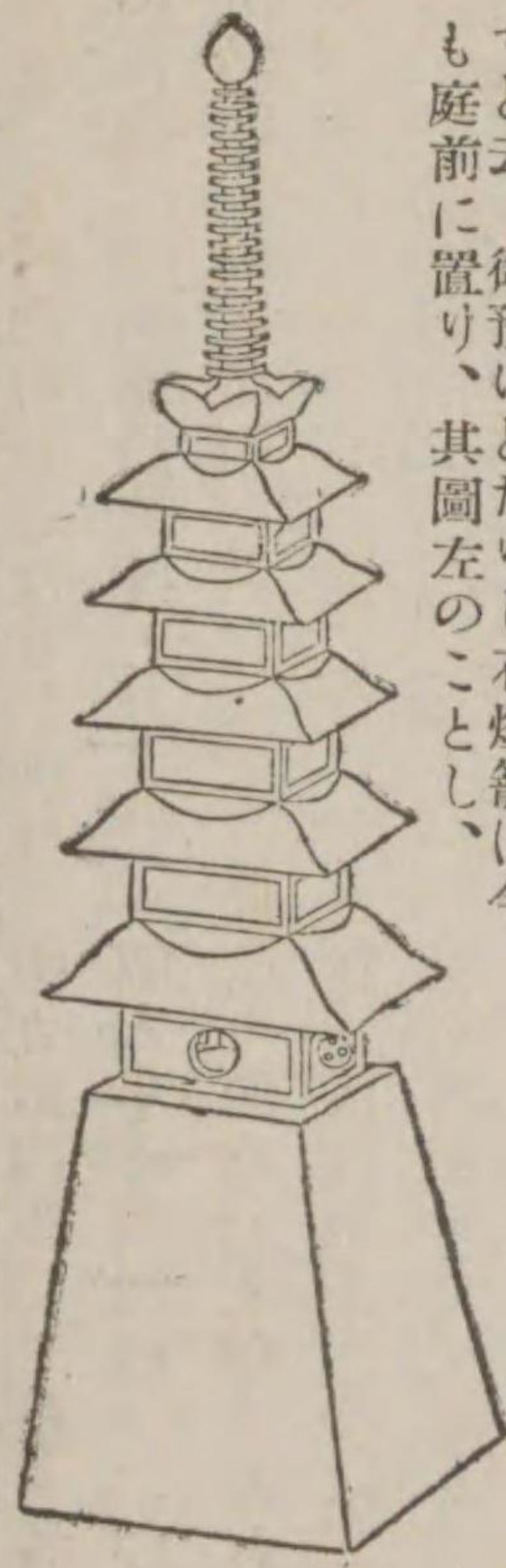
り二里、東は四谷大木戸、武家屋敷、東南は内藤大和守下屋敷、南は又武家屋敷、四谷天龍寺境内、坤は同寺門前地にて、西は角筈村、北は大久保百人組屋敷、四谷大寺門前、又伊澤助三郎、有馬鶴之助、朝倉小左衛門か下屋敷にも接す、東西九町餘、南北一町に足らず、皆家並をなし、七百三十八軒に及へり、上地以來御料所なり、其餘大久保番匠町、四谷新屋敷、鮫河橋邊、及千駄ヶ谷、代々木、角筈三村の内ありし武家屋敷、安永六年以來上りし地、合二十三ヶ所、段別二町四畝二十二歩の御預所あり、内藤新宿添地と唱ふ、其内家作御免ありしもの十ヶ所、戸數合三十七、又宿の南裏玉川上水端に上り地ありしを、寛政十二年御預となり、四段五畝二十四歩の畑永を收む、共に御料に屬す、

高札場 宿の西道、分あり、
小名 上町 仲町 下川町内三所より北に折れ、麴屋町等の唱あり、南に通する追分上町の西はつれにて甲州道方を新屋敷横町と唱ふ、中と青梅道の兩路に分る所なり、故に地名あり、
玉川上水堀 宿の南にあり、幅三間五尺高三尺の堀を設く、
稻荷社 子安稻荷と號す、寛永年中まで一里塚あり、塚上の榎枯し後、塚を崩して平地となし、寶永七年願上て當社

を營造すと云、神體及本地佛十一面觀音、共に弘法大師の作なり、秋葉觀喜天を相殿とす、秋葉は小野篁伽羅を以て作れる像なり、庵唐人陸羽の像を置、長三寸六分、傳へ云、樽尾の僧明惠所持の像にして、其後ち利休へ傳來し、後年故ありて當所 別當重寶院 當山修驗江戸青山風閣寺配下に納むと云、 藤山安産寺と號す、開山秀慶同八年寂せり、

植木屋長助

安田氏なり、祖先是甲州武田氏に仕へし由をいへと、家系を詳にせず、中古より庭作りのことな巧にして紀州家に入らせしか、有徳院殿未だ紀州の館にましませし頃、長助力業の巧なるを愛させ給ひ、御庭に於て屢上意を蒙り、拜領物等あり、享保元年紀州の御庭に、伊豆國土肥石にて高一丈八尺の五重燈籠を置かるへき御好みありしに、長助御旨をうけたまはり、豆州の石工に命し月を歴て燈籠成しか、既に御入城の後なれば、先其ま、長助が宅地へ差置へき上意あり、同年紀州御庭の牡丹を御本丸へ移させられたり、長助其事を伺りしより以來、御庭御用を勤むへきと仰を蒙り、陰に土圭問御廊下にて御料理を賜れり、或時御庭へ出しおりに、望あらは申上へしとの上意を蒙り、長家門及び玄關構の居住を願ひ上げ、下町に彼家作を營み居住せり、然るに天明四年火災に罹り、拜領の品まで残りなく烏有となれり、夫より宿外の添地に移りて元の如く家作を營しは、即今の居住なり、其後も御庭御用を勤め、吹上奉行の支配に屬すと云、御預けとなりし石燈籠は今も庭前に置り、其圖左のことし、



○千駄ヶ谷村 千駄ヶ谷村は【北條役帳】に島津孫四郎八貫六百四十文千駄ヶ谷とあり、然るを土人の傳へに此邊天正前民戸繼に二三軒、萱多寛永の頃日々千駄の萱を刈取しかは、村名起由を云、既に正保改に千駄萱村と記し、延寶中の水帳には千駄之萱村と記す、【元祿國圖】改しには今の如く千駄ヶ谷と載す、日本橋より二里、家數廿三、東は、内藤大和守下屋敷、及四谷大番町、鮫河橋邊武家屋敷、南は原宿村、東南は御鹽硝藏、西は井伊掃部頭下屋敷、及代々木、角筈の二村、北は四谷天龍寺門前、内藤新宿、四谷新屋敷及六軒町、四谷大木戸に接す、東西廿町、南北十町餘、古より御料の外淺草西福寺領百石、駒込吉祥寺領五十石、本所靈山寺領五十石、湯島根生院領廿石等交れり、西福吉祥の二寺は元和四年、靈山寺は、慶長十一年、根生院は元祿四年賜はれり、寛永十六年八月、延寶二年四月、中川八郎左衛門、關口作左衛門檢地す、村内に六藏に賜へる免許屋敷地あり、是は小石川に住せし六藏と云者忠義の事あり、元祿九年其賞として十四石七斗九升の地を給ひ、諸役を免されしに、明る十年、其内御用地となりし代地は小石川村の内にて賜ひ、其餘は當村に残れり、六藏の子孫六藏は今小石川七軒町に居れり、當村に住する平次郎も六藏の同家

なり、又村内町並となりし地は一町九畝四歩、千駄ヶ谷町正徳三年町奉行支配となり、一畝六歩神明門前、二段九畝四歩餘大番町、共に延享三年より町奉行支配となれり、されと貢の事は舊による、此餘一段四畝十三歩は元祿年間武家賜地の町屋となり、千駄ヶ谷町の内に屬し、正徳の度同く町奉行支配となり、又瑞圓寺門前二段九畝二十五歩、聖輪寺門前五畝六歩、共に村内を裂て其寺院に賜り、延享三年より町奉行支配となる、

高札場

村の東寄にあり、

小名 千駄ヶ谷町 神明門前 瑞圓寺門前 聖輪寺門前 大番町 其地にある神社の如きも亦然り、新町

村の西北にて、甲州道 北脇 川向 下道 南前 中なり、民家連住す、

玉川上水堀村の西北を流、幅三間餘、小○玉川上水枝流川橋を架す、千駄ヶ谷橋と呼、上水本流は大木戸を経て四谷御門に至る、其間大木戸の傍にて一條を南に分水す、幅二間、則村内東邊を通し、原宿村に達す、土人除水堀と稱す、橋三所あり、二は石橋、一は板橋なり、

紀伊殿抱屋敷町、○水野左近將監抱屋敷六段、○水野日向守抱屋敷町、○龍善寺跡 龍善寺は牛込早稻田に移り、則彼寺の持、

○代々木村 代々木村は日本橋より二里半、谷盛庄七郷

の一なる由或書に見えたと、今土人は傳へず、東西三十町許、南北二十五町許、武家拜領屋敷及抱地等多入會ひ、全く村落をなせる處は村内半に過す、東は千駄ヶ谷上澁谷の二村、西は荏原郡下北澤村、及郡内幡ヶ谷村、南は中澁谷、上目黒の二村、北は角筈村なり、家數百六十六、甲州街道村の北に係れり、正保改には御料所及柴山九右衛門後室の知行とあり、此九右衛門の妻に知行を賜ひし事、村内正春寺の傳に詳なり、其後彼か知行を太田太郎左衛門に賜ひしか、承應二年上りて御料に屬し、今に然り、其餘寺社領にて其賜りしは寛文五年江戸山王社領百三十一石七斗九升八合、芝神明社領十五石、元祿四年湯島根生院領八十石、正徳二年小石川無量院領二十石、享保十四年赤坂氷川社領二百石賜れり、檢地は寛文四年野村彦太夫改め、新田は同十三年同人糺し、享保十二年箕播磨守改む、

高札場

村の東にあり、

小名 一本松村の南にあり、鞍掛松とも云、相傳ふ永保ありて、父頼義の計告を聞き、七日此地に滞留して齋し給ふ頃、蘆毛の馬を此松に繫て鞍を掛置し故の名なりと、されと其の松は枯て今は跡もなく、纔に小名に残れり、又村の中程に榎松と云あり、そのかみ榎の老木ありしに、其中腹より松一株生し、相生の如し、ゆへにかく呼へりと云、是も今は二樹共枯て、別に尋常の松一株を植ゆ、代

々木新町 甲州街道にそひし民家を云、 はち山 地藏窪

本村 山谷 富谷 深町 初臺

玉川上水堀 北邊を流る、幅三間程、小名深町にて此流を分水し、甲州街道を横に貫て角管村にかゝれり、神田上水の助水とす、

八幡社 村の鎮守なり、建曆二年壬申荒井宗祐と云も、神の起立すと傳ふ、事跡詳ならず、福泉寺持、神樂殿 末社天神 稻荷 ○稻荷社 永正十七年の鎮座と云、芝神明禰宜守 ○天神社 元和三年の勸請、○神明社 千駄ヶ谷屋敷人持、○天神社 元和三の勸請、○神明社 村瑞圓寺持、寛永十九年 ○白山社持、の勸請と云、

福泉寺 天台宗江戸山王別當觀理院末、寶珠山智明院と號す、當寺古は淨土宗なりしを、中興開山傳譽住職たりし時、正保元年故有て今の宗門に改む、中興開基は、紀伊殿の妾にて、法名圓住院と號す、山田右衛門政秀の女なりと云、元祿三年歿す、本尊藥師、寛文十二年 鐘樓 享保四年鑄造 觀音堂 年圓住院の寄附する所と云、 十一面觀音、木の立像を安置す、長四尺餘、安阿彌の作、 閻魔堂 ○清岸寺 淨土宗江戸院末、龍池山不斷院と號す、古は寶地山と稱せし由、開山專蓮社覺譽吞了、寛永元年の起立と云、吞了は石州津和野の産なること、〔傳燈總系譜〕に載たり、 ○正春寺 淨土宗京都東り、正保四年十二月十五日歿す、 ○正春寺 本願寺末柴山安養院と號す、本尊彌陀開山釋正入、明曆三年四月九日化す、開基は柴山九右衛門吉次の妻にて、土井次郎左衛門昌勝の女なり、慶安四年九月十二日死し、法名正春院清安と稱す、此女名をゆふと呼び、台徳院殿に仕へ奉りしか、當村にて知行

抱屋敷 二千二百、○富安九八郎抱屋敷 五百二十七坪上澁谷、上豊澤の二村に跨り、

○幡ヶ谷村 幡ヶ谷村は〔小田原役帳〕に遠山藤六知行十貫文幡ヶ谷とあり、江戸より三里、民戸百三十八、東西二十三町、南北八町餘、東は角管村、南は代々木村、西は荏原郡代田村及び多磨郡和田村、北も同郡雜色村なり、用水は玉川上水を分流して田間に沃けり、正保改に御料及神谷又五郎知行と載す、今も御料の外神谷縫殿助の知る所なり、檢地は寛文四年、延寶元年の二度野村彦太夫糺し、新田の方は享保十七年寛播磨守改む、村の南に甲州道中係れり、道幅四間半、高札場 村の東、小名 新町 甲州道中に添ひし地にて、原 笹塚 本村

山谷 甲州道中に添ひし地にて、原 笹塚 本村
玉川上水堀 村南を流る、幅二間餘、
氷川社 村の鎮守なり、
莊嚴寺 新義眞言宗、江戸大塚護國寺末光明山眞言院と號す、開山宥悦、天文二年五月十五日歿、本尊藥師、
不動堂 木佛立像長三尺三寸、智證大師作、緣起に云、智證大師三井寺開基の時、自此不動を彫刻して彼寺の本尊とせしか、天慶二年平貞盛、藤原秀郷等平將門追討の時、秀郷此不動に祈誓をこめ、陣中まで守り行て渴仰怠り無く、果し

二百石を賜はり、老後此地に菩提寺を建てんことを請て則夫の氏をもて山號となし、柴山正春寺と號す、かの知行の地は後年願上て其甥太田次郎左衛門康俊の子太郎左衛門康重と云者に賜ひしか、其後知行所替ありしといへり、康重か子孫今市左衛門と稱し、○諦聽寺 同宗同末正春寺地内に居れり、堀旗下の土なり、○萬治元年僧了譽の起立なり、古は四つ谷にありしか、中頃駿州清水へ移り、享保年中此地へ引移せり、本尊彌陀を安す、○大正院 當山修驗青山風閣寺配下觀 稻荷社 觀音堂 慶長六年大正院、林山と號す、本尊不動、 稻荷社 觀音堂 慶長六年大正院、御茶屋跡 境内西の方にあり、大猷院殿御遊獵の時、御鷹匠の後吳服一重、白銀十枚を大正院に給へり、御取拂となりし後、二間半四方の間竹の埒を設け、其中に郷關三株を植てしるしと

火屋 村の西にあり、此邊を狼谷と云、廣さ九百坪、非人の家三軒あり、四つ谷西念寺、勝興寺、戒行寺、麴町栖岸院、心法寺、五ヶ寺の拜領地にして茶毘所なり、文祿年中まで四谷千日谷にありしか、後年千駄ヶ谷村に移り、寛文四年八月當所に移されしと云、
米津梅干之助抱屋敷 八百三、○秋田山城守抱屋敷 四千二百坪、○久志本左京抱屋敷 七百六、○米津伊勢守抱屋敷 四千二百坪、○深津彌三郎抱屋敷 二千四百坪、○水野日向守抱屋敷 三千五百坪、○林中務抱屋敷 七千二百、○大岡土佐守抱屋敷 二千八百二、○土井七太郎抱屋敷 七百四、○牧野伊豫守 敷 二千五百坪、

て勝利を得たりしかは、凱陣の後下野國小山の郷に安置せり其後遙星霜を歴て、永祿年中武田信玄甲州七覺山邊に移して崇敬せしを、北條氏政奪取て相州筑井縣地勝院に納む、然るに天正十八年北條氏没落の後、東照宮代々の武將崇敬ありし像なる事を聞し召れて、多磨郡宅部村三光院に移し給ひ、延享四年九月靈夢の告ありて當寺に安置すと云、 稻荷社 ○法界寺 淨土宗、入間郡川越蓮馨寺末、傳燈山般若院と號す、開山傳譽順良、寛永七年十一月十五日歿す、本尊彌陀、 閻魔堂 藥師堂 ○法性寺 羽黒行人派、江戸番羽尊彌陀、 開山讚海正保三年四月十八日歿す、本尊大日、 松平鶴太郎抱屋敷 八千七百、小笠原鎌之助抱屋敷 一萬千

○角管村 角管村は日本橋より二里半、村の地形古へ武家屋敷等置れざる以前、東の方内藤新宿の地差入て矢筈の如くなりし故村名起りしと云、柏木村に傳ふる北條氏より出せし文書に、柏木角管小代官百姓中と記し、〔北條役帳〕にも本住坊寺領十二貫文、柏木角管共と見えたり、古は中野郷の唱ありし由〔十二所權現の緣起〕に載たり、戸數百八、東西十五町、南北八町許、東は内藤新宿、西は幡ヶ谷村、南は千駄ヶ谷、代々木の二村、北は成子町、淀橋町なり、古より御料所たりしを寶永四年、元地下駒込元祿十一年、享保四年の二度に湯島麟祥院領、萬治元年神谷又五郎、寛文十一年御筆笥同心給地、明る十二年牛込宗參寺領に賜へり、是皆元地御用となりし替地として賜

ひ今に替らす、其餘は御料所なり、【正保の郷帳】に御料の外高六斗飯田又左衛門屋敷と見ゆ、今は傳へず、檢地は延寶二年中川八郎左衛門、關口作左衛門改め、同四年雨宮勘兵衛、清野與右衛門の二人、麟祥院領を糺せり、享保十七年少許の新田あり、寛播磨守糺せり、用水は十二社權現の傍なる溜井を用ゆ、村の南境には甲州道中か、北には青梅道通せり、又村内多開院、長樂寺の二門前は町並となり、延享三年町奉行支配に屬す、高札場村の西よ、

小名 多開院門前 長樂寺門前 以上二ヶ所は御府 角

管新町 甲州道に添たる家並を云、百姓町、淀橋町 青梅邊する家並を云、百姓町家なれと、鷹番前村の西邊にて、柏木淀橋町に對するを以此名あり、延寶二年の頃爰に御飼付の鳥番所あり、鷹番裏鷹番所の後、原町裏 本村 谷島耕地

玉川上水堀 村の南境を流、○神田上水堀 村の西北の境を流、幅五間或は七八間に、○助水堀 村の北邊を流る、こは玉川上水の分水に至れり、○御成道と唱へり、○溜井 二一は村の南熊野社の餘の道あり、御成道と唱へり、○溜井 二一は村の南熊野社の餘の道あり、御成道と唱へり、北に至ては二十六間許、上の溜井と云、此中蛇池と唱ふる所、常に冷水涌出し、水色碧に漲れり、

(所二十)

こ、熊野の御手洗と唱ふ、往昔中野長者無量陰惡の報に由て、一子の愛女蛇身に化し、庭中を匍匐委蛇せしか、平地忽ち穿て水張り淵となれり、因て蛇池と號すと【熊野縁起】に載たり、一は下の溜井と號す、上の溜井の北にて、堤を隔つ、則上の溜井分水なり、廣さ五十間、横七八間より十、瀧熊野六間許に至る、世に十二所の池と稱する者是なり、○瀧熊野東境にあり、則前に云助水堀の、○淀橋 北の方青梅道にて、内にあり、長二間餘、幅三尺許、○淀橋 神田上水に架せり、長十間、當村及柏木村、多磨郡中野村、本郷村等入會の地にて中野村の進退なり、

熊野社 十二所權現を勧請せるを以て此邊の地名を十二所と呼ぶ、本地正觀音なり、別當は多磨郡本郷村成願寺なり、

縁起に云、應永の頃鈴木九郎某と云もの紀州藤白より中野の郷に來住す、鈴木三郎重家の子孫にて、殊に若一王子の祠官たる餘胤なり、依て假の神社を創建して、先若一王子のみ勸請しけるか、同き十年宮社を再造して十二所の神悉く備れり、夫より日夜崇信おこらざりし驗ありけん、終に家富み倉庫軒を並へて榮名あり、よりに郷民舉て中野長者と稱す、其後遙の星霜歴て、僅に里長某か進退せる社なりしを、日頃崇敬の餘り菩提寺成願寺と議し、且村民共に願上て享保年中成願寺奉祠の宮となせしより、更 供所社に向て左にあり、に修造を加へて舊觀に復すと云、 丘の下より造りし樓營作て、樓上平地に接し、且前に假山水を設けていと風雅なる春秋の頃は遊賞の、末社稻荷○辨天社本郷村成願寺、○第六天社

多開院 新義眞言宗、江戸大塚護國寺末金山慈願寺と號す、開基は村内名主傳右衛門先祖與兵衛にて、法名天雪舊満と云、稻荷社 門

前町屋間口十四間、○長樂寺 同宗多磨郡中野村寶仙寺末、多開院と同一兵衛の開基する所なり、開山頼音、慶安三年十二月二十九日寂、本尊不動を置、寺傳に當山を六所と號せ給ひしより名付し由いへと、いと牽強の説と思はる、元より據とすへきものなれと、其頃賜ひし御筆なりと

以一張弓勢定天下、以三尺劍光安國土 稻荷社 六所愛宕合社 地藏堂 聖天堂門前屋間口二百二十四坪、

小栗直之丞抱屋敷 高三石、○牧野播磨守抱屋敷 高十二石八、○秋元左衛門佐抱屋敷 高八十七石三斗餘、○堀又十郎抱屋敷 高四斗餘、○松平中務太輔抱屋敷 高七十三石八、○平賀三五郎抱屋敷 高二十九石一斗餘、○鉤月尼抱屋敷 高一石七斗五升、此尼は京雲軒と號す、則、○山口道成抱屋敷 高十八石六斗五升、道成は稻垣信濃守醫なり、こゝに居住せり、○大平榮助抱屋敷 高十二石、榮助は遠藤但馬守家臣なり、

○柏木村 柏木村は、村内圓照寺境内櫻は長元年中柏木右衛門佐頼季と云者植し由かた々々この村名を負へりなと土人の傳へり、圓照寺櫻樹の條見るへし、【小田原役帳】に本住坊寺領十二頁文、柏木、角管共と載せ、村民

木工右衛門か藏せる北條氏より出せし文書にも柏木角管と記たり其文に

定 一於當郷不撰侍凡下、自然御國御用之砌可被召仕者撰出、其名乎可記事、但壹人 一此道具弓鐵炮三十之内、何成共存分次第、但鐵は竹柄にても木柄にても二間より短は無用に候、然は號權門之被官、不致件役者、或商人、或細工人類十五七十乎切而可記之事 一腰さし類之ひらく、武者めくやうに可致支度事、一よき者乎撰殘し、夫同前之者申付候は、當郷之小代官何時も聞出次第可切領事、 一此走廻乎心掛、相嗜者、侍にても凡下にても隨望可有御恩賞事 以上、 右自然之時之御用也、八月晦日乎限而右諸道具可致支度、郷中之請負其人之交名以下とは、來月廿日觸郷可指上、仍如件、

丁亥七月晦日北條氏虎印あり 柏木角管小代官百姓中

丁亥は天正十五年なり、文書宛所に據は、昔は二村を合て一村の如く處せしと見ゆ、東は百人組同心組屋敷、西

北は神田上水堀を隔て多磨郡中野村、南は當郡角管村にて、東西四町、南北十町餘、用水は神田上水を引沃く、村の南に青梅道かゝり、幅五間、御入國の後伊丹順齋の知行なりしを、寛永十一年湯島麟祥院領に賜はり、寶永三年雨宮勘兵衛、清野與右衛門檢地せり、日本橋への行程は前村に同じ、又村内町並となりし地段別六町六段五畝、延享二年、町奉行支配に屬し、成子町淀橋町と唱ふ、

小名 成子町 淀橋町 以上二所御府内
本村 蜀江山

神田上水堀 村の西北を流る、幅五間許、

鐘明神社 村の鎮守なり、平將門滅亡の後其鎧を祭りしと云、或は秀郷着領の鎧を祭りしとも云傳ふ、圓照寺持下し、末社 稻荷 三峯○天神社寛文中本社を成子町へ移しければ、こゝは元天

圓照寺 新義真言宗、田端村與樂寺末、醫光山瑠璃光院と號す、本尊不動を置、慶長年中に諸堂燒失して記録も皆失ひけるゆへ、開山開基等すへて古きことを傳へず、春日局施主となりて再建すと云ふ、寺寶 蛇骨一

組 同茶碗一 同香爐一 以上三品は尾張大納言光友卿、堀田守と云ふなり、藥師堂の本尊は行基、閻魔堂 鐘樓は寛政二年、右衛門

分れしならん、又大久保を東西に分ちしは、天正十九年の繩よりなりと西大久保に傳へたり、されば村名の沿革の官に達する所は右の如にして、土地にては天正十九年の繩より東西大久保の唱始終變せざるに似たり、家數八十七、北は尾張殿別業戸山屋敷に接し、其餘は武家屋敷及大繩組屋敷にて、唯西の方のみ西大久保及諏訪村の飛地に隣り、東西十町餘、南北六町餘、内藤新宿より流れ来る細流あり、又此地にも所々に清水ありて用水に沃く、今當所府内に雜揉せるを以、古のさまは多く變革せり、其始末は天正十九年東照宮四谷邊に狩し給ふ時、大繩組の頭神原小兵衛を召て、此近隣にて組のもの廿五人の給地及屋敷を賜はる、間口を狭く裏行を長く賦與すべしとなり、是は翌年宮高麗陣に立らるべきにより、同心等遠國に供奉し跡に留まれる妻子の足弱共、隣家密比せば心強かるべしとの御遠慮なり、扱宅地裏の方二町家を作るべきの旨御内慮にて商人を置く、是江戸武家屋敷に市店を作るの始なり、其時給地は伊奈半十郎に預けられしが、當時土民に乏しかりければ、荒地ありけるを翌年東照宮中野村に鷹狩せられし時、又神原小兵衛供奉しけるに、組の者の知行所何處ぞと尋らる、此地に續ける由對奉ければ、鷹場には如何あらんと仰にて則經歷

櫻 藥師堂の前にあり、古木は枯て後に植つきしものなり、正保改の國圖にも載たれば、其頃既に名高かりし事しらる、往昔後一條院の御宇柏木右衛門佐頼季と云人あり、始は乙葉三郎と稱す、父は河内守頼信といひ、母を手琴の尼公と稱す、頼季長元三年上總介平忠常、陸奥權介忠頼兄弟を追討せる賞として角管、柏木の地をたまはり、則此處に館を構へて住居せし時、手つから植たる櫻なれば、そのまゝ、右衛門櫻と名付し由【右衛門櫻物語】と云ものに載たり、されど此書は後人の手に成て事を工に綴りしなれば、元より證となすべきものにはあらず、現に【紫一本】には柏木村なれば右衛門櫻の名を得しならんとのみ記したれば、天和の頃既に傳への慥ならざりしこと知らる、或曰、此地近き處に武田右衛門と云人ありて、この櫻の古木となりしを襲へ、接木となし栽つきしゆへ此名ありと、免角據とすへきものなし、萬治、寛文頃は木も盛りに多かりしと云、

石川主水正抱屋敷 二反四畝、○三上筑前守抱屋敷 八畝十畝四歩、○岡田勝五郎抱屋敷 二丁七反、○磯野内記抱屋敷 五畝二畝九歩、○麟祥院抱屋敷 四丁一反六畝

○東大久保村 東大久保村は日本橋より二里餘、古老の説に、古は當村及西大久保、諏訪の三村皆戸塚村に通して、一村なり、當時文字も富塚と記せしと云、然とも正保の改には、大久保の一村のみ取て餘の地名は收めず、元祿の圖に大久保村の傍に同村枝郷東大久保村及枝郷諏訪村と記し、又戸塚村をも載す、推考するに、元來は富塚のみなりしを、一旦大久保と改め、元祿の前又各村に

せられ、田野の闢ることを問はせられ、百姓乏からんには小給の輩なれば手作にせよと仰けり、今御料所及玉藥同心等の大繩給地にして、朝夷金兵衛、都筑金三郎、若山源次郎、成田克右衛門、篠塚甚右衛門、安岡定四郎、竹内源之丞、細倉惠兵衛、池田早之丞、朝夷左内、菅野津太郎、石井吉之助、森左太夫、露木七郎次、松山太七郎、杉山藤藏、手島卯十郎、池田爲三郎、横山孫次右衛門、鈴木半次郎、三浦庄藏、内山新三郎、江波戸良助、行岡榮次郎、長谷川傳吉、柴田爲三郎、谷藤右衛門、堤官兵衛、田中孫大夫、鈴木四郎兵衛、加用留吉、藤田爲五郎、佐藤八右衛門、高野金次郎、鈴木莊左衛門、以上三十五人は出身して旗下の士に列し、或は他の職に居るものなり、されど給地は故の如し、又菅沼十藏、岩田周作、野村九兵衛、船場幸吉、服部平左衛門、齋藤禮助等の六人は元の如く玉藥組同心なり、此餘朝夷源次郎、木原忠助、小林彦十郎、高野伴次郎、今井政右衛門、川村鐵五郎、岩田勘藏等の闕地は御料に屬せり、檢地は天正の後天和年中改あり、又村の東北若干の處砂利取場御用地となり、後墾闢して砂利取場跡新田と號し、享保十七年箕播磨守檢地して御料に屬す、今村の地府内に接せるを以比屋商店を開き、或は藝圃ありて庭樹を生植す、村

北に奥州の古街道あり、田畑の間を戸山の方に達す、高札場 東北の方

小名 橋場 繩手 相の家 高場臺 大笠

久左衛門坂 村の中程にあり、登り〇はしこ坂

鏡の井 乾の方奥州古街道の傍田間の小流

天神社 中村の鎮守なり、東の天神とも西の天神とも號す、安貞年中村尾山明慧上人東國に五大尊寺を興營せんとして、

菅家自作の像を懐にし、下向して先當所の郷民と議し、祠を建て鎮護神とす、其後天正の頃兵火に罹り灰燼となりし時、

不思議に尊像のみ溪間の樹上にあり、郷人等奇異の思をなし、青山將監と云者と力を戮て更に經營せるもの則今の社頭

なり、一年聖護院道晃法親王東國經歷の時、法印元信に命じて當社の別當とし、社宇を修補して頗古に復すと云、例祭は

隔年六月、末社 孔雀明王 稻荷 辨天 白太夫社

二十五日、石尊 神明 秋葉 淺間 寶篋塔 春日局別荘にありし

すと、瑞現櫻 兵火の頃神體飛行して止りし木なり、別當大

聖院 本山派修驗京都聖護院末梅松山五大尊寺と號す、世々正

大先達職なり、本尊不動寺寶山太刀一振あり、猶丸と稱

す、由來、紅血塚 塚に崩れて斷碑のみあり、文字湮滅して

詳ならず、紅血塚 讀得す、世俗に語傳ふる紅血欠血の舊蹟

なりと云、且太田道灌狩して雨に遇し頃、少婦の山吹枝を折

て、みのひとつたになき心をさとしと云傳ふるも、かの紅

血か所爲なりなと附會していひ傳へり、

辨天社 童形の像なり、弘法大師の作稻荷、淡嶋を相殿とす、

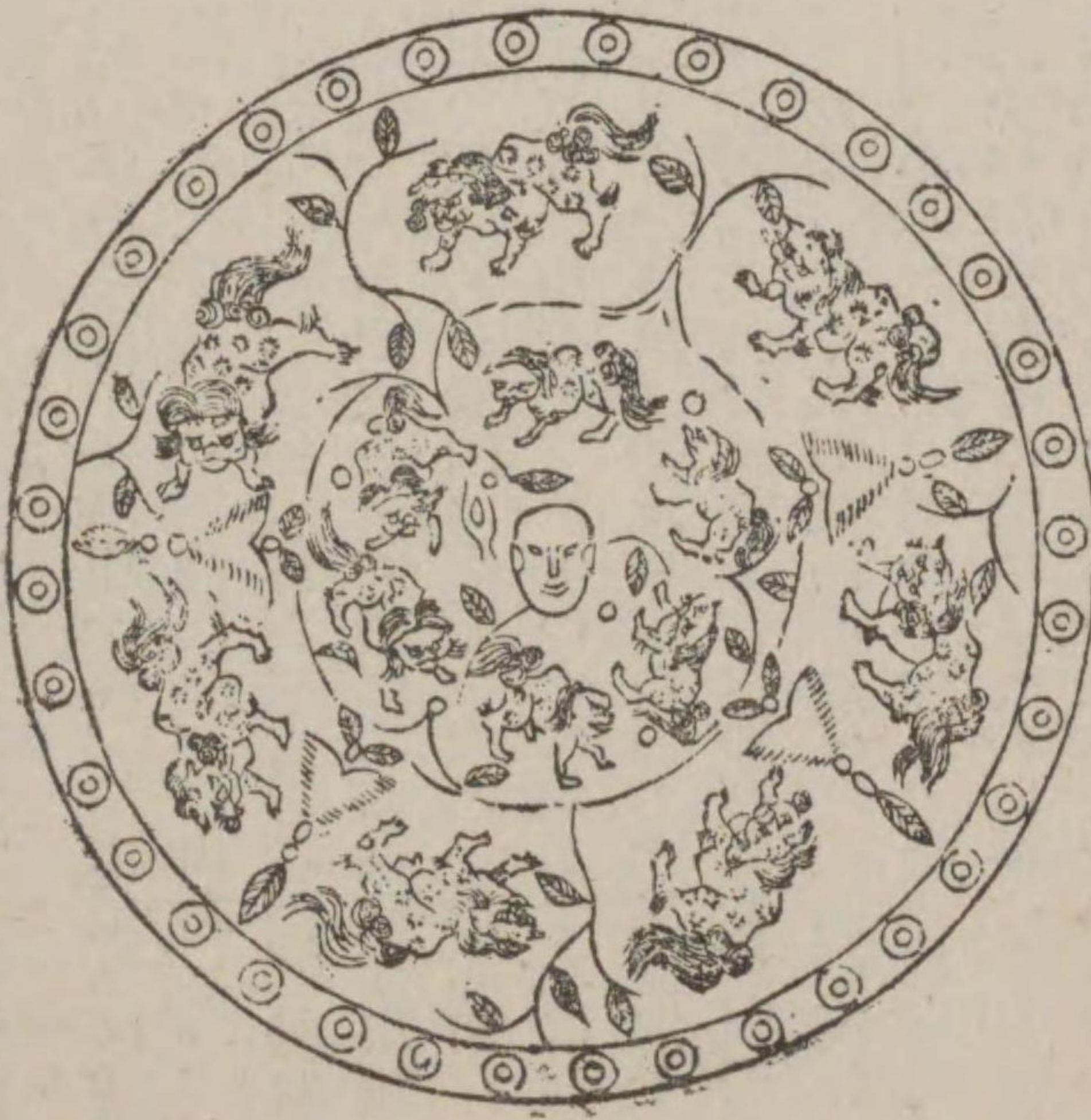
當所は元祿の頃犬小屋を建られし地にて、其頃よりの

小社を後村民等願 別當二尊院 新義眞言宗、愛宕圓福寺地

上て再建すと云、尊阿彌陀開山茂天、寛文六年正月二日寂す、本

大日を置、專念寺 淨土宗京都知恩院末、佛願山正定院と號す、本

○專



福寺 淨土眞宗、東本願寺末白蓮山と號す、本尊阿彌陀

樓 惠心の作と云、開山宗泉、寛文七年五月八日寂す、

慶長十五年五月十七日寂す、○永福寺 禪宗曹洞派、牛込萬昌院末、大

藥師堂藥師は慈覺大師の作、○法善寺 法華宗池上本門寺末、

迎多寶開山日相、貞享四年八月五日寂す、中興開基松平伯

者守綱清、正徳元年七月四日卒す、法號清源寺良宗當温、

長兵衛子なかりしにより、養子を迎ふ、是も後に長兵衛と改

む、此人實は青山常陸介 忠成か落胤なりと系圖に載す、又家

傳に、忠成を伯耆守忠俊か嫡子と云ひ、又長兵衛を忠俊か丹

波國笹山城に蟄居せし間の落胤の如く記す、系圖と合はす、

按に〔寛永譜〕に據れば、忠成慶長十八年二月、卒するに至る

まで罪蒙りしこと見え、忠俊は元和九年御氣色を蒙て房州

大多喜城に移され、後又相摸國高座郡今泉に退居せし事を載

す、然れば忠俊か落胤と云もの實を得たりとせん歟、後の長

兵衛か長子小石川善仁寺の養子となり、二男五郎右衛門父

の遺跡を繼てより、數代相續して子孫今の五郎右衛門に至る

故ならん、其餘三人の子孫は今聞ゆる事なし、

○西大久保村 西大久保村は家數百十七、分村の年歴、

江戸の行程、檢地及當村内に手作場と稱する處ある類の

由來は前村の條に辨ぜり、村の廣さ東西六町、南北七町

許、東南の二方は東大久保村、西は百人組の屋敷、北は

諏訪村なり、天水を待て耕植す、當村古より御鐵炮玉藥

組及同し筋より上られし者の大繩給地なり、これも詳な

ることは前村に辨す、

高札場 御簞笥町 新田町

小名 諏訪村諏訪明神の末社なりしを、萬

稲荷社 治年中當所へ移せしと云、大乘院持、

金龍寺 禪宗曹洞派、多磨郡中野村成願寺末、海龜

閻魔堂 鐘樓 貞享年中鐘造、寛永中の建立と云、白山社

○諏訪村 諏訪村は村内に諏訪社あるを以て名とせり、

什寶 大黒天像一軀日蓮 消息二幅同 古鏡一面 圓徑七寸、

七面社建立の時境内を堀て、源氏物語拔書一卷 後陽成院宸

得たり、裏面の圖左の如し、尊純法親王、曼珠院良恕法親王の筆蹟なり、

七面社 稻荷社 鐘樓 延寶八年鑄造

尾張殿抱屋敷 二千八百、○酒井采女抱屋敷 二千四百、○新

庄鹿之助抱屋敷 二千三百九、○安藤増五郎抱屋敷 七十坪餘拜

添、○間瀬權右衛門抱屋敷 二千六百、○丸山勝五郎抱屋

敷 二千二、○木部茂十郎抱屋敷 六百八十、○土井惣兵衛抱

屋敷 三百三、○井上半次郎抱屋敷 二百、○伊藤傳左衛門抱

屋敷 五十坪、

舊家者 理右衛門 名主を勤む、中村を氏とし家系一卷を藏せ

江守源氏信十二代の孫中村外記信高の二子なり、寶徳二年四

月二日死す、其子信義また七右衛門と稱し、文明三年九月二

十八日死す、其子高信、其子政信、其子政利、政利信定を生

む、信定七郎右衛門と稱し、慶長三年死せり、此時民間に下

り、九代にして今の、○同五郎右衛門 家傳に據に、豊嶋郡

正十九年玉薬同心五十人の給地となりし時、百姓長兵衛、

七右衛門、久左衛門、三四郎等纔に四人のみなり、當時宅地

及水陸の田は今の尾張殿戸山別業の内にて、敬公彼別業を賜

はり給ひし頃四人皆砂利場に移住すと云、五郎右衛門が先祖

土俗私に諏訪谷村と唱ふるは谷々多き故なりと云、元祿の改には大久保村の枝郷諏訪村とあり、分村の事は東大久保村に辨す、家數十七、北は下戸塚村、西は戸塚村、南は西大久保村、北は源兵衛村にて、東西四町、南北二町、此餘東大久保村の内に飛地あり、江戸の行程等前村に異ならず、當村も古より玉藥同心及その筋の者大繩給地なりしが、後木原忠助、小林彦十郎二人の給知上りしより御料入會の村となれり、

高札場 村の中程にあり、

諏訪社

八幡、辨天、天満宮、不動、藥師、觀音を相殿とす、當村及戸塚村、大久保百人町、西大久保村等の鎮守なり、例祭九月廿七日、縁起は附會の説なれば略す、末社 上諏訪 下諏訪 神樂殿 別當玄國寺 新義眞言宗、大塚護國寺末、古は多磨郡中野寶仙寺の末なりしが、元祿九年今の末に屬せり、龍池山上珠院と號す、本尊阿彌陀、長七尺許、寺寶行基作、慶長六年の起立にして延寶年中盛源中興す、

玉一顆 安産與樂の玉と稱す、相傳ふ、此玉始北條遠江守時政、其子相摸守義時の妻難産の時、江嶋辨財天へ參籠して感得し、其加護に依て平産ありし處なり、其後庵原左衛門尉賴景に授け、代々相傳せしに、遙の後享保年中遠孫上原好右衛門吉重と云者、岡野備中守恒成の家人なりし頃、故有て此玉密々に御本丸御用としてしはしは奉り、其時々白銀など賜はりしとなり、吉重の孫茂右衛門某の時、寶曆十四年檀縁の因を以て當寺へ寄附し、其後いかに、一且上原方へ返りしを、寛政十年子孫遠藤備前守の家人三郎右衛門と云者再び寄納すと云、玉の寄附狀及縁起上原氏の系譜を添

飛地上落合村にあり、御入國の後より御鐵炮玉藥同心輩の大繩給地となり、其内寛延二年木原忠助、小林彦十郎、明和八年今井政右衛門、安永六年川村鐵五郎、高野伴次郎等の給知を收公せられ、御料所となり、其餘は同心より進みし輩の大繩給地なり、檢地は寛文四年野村彦太夫改む、又村の中程に青梅道係れり、こは高田邊より多磨郡田無村への脇道なり

高札場 村の南の方にあり、

小名 宮田 諏訪村諏訪社の元地 赤井屋敷 古へ赤井某の屋敷なりし所ゆへなれば此名あり、

唱ふ、 赤井下 久保田 池田 市の澤 伊勢原 二階の上 二階の下 池田 上野臺 清水の上 清水

の下 原の宿 六百免 松原 稻荷前

神田上水堀 村の西北を流る、幅七八間

神明社 觀音、○稻荷社持、

觀音寺 新義眞言宗、大塚護國寺末大悲山蓮花院と號す、本尊正觀音、開基はかみこう坊と云人にて、俗姓中村氏、故ありて當所に來り、草庵を營み、遂に一寺となせしと云、子孫外記は寛永の頃斷絶す、其屋敷跡は今高木伊勢守抱地の内に、東大久保村名主理右衛門も其一族なりと云、

藥師堂

高木伊勢守抱屋敷 二百四 〇平岡仁右衛門抱屋敷 百五 十坪、

新編武藏風土記稿卷之十一 豊島郡之三

へ、譜中にも玉の傳來具に載たれと、信 鐘樓享保八年鑄造すへき事實もあらざれば、に略す、 聖天堂 地藏堂 土屋地蔵と號す、石像なり、源兵衛村に接する土屋甚助の下屋敷より堀出せしむ、に安す、故に此名あり、

(採富)

〇戸塚村 戸塚村は日本橋よりの行程前村に同じ、下戸塚村に對し、土人は上戸塚村と唱ふ、古は近村の總名にて富塚と書して後各村に分れし頃今の字に改むと云、されど【小田原役帳】に、太田新六郎知行内寄子衆配當十一貫五百文、江戸戸塚内山中分、及恒岡彈正忠五百文、江戸牛込之内富塚とのせ又【長祿江戸圖】にも牛込村の邊に富塚村及山中分と云ものあれば、富戸唱同しきを以て當時互に記せしならん、かく古き村なれど、正保の改に載せず、當村あるべき邊に大久保村のみを記し、元祿の改には戸塚村、戸塚村の枝郷大久保新田、大久保新田枝郷馬場新田、大久保村、大久保村の枝郷諏訪村、大久保村の枝郷東大久保村と載す、されば中古戸塚を改めて大久保村とし、後各村となりし頃古名をこゝに残し、文字は戸の字を用ゆることゝはなれり、家數三十三、東は諏訪、源兵衛の二村、西は上落合村、南は西大久保、柏木の二村、及大久保百人組屋敷、北は下落合村なり、東西八町、南北五町、天水を湛て耕し、神田上水をも引沃く、

〇大久保新田 大久保新田は元祿の改に始て載せ、戸塚村の枝郷と記す、土人の傳に、當村の民戸九軒寺院共に古は今の尾張殿戸山屋敷の内五明と云る所に住せしか、寛文十一年彼構内に入し時、替地を給はり、民戸及寺院も爰に移り住し、田甫は元の如く戸塚村の内に入會ひたれば詳には辨明し難し、かの移住せし地は、東西二十間南北三十間許にて、西南の二方は源兵衛村、東北は下戸塚村なり、又【元祿圖】に大久保新田枝郷馬場新田と云を載す、是高田馬場に邊せし地なれば名とせしにや、今は此地名なし、當村古は御料所にて、寶曆五年増上寺領巢鴨村の替地に裂き賜ひ、又これより前享保五年市ヶ谷自證院領雜司ヶ谷村の替地として賜はり、今に御料寺領入會へり、檢地用水は前村に同じ、又南より西の方に板橋宿往還かゝれり、

亮朝院 法華宗、甲斐國身延久遠寺末、如意山榮亮寺と號す、緣起云、開山僧日暉は牛込和田戸山荒井山五明村に住し、七面を祀る、其頃嚴有院殿の老女近江、若君の御武運を禱奉る、同二年四月日光御參の時、懷中の御守として一部一の後の法華經、及題目を彫りし短刀、雷除の小刀を獻す、還御の後日暉に賜物あり、同四年嚴有院殿將軍宣下の時、暉か獻せし經文の表紙に南無七面大明神の七字を御筆あり、明曆元年永く將軍の祈禱所と定め給ふ印として、御諱の字を記さる、所の御筆を賜はる 同三年命有て七面の神體を御覽に入しかは、頓て五明村にて方三十間の地を賜はりて七面の社地と

せらる、同年遂に起立して一寺となり、身延末に屬し、山號寺號今の如く定む、院號は暉か舊號を用ひと云、寛文七年三月二十二日暉寂て日純繼ぐ、同十一年境内御用地となり、尾張殿に賜はるに及て、代地を今の所に賜ふと、本尊三寶を安す、鐘樓元祿十五年造立、同年六、七面社の神體は身延七面

なり、初戸山に在し頃、明暦三年此像を御覽に入しに、御信仰の餘り再び社地を舊地五明に賜はり、堂宇御建立を命せられ、工就て大城より神體をうつされ、御紋の戸帳水引挑灯等を賜はる、當所に遷りし後も元祿十四年三月大夫人桂昌院殿參詣し給ひ、其後二、釋迦堂釋迦は銅像なり、享保八年造度まで詣て給ひしと云、釋迦堂立、堂は同十年に至て成、有徳院殿の御時陀羅尼萬卷の祈禱を命せら、相師堂日蓮像五、朝日祖師と號す、○夾山寺 禪宗曹洞派、駒込吉祥寺末海壽又日朝像を安す、山と號す、古は眞言宗の古跡にて五明村にあり、正保の頃廢せしを慶安元年本寺十二世の僧同安洞察再興して改宗し、海壽山夾山寺と號す、故に洞察を以て開山とす萬治二年四月二十日寂す、其後寛文十一年前寺と云くこの所に替地を賜はれり、本尊釋迦、行基の作と云、御嶽社 當村の産神とす、今も戸 稻荷社

宗傳寺跡 除地百九十三坪あり、當寺も元戸山の内にありて寛文の度、に引移りしに、寶永五寄進地中里村へ引て今に其地に存す、

深津彌七郎抱屋敷五、○武藤庄兵衛抱屋敷六、

○源兵衛村 源兵衛村は元戸塚村の内なり、彼村民源兵衛と云もの開發せし所にて、其村内の小名たりしが、元祿以後別村となれり、源兵衛の子孫は今に村民たり、江

前は延享二年奉行支配となる、

小名 放生寺門前 御府内、石田前 昔石田某 山吹里馬場

(里吹山)

の北茶店後の方を云、文明年中太田道灌將に出し時、急雨降出しかは、農家に立寄雨具を借んとせしに、其家の小女山吹の花を折て出せり、道灌其意をさとすして歸り、後此事を近習の士に、問ふに七重八重花はさきとも山吹のみ、ひとつたになきそかなしきといへる古歌にもとつき、蓑たにあらぬと云を諷せしならんと答へければ、道灌はしめて其意をさとす、夫より歌道に心をと、め、後彼小女が事を賞め、この所を山吹の里と名付しなと云、俗話あれとも、體

す、松原 荒井山 椿山 三島上 三島下

高田馬場

村の西にあり、東西百八十間、南北二十六間餘、南の方に御馬見所蹟あり、この邊元廣芝野にて、

越後少將忠輝卿の母公高田殿遊覽の地なりしかは、馬場となりし後、かく唱へり、隣村高田の故に負ひし名には、非すなりいと、詳かなることばなし、按に「寛永日記」二十三年三月五日高田に馬場を築へきよし仰ありしかは、やかくて此地を擇み、幾程なく馬場成しかは、將軍家も渡御あり、旗下の諸士左右に分て鞭打ありとみゆ、こは中頃荒廢せるを更に修せられしならん、其故は或人の記せし「聞見隨筆」と云書に、蒲生下野守忠郷の家人佐野太夫が買得し音曲と號せし名馬を台徳院殿へ獻して古龍と名付給ひしか、駿足にして乗得るものなりし、時に將軍家高田馬場へ成らせ給ひて、中山勘解由守に命して是を乗しめ給ふ所、殊に早馬にて天下の人中山か馬の達者を譽たりとあり、照守寛永十一年に歿したれば、十三年前既に馬場ありし事明けし、又大坂御陣の頃、此馬場にて馬揃あり、是より先武田信玄小田原北條を攻し時、當所にて馬を乗りしなと云傳へたり、十三年築立以後は旗下の士弓馬を習へる地に定め置れしか、寶曆の頃より一圓に射場となり

戸よりの行程二里に足らず、東西六町、南北五町許、戸數二十八、四境、東は下戸塚村、南は諏訪、西は戸塚村、北は神田上水堀を隔て下高田村なり、天水を得て耕植す、古より御鐵炮玉藥同心及其筋のもの、大繩給地なり、

神田上水堀 村の北を流る、幅七間許、

神明社 村の鎮守なり、下高田 末社 天王 稻荷 辨天 村金乘院持下持同し、

○諏訪社

松平志摩守抱屋敷 一段六畝、○伊藤彌平太抱屋敷 一段七畝、

○富田宮内抱屋敷 二畝、○松平市正抱屋敷 六段一畝、

武藤庄兵衛抱畑 四段五畝、○土屋甚助抱屋敷 三段五畝、

○下戸塚村 下戸塚村は江戸より行程一里半、家數五十

一、東は早稲田村及關口町耕地、南は尾張殿戸山屋敷、

及牛込馬場下町、西は源兵衛村、北は神田上水堀を隔て

下高田村、東西六町、南北九町、當村正保三年牛込濟松

寺領に賜り、今に然り、戸山屋敷より出る小流を用水と

す、村の西に係る往還は、牛込邊より雜司ヶ谷への道に

て、道の北界を奥州の古道と云、元祿十五年伊奈半左衛門、今井九右衛門檢地す、又町並となりし村内放生寺門

て、馬場は騎射のさくりのみ残り、又當所にて流鏑馬の式を興行あり、こは穴八幡宮へ御奉納の爲なり、同社に藏する【流鏑馬圖】の奥書に、右流鏑馬二軸也、今茲戊午春二月初日爲穴八幡神事於高田馬場所行之圖也、此蓋去歲中當竹千代君御降誕前、因御願兼有御催、公事繁劇延及今春也、既而君有御降誕、遂被催報賽、其事者小笠原常春卿命、令門人若干人勤之、當日射儀岡本豐久門生等圖而所上也、元文三年歲次戊午冬十二月とあり、其後もしは其式あり、當日御名代田座ありて射儀最嚴正なり、馬場の外に埒を設け、貴賤の見物群集せり、又馬場の北側に並立る松樹は、享保年中鈞命に依て植さしめ給ふと云、當所は除地にて濟松寺持、

神田上水堀 村の北界を流る、幅六、問より七八間に至る、

八幡社 穴八幡と號す、正八幡なり、神功皇后仲哀天皇を合祀す、共に大橋龍慶靈瑞を得て、牛込榎町の古榎樹を以て彫刻し寛永十九年四月八日多磨郡中野寶仙寺住僧秀雄開眼せる由裏銘あり、社傳に云此所古より八幡の小祠及び阿彌陀堂あり、年を経て荒廢し、神木の老松一樹残りしか、寛永十三年御持弓頭松平五新左衛門直次に屬せし同心の輩、同心居宅は早稲田にあり、彼神木近き所に的場を築きしに、其松に鳩三羽つゝ宿りて神靈影向の瑞ありければ、相謀て同十八年石清水八幡宮を勸請し良昌をして別當たらしむ、依て草庵を造營せんとて山麓を穿ちけるに、一つの穴あり人人怪しみ燈を取て内を伺へば、銅佛の阿彌陀長三寸許なるを得たり、是八幡の本地なればとて、則神殿に安置し、今に秘佛とすと

【寛永記】「江戸雀」等に載る所も社傳と大同小異あり、同年大猷院殿御放鷹の時當社へ御立寄あり、此年嚴有院殿御誕生ありせられ、又別當良昌兼て靈夢を蒙りし次第を聞召され、殊に當社を御崇敬ありて、慶安元年本社以下諸堂社に至るまで悉く御建立あり、其時當山の地形は加賀中納言利常寄進し、其餘の諸侯旗本の士も當社以下を寄附せり明二年落成して遷

宮の式を行はる、この年嚴有院殿御參詣、其後社地に能舞臺
を作られ、大猷院殿成らせられ、能上覽有て後に神事能興行

あり、役者大藏勤む、御名代柳生但馬守に命せらる、年
經て社頭回祿の後延寶六年御再建あり、棟札の文に、

聖主天中 爲大檀那 征夷大將軍源家綱公御武運長久

己奉再興武州豊島郡牛込郷光松山放生寺八幡宮一宇 東照宮并末社等

哀愍衆生者 御子孫蕃榮天下泰平五穀成就萬民豊樂所

寺社奉行 松平山城守 別當放生寺住持權大僧都宗洗
板倉石見守 太田攝津守

延寶六年戊午仲冬十五日

御大工棟梁 甲良豊前宗清
同助五郎宗員

後又大破に及び、元祿十六年
再ひ御修營あり棟札の文に、

聖主天中 大檀那 征夷大將軍正二位内大臣源綱吉公御武運長久御子孫蕃榮所

己奉造營武州豊島郡牛込郷戸塚村光松山放生寺八幡宮一宇華表二基
哀愍衆生者 爲天下泰平萬民豊樂驅壽堅固長保德創建
我等今敬禮

御鎮守

總營建事 從五位下但馬守藤原朝臣秋元氏裔朝
從五位下對馬守源朝臣稻垣氏重當
東照宮并末社等護摩堂鐘樓堂神輿堂樓門舞臺寺院等

元祿十六年未年五月吉日御普請奉行

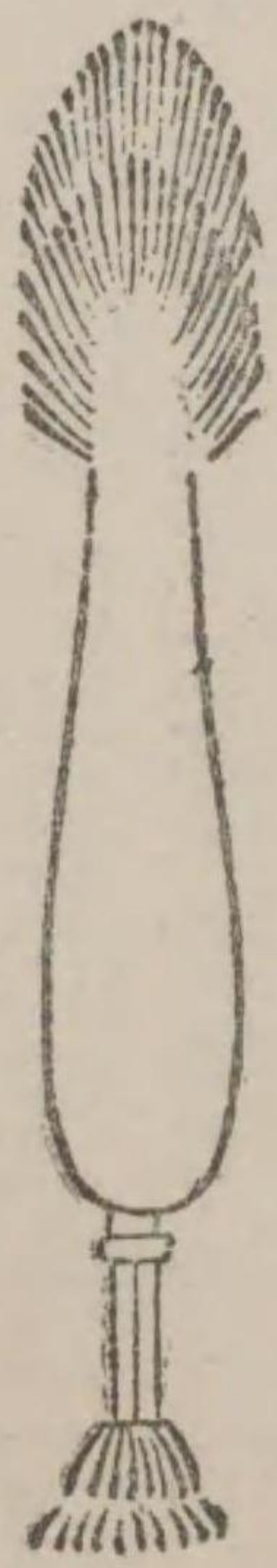
竹田藤右衛門藤原政武
伊藤新右衛門藤原政武
別當權大僧都法印本如 御大工棟梁 大谷甲斐藤原正矩
大谷平太夫藤原基矩

元文二年諸堂社助成のため、本所松井町にて千五百坪の町屋
敷を賜ひ、延享二年當社祭禮の時、神輿の旅所として牛込神
樂坂上にて二千七百十五坪を拜借地に成給ふ、此内九百二十
坪は近き頃御用地となり、殘地千五百九十五坪の内千四百九
十坪は麴町にて替地を給ひ、今神樂坂上には纔に三百坪殘れ
り、又元文三年二月九日竹千代君御降誕の事により、當社へ
御報賽のため高田馬場に於て流鑄馬御興行あり、それより以
來御厄年及若君様御降誕等には、必當社御祈禱として流鑄馬の
式あり、又社傳に永承中源賴義、安倍貞任征伐之後當國豊島
郡へ八幡三社鎮座の一なりとみえなれど、固より據とすへき
事なれば爰にて載せず、例祭八月十五日、昔はこの邊の三
十六ヶ町より銚練物等を出し、牛込神樂坂旅所まで、神輿を渡
せし、牛込御門外にて天下安全の御祈禱修行、社寶御具足一領
嚴有院殿御召初品のなり、慶安二年當社御造營落成ありて遷
宮の時、御寄納ありと云、外に御幼時の御手遊物なりとて布
袋及駒の、準提觀音一軀寶樹院殿の、流鑄馬繪卷物
二卷 輿書に、右流鑄馬二軸者、今茲戊午春二月初卯日爲穴八幡
二卷 神事於高田馬場所行之圖也、此蓋去歲中當竹千代君御降
誕前、因御願兼有御催、公事繁劇延及今春也、既而君有御降
誕、遂被催報賽、其事者小笠原常春卿命令門人若干人勤之、
當日射儀岡本豊久門生等圖而上也、大般若經一部慶安御造
元文三年歲次戊午冬十二月とあり、

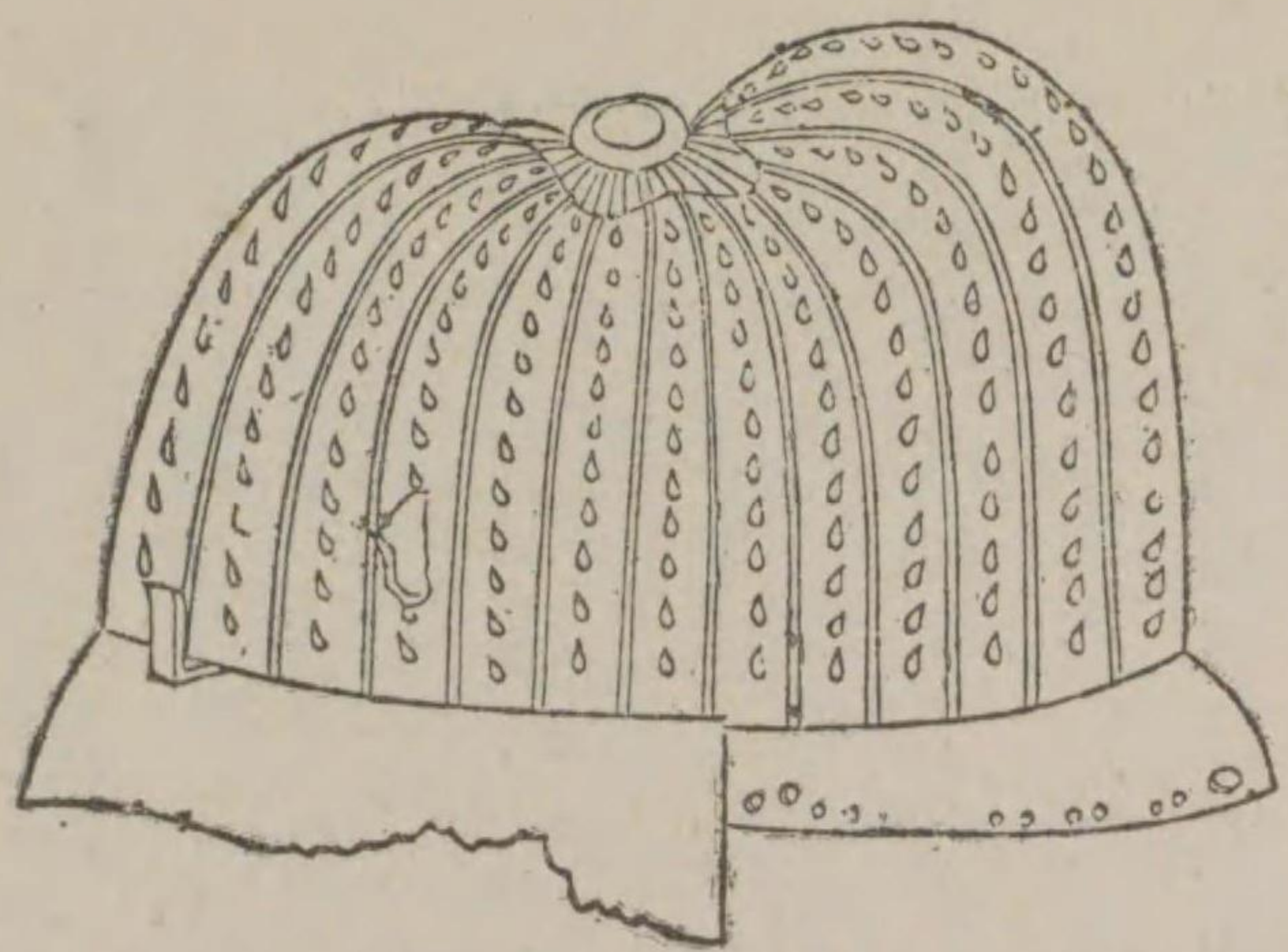
松平外記寄附する所なり、此頃松平長門守も
祭禮旗十二旒を寄進せしか、今は損失せり、
御造營の時、社地の鎮守として御勸請あらせ
られ、延寶元祿二度の御再建にも御修營あり
明神慶安元年本社御造營の時建させらる、
立あり、若宮八幡 是も御造營の時、松平新五左衛門直
神宮 春日 天満宮 子安明神 荒神 四所明神 辨
財天 以上七社は慶安の度御造營ありし所にて、延寶、元祿の
財天二度にも御修營を加へられしに、今廢して再建に及は
ず、觀音堂 神樂堂 以上二字は慶安の度、鐘樓 是も同時
あり、鐘に慶安元 普賢延命堂 是も慶安の度松
年の銘を彫れり、平和泉守造立す、護摩堂
神輿堂 以上二字も同時に御建立ある所に、出現堂 酒井日向
る所なり、是 回廊 蜂須賀飛騨守、水野周防守の、石手
も今廢す、水鉢 大森信濃、石燈籠 渡邊十郎左、銅鑄燈籠 池田勘兵
水鉢 守寄進す、石燈籠 衛門寄進す、銅鑄燈籠 衛門寄進す、
石重塔 柴田三左衛門寄附す、出現堂以下、銅鑄燈籠 正徳
三年

御本丸奥女 放生池 本社の麓にあり、堅十間餘、横二間許、中寄進す。此池の石垣瑞籬は、慶安御造營の時増山兵部少輔寄附せし。的場 本社南にあり、是前に云寛永十三年、今は廢せり。年松平新五左衛門が組の者築し所に、今に其筋の者射 神木光り 松本社の裏の方にあり、古藝を講ずる所なり。木は枯て後に植繼しものなり、古松は則前に云鳩の宿りし樹なり、嚴有院殿御降誕の時幹より光りを放ち、靈瑞を顯す、故に此名を得、光松山の號も是より、石布袋手水鉢 出現堂跡の側にあり、元吹上御起れりと云、庭中に在し由、嚴有院殿の賜物なり、隨身門惣門 以上二字は慶安の度、裏門これに慶安の造立、別當放生會寺 古義眞言宗、高野山實性院末、光松山良昌は周防國の産にて、俗姓は榎本氏、高野山實性院青山に投じて難染し、諸國を經歷して寛永十六年陸奥國尾上八幡に參籠の夜、將軍家若君辛巳年夏の頃御降誕あるへき由靈夢を得たり、其後當國に來り、しるへの僧室に暫く錫を止めしに、同十八年松平新五左衛門が組の請に任せ、當社の別當職となれり、此年辛巳八月嚴有院殿御降誕ましま々々、かの靈夢に符合せり、此事いづとなく、上聞に達せしかば、大猷院殿御放鷹の時當山に御立寄ありて、良昌を召させられ、社由緒を開しめされ、光松山放生會寺の號を賜はれりと云、是より以來、此邊御遊獵の時、當寺を御購所に命せられて、今に然り、良昌は寛文 什寶 柳に竹の御畫一幅 台徳院筆と云、自賛 柳ちるかた岡への秋風に、一つふたつの和歌あり、扇 柳一握 大猷院殿の賜物にて、開山良昌家にかくるゝ、扇 柳一握 大猷院殿の賜物にて、開山良昌拜領す、便面に御筆の詩歌あり、左の、飛鳥去邊山侶肩、空低水潤影遲遲、上林雖好非

栖處、一任千枝與萬枝 雁かへる常世の花のいかなれや、月はいづくも霞む春のよ 福祿壽御畫一幅 常徳院殿御諱あり、楊柳觀音畫像一幅 探幽の、百體大黒天畫像一幅 當山縁起二卷 寛永十八年十二月大橋龍慶の撰、杖記一卷 相傳ふ、寛永年間神體の手に持所錫杖の連環一輪、離去し時、しやくしやうの六字を歌の頭に置て百首の和歌を詠し、神前に供へしかば、日ならずし 不動愛染の畫像各幅 弘法大師 心經一卷 同、十六善神畫像一幅 打出小槌 由來記一卷あり、其略に、此槌神家水無瀬家の女感得せし所也、昔聖武天皇の此の如き寶物を山



城國錢原の一字に御寄納ありしかば、彼寺を寶寺と號す、信心の男女祈願の意趣を掌に書して、此槌もてその掌を打ては所願成就すと云、槌圖右の如し、槌とけいへとも、其形は槌に似す、寛永二乙酉年三月松尾院達賢と記せるものを并せ藏せり、このこと山 佛舍利舍利記一 寺中 松濟院 光濟院 是は廢院となりて未再建に及ばず、門前町屋間口八十間、步數四百九十二、○天神社 往古は牛込の惣領守ありしを、正保三年祖心禪尼の願に依り、今の尾張殿戸山屋敷の地へ移して造營し、其後延寶三年台命に因て今の地へ轉せらるると云、神體は座像長三尺、大橋龍慶が手刻する所也、別に當家自作長一寸八分蓮葉に座せる像、及び源實朝守護佛十



一面觀音、菅家自作の不動を相殿とす、菅家自作の神體は、元大猷院殿の御守護神なりしを、大橋龍慶に賜はり、後當社へ納むと云、社實に菅家自筆經文、及大橋龍慶奉納せし三十六歌仙の額あり、其裏銘に牛込天神宮前寄進寛永十三年丙子九月二十五日遷宮云々とあり、是天 末社 三峯 鬼子母神町にありし時の造營とみえたり、

前に、

寶泉寺 天台宗東叡山末、禪英山了心院と號す、此院號は延寶年中日光御門主より賜ふ所なり、本尊藥師長二尺春日の作と云、天慶四年藤原秀郷の開基にて始は秀郷寺と號せしを、遙の星霜を経天文の頃比叡山寶泉坊秀寶と云僧住持とな

神 吉祥天 別當 眞定院 新義眞言宗、麻布不動院末、天龍山松徳寺と號す、開山日祐寛永九年起立し寛文三年九月二十日寂す、本尊 ○三島社 當社阿彌陀、此社にて上杉の家臣恒岡彈正忠再建する所と云傳ふ、按に此人は戸塚村の條に記す如く、小田原役帳に、江戸牛込内富塚五百文の地を領すとあれは、此邊彼か領中にして再建の檀那となりしならん、た、上杉の家臣と傳へしは誤れ、○第六天 社 社傍に小庵を立て社を守護らしむ、蓮花院と云、持

しより改めて寶泉寺と號すなと傳ふ、僧名と寺號と偶同かりしも奇なりと云へし、按に境内稻荷社は上杉氏の建立なりし由若きあらんには恐くは其頃彼社の別當寺に造立して、則秀寶は開山たりしを古利なるを證せんとして、秀郷の開基など、附會し、秀寶は却て開山の名を失ひしにや、とにかく定、寺寶かなる據はなし、境内毗沙門の事も爰に准して知へし、寺寶兜一頭 補正成者領の由、大久保某より納む、天正十四年六月十八日大久保彌三郎が記せる添狀あり、其略に此星甲者、越前國豐原住人貞生作にて、建武二年補正成其子庄五郎新行に譲り、補滅亡の後足利家に傳へ、其後轉傳して大久保新八郎忠俊に傳はり、忠俊次男忠政に傳ふとあり、大久保家譜に按に、忠政少名彌三郎と稱し、叔父彌三郎忠久が養子と成り、後年大久保三郎右衛門と稱せし人なり、毘沙門堂當寺へ寄附せし年月等は詳にせず其圖上にのす、 毘沙門堂高き二丈餘の山上にあり、毗沙門は慈覺大師の作長二尺五寸、此像元は上野國佐野大慈寺にありしを天慶四年藤原秀郷志願によりて、此所に移すと云、當寺天正六年の記録に、此本尊者依藤太秀郷持佛の由と見ゆ、又此所は往古中務卿宗良親王陣取ありし所なり、稻荷社 水稲荷と號す、當寺舊記の寫なりと云なと云傳ふ、其内に文龜元年再興大檀那上杉治部少輔入道朝良云々とあり、又「上杉系圖」異本に治部少輔朝良、文龜元年辛酉年、依靈夢江北高田郷戸塚村稻荷大明神勸請、今寶泉寺境内戸塚稻荷是也とあり、寺傳と違へり、又當社の棟札なりとて是も其寫を藏せり、其文に天文十九年、又別當寶泉坊秀寶云とあり氏綱は天文十年の卒なり、年代も違ひ且「牛込系圖」時國なし、後天和二年佐藤勘右衛門信次再ひ造營すと云、信次子孫今美濃守信顯也、神體は朝良夢中感得の像を彫刻する所と云、長一尺五寸本地十一面觀音、淺間長二尺五寸慈覺大師の作、及陀根尼天の像を合殿とす、淺間社 高き三丈餘の假山上にあり、安永八年の勸請にて山は奇石を疊みて築立巧を極めたり、毎歲六月十五日より十八日ま

て登山を許し参詣の人にきは。念佛堂阿彌陀を置聖徳太子、へり、里人高田富士と云へり。念佛堂作、立像長二尺五寸、鐘樓正徳元年鑄造。千歳松古木は枯て若木を植つけり、大覽ありて名つ、旗立櫻是も古木は枯れて植つきしものなり、け給ひしと云、宗良親王旗を立られし所なれば此名ありと云、蜷蛸力池是も寛永の頃御放鷹の古榎樹あり、水かなる早越にもかる、ことなし、眼を患。○法輪寺法華宗、駿河國富士郡北山本門寺末、萬年山と號す、本尊三藏王社神體寶を安す、開山日賢寛文九年九月廿三日寂す、藏王社は坂上田村麻呂感得の像にて東夷征伐の時、觀音寺新義眞言宗、此地に安すと云、大黒天を合殿とす、○觀音寺新義眞言宗、門徒慈雲山大悲院と號す、本尊十一面觀音を安す、智不動大師の作立像長二尺許、開山賢榮寛文十三年起立す、不動堂○龍泉院 同宗葛飾郡寺島村蓮華寺末松竹山と號す、本尊尊彌勒を安す開山乘俊寛保三年七月寂す、音堂 聖天社○東福院 古義眞言宗放生會寺末本尊千手觀音を安置す

尾張殿抱添屋敷 六町五段 清水殿抱添地 一町三段二畝八歩
 川越中守内室抱屋敷 二町七段四畝十六歩 ○水野出羽守抱屋敷 三町七段八畝
 ○中山備前守抱屋敷 二町五段二畝四歩 ○時田權佐抱屋敷 五畝十歩
 ○前田對馬守抱屋敷 九畝十歩 ○島彌左衛門抱屋敷 三畝十歩
 ○増井惣八郎抱屋敷 六段八畝九歩 ○工藤佐兵衛抱屋敷 一畝九歩
 ○吉川藤次郎抱屋敷 一段七畝七歩 ○中田半藏抱屋敷 七畝七歩

十五 ○松井富五郎抱屋敷 一段二畝 ○河野左源次抱屋敷 一段三畝
 ○本多又左衛門抱屋敷 二段三畝 ○勝屋能藏抱屋敷 八段五畝
 ○河野善太郎抱屋敷 一段二段 ○放生會寺抱添地 二段三畝
 十六歩 二十六歩

新編武藏風土記稿卷之十一 終

新編武藏風土記稿卷之十二

豊島郡之四野方領

○下高田村 下高田村は日本橋より行程一里半、按に高田は當郡及多磨郡にも跨し地にて、古は上下の別なく通して高田とのみ稱せり【小田原役帳】に、赤澤千壽十五貫文江戸高田内、中村平次郎十三貫文同所内、及太田新六郎知行三貫文高田内赤澤分、七百文高田濟田同人私領内寄子衆配當一貫二百文高田内葛谷岸分等みえて殊に大村なり、其後上下二村となり及葛谷分村せし年月は詳にせざれど、正保改の國圖等には既に今の如く分ちて上村を多磨郡に屬し、下村を當郡に屬したり、四境東は關口村及武家屋敷、南は下戸塚村源兵衛村、西は下落合村北は雜司ヶ谷村、東西十町南北五町餘、家數百十軒、正保の頃は御料所にして今御料及牛込芳心院領、同濟松寺領、同宗參寺領、關口蓮華寺領交れり、蓮華寺領は元祿十三年芳心院領は同十五年、宗參寺領は寶永十年濟松寺

領は正徳三年に賜れり、檢地は延寶二年關口作左衛門中川八郎左衛門糺せり、村の北寄に目白邊より練馬村邊への往還掛れり、又南北へ貫ける一條の道は古の奥州道と云、四ヶ寺領の内段別合七段一畝十五歩の地次第に町並となり、延享二年町方の支配に屬す、

高札場 村の中程
 小名 高田四谷町 高田四谷下町 共に町方支配に屬す
 條に田 砂利場 入山 大原 稻荷原 大山 金窪
 澤 御堂前 鶉山 五段田 宮田 後田
 神田上水堀 村の南を流る ○面影橋 上水堀に架す長
 川幅七八間 ○面影橋 十間の土橋なり ○
 姿見橋 面影橋より北の方なる用水堀に架せる小橋なり、此橋
 姿見橋の事は【舊事考】「南河茶話」等俗書に奇怪の説あれ
 と、今土人も嘗て傳へざ
 る所なれば、こゝに載せず、

芝野 三段許あり、御遊獵の時○宿坂 此所に往古關所
 御場拵芝切場等に用ゆ、○神樂堂 末社 稻荷 第
 氷川社 村の鎮守なり、南藏院 持在原業平を祀ると云、
 六天 ○稻荷富士淺間合社 金乘院持下同し、社地に水戸中納
 と號せしか、元木は枯稿して接木となし、今金乘院の寺内に
 残り、又光國卿自ら木花開耶娘五字の額を書して社前に納
 められしと云、○神明 第六天合社
 今に存せり、○新義眞言宗大塚護國寺末、大鏡山醫王寺と號す、開山
 南藏院 圓成比丘と云、本尊藥師は聖徳太子の作長三尺、或云

此像は奥州秀衡の持佛たりしか、圓成比丘回國の夢の告ありて笈にうつして此高田の里に至るに、笈俄に重りて磐石の如し、此地有縁の地なればとて草堂をいとみな安置すと云、其後大橋龍慶佛道歸依の餘りしはらるる當寺に寄寓しければ、大猷院殿此邊遊獵の時しばしばならせられ、御殿など御造營ありしとなり、其頃中根壹岐守より龍慶に與へし書狀あり、文後に出す、當寺へ御成の時四方へ出入せる門あり八ヶ所門と名付しと云、昔寺内に池あり鏡か池と呼しとなり、當時の山號も是より起れり、今寺内を流るゝ小溝を根川と云、

今日之儀廻へ被爲成候而、さしまはし高田へ被爲成候儀可有之間、ゆたん仕間敷旨御意に御座候、恐惶謹言、

正月三日

中根壹岐守

龍慶法印

御茶屋蹟

御茶屋は大猷院殿御遊獵の時御休息所として造らせられ元祿七年細井九右衛門奉りて除地となし當寺の境内に入れり、今御殿跡と稱す、昔此地に鶯宿梅と呼へる御手植の梅ありしか、後枯て今其實生、○金乘院新義眞言宗多磨郡中を移して院内の庭前にあり、○金乘院野村寶泉寺末、神靈山觀音院と號す、本尊正觀音長一寸八分、御嶽社 辨天社 毗首羯摩作開山永順文祿三年六月四日寂、鐘樓寶曆八年三峯社 觀音堂 荒神を合殿とす、觀音は木の鐘をかく

儀同殿抱屋敷

一萬七百一橋殿抱屋敷 三千五百坪 ○松平大炊

頭抱屋敷 五百七十四坪 ○大岡主膳正抱屋敷 一萬二千十 ○稻垣鶴之丞抱屋敷 九百三十三坪 ○久貝遠江守抱屋敷 千八百五 ○大久保甚兵衛抱屋敷 千八百五 ○井關彌左衛門抱屋敷 五百七坪 ○永井四郎左衛門抱屋敷 二百九坪 ○伊奈熊藏抱屋敷 二百坪

○市ヶ谷町在方分 市ヶ谷町は日本橋より三十町隔つ、開墾の年代を傳へず、往古島田主計、濱中太郎兵衛、宇田川利左衛門、杉山七郎兵衛、長尾庄兵衛、依田權左衛門等七人草創せりと云、【鶴岡文書】延文二年十二月廿二日足利基氏下文の文に、鶴岡八幡宮雜掌任阿申、武藏國金曾木彦三郎、市谷孫四郎等跡事、止江戸淡路守押領、任正和元年八月十一日寄進狀、可被沙汰付社家之狀如件と見ゆ、此市谷孫四郎は當所を領し在名を稱せしならん、又【小田原役帳】に、太田新六郎知行三十二貫九百十六文江戸市谷齋藤分、二十貫六百十六文江戸中里市谷源三郎分と載たり、【求涼雜記】に、往古は市買と書す、是此所に市を立て賣買ありし故の名なりと、又一説に此邊に谷四ヶ所あり、一より四まで順に呼ぶ、當所其第一なれば一谷と唱へ、二三は其所を詳にせず、四は今の四ヶ谷

小名

蓮池 市谷片町續御先手組屋敷に傍てあり、前云見取場年貢地の内なり、堀 小名蓮池の南境に傍て流る、幅四尺許、是を風川と呼へり、町地に多くかゝるを以て事は御府内の條に辨す、尾張殿抱屋敷 一段一畝二十 ○田安殿抱屋敷 六畝十一

○小笠原大膳太夫抱屋敷 一段廿七 ○松下屋敷の添地と ○小笠原大膳太夫抱屋敷 一段廿七 ○松平伯耆守抱屋敷 七畝廿九步前 ○宮崎市三郎屋敷 四畝十六

なりと云、されど四ヶ谷の地名は往古人家の敷より起りしと云ひ、今既に彼四家の内子孫連綿するものあれば前説是に近かるべし、又前に載する延文の文書、及役帳共に市谷に記せり、市買と書するは一時の假借なるべけれど、今も尾州藩にては多く買の字を用ゆと云、御打入の時開發人の子孫を初として、村民等川崎宿まで出迎奉りより、當村甲府筋配符御用を命ぜられしと云へど其始末は傳へず、古より御料所にて今も然り、今市谷と唱ふる地東は御堀を限、南は四ヶ谷西は大久保邊、北は牛込の地に接せり、正保の改に高四十三石七斗七升六合野村彦太夫御代官所市ヶ谷村とあり、寛文中より百姓商店を建て町並を成し、正徳三年町奉行の支配に屬し、貢は今も御代官進退に依、其町々は市谷本村町、同谷町、同片町、同三軒屋敷、同柳町以上五ヶ町總段別一町一段九畝廿一步の地なり、此餘古來村内を裂て武家の賜地町屋敷等及寺院の門前町屋許多あり、今全御代官の指揮を受くる者僅に一町七段三畝八歩の地も多くは武家の抱屋敷となり、所々に散在し又見取場とて貢を奉るもの五段五畝二十七歩あり、是を在方分と唱ふ、檢地は寛文十二年野村彦太夫糺せり、高札場 在方町方組合 谷町にあり

屬し、重治の孫宮内少輔勝行が時天文二十四年氏を牛込と改め、當村及今井櫻田其餘若干の所領ありと見えたり、役帳は永祿五年の記なるに大胡と書せしは古に因て改めざりしなるべし、又役帳に恒岡彈正忠五百文江戸牛込の内富塚、及王子領三貫百八十文牛込の内伏とのせたり、御府内牛込の條に詳なり、又天正十八年太閤秀吉の出しし制札に、武藏國荏原郡江戸の内牛込七村とあり、荏原郡と記せしは早卒の間たまゝ誤り記せしなるべし、御打入の後大友宗五郎義乘に賜はり、其子右兵衛督義親の時繼嗣なくして家絶たり、正保の改には御料及素心尼大猷院殿知行、牛込宗參寺領、同行元寺領とあり、今は總て小石川傳通院領なり、日本橋への行程一里、

小名 原田 鳴子島

堀 戸山落と呼ぶ、或は一本橋川とも云、尾張殿戸山屋敷より流れ出、下戸塚を経て當村に入、村内へ用水とし早稲田村に達す、水野出羽守抱屋敷保ること九段九畝十一歩

○牛込看町在方分 看町は神樂坂の上東側にあり、昔は此邊一圓に牛込七村の内なり、御打入の頃より町並となり看町と唱ふ、其餘も年を追て武家寺社の賜地或は町屋となれり、其内牛込中所々に散在して町方に屬せず、御代官の指揮を受けるもの尙若干残り、此等も今は皆抱屋

敷或は寺社の域となり、其貢税は昔より看町の名主五三郎が進退す、故に看町分と唱へ、田圃にあらざれど在方に屬す、寛文十二年九月野村彦太夫檢地し御料所なり、武島佐門抱屋敷 原町二丁目北後、八畝十歩、元水次郎に譲り、文政五年十二月、天明四年上村富月六日左門の抱となれり、○水野與左衛門抱屋敷 左門の北四段二畝、安永二年三月田、○淺野圖書抱屋敷 三十八町組中一郎右衛門か譲を受と云、○長谷川銀次郎抱屋敷 若松町北有、三段二畝十六歩文化七年、○山口藤九郎抱屋敷 銀次郎の月十六日永井惠守より譲受、○服部善太夫抱屋敷 藤九郎の二段八畝九歩天明二年二月、○大塚孫左衛門抱屋敷 北隣なり、二年永井惠守より譲受、○北村定五郎抱屋敷 善太夫の西隣なり、前と同時に惠、○小森平五郎抱屋敷 定五郎の西隣なり、五畝守の譲を受、○大塚市五郎抱屋敷 定五郎の北隣なり、八畝二十二歩、文、○高津榮春抱屋敷 市郎の北隣なり、一畝十二歩文化九年四月山村喜十郎の譲を受、○森勘右衛門抱屋敷 榮春の八月十三日細井安藝守より譲受、○大塚孫左衛門抱屋敷 勘右衛門の北隣なり、步敷、○中山清七郎抱屋敷 孫左衛門の北隣及譲受の事前同し、○戸川壯藏抱年柳生主膳正に譲り文政四年清七郎譲り受、

屋敷清七郎の南隣なり、八畝十歩、文政、○鈴木重兵衛抱屋敷 九年四月九日鈴木重兵衛より譲受、○外山彌十郎抱屋敷 敷壯藏の南隣なり、一段五畝文政七年八月廿二日近藤小八郎より譲受、○中澤彦太夫抱屋敷 重兵衛の南隣なり、一段廿二歩寛政十一年八月十三日細井安藝守の譲を受、○中澤彦太夫抱屋敷 彌十郎の南隣なり、二段三畝八歩前と同時に安藝守より譲受、○佐野清太夫抱屋敷 彦左衛門の一段二畝二歩木村權左衛門より譲受、年を失ふ、○志受、一畝廿歩この内四畝は文化十三年青山重兵衛より譲受、○志受、一畝廿歩は文政四年六月廿六日有田玄眠より譲受、○志

水小八郎抱屋敷 高田通り根來組屋敷の東隣にあり、一町、○石河太八郎抱屋敷 尾土佐守抱地にて渡邊半藏に譲り、元祿四年四月太八郎の家に譲り、○戸川大次郎抱屋敷 早稲田村の内にあり、四年正月鍋島内、○正法寺抱地 早稲田町にあり、○感通寺抱地 匠より譲受、○常泉寺抱地 石川太八郎の南隣、○大龍寺抱地 高田通りあり、○専念寺抱地 前寺の東隣なり、○常立寺抱地 前寺の南隣なり、○長久寺抱地 前寺の西向にあ、○正光院抱地 前寺の南隣なり、○願正寺抱地 前寺の東隣なり、○法身寺抱地 原町二丁目北裏なり、○清久寺抱地 前寺の東向にあり、寺抱地一段八畝二十一歩、○宗圓寺抱地 川田久保町

○幸國寺抱地 原町二丁目にあり、○宗圓寺抱地 東裏にあり

四畝二 ○南藏院抱地 御筆筒町にあ、○西照院抱地 津久戸前十二歩、○松源寺抱地 通寺町にあり、一段六畝九歩以上十五寺寬、○早稲田村 早稲田村は元牛込村の地にて、小名早稲田と唱へしを何の頃よりか別村となれり、正保元祿の改にも載せず、村内の地次第に町並となりし一町五段二畝十九歩の所は、早稲田町と唱へ延享二年町方の支配となる日本橋より行程一里十町、東は中里村西は下戸塚牛込の二村、南は早稲田町同榎町北は關口村なり、東西三町南北五町、民家二十軒、村内多く蕘荷を植て江戸に鬻ぐ、之を早稲田蕘荷と稱せり、檢地は元祿十五年伊奈半左衛門今井九右衛門糾せり、正保三年十二月牛込濟松寺領に附せらる、

小名 櫛元 赤城明神の舊地なり、當時神木に櫛の一樹ありしゆえ、此名起りて近き邊の小名となれり、又古は田島と呼し由、段町 金田 向田 石井後 籠鶴卷 元祿の頃小石川村の田圃中に鶴を放ち飼せられしこと、其鶴常に小石川と早稲田の二所におりし由、其頃當村にも鶴番人ありしこと或書に見ゆ、鶴卷の名は恐くは是より起りしならん、猶小石川村の條併見るべし、堀 二一は戸山落なり牛込村より入中里村に達す、一は中川と呼下戸塚村より來り是も中里村に入、共に幅六尺、

神明社 神體は木の坐像にて、春日八幡の二神像を前立とす例
祭九月十六日湯立をなせり、幣殿拜殿等あり牛込赤城
社別當等覺寺持下同じ社傍、末社 稻荷 妙見 神樂堂
に地を守るもの、家居あり、
供所 地藏堂〇八王子社 稻荷二座を
相殿とす

新村藤兵衛抱屋敷 一町四〇 青木忠左衛門抱屋敷 六段五〇
畝二歩

丸毛五郎兵衛抱屋敷 五段 〇筑紫佐渡守抱屋敷 二段九畝
七歩

〇相馬右近抱屋敷 二段九畝 〇大塚甚三郎抱屋敷 一段九
畝九歩

〇内藤仁左衛門抱屋敷 一段一〇 〇皆川藤右衛門抱屋敷 九
畝九歩

二〇 〇小出熊之助抱屋敷 六畝二〇 〇深谷久圓抱屋敷 六畝
五歩

〇高橋宇平次抱屋敷 六畝 〇渡邊直三郎抱屋敷 四畝 〇高橋
小十郎抱屋敷 四畝 〇西村端庵抱屋敷 四畝二〇 〇藤井傳兵
衛抱屋敷 二畝 牛込赤城神明社蹟 村の東にありもと赤城森
間木立ある所なり、赤城社は正安二年九月當村の内田島とい
ふ所に始めて鎮座あり、田島は則ち禰元の古名なり、其後寛
正元年太田道灌今の社地に移せりと云、猶赤城社の條併見る
べし、今も社蹟六十坪餘は除地にて石の小祠を置銘に寛正二
年建立の由を刻す、土人元赤城
明神と云赤城社別當等覺寺持、

(森城赤)

〇中里村 中里村も正保元祿の改に載せず、元牛込村の
内なりし事は既に牛込村に辨せり、當所も延享二年村内
を裂て町方に屬せし段別二町二段四畝二十八歩の地は、

堀二 一は戸山落一は中川なり、共に早稻
田村より入關口村に達す、幅六尺、

宗傳寺 禪宗曹洞派牛込濟松寺末、臨川山と號す、開山別峯
もなかりしか寛文十年開山の名を據て寺號とすと云、其蹟は
和田戸山の内にありしか、同十一年九月其地尾張殿屋敷とな
りし故、替地を大久保新田にて賜ひ、其後寛永五年名主市郎
兵衛なるもの願ひ上村内己が所持の地 二千五百坪を寺地に寄
附し、同年十月十八日當所へ移りしと云、元地 王子權現
は今に大久保新田に残れり、本尊正觀音を安す、

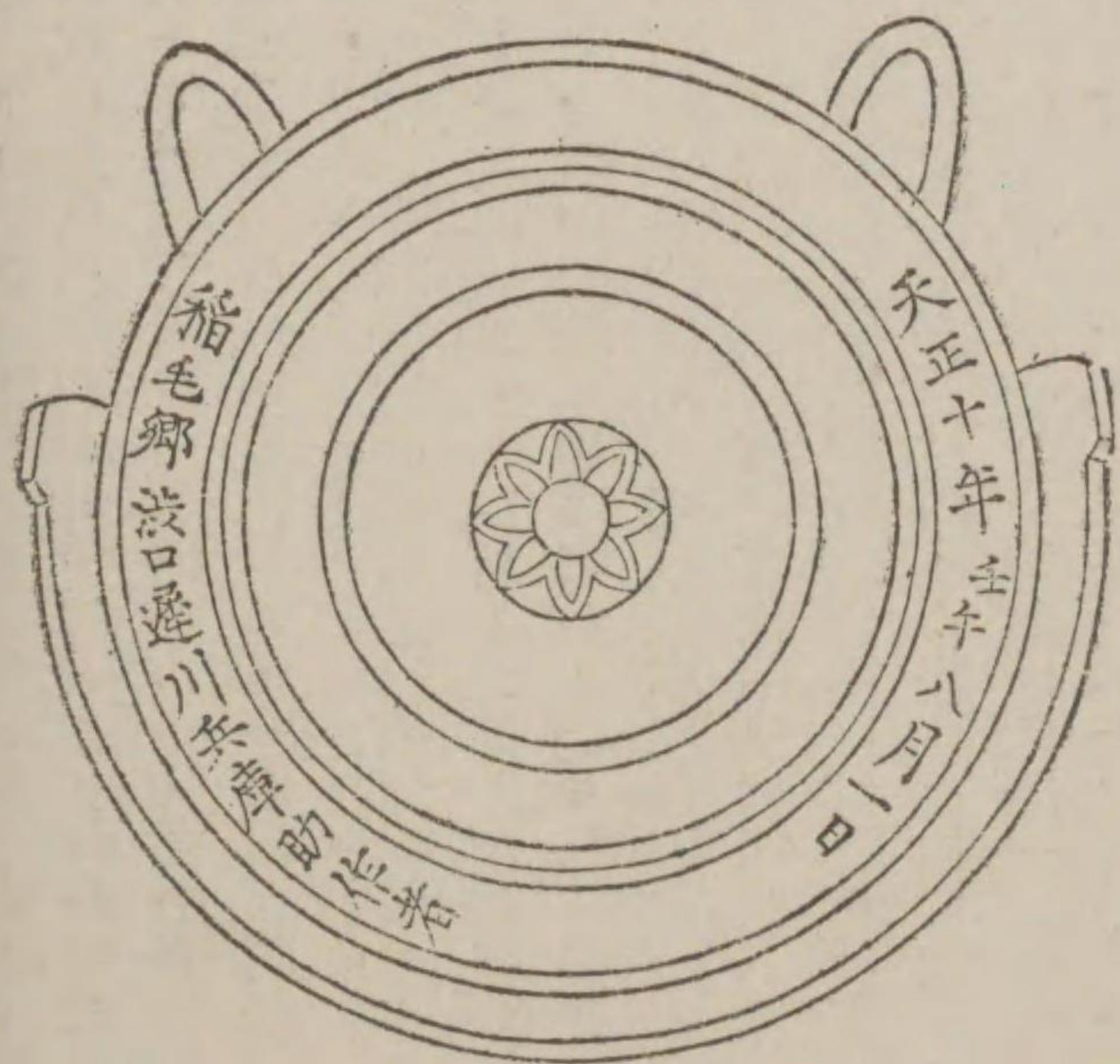
社 稻荷天神を相殿とす、社頭に天正十年の鐔口をかく、其圖
右の如し、銘に載する稻毛郷瀝口とあるは橋樹郡稻毛領子
母口村なり、運川兵庫助が事蹟等は未だ所見なし、按に子母
口村の民藤七なるものは小曾川を氏とし舊家なる由云へば、
兵庫助が子
孫なるべし、

吉田喜内抱屋敷 五畝 〇角田新太郎抱屋敷 三畝 〇伊藤甲
太郎抱屋敷 五歩

〇上落合村 上落合村は日本橋より二里餘の行程なり、
村名は神田上水の溝渠と井草川と當所にて落合し故かく
名付と云、【小田原役帳】に、興津加賀守知行二十貫五百
七十文江戸落合、及太田新六郎知行内寄子衆配當十貫五
百文江戸落合鈴木分長野彌六郎分とあり、是も據は上水
關けさる前既に井ノ頭より流出せる川ありしとみゆ、上
下二村に分れしも古き事にて、正保改には既に上下落合
二村とす、家數五十二、四境東は上戸塚村西は多磨郡上

牛込中里町同中里村町と云へり、日本橋より行程三十町
東は關口村西は早稲田村、南は牛込中里村北は關口水
道町なり、東西四町南北二町、家數五、外に非人小屋三
軒なり、當村にても多く蓑荷を植て生産の助とす、用水
檢地地頭等前村に同じ、

小名 杷元村ニ辨ス ソリ町 殿ノ下 山下 道上
道下 谷ノ中 籠田 金田



高田村、南も同郡中野村北は下落合村、東西十町南北六
町、用水は井草川より引用ゆ、古より御料所なり、檢地
は寛文十年野村彦太夫、享保十八年寛播磨守糺せり、村
内に秩父道中田無村への往還かゝる道幅三間餘、又中程
に古の奥州道あり、
高札場 村の東の
方あり

小名 坂下 前下 栗ノ原 大塚

神田上水堀 村の東を流 井草川 村の北を流る
幅四間程 川幅三間許

八幡社 村の鎮守なり、春日稻荷を合祀れ
り、村内最勝寺持下三社並同じ、

末社 第六天 足尾權現 〇太神宮 〇天神社 〇富士淺間
社 高さ二丈餘の丘上に 〇姥神社 村民
あり小名大塚と云

泰雲寺 禪宗黃檗派山城國宇治萬福寺末、黃龍山蓮乘院と號す、
元祿六年法雲院慈榮了然尼中興し、白翁道泰を勸請し
て第一世に居らしむ、了然尼は甲州武田支族の女にして東福
門院に仕へ奉りし人なり、本尊如意輪觀音行基の作、堂中に
常憲院殿淨光院殿の尊牌を安す、寺寶に飯次及杓子を藏す、
飯次は朱塗にて牡丹の模様あり、杓子には葵御紋を模畫す、
其餘長持あり黒塗にて葵及五七の桐の紋あり、これは松平越
後守より寄附すと云、當寺寶曆十二年三月此邊御放鷹のとき
御膳所となりしかりし中絶せり、 鐘樓 鐘は近き頃鑄造の
御膳所となりしかりし中絶せり、 鐘樓 鐘は近き頃鑄造の
光徳寺 新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、 〇最勝寺 同宗同
山安養院と號 地藏堂 〇法界寺 法華宗江戸市ヶ谷南寺町蓮秀
寺末、茶毗所なり、無縁山と

號せり本尊
釋迦を置

○下落合村 下落合村は日本橋より行程二里、家數六十
七、四境東は下高田村西は多磨郡上高田村、南は上落合
上戸塚の二村北は長崎村なり、東西二十町南北五町餘、
正保年中は御料の外太田新左衛門采地なり、後御料の地
を小石川祥雲寺領に賜ひ、今新左衛門が子孫太田内藏五
郎が知行及祥雲寺領交れり、用水は前村に同じ、
高札場 村の中程
あり

小名

七曲 左右松林の山にて少しの坂あり、中井
屈曲せし所數廻なればかく唱ふ、

神田上水堀

村の南を流る幅五間餘、土橋を、○井草川 南の方
架す長さ六間田島橋と號す、○井草川 南の方
中程にて上水堀に合す、幅四間餘土
橋を架す、比丘尼橋と號す長さ五間餘

氷川社村の鎮

○諏訪社二 ○太神宮 藥王院持 ○稻荷社三
一は藤稻荷と云山上に社あり、喬木生茂れり近き頃鳥居の傍
に瀧を設て、垢離場とす、藥王院持、二は上落合村最勝寺持
御靈社 祭神は神功皇后なり、例祭九月なり是をむびし 末社稻
荷 ○第六天社二 一は藥王院持
一は最勝寺持

藥王院

新義真言大塚護持院末、瑠璃山醫王寺と號す、本尊藥
師行基の作坐像長九寸許、外に觀音の立像あり長一
尺餘運慶の作、開山は願行上人なりと云、其後兵火に逢て荒
廢せしが、延寶年中實壽と云僧中興し、元文年中再び火災に

小名 原 本村 上

氷川社村鎮守重
林寺持

末社第六天 稻荷 十羅刹女 ○三獄社
是も鎮守とす、雜司ヶ谷
村法明寺地中觀靜院持、末社稻荷

重林寺

新義真言宗、江戸愛宕下眞福寺末、明王山不動院と
號す、本尊不動開山秀譽慶安二年四月二十三日寂す、

觀音堂

十一面觀音なり左
鐘樓 寛政七年中興九世快音再鑄
右に閻魔地藏を置 鐘樓す本寺二十七世英範が撰せ
る銘

○中丸村

中丸村は、元祿の改に枝郷と傍記す、今は別
村となれり、日本橋より二里餘、戸數四十三、東は池袋
村西は下板橋宿、南は長崎村北は金井久保村なり、東西
四町半南北十一町、用水は仙川用水を引用ゆ、當村正保
の頃は高木半左衛門、齋藤惣左衛門、同長左衛門、阿部
勘左衛門、吉田清六郎知行と御代官所なりしが、今は私
領のみにて子孫高木長九郎、齋藤長八郎、齋藤龜五郎、
阿部勘左衛門、吉田清三郎知行す、檢地は正保四年七月
伊奈半十郎糺せり、村の飛地池袋村内に少くあり、
高札場 村の中程
あり

熊野社

村の鎮守なり西 ○稻荷社
光院持下同じ

西光院

新義真言宗江戸湯島根生院末、醫王山藥園寺と號す、
三尊の彌陀を本尊とす開山は覺惠とのみ云傳ふ、
藥師堂 藥師及日光月 稻荷社
光十二神を置

罹り記録を失ひて詳 神田明神社 八幡社 稻荷社 三
なることな傳へず、
峯社 釋迦堂 本尊は毗首羯磨の作、立像長三尺二寸、堂中
に愛染の像を置、此堂もとは境外にありしと
云今も餘 鐘樓 寛政二年鑄造 ○金藏院 ○妙樂寺 寺は藥王
地殘れり、鐘樓の鐘をかく、
院門徒にて、慶安以後廢寺と
なり、餘地は本山にて預れり、

○池袋村 池袋村は地高して東北の方のみ水田あり、其
邊地窪にして地形袋の如くなれば村名起りしならん、日
本橋より行程は前村に同じ、戸數百二十九、東は新田堀
之内村西は中丸村、南は雜司ヶ谷村巽は巢鴨村少く係
り、北は金井久保村に及ぶ、東西五町南北十三町、用水
は仙川用水を引沃く、江戸大塚より板橋に通ふ路少く係
る、幅三間許、【北條役帳】に、太田新六郎知行三貫五百
文池袋と見ゆ、正保改には齋藤長左衛門、同惣左衛門、
水野孫助、阿部勘左衛門、服部助左衛門、吉田多右衛門
同清六郎、高木半左衛門知行、及び御代官所とあり、惣
左衛門に賜はりしは寛永十一年なり其餘は詳ならず、今
尙其子孫齋藤長左衛門、同龜五郎、水野遠江守、服部金
吾、吉田新兵衛、同清三郎、高木長九郎等七給と御料所
にして、阿部勘左衛門が知行はいつの頃か上りて御料に
屬す、檢地は正保四年七月伊奈半十郎糺せり、
高札場 村の中
あり

○金井久保村

金井久保村は、日本橋よりの里數用水等
前村に同じ、民戸三十二、東は瀧野川村南は池袋村、西
北は下板橋宿、東西十二町に足らず、南北五町餘、正保
の改に御料所の外齋藤惣左衛門、水野孫助、木村久左衛
門、木村善右衛門等四給なり、今も子孫齋藤龜五郎、水
野遠江守、木村善左衛門、木村善右衛門知行所と御料所
なり、檢地は正保四年伊奈半十郎改、又御料の分を延寶
二年關口作左衛門、中川八郎左衛門等糺す、村内に大塚
并雜司ヶ谷邊より中仙道に通じ、又河越道に至るの便路
あり、村の中程に石地藏一軀を建て、上下板橋に分る、
岐路を示せり、

小名 中井 上之臺 茶屋前 大下 東ノ前

子安明神社 福生寺持 ○稻荷社

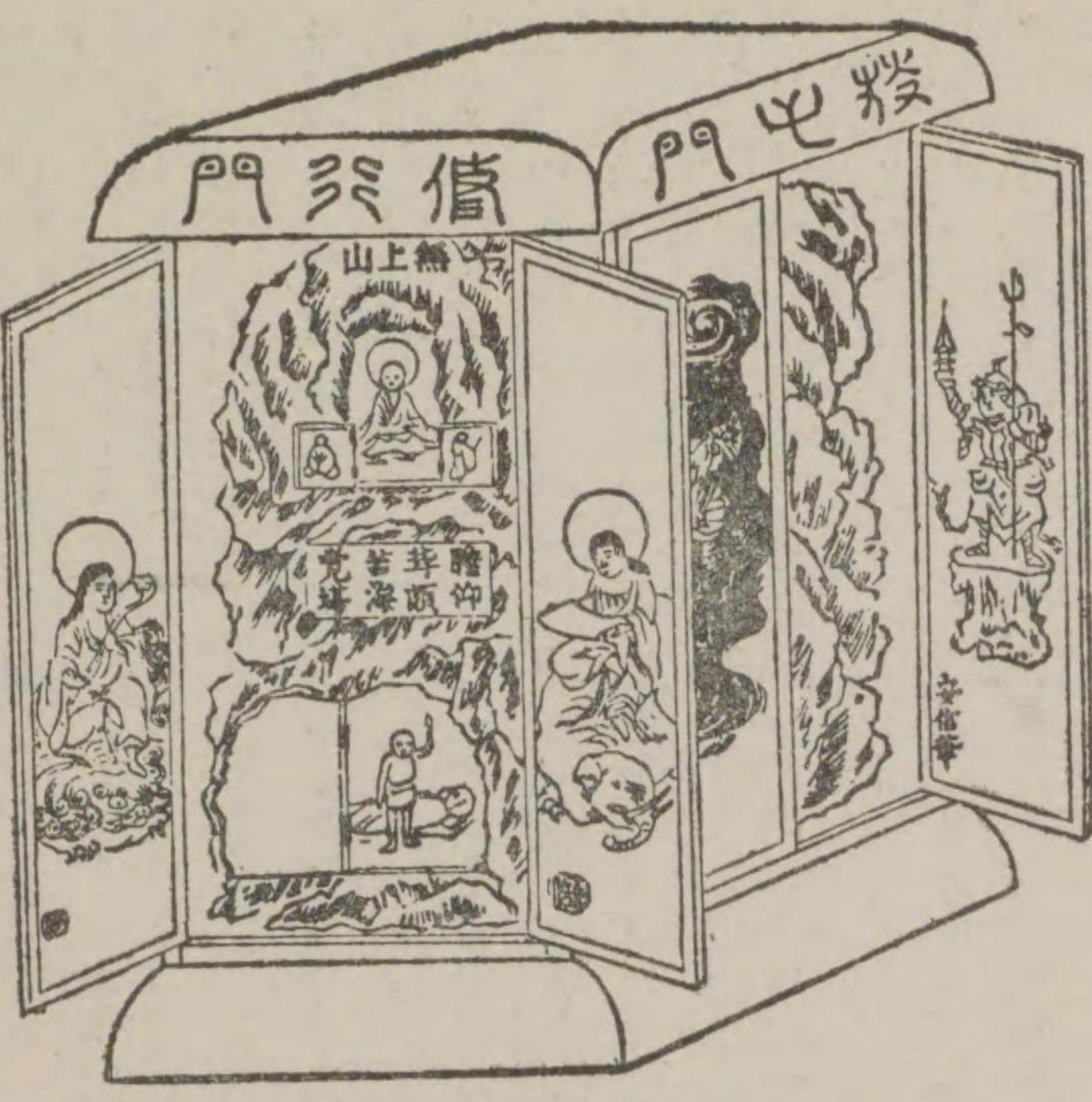
福生寺 新義真言宗赤羽根村寶幢院
末來光山と號す本尊大日

○新田堀之内村 新田堀之内村は、元祿以前梶原堀之内
村より分郷す、故に元祿の國圖に始て堀之内新田村と出
たり、其後何の比よりか顛倒して今の唱となれり、日本
橋より行程二里に足らず、戸數三十、東は巢鴨村西南北
の三方共に池袋村に隣れり、東西三町半南北二町半許、
地頭は水野遠江守、齋藤龜五郎、木村鐵五郎等三給と東
叡山領交れり、檢地は寛延三年九月曲淵豊後守神尾若狹

守札せり、
高札場二中程と南
小名 南 中 北
稻荷社 村鎮守に
村民持
○上板橋村 上板橋村は、日本橋より行程二里半、按に板橋は古き地名なり、【源平盛衰記】及【義經記】等治承四年頼朝隅田川を渡りし條に、ふと井、隅田兩河をこえて板橋に着し由みゆ、又【中古治亂記】に應安元年正月六日芳賀兵衛入道禪可か子伊賀守高貞、武州板橋原に打出とあり【松隣夜話】に、大永四年北條氏綱武州に發向板橋邊の落人を追撃せしむ云々、同書に永祿四年松山城主北條安房守板橋と云處に鷹野に越云々、【北條役帳】に、板橋又太郎七貫文江戸板橋内毛呂分、太田新六郎寄子衆配當の内拾貳貫文江戸板橋大炊助屋敷板橋分、三貫三百文同所内大谷口同人分とあり、【寛永譜】板橋系圖に、信濃守忠康、北條氏直に仕へ、没落の後舊地たりし武藏國板橋に隱居云々ともみえたり、家數三百九十七、東は下板橋宿西は下練馬村、南は長崎村北は中臺村なり、東西二十五町南北十七町、用水は石神井川より引沃く、當所は川越道中の馬次にて日本橋へ二里半、下練馬村へ二十六町の繼立をなせり、御入國以來御料所にて、檢地は延寶二

年中川八郎左衛門札せり、
高札場の側あり
小名 毛呂【小田原役帳】に板橋内、大谷口【西光寺の邊を帳】に板橋内大谷口板橋エヒ山 向原 江古田 小竹分と記するものは是なり、
根ノ上 上ノ根 小山 栗原 舟山
石神井川 村の中央にあり幅三四間、石橋を架す長六間半幅一丈、石欄あり、古は公の修理なりしが、寶曆元年より自普請となり、其後水溢の備に石橋とせしと云、
神明社 村の鎮守にて長命寺持下三社持同
○氷川社 權現社祭神詳
○天神社 寺持下三社持同
○山王社 第六天社 富士淺間社 二社は能滿寺一 鳴神社 西光寺持 稻荷社 五三宇は長命寺、能滿寺、西光寺持
○安養院 新義真言宗足立郡西新井村總持寺末、武王山最明寺と號す、本尊阿彌陀は紅顔梨色尊形と號す、脇に觀音勢至を安す、并に運慶の作と云、法流中興祐淳寶永元年七月八日寂す、當寺は北條相摸守時頼の中興なれば寺號を最明寺と云、又武德を表して山號に取ると云、正保の頃まで門徒寶珠院の傍に時頼の影堂存し、同邊に最明寺塚と云者あり、又堂坂最明寺腰掛松などもありしが、九十年前枯しと云、是皆口碑に傳るのみなれど、堂松の稱呼によれば左もあらんか、又天永貞治文明の古碑などあれ 什寶 釋迦像一龕 堂中に安置を以て毘首羯摩が作る處と云、四面巖石の彫刻ありて南面は華嚴說法場に擬し、巖室中に釋迦像を安し、兩扉に目蓮迦葉を

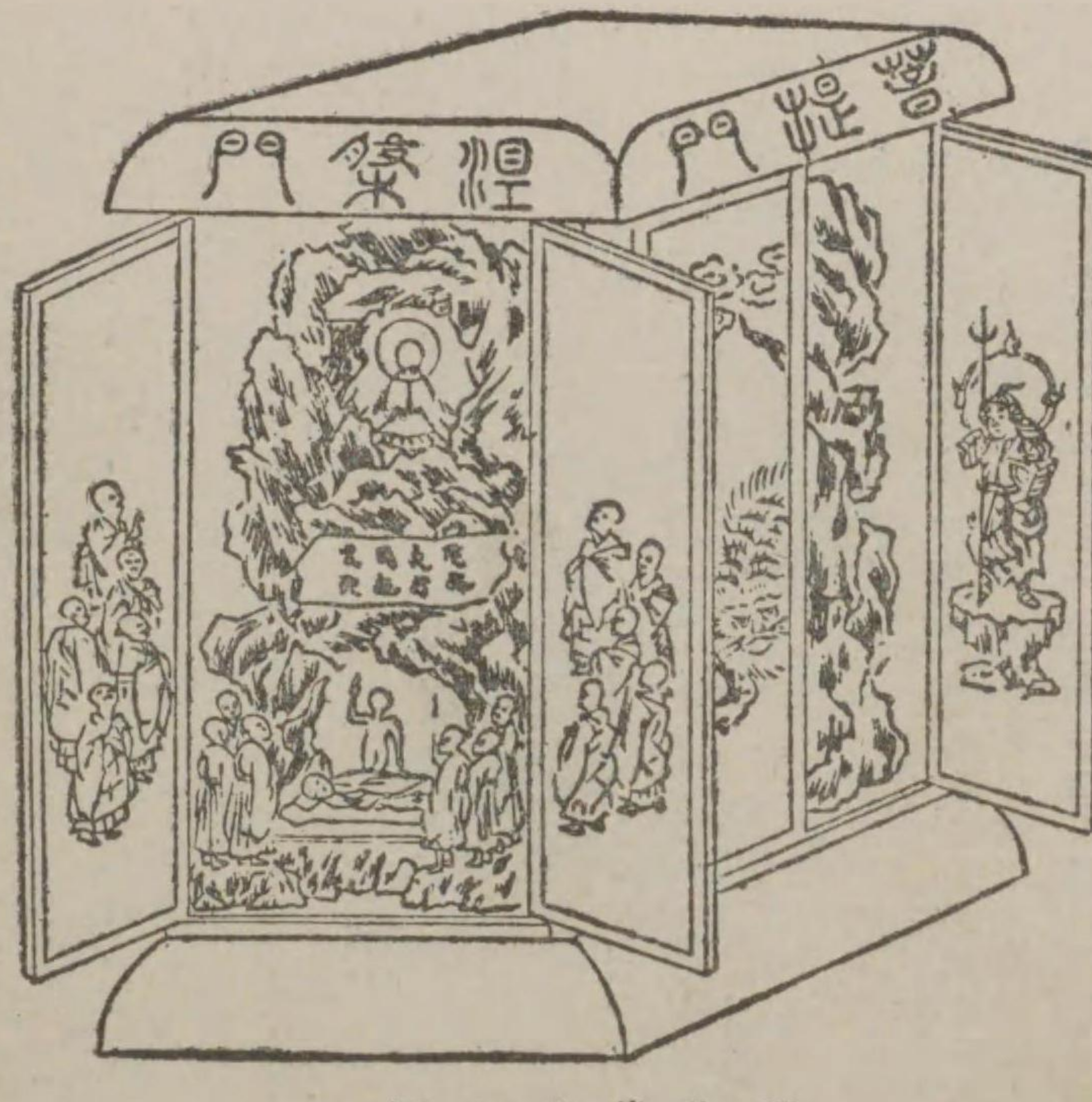
えれり、其下の窟中は釋迦降誕の像を摸し、北面は入滅の像にて是も窟中に刻し、降誕の像と表裏をなせり、此餘大阿羅漢并十大弟子其外種々の雕鏤あり、緣起に云根本開基は一千餘年の事なれば悉く記しがたし云々、中古武田信玄守本尊たりしを紀州家に轉傳し後故ありて當寺我師に寄進、且其時の添狀等ありとのす、我師とさせるは中興祐淳のことなるべし



圖面南像迦釋

添狀は何頃、鐘樓元祿二年鑄
にか失へり、鐘を掛 寺中 寶珠院如意山と號す、本尊立像の地藏を安す、長八 寶藏院金剛山と號す、本尊藥師日光寸慈覺大師の作と云、月光十二神將及辨天地藏を置

○長命寺 安養院末東光山醫王院と號す、本尊藥師不動正觀音大黒天を安す、開山長榮寛文十年十一月二十四日寂 天神社 牛頭天王社 稻荷社 勢至堂 兩眼院 同門徒慈眼山と號す、本尊不動を安す、田 天王社 天神羽國秋田の僧快傳房延寶八年開基すと云、



圖面北像迦釋

社 能滿寺 同宗西新井村總持寺末、夏雲山廣原院と號す、本尊不動開山源心承應二年三月二十一日寂す、大日堂 西光寺 同宗多磨郡中野村寶仙寺末、寶樹山盛徳院と號す、本尊正觀音開山宥音承應三年八月

寂 ○寶性院 寶仙寺の門徒なり、如意山と號す、本尊藥師
本尊藥師外に弘法大師作の地藏一軀、又大日不動
動閻魔を置、開山覺雲慶安四年六月二十四日寂、
西光寺持

板橋城蹟 今其舊蹟詳にせず、鎌倉大草紙に板橋城と載せ、
及小田原記に板橋肥後守當城に住して、千葉次郎
に屬すとみえたり、又松隣夜話に永祿四年松山の城主北條
安房守板橋と云處に鷹野に越し逗留したりける、太田三樂三
千餘騎にて取詰、松山の副將北條玄菴子息雅樂佐笠原新六郎
をはじめ城中の兵防戦、太田が先將高梨三右衛門間宮隼人
谷全久塀をおし破り亂れ入、暫時に乘取り畢ぬともあり、此時
廢城となれるにや、はた小田原没落の頃廢せしにや詳ならず、
舊家者 與右衛門 代々里正を勤む、河原を氏とす、家に系圖
舊記及仁王三郎の太刀等傳へたりしか、近
き頃紛失すと云、今纔に脇差一振古印籠及び
今川氏眞の文書一通を藏す、其文左に載す

去廿日於吉田西手崎堤無比類之旨、大原肥前守注進
珍重候、猶朝比奈生左衛門計可申、恐々謹言、
正月廿六日 氏眞花押

酒井彌門抱屋敷 七千九百〇牛込濟松寺抱屋敷 七坪餘
十三郎抱屋敷 四千三百坪

○下板橋宿 下板橋宿は、正保元祿の改には村と記せ
り、民戸四百十九、東は十條瀧野川の二村、西は上板橋

此文に據ば三州西郡鵜殿氏に與へし書
なり、與右衛門が手に入し故は傳へず、
酒井彌門抱屋敷 七千九百〇牛込濟松寺抱屋敷 七坪餘
十三郎抱屋敷 四千三百坪

村、南は長崎中丸金井久保の三村、北は前野村なり、東
西二十町南北二十五町、當所は中山道第一の宿驛にて、
人馬各五十を定額とし、日本橋迄二里、蕨宿へ二里十町
の繼立をなせり、其役を助るもの五十二ヶ村、高一萬五
千六百十三石の地なり、始て宿驛を置れし年代詳なら
ず、宿並の長十三町十五間にて道幅五間、御打入以來御
料所なり、用水本田の檢地は前村に同し、其後の新田は
寶曆元年八木半三郎、村上佐五右衛門、享保十九年鈴木
平十郎、元文五年柴村藤右衛門等改む、
高札場 宿の中程

小名 平尾 江戸の方より入所なり、こゝに西の方に分れ
に、元板橋知行平尾分と載しは是なり、
當所の本村 山中 茶屋

岩ノ坂 街道にあり、古はいや 縁切榎岩の坂にあり、近藤
信濃守抱屋敷に傍へ
り圍み二丈許樹下第六天の小祠あり、則其神木なりと云、世に
男女の惡縁を離絶せんとするもの、この樹に祈て驗あらすと
云ふことなし、故に嫁娶の時は其名を忌て其樹下をよこさら
す、よりにて近き年樂宮御下向の時も、他路を御通行あらせら
れしなり、

石神井川 上宿中宿の間 ○仙川用水堀宿の西南裏を
流る幅七間

長九間幅三間、中山道の
往還、石神井川に架せり、
なり、石神井川を引て車に漕ぐ、車輪大さ圓徑一丈六尺五
寸、左右設くる所の杵五十三本、挽白は一組なり、水車は關
東第一にしてこれに
勝れるものなしと云、
一里塚 宿の東往還の左右に
あり塚上に榎あり

松平加賀守下屋敷 宿の東にあり、二十一萬七千五
十坪餘、寛文中に賜ふ所と云、

氷川社 鎮守なり 末社牛頭天王 稻荷 ○氷川社 守也觀明
正雲庵持 末社神明 八幡 稻荷 辨天 牛頭天王 ○竹根權
持寺

現社 東照宮此邊御經歷の時用せさせ給ひ ○辨權現社 是も東
乘馬の轡を祭りしとも、また御履を祭るとも云へど慥ならず
社に丸の内十文字の紋を彫り、人祈れば必驗ありと云、祈
る者は社内に納る所の履の半片を借て、己が家に、○稻荷社
祠り、報賽の時一雙の履を納むとなり、村民持、○稻荷社
二一は智清寺一 ○諏訪社 文珠
は文珠院持

乘蓮寺 淨土宗芝増上寺末、孤雲山慶學院と號す、御朱印寺
無的應永十四年三月二十九日寂す、什寶古書等は回祿に逢て
烏有となりしと云、墓所に板橋信濃守の石碑あり、本樹院前
信州空山有賢禪定門文祿二癸巳年十一月二十一日と刻す、此
碑は寛政中再建せしものにて、もとの碑石は側にあれども文
字は埋没せり、此古碑實に板橋家のものなりしや、寺僧も詳
にせずと云、又 康永二年の板碑あり、此地の民與左衛門が先
祖の碑な天神社渡唐の天 鐘樓 享保十四年鑄
りと云、天神社 渡唐の天 鐘樓 享保十四年鑄
神を安す 鐘樓 享保十四年鑄 同末

龍光山惠 照院と號す、御朱印寺領五石は天正十九年十一月賜
はれり、本尊彌陀、開山見譽智清、永享十二年三月十五日寂
す、檀越名主市左衛門が先祖某、法號大善院圓譽月宗道元は、
故領主板橋信濃守忠康が子なりといふ、此人寛永三年六月朔
日死す、寺記天明四年の火災に、鐘樓 寛永八年鑄 稻荷社
烏有となり其餘の事歴詳ならず、
木下稻荷又藤吉稻荷とも呼ぶ、神體白狐に乘し狀にて本地十
一面觀音なり、相傳ふ元和三年 五月大坂籠城の浪士高松半平
と云ふもの此像を護持し來りて寓居す、幾程なく死に臨みて
住僧法譽輪宗に此像を授て其由緒を語る、其大略は太閤秀吉
出身以前よりの守護神にて、大坂城内に在しを落城の頃竊に
奉じ出したると云、斯て半平 翌四年八月三日死し、法名靈鑑
院義忠と號す、其後輪宗此社を境内に造 九品佛堂 坐像の
り秀吉の初名をとりて社に名つくと云、
安す、此像もと集鳴眞性寺にありし ○東光寺 同宗同末丹
が、其寺廢して後當寺に移せしと云、
院と號す、本尊彌陀及閻魔を置、開山天譽延徳三年十月二十
五日寂す、當寺元は船山と云所に在しなもて山號とすと云、
船山と云は今松平加賀守下屋敷に入れり、境内に曆應貞治明
徳應永等の古碑あり、觀智國師より當寺に出せし文書一通を
藏す其文
左の如し、

尙以右申進候 以上
一宗之本末之儀、先年大御所様以仰出相定之、彼誰
歟違背之旨可有之候哉赴、百姓に急度斷□□□□
□□之儀有之者可及其意趣候、爲心得申候、幾度茂
可被申届候、御證文迄被下候間、大方之事無之候、
尙後日此一囑も以□□可被申候、以上、

八月十八日 増上寺源參花押

東光寺

鐘樓寶曆五年鑄造 藥師堂是は昔の本 觀明寺新義真言宗
村惠明寺末、如意山と號す、開山慶淨延寶五年十月二十七日
化す、本尊正觀音を安す長一尺五寸惠心の作と云、傍に弘法
大師の石坐像を置長二尺餘、古の本、神明社元境外にあり
尊と云、境内に曆應元年の板碑あり、 神明社を寛永中爰
に移せ 天王社 文珠院 同宗上板橋村安養院門徒、幡場山
印寛文十二年七月十九日と勒せる碑あり、是開 閻魔堂 地
山の僧ならんと云、什寶に雷斧一つ所藏せり、 閻魔堂 地
藏堂 遍照寺 天台宗葛飾郡田村木母寺末、大日山と號す、
す、本尊大日を安す、是境内よ 稻荷社 本壽院法華宗稻
り出現の像なりと云長五寸許、 稻荷社 本壽院法華宗稻
寺末、本尊三 日曜寺 眞言律宗江戸湯島靈雲寺末、光明
寶祖師を安す、 山愛染院と號す、本尊愛染は弘法
大師の作と云長一尺六寸、大久保佐渡守常春修造せし由、享
保七年十二月僧實際が厨子の裏書あり、奥の院に藥師を安す、
此像古の本尊にて行基の作なり立像長一尺六寸、縁起による
に當寺は行基の開闢にて、此自作の像則當時の本尊なり、當
寺一旦衰微の頃本寺に移し置しに、留守たりし所化の夢に入
て我寺に歸來て守護せんとの告あり、依て再び當寺に遷座す
と云、前立の像は延享の頃歸依の人ありて造立せり、又縁起
に康平五年義家奥州征伐の時祈願ありて満足の後伽藍を再興
し、文明年中太田道灌參拜し靈驗を得て世に傳へんかため小
松を植しが、今の寺中の南に森々たり、後回祿に罹り小堂の
み存せしを、正徳の頃有慶比丘一字を營みしよし見ゆ、此僧
寶曆元年十二月十四日寂す、按にかく古刹の如く傳ふれど、實

は有慶開基の故事を附會せしなるべし、享保中徳川右衛門督
宗武卿(田安悠然院殿)再興まし、其外所持の佛像御奉納
の什寶數 寶篋印塔四基 共に田安殿より 寺寶 愛染木
像一軀 悠然院殿等身の像なり、厨子裏書に開眼修法一萬座
位中將源宗武卿寛延三年 大日像一軀 愛染像一軀 共に古
三月二十六日とあり、 大日像一軀 愛染像一軀 共に古
運慶作材は唐白檀にて、臺座蓮華は 藥師像一軀 昔慈覺大
紫檀なり、皆悠然院殿秘藏の像なり 不動像二童一軀 運慶千手觀
音一軀 葵御紋織田の囊に入、田安殿簾中寶蓮院管て 舍利
一顆 月光院殿より傳來せられしを寄納ありしと云、 舍利
一顆 黃金寶塔の中に收む、藤原秀郷 昆沙門像一軀 聖徳太
龍宮より感得せし物なりと云、 昆沙門像一軀 聖徳太
にて補正成守本尊とせし像なりと云、手に寶塔を捧ぐ、舍利
一顆を收む、後醍醐天皇御冠の中に納 置給し所なりと云、
大威徳明王像一軀 弘法大 地藏像一軀 田安殿簾中寶蓮院の
矢田寺開山僧 愛染像一軀 藤木愛染と號す、護佛なり、山城國
滿米作なり、 愛染像一軀 得せられし像なり、相傳ふ源義家
守本尊なり 兩界大曼荼羅二幅 共に長一丈餘幅七尺、表 愛
染大曼荼羅一幅 長一丈餘幅七尺、此曼荼羅はもと一枚の絹
し葵御紋をも描出 星供大曼荼羅一幅 長七尺幅 半支迦大
將畫像一幅 以上二幅表裝共 釋迦三尊畫像一幅 大夫法眼
求聞持虚空藏畫像一幅 春日基光筆基光は正二位中 文珠菩薩

薩畫像一幅 兆殿 不動畫像 師筆 同一幅 興教大 大元
帥影像一幅 極彩色筆者 辨天像一軀 白龍玉一顆 宇賀神一體
は弘法大師の作、此像蒲生飛 辨天畫像一幅 大佛頂曼
驛守氏郷が守本尊なりと云、 十六善神影像一幅 右
茶羅一幅 寶蓮院殿の遺物なり、故 十六善神影像一幅 右
門督齋匡卿筆、自書裏書に、 三面大黒天像一幅 傳教大師作
二十五歳と記して押字あり、 細密の畫なり
十二天畫像各幅 五大虚空藏畫像一幅 細密の畫なり
飢饉の時は金文鳥びん 昆沙門影像一幅 悠然院殿夢想に依
の法を修して祭ると云、 畫かきしめ給ふ所
なり、具足を著せし 蕪虞利童子一軀 高一尺三寸悠然院殿
狀普通の像にあらず、 殊に蛇を惡み給ふ、
毒蟲を除くの利益あるを以此像を彫刻せしめらると云、 四天
今信仰の輩毒蟲のみならず痲瘡濕瘡の病苦を除くと云、 四天
王像四軀 大龍に騎たる狀なり、二 八葉佛天蓋一蓋 瑤瑤
垂本堂 合箱本尊一合 不動愛染の二像、古運慶作悠然院殿登
に掛く 營の時頸に掛られし物なりと云、 下の
大日 同胎金兩部大日像一合 能作生玉一顆 密宗秘法の
珠な 彌陀像一體 賴朝法印と云僧三寶再興の大願を發して
り 彌陀一萬を彫刻す、此像其一なりと云、
此法印は鎌倉將軍の前、華嚴經回向品一幅 傳教大 般若心
身なりと云、妄説あり、 般若心經一軸 是も
經一軸 弘法大師入唐の願望ありて般若 般若心經一軸 是も
大師の筆なり、或家の珍藏なりしが火災の時 經文二軸 中將
不測に災を免れしを以、當寺に寄納すと云、

原一は藤 不動三尊一幅 不動影像一幅 後明院殿御養 大
明院宮筆跡一幅 水晶寶塔一基 唐金寶塔一基 高四尺
謙天皇御作の百萬塔一を安す、此塔中又天皇宸翰の、稻荷像
無垢淨光陀羅尼を收む、悠然院殿寄附し給ふ所なり、 稻荷像
一體 弘法大師の作、悠然院 弘法大師像一軀 大師の自作と
大城の御覽に入られ後に當寺に寄附せられしと云、 弘法大
師影像一軸 大師の自畫なり、もと田安殿に所藏せられ
大師童形像一軸 古畫 弘法大師生涯曼荼羅一幅 唐桑
寶塔一基 田安中姫君追福の爲寶蓮 人丸像一軀 天滿宮
畫像一幅 菅丞相の自 同像一幅 錫筆 六角唐墨一挺 康照
年 清淨墨二挺 一は葵御 六角屯食二條 悠然院殿の命にて造
製 内 壽山石香爐一合 唐山の製なり雲 香合一合 寶蓮
總金地 壽山の彫刻あり 梨子地 堆朱香
牡丹の紋あり 同一合 蘭陀製 同一合 花鳥繪
合一合 同香盆一合 唐人の繪 華蔓二にみるみ蓮華 手
爐一唐物 和歌掛物一軸 僧元政筆和歌 六歌仙色紙六葉 宮
殿下筆 水引一 葵御紋附雲 〇玄寶院 當山派修驗江戸青
尊不動を安す、先祖は勢州よ、 〇香林庵 彌陀を置り 〇正雲
り來住して今五代に及ぶと云、

庵是も彌陀を置
り智清寺持
近藤信濃守抱屋敷 一萬六千七
百五十五坪 ○宮城三左衛門抱屋敷
千八百四
十九坪 ○秋山修理抱屋敷 七千五
百坪

舊家者 市左衛門 板橋氏なり、家系を關るに大祖村岡五郎良
文に出、良文が子孫に豊島因幡守康家と稱
する者あり、永久二年武州豊島郡豊島村を領す、豊島太郎太夫
清光葛西三郎清重皆同族なりと云、康家が子孫因幡守親盛板
橋の御東山と云所に在城して氏を板橋と改、是板橋氏の祖也、
其子將監親棟に二子あり、長を太郎行常と云後加賀守と改、
次を親恒と云、〔板橋英太郎家譜〕に信濃守盛安とし、寛永諸家
譜〕忠康に作る、其子民部某〔寛永譜〕忠正とすは召出されて子
孫旗下の士に列す、次男正重は當所に土著して、子孫今の市
左衛門に至る、又行常が子に大隅守正高と云ものあり、常州
笠間に移り其子兵左衛門正吉、領主松平丹波守康永に仕ふと
云旗下の士英太郎が家譜と照しみるに甚齟齬すといへども、
姑く家傳のま
ゝを録す、

新編武藏風土記稿卷之十二終

新編武藏風土記稿卷之十三

豊島郡之五野方領

○長崎村 長崎村は日本橋より二里半、民戸五十九、東
は池袋村、西は葛ヶ谷村、南は下落合村北は上板橋村な
り、東西南北共に十町許、雜司ヶ谷村より練馬村に通す
る往來あり、幅五間、用水は玉川の分水を引沃く、〔北條
役帳〕に、太田新六郎知行十七貫三十文江戸長崎と見ゆ、
正保の頃は御料所の外太田新左衛門、大草半左衛門、木
村久左衛門知行にて、今も御料及子孫太田内藏五郎、大
草龜次郎、木村鐵之助、同善右衛門知行交れり、善右衛
門分地の年代及檢地等詳ならず、
高札場 村の東南
小名 椎名町 練馬村邊への往來
西向 境久保 荒井 西原 長崎新田 御料の地
鼠山 村の東南にて下落合村に隣れり、山とはいへと芝野なり
とも云、今も若干株残り、元は太田氏采地の内なりしに、
享保十二年收公せられて、春秋騎馬勢子調馬の地と定めらる

と云、北の方に御立場跡あり、又北の方耕地 十羅刹女社 剛
道を御成道と云り、古此地に御狩ありしか、
院持下 ○羽黒社 ○八幡社 ○辨天社 村民持 ○第六天社 ○
同し

太神宮二一は金剛院一は ○稻荷社二一
村民の持下同
金剛院 新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、蓮華山佛性、鐘
寺と號す、本尊五智如來中興僧は貞享五年寂す、
樓鐘は寛文年 ○地藏堂 金剛
中鑄造なり

○葛ヶ谷村 葛ヶ谷村は、日本橋より三里餘、家數四十
一、東北の二方は長崎村南は下落合村、西は多磨郡江古
田村なり、南北九町東西七町餘、用水は前村に同し、〔小
田原役帳〕に、太田新六郎知行寄子衆配當の内一貫二百
文高田内葛ヶ谷岸分とあり、正保年中は御料所及細田加
右衛門、木村久左衛門、大草半左衛門、太田新左衛門知
る所にて、今は細田加右衛門、木村吉十郎、大草龜次郎、
太田内藏五郎等の知行にして、御料の地なし、
高札場 村の中程なり、
を札の辻と云

小名 谷戸 山下 桑の木原 御靈下 塚田 五段
田原
井草川 村の中程を流
る幅四間許
御靈社 村の鎮守なり例祭正月 末社 牛頭天王 八幡 ○
十三日自性院持下同し

稻荷社二○天神社 ○辨天社
自性院 新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、正觀音
西光山無量寺と號す、本尊阿彌陀

○中荒井村 中荒井村は日本橋より三里許、民戸百六十
二、〔小田原役帳〕に、森新三郎買得十四貫五百文江戸廻
中新居元吉原知行と載す、正保の改には板倉周防守知行
中新井村と記せり、今は御料所なり、東は上板橋村西は
中村、北は下練馬村南は多磨郡江古田村なり、東西十六
町南北八町餘、北の方練馬村堺に河越道中掛れり、用水
は仙川上水の分水を引用す、檢地は寛永八年淺田忠右衛
門、松井半兵衛、牧野四郎右衛門、寛文六年稻垣與九郎
高野貞右衛門糾せり、
高札場 小名神明ヶ
谷戸にあり

小名 本村 徳田 神明ヶ谷戸 原 北荒井 中通
氷川社 村の鎮守なり例祭九 末社 牛頭天王 天神 稻
荷 ○辨天社二一 一は正覺院一 ○稻荷社四何れも
正覺院 新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、天満山觀音寺と稱
す、本尊不動中興開山契裏寶曆元年十月二十五日寂、
觀音堂 ○閻魔堂 村民 觀音堂 正覺
院持
○中村 中村は、永井庄と唱ふ、當村古は多磨郡に屬
し、中鷲宮村と唱へ、同郡上下鷲宮村と並たりしか、後
いつの頃か下略して今の名となり當郡に入しと、土人云

傳ふ、されと【正保國圖】寺も既に當郡に屬して中村と記し、其接界も上下鷺宮の中央にも當らされは、土人の傳る處誤れるに似たり、日本橋の行程、用水は前村に同し、民戸六十、東は中荒井村西は田中村、北は上練馬村南は多磨郡上鷺の宮村也、東西十町餘南北八町程、御入國の後は井上河内守の領地にて、正保年中は今川刑部の知る所にして、今其子孫今川刑部大輔に至る、

高札場村の中

八幡社 村の鎮守なり南

○稻荷社 ○大神社 辨天社 ○水

神社 ○三峯社 ○金毘羅社

南藏院 新義真言宗上練馬村愛染院末、瑠璃山醫王寺

(丸讀白)

と稱す、慶安二年藥師堂領十二石八斗の御朱印を賜へり、縁起を問するに、永正年中僧良辨(良辨僧正とは異なり)諸國の靈場へ法華妙典を納め、志願畢りて後當寺に錫をとめ、妙經を埋て一箇の塚とす、今村の申程に良辨塚と稱するものはなり、然してより此寺にありて修法怠らざりしかば、其功空しからざるにや、或日藥師の像を感得せり、よりに堂宇を興隆し其像を安置すと云、今の本尊是なり、秘佛とし三十三年に一度龜を開て拜せしむ、又當寺より白龍丸と云藥を出せり、曾て良辨が夢中感得せる靈法、鐘樓門正徳五年の藥丸なり、諸病に驗ありと云、鐘樓門正徳五年の

荷社閻魔堂 ○西光寺 紫雲山阿彌陀院と ○大日堂 號す本尊阿彌陀

良辨塚 前に云經典を埋めし塚なり、古碑一基たてり、もとより其頃立しものと思はれず、年月も彫らす、

○谷原村 谷原村は石神井郷に屬す、【北條役帳】に、太

(野高新)

田新六郎知行寄子業配當一貫七百文石神井内谷原在家岸分と載す、是に據れば古は石神井村に屬せし地ならん、日本橋より五里、民家百十、東は上練馬村西は下石神井村、南は田中村北は土支田村、東西十二町南北十町許、用水は石神井川を沃けり、檢地は寛永十六年興津角左衛門、曾根與五左衛門、淺田次左衛門、豊田甚右衛門、延寶二年中川八郎左衛門、關口作左衛門糺せり、御打入り後増島左内に賜り、慶長年中收公せられて後御料所となり今に然、

高札場村の北

小名 箕輪 西原 北原 中通り 蕪ヶ谷戸 七子

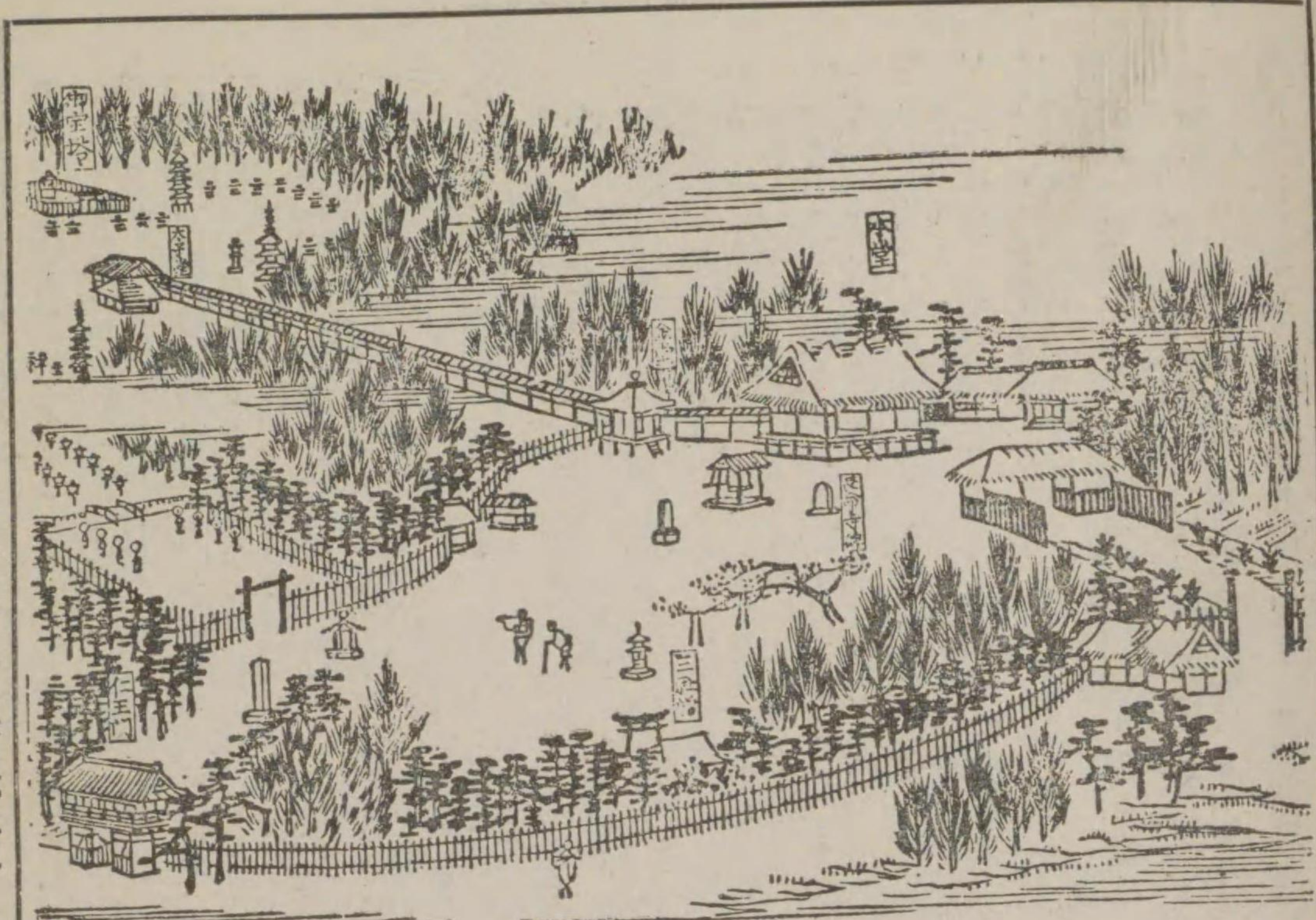
竹

石神井川 村の北を流 ○千川上水堀 村の裏の方に

氷川社 命寺の持下同 ○稻荷社 三 金山稻荷と稱す

長命寺 新義真言宗大和國初瀬小池坊末、谷原山妙樂院と稱す、本尊不動古は藥師を安すと云、境内大師堂の縁起

に據に、増嶋勘解由重明なるもの當村に住し、佛心深く兄重國が第四子重俊に家を譲り、剃髮染衣して慶算と號し紀伊國高野山に登り木食勤行すること年あり、或日大師の夢想に因て讚岐國彌谷寺に至り、師自作の木像を感得し速に當村に歸り、高野山に擬して一院を營む、かの像を安置す、今の大師堂是也、又云、慶算元和二年六月十二日寂し、重俊其志を繼諸堂及大猷院殿御石塔等を建立す、其規制一に高野山に倣ふ、因て東高野山と呼、又新高野とも云、寛永十七年小池坊住僧



長命寺境内圖

正秀推舉して長命寺と名つけ一寺となせり、是より佛燈彌興隆す、因て正秀を請て開山とす、正秀は同き十八年十月十六日寂せり、其後慶安元年境内觀音、金堂十一面觀音を安す立堂領九石五斗の御朱印を賜はれり、像長三寸許行基の作なり、兩脇に大神宮春日明神を安す、此堂、大師堂與の院とは重俊大和國初瀬に倣て建立する所と云、大師堂稱す、弘法大師は木の坐像長二尺餘、建三社宮大神宮八幡春立の意趣は既に上に辨せり、三社宮日三神を安す、鐘樓慶安三年の 大猷院殿御寶塔 此御代當時御朱印を賜し鐘をかく、故重俊造立し奉る所なり、長命寺碑 寶曆年中立る所なり、増島氏碑 金峨井純卿が製文也、當時の來由を記せり、開基増嶋氏の事歴備り、仁王門 隨身も、寺中東光院、觀照院二院共中古廢し、坊蹟のみ ○南光院 長命寺末、天神山菅原 天神社 慶安四年殘れり、寺と號す、本尊彌陀 起立なり、舊家者 傳左衛門 氏を増嶋と稱す、家系一卷を藏せり、其略しか、天正十八年没落の後東照宮に謁し奉り、當村及田中の兩邑を賜ひ、後又加恩ありて六百石を領し、慶長年中近江國御代官たりし時職に坐して改易せらる、寛永十七年九月二十三日、異本系圖慶長十六年三月廿一日に作る、江州に於て死す、歳六十九、時に其子重俊未だ幼年なりしかば其弟勘解由重明(長命寺増嶋氏の碑名には重國の兄とす)當村に住して重俊を扶養し、成人の後家を譲りて遂に僧となり、長命寺を開基す、重俊八郎右衛門と稱し、再び長命寺を修營し、後出て江戸に住し、寛文二年正月十八日死す、法名心月道傳、重俊の子を平太夫重光(増嶋氏の碑には重辰に作る)と稱す、寛文十年館林御館へ召出され、延寶八年御勘定となり、天和二年五月九日死す、其子六右衛門小十人組に召出され、子孫今御儒者金之丞是なり、六右衛門の弟を傳左衛門と稱す、村内に住し専ら耕作を事とし、五代を経て今の傳左衛門に至る、長

命寺増島氏碑の名に據に、増嶋重胤は北條氏の支族にて重興を生めり、重興重明重國等を生とあり、

○田中村 田中村は江戸より四里、民家七十二、西は下石神井村東北は谷原村、南は多磨郡井草村なり、東西一町餘南北一町許の小村なり、御打入の後前村と同一増島左内に賜はり、慶長以後御料所となり今に然り、用水及び延寶の檢地も前村に同じ、谷原村の北に飛地あり田中新田と云、

高札場 村の西にあり

小名 薬師堂昔し堂あり 供養塚 塚越 上久保

石神井川 村の北を流る幅二間半

稻荷社 村の鎮守なり寶藏院持

寶藏院 新義眞言宗上石神井村三寶寺 稻荷社 薬師堂 門徒慈雲山と號す本尊不動

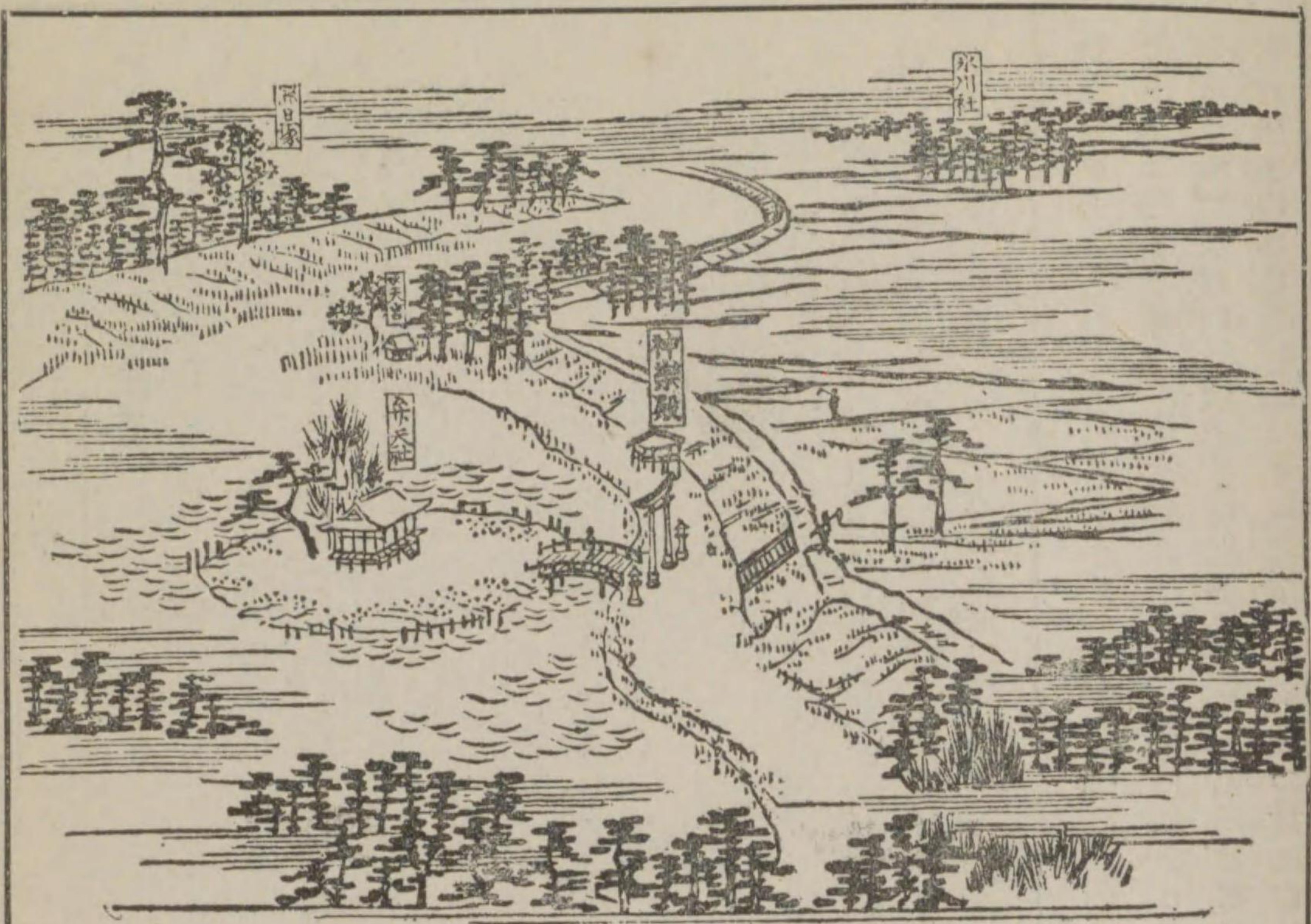
○上石神井村 上石神井村は石神井郷牛込庄に屬す、元は下石神井村と一村なりしと云、正保の改には既に二村に出せり、往古村内三寶寺池より石劍出しかは、里人一社を營みそれを神體とし石神井社と崇め祀れるより、神號をもて村名とせしと云、社は今下石神井村にあり、【鎌倉大草紙】及村内三寶寺の縁起等に據に、當所は豊島氏累世居住の地なりしか、文明年中太田道灌の爲に亡ひ上

杉氏の領地に屬せり、其後太田新六郎の所領となれり、【小田原役帳】に、太田新六郎知行十七貫五百文江戸石神井と見ゆ、其後此邊戦争の衝となり、田宅荒廢せしを御入國の頃、高橋加賀守、同主水、尾崎出羽守、田中外記櫻井伊織、元橋主水等來て開墾せりと云、是より御料所となり今に然り、加賀守は名主平藏か元祖にて、外五人も今に子孫存せり、用水及檢地は前の谷原村に同じ、日本橋より五里、民戸二百十、東は下石神井西は關村、北は土支田村南は竹下新田及多磨郡暹野井村なり、東西十八町餘南北十六町許青梅道村の南方を貫けり、高札場 小名沼邊にあり

小名 城山 說城跡の野 觀音山 池淵 出店 石神井川 水元は村内三寶寺池より流出して一條の川となり、幅二間

池 三寶寺の側にあるを三寶寺池と稱す、石神井川の水元なり、古は大方四五町餘もありしが漸く狭まりて今は東西六十間餘南北五十間餘となれり、水面清冷にして、いかなる久旱にも水減することなし、多磨郡 暹野井村善福寺池と水脈通せりと云、池中多く尊菜を生ず、生ずる所の魚は頭に鳥居の形ありと傳へ、捕ものは必崇を蒙るとて釣網することを禁す、

氷川社 上下石神井、關田、中谷、原五ヶ村の鎮守なり、例祭九月二十日三寶寺の持下三社同し、末社



三寶寺池之圖

天神 辨天 天王 第六天 稻荷 ○辨天社 三寶寺池の中島にあり

神樂堂 ○水天宮 池ノ側 ○愛宕社 小名城山にあり、略縁起豊島氏を攻るの時、當社を ○稻荷社 二は火消稻荷と稱す、勸誘して勝利を祈しと云、當社の靈驗により三寶寺火難を遁れし事あり故に名づく、同寺持、一は村民の持にて雷斧を神體とす長二尺五寸許、

三寶寺 新義眞言宗龜山密乘院と號す、無本寺なり、古は鎌倉大樂寺の末なりしと云、本尊不動尊に聖徳太子の作の正觀音を安す、又將軍地蔵を置り、是は村内愛宕社の本地にして世に希なる古佛なり、年を追て朽損せしかは慶長十一年檀越尾崎出羽守資忠住僧頼融と謀り修理を加へしと云、其後賊にあひて全體は失へり、寺傳を闕するに當時は應永元年權大僧都幸尊下石神井村に草創する所にして、同き五年三月九日寂す、後屢戦争の災に罹て頗衰たりしに、文明九年太田道灌豊島氏を滅せし後、その城跡へ當寺を移せりと云、かゝる舊刹なりしかは天文十六年元の如く勸願所たるへきの免狀を賜ひ、永祿十年現住尊海を大僧正に任ぜらる、又北條氏より寺田を寄附し、制札等を與へて歸依淺からざりしかは、御當代に至りても先規に任ぜられ、天正十九年寺領十石の御朱印を賜はれり、寛永二年正保元年大獻院殿御放鷹の序當寺へ御立寄あり、例歳二月十五日三月二十一日の二度、寺寶に常樂會を執行す、近郷の末寺配役して是を勤むと云、寺寶古文書九通

武州三寶寺事、從往古爲御祈願所上者、彌專法流宜奉祈國土安全寶祚延長者、天氣如此悉之以狀 天文十六年八月十五日 右中辨花押

當寺衆徒中

上卿 源中納言

永祿拾年七月廿七日 宣旨

法印尊海 宣轉任大僧正

藏人右少辨□宣教奉

上卿 勸修寺大納言

天正四年六月四日 宣旨

法印賢珍 宣任權僧正

藏人頭右大辨藤原光宣奉

賢珍は第八世の僧なり、此年當寺の住持職となれり、其時の宣旨及移轉以前永祿七年 四月權大僧都に任し、同年六月法印に移り、同九年八月權律師に轉せし等の宣旨狀あれとこゝに略す、

石神井三寶寺御遠行に付而、後地御相續之儀、先師

□□旨落着申候、衆中并御門葉不可有相違候、如此上彌々寺中御衆僧肝要に存候、仍如件

天正貳年 甲戌二月廿六日 氏秀花押

三寶寺御同宿中

三寶寺内法度事

一 殺生禁斷之事

一 竹木剪取事

一 狼藉之事

右三ヶ條背者有之者、注按名急度可蒙仰候、就中郷中百性等、無□汰沙可走廻者也、如件

天正貳年六月七日

氏秀花押

石神井三寶寺

禁制

一 於寺内剪取竹木、成横合非分、企殺生事

已上

右於違犯之輩者、搦捕可承候、若又權門之者思慮之儀至于有之者、記其交名可有披露候、仍如件、

天正十二年甲申十月十三日 乙松印

石神井三寶寺

禁制

右於當寺横合非分狼藉等堅令停止畢、若違犯之輩有之者、可有披露旨被仰出者也、仍如件

天正十五年丁亥

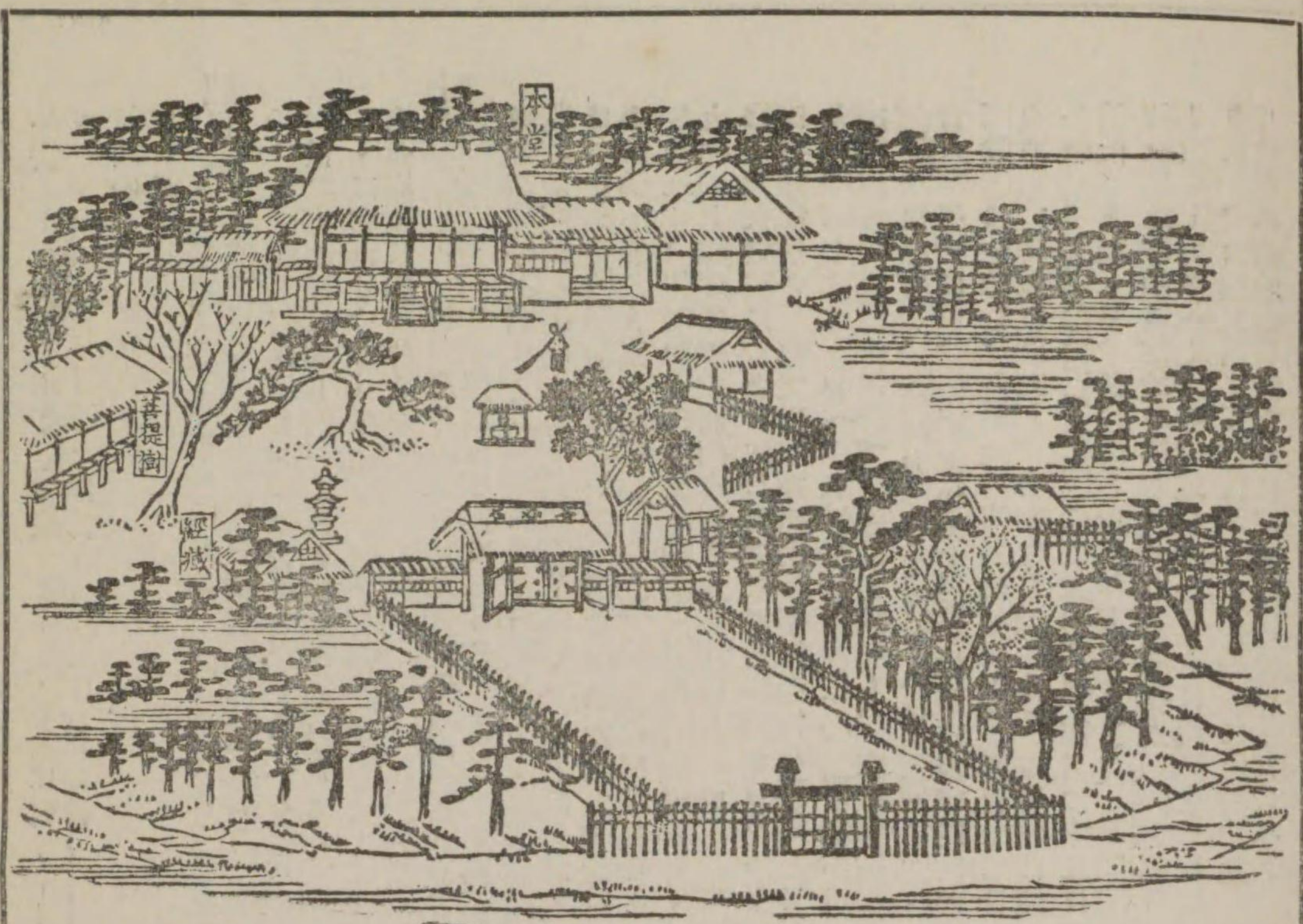
十月廿日

江雪奉之

三寶寺

一 六百四拾文

自前々爲年貢被納辻、但者未年以



三寶寺境内圖

一 八百文

來以横合田地共領主相押由紮明事、無年貢之田島

已上都合壹貫四百四拾文田島

右於當寺久被拘來由候條、改而寄進候、此内自前々領主納所之六百四拾文者、每年可有進納候仍狀如件

天正十五年ナリ

丁亥十月廿一日

紮明之使 江雪海保

三寶寺

任蒙仰大途御證文申調遣候、就中年來早川相押候御寺領田島之事、昨廿一於御隱居様終日御裁許、被任道理、如前々件之地證文を以、改而付被遣候條、早々被召返可有御手作候、委曲御使僧泉福寺可被申述候由、可得尊意候、恐々謹言

追啓先御證文此度返遣申候

板部岡入道

十月廿二日

江雪花押

三寶寺御同宿中

八幡社 稻荷社 地藏堂 千體地藏 經堂 正觀音 鐘樓 延寶の鐘をかき、江戸増上寺の大鐘を鑄し餘銅を以て作れりと云、○正覺院 三寶寺の門徒愛宕

を安 観音堂 ○閻魔堂 正覺 観音堂六氏の持 ○祖師堂も 村民の持なり

照日塚 三寶寺池の北丘上にあり、同寺第六世定宥故ありて、京都に上り、中秋の夜雲客の雅筵に侍することを得て、月はなし照日のまの今宵かな、といへる發句を獻せしかば、事徴聞に達し照日上人と勅號を賜ひしと云、遷化の後、こゝに葬れり、よりてかく、名付塚上に松一株立り、

石神井城跡 村の東の方米川社及三寶寺境内の邊はなり、廣さ東西六七丁南北三丁許、太田豊島兩系譜及三寶寺縁起等を閱するに、豊島權守清光か子を右馬允朝經と云、朝經か四代の孫を三郎兵衛泰景と稱す、是當城の主たり、泰景卒し其子朝泰幼なりしかば、泰景の弟左近大夫景村元弘年中遺跡を繼、在城して朝泰を守立、成長の後所領を返し當城を譲り、朝泰か八代の孫を勘解由左衛門泰經と稱す、文明九年四月泰經弟平左衛門泰明と長尾景泰に一味し、管領上杉修理大夫定正に背き、江戸河越の通路を塞ぎけるにより、太田道灌江戶より打て出平左衛門が平塚の城を取巻、城外を放火し手痛く攻けるゆへ、泰經平塚を救はん爲當城を出て、多磨郡江古田原沼袋に於て、道灌と接戦し、泰經泰明敗績して一族みな戦死し、殘兵力つきて同十八日城壁に陥れり、(録倉大草紙)には、文明九年正月豊島勘解由左衛門弟平左衛門景泰に一味し、當城及び練馬城を取立、四月十三日道灌と合戦し、泰明は敗死し、泰經は當城を去て、平塚城に籠りし由を載せ、又(天正中年代記)には文明八年四月二十二日石神井城陥ると記せり、前に載る所と年月たかへり、且(大草紙)に據れば此時始めて當城を築し、文明落去の後當城終に廢跡となりしなるへし、今城地の様を見るに山城と云程にはあらざると、自然地高にて前はかの三寶寺池に臨み、廻りに堀ありてこの池水を引沃かんには、堅固の城郭となるへし、櫓のあ

りし跡にや所々に築山残り、此より北の方に城山と唱ふる地あり、道灌當城を攻めし時、こゝに岩を築き軍卒を置し所と云、尙平塚城跡豊島村等併せ考へし、

○下石神井村 下石神井村は、郷庄及日本橋の里數、用水、檢地の年代等前村に同じ、民戸百六十二、東は田中村西は上石神井村、北は土支田村南は多磨郡遅野井村なり、東西十町餘南北十八町餘、古より御料なり、高札場小名坂下

小名 伊保ヶ谷戸 上久保 根川原 坂下 下久保

和田 北原 池淵

石神井川 村の南を流れ巽の方にて關村溜

石神井社 是村名の由て起りし社なり、神體は則上石神井村三寶寺池より出現せし石劔なり、事は同村に辨す

三寶 ○神明社 持前に同し村 ○諏訪社 禪定 ○稻荷社 三一は寺一は村民の持

道場寺 禪宗曹洞派在原郡世田ヶ谷村勝光寺末、豊島山無量院と稱す、本尊阿彌陀又行基の作の藥師を安す、元は別

堂にありしものなり、當寺は石神井城主豊島左近大夫景村の養子、豊島兵部大輔輝時應安五年四月十日此地におひて菩提寺を起立し、豊島山道場寺と號し、僧大岳を延て開山とし、練馬郷の内六十二貫五百文の地を寄附す、其頃は濟家なりと云、輝時は北條高時の子相摸次郎時行の長子なり、其家滅亡の後景村養ひて豊島の家を繼しめしとなり、事は過去帳に詳なり、輝時永和元年七月七日卒す、勇明院正道一心と諡す、中興開山觀堂慶長六年五月二十六日寂す、此時今の派に改む

ツ家新田 札野 二ツ塚 小額 村の西北の方にあり、廣さ六十間もしくは百間程の處あり、上下石神井田中谷原及當村合五ヶ村組合て修理を加へ用水とす、是を石神井用水と云、餘

三十番社 村の鎮守なり ○稻荷社 最勝 ○辨天社 當村多年水災を祈りければ、其擁護にやより、今今は其患にかゝること稀なり、

本立寺 法華宗新座郡小樽村妙福寺末、法耀山と號す、本尊三寶祖師を安す、開山日譽寛永二年寂す、當時名主を勤しめし政右衛門と云ひ、

○最勝寺 新義眞言宗上石神井村三寶觀音開山弘印、寮三三は日蓮の像を安し、一は ○石地藏像寛永二年寂す、藥師を安す、共に村民の持、坐像長六尺青梅道の北側に立り、關の地藏と云、祈願をなすもの石にて打は、かれの音あるをもてかん、地藏とも云、傍に圍三尺許なる柳一株たてり、

舊家者 彌兵衛 名主を勤む、井口を氏とす、先祖某は伊豆國遠の後伊藤八右衛門某の時松平越後守光長に仕へ、元和九年越後國にて三百石を領せしか、後又浪士となりて當村に歸り住、武藏野新田開發の頃は野守の、ことを奉れりと云、其後故ありて今の氏に改む、元和中越後守光長か與へし知行書出しの如し、

宛行領知之事

一三拾石貳斗

魚沼奉行 黒島鮎清水村内

時の開基徳翁宗隣は小田原北條氏に仕へし石塚某の子にて、幼より佛心深く遂に剃髮して僧となり、觀堂と力を盡せ堂宇を再建せり、慶長十年八月朔日寂す、白山社 ○禪定院 新義眞言宗上石神井村號す、願行上人の開きし寺にて、本寺より古跡なりと云、本尊不動側に閻魔を安す、是は元は別堂にあり、境内に明應四年二月八日妙慶禪尼と彫る古碑あり、

鐘樓 元禄十六年 八幡社 ○阿彌陀堂 三一は道場寺一は禪定の鐘を掛 院一は三寶寺の持 ○観音堂 二一は道場寺一は村民の持

○關村 關村は郷庄、及び日本橋よりの行程前村に同じ、當所は多磨新座兩郡の接界にて、古へ京都より奥州筋への街道掛り、豊島氏石神井に在城せし頃關を構へし所なり、今も大關小關等の小名あるは其遺跡なりと云、古道は定かならず、青梅道村内を貫けり、民家九十三、東は上石神井村及竹下新田、西も竹下新田及新座郡保谷村、北は同郡小樽村、南は多磨郡吉祥寺西久保の兩村なり、東西南北各十二町餘、用水は村内の溜井より引沃けり、古へより御料にして今も替らず、檢地は寛永十六年寛文四年紀し、其餘享保二十年鈴木平十郎杉庄右衛門粕屋金太夫が改めし新田あり、

高札場村の中程にあり

小名 大關 小關 本村 關原 葛原 鏡炮塚 三

- 一四拾七石五斗四升七合、
魚沼有下口之内
小瀬岸村
- 一七拾貳石六斗七升
北代石新田本田村
- 一四拾八石八斗五升三合
長嶺村之内
- 一三拾一石八斗四升
信濃坂村
- 一六拾八石八斗九升
大口村之内
- 高合三百石也 右全可令知行者也依如件
- 元和九癸亥年六月 日印

伊藤八右衛門とのへ

○竹下新田 竹下新田は、關上下石神井三村の秣場なりしを、天明四年竹下忠左衛門と云浪士來り、願ひ上て新墾せし地なればかく名付くと云、同年飯塚伊兵衛檢地して貢數を定む、日本橋よりの行程前村に同じ、民戸十九西は關村北は上下石神井村、東南は多磨郡遅野井村なり、東西十町南北三町許此餘關村を越て新座郡の堺に東西四町南北二町の飛地あり、青梅道村内を貫けり新墾以來御料所なり、

高札場 村の中程

小名 久保 千川村 前野 淵崎

仙川上水堀 村の中程を通

辨天社 村の鎮守なり谷 稻荷社村民 原村長明寺の持

大學院 當山修驗江戸青山風 關寺配下本尊不動

○土支田村 土支田村は日本橋より五里餘【小田原役帳】に太田新六郎知行寄子衆配當の内六貫五百文江戸土支田源七郎分と載す、民家二百十九、東西三十二町南北十一町餘、東は上練馬上下赤塚の三村、南は田中上下石神井の三村、西北は白子川を隔新座郡小樽村及白子村なり、古より御料所にて、寛文三年稻葉美濃守同六年伊奈半十郎檢地す、土人私に村内を二區に分ち上組下組と唱ふ、高札場 村の中程

小名 井ノ頭 甫村 下屋敷 前原以上上組 三丁

目 依久保 八丁堀 土橋以上下組

白子川 新座郡の堺を流

三十番神 村の鎮守なり ○天神社 妙安 妙延寺 釋迦、開山日宜慶長三年七月寂す、開基豈性院日安は今の名主彌四郎が本家の祖にて、加藤 大鐘年號を彫らす客作右衛門と稱し寛永十五年二月終る、

○妙安寺 同宗駿河國蓮永寺末長久山と號す、本尊釋迦、開山日雄は元和元年九月寂す、當寺は板倉阿波守の先祖四郎兵衛と云もの、開基なり、此人寛永二年八月卒し法名決山源英と號すと云、按に【板倉家譜】に、伊賀守勝重少名四郎左衛門と稱す、寛永元年四月二十九日卒し、法名慈光院傑三源英と見ゆ、是年法號とも異同あれと略年代等相似た

れは、若くは勝重かことにし ○本覺寺 同宗雜司ヶ谷村法明

て寺傳たま々誤れるにや、開山日圓元和三年十月化す、開基法光院常連俗稱を

○上練馬村 上練馬村は松川庄と唱ふ、相傳ふ往昔此地

原野なりし頃篠某と云浪士來り住み、近國の牧場の馬を盗み來り、こゝにて訓練し他に驚く事を業とし、後浪游の士を呼集め此地を開墾す、よりに練馬の名起れりと云、其馬を訓練せし地は今の下練馬村金乘院門前並木のあたりなりと云傳ふ、【北條役帳】に、中村平次左衛門三十八貫六百八十文江戸練馬豊前方、及び金曾木百貫文江戸練間島津孫四郎十四貫文豊島之内清光寺分練間とも有之志村にも有之と見ゆ、正保の改には上下二村とす、日本橋より四里、戸數四百八十軒、東は下練馬村西は下谷原村、南は中村北は上下赤塚の二村なり、東西南北各二十五町許、用水は石神井川を引沃けり、此地蕪蘿薔を名産とす、當村に多磨郡青梅への間道係れり、御入國以來御料所なり、檢地は寛永十六年永田八兵衛、宇野八郎兵衛、高橋與左衛門、延寶元年中川八郎左衛門、竹村與兵衛糾せり、其後寶曆十一年伊奈半左衛門新田を改む、高札場 村の東

小名 海老ヶ谷下に辨す 中ノ宮 高松 貫井 田柄

石神井川 村の南を流る

八幡社 村の鎮守なり、社領八石の御朱印は慶安二年十一月十七日附せらる、神明春日合殿とす愛染院持、

○稻荷社 六一は圓光院、一は愛染院、一は高松寺、一は養福寺二は成就院の持、 ○愛宕社

○金山權現社 ○神明稻荷合社 已上村 ○子權現社 圓光院持

第六天社 二共に愛染院持 ○六所權現社 壽福寺持 ○飯綱權現社 養福寺持

○神明社 泉藏寺持

愛染院 新義眞言宗京都御室仁和寺末、練月山觀音寺と號す、本寺領十二石一斗の御朱印は慶安二年三月二十四日寂す、

安二年十一月十七日賜はれり、鐘樓元祿十四年 ○圓光院 染院末南池山貫井寺と號す、本尊不動、天神社 觀音堂 ○壽

福寺 同院門徒下四ヶ寺並に同じ、大林山寂勝院と號す、十

羅刹女社 ○高松寺 雙林山と號す、本尊藥師を安す、開

養福寺 寶樹山知光院と號す、本尊彌陀の石像を安、○泉藏寺

長松山地藏院と號す、本尊阿彌陀、○成就院 不動を本

開山宥海慶安五年四月十六日寂す、

練馬城趾 村の南にあり、土人或は矢の山と云【鎌倉本草紙】に

鳥勘解由左衛門【按に泰經】同弟平左衛門【按に泰明】石神城練

馬城を取立、江戸川越の通路を取切、四月十三日太田道灌江

戸より打て出て平左衛門が平塚城を取巻、城外を放火し歸る

所に、勘解由左衛門石神城練馬城より攻來り、道灌と江古田

原沼袋と云所にて合戦し、平左衛門を始として一族百五十人打死すと載たり、又或説に海老名左近と云者の居城なりと云、こは豊島氏落去の後又こゝに居りしにや、是より北の方三丁許に海老谷と唱る地は、則左近の居跡なりと云、寛永年中開墾して平地となれり、故に其廣狭等今より計るべからず、

○下練馬村 下練馬村は庄名及用水等前村に同じ、日本橋より三里許、民戸四百二十六、東は上板橋村西は上練馬村、南は中荒井村北は徳丸本村及脇村なり、東西二十八町南北一里程、こゝも蘿蔔を名産とす、當所は河越道中の馬次にして、上板橋村へ二十六町、新座郡下白子村へ一里十町を繼送れり、道幅五間、此道より北に分る、道は下板橋宿へ達し、南へ折るれば相州大道への往來なり、御打入以來御料所にて今も然り、檢地は延寶元年十一月竹村與兵衛中川八郎左衛門改め、其後開きし新田は寶曆十一年伊奈半左衛門改む、

高札場 河越道の傍にあり

小名 今神 濕化味 三軒在家 早淵 田柄 宮ヶ

谷戸 宿 本村

石神井川 村南を流る幅五間石橋を架す、正久保橋と呼、河越往來なり長五間の

神明社 清性寺持末社 稻荷○白山社 穢多住居の

金乘院 新義眞言宗大和國初瀬小池坊末、如意山萬徳寺と號す、本尊愛染を安す、又不動を置りこは古の本尊と

等の小名あり、礎石など掘出す事まゝありと云、

新編武藏風土記稿卷之十三終

云、寺領十八石九斗餘の御朱印は慶安二年十一月十七日賜へり、開山行榮元和三年五月廿七日寂す、開基を木下大炊介と云、慶長十七年八月二十四日死し、法名光明院臺法道嚴と號す、子孫世々當村の農民なりしか後年廢家となり、今其分家作者残り、云八幡社 牛頭天王社 閻魔堂 鐘樓 元祿十一年鐘をかく、側 ○清性寺 金乘院末下三ヶ寺並に同じ、造の鐘あり三圍許、
動は弘法の作長一尺二寸立像なり、法 天神社 ○圓明院 惠日流開山快通寶曆八年二月廿七日化す、
光寺と號す本尊不動開山行眞と云 稻荷社 辨才天社 鐘樓 寛延二年十月鐘を○莊嚴寺 醫王山不動院と號す、本尊不動、神明社 牛頭天王社 鐘樓 天和二年二月三日寂、
天王社 鐘樓 天和二年二月 光傳寺 大明山無量院と號す、寶曆十年十二月 天神社 閻魔堂 地藏堂 鐘樓 享保十年十二月化す、
造の鐘 ○威徳院 同寺の門徒なり下三ヶ寺並に 天神社 ○松林寺 明王山と號す 氷川社 村の鎮 稻荷社 疱瘡神社 ○高徳寺 瑠璃山と號す 天神社 ○東林寺 藥王山と號す 辨天社 神は秘佛にして、天長七年七月七日弘法大師江島辨才 觀音堂天へ參籠し、一萬座の護摩を修し其灰燼をもて作と云 坂東札所の寫にて三十 ○阿彌陀堂 二一は金乘院持、一は清三體を安す光傳寺持 性寺持にて彌陀は春日の作、 ○地藏堂 金乘院持

屋舖跡 村の南にあり、右馬頭と稱せるもの住すといふ、其姓氏及何人たる事を傳へず、今陸田となり御殿表門裏門

新編武藏風土記稿卷之十四

豊島郡之六 峽田領

○上赤塚村 上赤塚村は江戸より四里の行程なり、下赤塚村泉福寺曆應三年の鐘銘に豊島郡赤塚云々と載せ、其後郷名にも唱へし事は高麗郡新堀村應安元年の文書を證とすべし、其文は下の成増村に出す【鎌倉大草紙】康正二年千葉自胤武州赤塚に移るの事あり、又【北條役帳】に八十貫文江戸赤塚六ヶ村千葉殿と見ゆ、此村は今の上・下赤塚及び徳丸本村・徳丸脇村・徳丸・四ツ葉・成増の村々なり、然るに後年自ら赤塚中の小名の如くなれり、正保のものには未だ赤塚村・徳丸村の二村のみを出し、元祿の改には古に復し今の如く出たり、又地名の起りは下赤塚村松月院の門前に塚あり、土人士跡と唱へ、塚上に神明白山を祀る、近頃頃までも鳥居に赤塚と記せる古額ありしなど云へば、此塚若くは赤塚と呼び、村名の因て起れるものにやと云へり、民戸九十三外に穢多十一軒あり、

東は下赤塚村、南は上下練馬村、西は矢川を隔て新座郡下白子村、北は荒川を界て足立郡早瀬村なり、東西十五町餘南北二十六町許、矢川を分水して耕種せり、村の南に河越道中係れり、幅五六間、御打入より以來御料所なり、檢地は延寶二年中川八郎左衛門關口作左衛門改め、新開の地は元祿五年細井九郎左衛門、享保二十年松波筑後守糾せり、

高札場村の中程

小名 成増 今別に成増村あり、分村の後少しく、大門 其地の残りしなもて斯唱ふるならん、

藪 新田 堂坐下 溜下 大羽根 伊勢前 原 塚

越 向臺 早瀬前

荒川 北の方足立郡界にあり、幅二十五間、
作場渡あり、對岸早瀬村にて司れり、
白子川の末流なり、北の方に
て荒川に合す、幅二間半計、

德丸原 村の北に係れり、上下赤塚・德丸本村・同協村・同四つ葉・成増等の村々入會の原なり、事は德丸本村に辨す、

氷川御靈合社 村の鎮守なり、
り清涼寺持 ○神明社 二一は持前に同じ ○白

山社 穢多村にあり

清涼寺 新義眞言宗上石神井村三寶寺末石成山と號す、本尊不動を安す、開山宥長と云、石成は成増村の古名にして、元當村に屬せ

て、故此山號あり、
○阿彌陀堂 清涼寺持 ○觀音堂 下赤塚村松月院の持下同じ

○藥師堂

○下赤塚村 下赤塚村は民戸二百七、東は德丸四葉村及び德丸本村、西は上赤塚村、南は上練馬村、北は荒川を隔て足立郡早瀬村なり、東西十三町南北二十八町餘、村の南に川越道中係れり、御打入の後より御料所なりしが何の頃か安井平十郎が先祖に裂賜ひ、今に御料私領入會へり、江戸の行程用水檢地の年代等は上村に同じ、

高札場 村の異の方

小名 上寺家 下寺家 村内阿彌陀堂、古へ七堂伽藍なり、深町 柳坪 流 池下 梅木 新橋 大門 番匠免

堂丁目 篠ヶ谷戸 梶山 新町 上谷ッ 中島 大

橋 辨財天

荒川 村の北郡界を流る幅二十四間

德丸原 村の北に係れり

十羅刹諏訪合社 村の鎮守なり、常福村の持、例祭正月十三日の夜田遊の祭禮と號し、村民集り時入より取まで農業四時のさまを次、
第になし、いと古雅の祭なり、
○稻荷社 村民の持

松月院 禪宗曹洞派、上野國群馬郡白井村雙林寺の末、萬吉山寶持寺と號す、本尊釋迦を安す、寺領四十石は天正十四年十一月御朱印を賜へり、開山曇英慧翁永正元年十月十四日寂す、開基千葉介自秀永正三年六月廿三日卒す、法名松月院南州女參、境内に其墓あり、後年建しものなるべし、按に自秀と云へるは千葉系圖等に所見なし、恐くは自胤の誤なら

人、自胤は當所に住せし人なり、鐘樓 延寶五年鑄造 禪堂 事は下の城跡の條に詳なり、

神明白山合社 門前の塚上に立り、土人は土跡と呼ぶ、是村の名の因て起れる赤塚ならんなど、土人いへり、

○増福寺 松月院末惠日山と號す、本尊釋迦、
泉福寺 開山大寶順高、寛永八年寂す、

新義眞言宗、上石神井村三寶寺末崇福山と號す、本尊不動、村内彌陀堂大伽藍たりし頃、當寺眞福寺と兩別當たりと云

今かの堂にかくる曆應の鐘銘に、彼兩、
○常福寺 同末萬吉寺前朝全盛之時所建古招提と見えたり、

不動を本尊とす、按に前寺に云へる眞福寺、
○阿彌陀堂 俗若くは當寺の事にて、後年寺號を改しにや、

大堂と稱す、阿彌陀は聖德太子の作、坐像長三尺、緣起の文に據に、此堂の起立は建武延元の頃七堂伽藍の莊嚴あり、故

に大堂と號す、其頃泉福、眞福の兩寺大別當たり、上六坊下六坊と稱して十二の脇坊あり、夫より星霜を経て永祿四年上

杉輝虎小田原へ亂入の時、此邊兵火の衝となり、堂宇ごとく、鳥有となりしより今の如く衰微せしと云、今村内に上寺

家下寺家の小名残れるは、彼脇坊の遺名なりと、
鐘樓 曆應の云、眞福寺は廢して今泉福寺此堂を進退せり、
鐘樓 古鐘をかく、大き長五尺口の渡り、
二尺二寸許、銘文左の如し、

武藏州豊島郡赤塚 眞福寺兩寺鐘銘

驚沉潜之幽蟄、破衆生之大夢、莫先於鐘也、武州豊島彼兩寺者、前朝全盛之時所建、具體古招提也、獨欠篋簾之器可謂缺典矣、今快賢阿闍梨、幹衆緣鑄巨鐘、厥志勤矣、若夫豐嶺霜降、祇園月明、揚音於大千沙界、傳益於未來無窮、命中岩銘、銘曰、

武之豊郡

州之重鎮

崇崇福山

哀我彦俊

鼻氏范鏞

以落以霽

大扣大鳴

鯨吼震震

啓昏迪迷

遐邇感進

劫石有消

洪音無盡

曆應三年 四月八日筆執三位親慶

八幡社 側に古木一株あり、永祿兵火の時本尊、
觀音堂 常福寺の持、
の阿彌陀火中より出現して止る處と云、

千葉氏城趾 村の西北にあり、荒川より十四五丁を隔つ、今は堀のみ残りて、山林及陸田となれり、土人城

山と呼ぶ〔鎌倉大草紙〕に、千葉介實胤市川の城に楯籠り、成

氏と數度合戦して康正二年正月十九日没落し、實胤武州石濱

へ落行、自胤武州赤塚へ移る、兩總州の兵とも大半成氏へ降

參すと見ゆ、是より世々千葉氏 居住し〔小田原役帳〕にも當所

千葉氏の所領たりし事を載す、
天正の頃は松戸越前守此城に

居り、千葉次郎幼少なればとて、
與力の侍并石濱の城を

夢の條に、千葉次郎幼少なればとて、
與力の侍并石濱の城を

木内上野に預らる、上野討死の後、
息木内宮内少輔支配あり、

彼與力衆は板橋肥後守、板橋城主、
松戸越前守赤塚の城主と載す、
其廢城となりしは天正十八年の頃なるべし、

○成増村 成増村は、元赤塚村の内なり、後分村して石

成村といへり、高麗郡新堀村農家に藏する應安元年五月

の文書に、高麗四郎左衛門入道が領地武藏國赤塚郷内石

成村半分と記せし是なり、今上赤塚村清涼寺の山號を、

石成山と唱ふるも古名の残れるなり、後年又赤塚一村に

合せし時小名となり、改て成増と號せり、明曆三年十月

十一日今の地頭大屋甲之丞が先祖權八に賜ひし時、分村して一村に復せしと云、成増の名今も上赤塚村の小名にあるは、分村の時其地の少く残りしならん、猶上赤塚村と合せ見るべし、日本橋より四里半、東は下赤塚村、南は土支田村、西は矢川を隔新座郡下白子村、北も同川に限り同郡下新座村なり、戸數六十九、東西六町南北十二町餘、用水は前村に同じ、村の南に川越道中係れり、高札場村の中程

小名 金藏山 山玉山

矢川 村の西北を流る幅二間半

徳丸原 村の東北に係れり

山王社 青蓮寺持

青蓮寺 新義真言宗上石神井村三寶寺末本尊藥師 ○阿彌陀堂新座郡下白子村地福寺持

藏堂 村民持 ○不動堂

○徳丸本村 徳丸脇村 徳丸本村同脇村の二村も往昔赤塚の内なりしことは前條に辨せり、正保の改には徳丸村とのみ載せ、其後三分して今の如く本村・脇村・四葉の三村となれり、四葉村地境おのづから別なれど、此二村は犬牙して辨し難し、故に合てこゝに云へり、大抵東西七

町程南北二十八町許、東は西臺村、西は徳丸四ッ葉村、南は下練馬村、北は荒川を隔て、足立郡新曾村なり、江戸の行程四里、村内に少の溜井を設て耕植す、古より本村脇村とも御料所なり、脇村の内には東叡山領も少く交れり、檢地は延寶二年中川八郎左衛門關口作左衛門改む、又新田あり元祿五年細川九左衛門糺せり、戸數本村百四十六、脇村三十五、高札場四方の辻にあり

小名 石川 丸山 窪下 坂下 以上本村に屬せり 辻山 中尾

荒川 北の方足立郡の界を流る幅三十間計

徳丸原 荒川に傍へり、東西十三丁程南北八丁餘、上下赤塚・成増・徳丸本村・同脇村・同四ッ葉の六村入會の持にて、東の方志村の原に續けり、古は一圓赤塚地中のものなれど、今多く徳丸の地に接するを以て徳丸原と唱へり、烽火の術を學ぶもの願上げ、この原にて其業を試む、塚二徳丸原入會の地にあり、一は離塚一は姥塚と云、少許を隔て、相並べり、由來詳ならず共に小塚なり、

天神社 村の鎮守なり、毎歳正月十一日田遊祭と云神事あり、末社妙義 疱瘡神 神職 大野攝津吉出家の配下なり ○稻荷社二 村民の持 ○神明社

○第六天社 以上五社本村にあり

安樂寺 本村の内なり、新義真言宗、上石神井村三寶寺末、紅梅山來迎院と號す、本尊彌陀聖德太子の作、長二尺許の立像なり、開山尊榮、鐘樓享保三年の稻荷社 三峯社 應永三年の起立と云、鐘樓享保三年の稻荷社 三峯社

金毗羅社 阿彌陀堂 地藏堂 ○觀音堂脇村にあり同末福壽山慈眼院と號す 本尊 觀音堂 正觀音 大日 觀音堂 正觀音 在置

○徳丸四ッ葉村 徳丸四ッ葉村は、民戸四十七、分村の事及江戸の行程は前村に同じ、東は徳丸本村、西は下赤塚村、南は下練馬村、北荒川を隔て足立郡新曾村なり、東西南北共に三町餘、古は御料にして、何の頃よりか東叡山領となれり、少許の新田あり寛延二年神尾若狭守曲淵豊後守等檢地す、高札場中程にあり

小名 稻荷前 沖口 雜魚谷 向ヒ口 前谷津

荻山下 茨蕪 蟹作り 横手 新橋

荒川 北の方足立郡の界を流る幅三十間

徳丸原 北の方に係れり

稻荷社 鎮守なり村持下同じ

觀音堂 正觀音 藥師堂 在置

○西臺村 西臺村は志村庄に屬す、昔志村に城ありしが

當所城西に當るをもて村名とすと云、江戸より三里半餘、戸數百七十六、東は中臺根葉の二村、西は徳丸本村、南は下練馬上板橋の二村、北は荒川を隔て足立郡上戸田新曾の二村なり、東西五町南北二十八町程、古より御料所にて、檢地は延寶二年中川八郎左衛門關口作左衛門改め、又元祿五年少許の新田を細井九左衛門糺せり、高札場村の南にあり

小名 門前 田端下 五段田 田端 堀下 西耕地

久保 榎島 サイカチ土 中道 東

荒川 北を流る幅凡四十間餘

第六天社 ○飛鳥社以上京 神明社二村持 ○天王社二〇

稻荷社 ○七社明神社 ○第六天社 禪宗曹洞派、入間郡越生龍穩寺末、西臺山と號す、本尊拈華釋迦、慶安二年十月寺領二十石の御朱印を賜へり、開山雲岡俊徳、永正鐘樓延寶四年鑄造の鐘なり 白山社 稻荷社

○善長寺 圓福寺末福壽山と號す、本尊釋迦 ○京徳寺 新義真言宗多磨郡中野村寶仙寺末水磨山と號す本尊不動

○阿彌陀堂 ○不動堂以上圓福寺持

○中臺村 中臺村も志村庄に屬す、昔時志村城と西臺村との中間に在るを以此村名ありと云、江戸より三里、戸

數九十八、東は前野志村の二村、西は西臺村、南は上板橋、北は蓮沼根葉の二村なり、東西七町南北十二町許、正保の頃は板倉周防守領分なり、後御料に屬し、寶永六年東叡山領となれり、檢地は寛永八年新見角兵衛・圓城寺瀨兵衛・寛文六年稻垣與九郎・高野貞右衛門改め、新開の地は寛延二年神尾若狹守曲淵豊後守糺せり、此餘村の飛地志村の内にあり大善寺のある所なり、

高札場 村の西にあり

小名 本村 畠中 西原 東原 後案 向臺

稻荷社二 一は村の鎮守なり、共、〇三島社〇第六天社〇

辨天社〇石神井社

大善寺 志村内當村の飛地にあり、禪宗曹洞派、江戸芝青松寺末、醫王山藥師院と號す、本尊藥師、聖德太子の作坐像長二尺許、是を清水の藥師と呼ぶ、享保の頃有徳院殿御放鷹の時、境内に清水あり、其流いと清冷なれば、清水の藥師と唱へよとの仰あり、夫より以來近郷に其名高しと云、開基は青雲大善庵主、永正十年二月歿す、俗稱を善左衛門と云ひ當村に住せし者なりと傳ふるのみ、或は千葉氏の支、〇延族なりとも云へり、開山在天宗鳳元龜三年正月歿す、

命寺新義眞言宗、上練馬村愛染院末、雙林山日月院と號す、本尊如意輪觀音立像長二尺五寸許、運慶の作、鐘樓元祿十年鑄造 阿彌陀堂〇正福寺 同宗多磨郡中野村寶仙の鐘をかく、

千手〇阿彌陀堂〇天狗堂已上延 〇釋迦堂持

給衆、又同人寄子衆配當の内十四貫文江戸志村内本分同人は板橋と見ゆ、又島津孫四郎知行十四貫文、豊島之内清光寺分練間にも有之、志村にも有之とあり、かた々々寛延に始りし地名にはあらず、既に正保の國圖に志村と記したれど、元祿の改却て堀之内村と載たるは、小名を以村名の如く唱へしにや、殊に城址ある村多く堀の内小名あるを以てもしらす、寛延中改むと云は古名に復せしなるへし、四隣西は中臺村、南は前野村、東は小豆澤村、北は蓮沼根葉の二村なり、東西四町程南北十二町餘、家數五十一、用水は近村より出る清水を引沃けり、村の中間を中山道の往還南北へ貫く、當村古の領主は前村に同し、正保の頃は板倉周防守領分たりしか、後上りて御料となり、寶永六年より東叡山領に附せらる、檢地は寛延寛文の二度に糺あり、後新墾の地寛延二年三月神尾若狹守曲淵豊後守糺せり、

高札場 中山道の路傍にあり

小名 坂下 坂上 松原

御立場 中山道より南三丁にあり、享保年中新に築かせ給ふ所にて、今も御放鷹の時御腰掛を設しめ給ふ、高さ一丈

五尺許、其登れる道其様宛も榮螺の如きをもて、土俗榮螺山と唱ふ、又この地に續きて御栗林と稱する所あり、是も享保の頃栗樹許多植させられしよりの名なりと云、

〇根葉村 根葉村は江戸より三里餘、民戸三十、東北は荒川に界て、對岸足立郡浮間上戸田の二村、西南は郡中西臺村、巽は志村及び中臺村なり、東西二町餘南北四町程、村内中山道係れり、古より御料所たりしが寶永六年東叡山領となれり、檢地は延寶二年關口作左衛門・中川八郎左衛門改め、又寛延三年九月本田及少計の新田を神尾若狹守曲淵豊後守糺す、

高札場 村の西にあり

小名 柘木下 五段田 長五町 三枚目 別當免

久保田 西川 マノクロサイカナド

荒川 村の東北足立郡界を流る、幅五十間餘、渡船場あり、中山道係る所にて、足立郡下戸田村に達す、渡船の事は彼の村にて預れり、

原 村の東に添て南の方志村に及び、西は西臺村に界ひ、北は荒川に邊す、廣さ凡東西一里南北二十丁許、當村連沼二村入會の持なり、世に志村の原といへるは其村落に續けるを以てなり、近き比迄も雉子追、鳥狩の御遊ありし地なり、丸池 原の内にあり、是も當村連沼二村入會の持なり、古は荒川此所を流れしが、水流變じて後池となり、其形丸き故此名あり、魚獵の禁札を建置る、〇稻荷社村民

〇志村 志村は江戸より三里、相傳ふ古は堀之内村と唱へしか、寛延二年今の村名に改むと云、されど北條役帳に、太田新六郎知行百三十三貫二百文江戸志村二十一

御鳥見屋敷 村の東にあり、享保二年新造なり、御鳥見坂部に居住り、廣さ間口廿一間餘、奥行二十九間、

一里塚 中山道往還の左右にあり、

熊野社 社後丘上石祠に彌陀藥師觀音の像を彫る、是を奥の院と唱ふ、古は當村及び小豆澤・根葉・前野・中臺・西臺・蓮沼等七ヶ村の鎮守なりしが、今は當村と中臺村のみ

八幡〇稻荷社二 一は延命寺 〇天神社 〇石神社 以上村民の持

延命寺 新義眞言宗、多磨郡中野村寶仙寺末、見次山松壽院と號す、本尊三尊の彌陀なり、又毘沙門聖德太子弘法大師の三軀を置、何れも弘法大師の作と云、寺傳に據るに、往昔篠田五郎と云者當所に在城の頃、家臣見次權兵衛此寺北に居住す、其後宅地を捨て當寺をここに建立し、己が氏を以て山號銘すと云、鐘銘にも彼が建立由見ゆ、草創の年代詳ならず、世代の内頼眞慶長十八年歿せしを舊しとす、享保年中此邊放鷹の頃、當寺へ成せられし故に御腰掛御成御門等を設られしか、安永の頃御取掃となれり、されど此邊御放鷹、鐘樓の頃は今も御膳所となれり、門前に老楓樹あり四圍許、鐘樓

隱岐坂 中山道の内にあり、登り一丁一名地藏坂と云、路傍に石地藏の立るを以てなり、

道生沼 村の西北連沼村と入會へる地にあり、長四十間横三十間、古へ荒川此所を流れしが水流變じて後沼となれり、沼中に三つ井戸と云あり、固よりの井にて其深幾許と云事を知らず、度々水溢に埋るべきに古來替らざるは奇とすべしと、ものに見えたり、道〇後沼是も入會地にあり、今は芝生の名の起る故は知らず、

十二丁南北五六丁、享保年中追鳥狩の時此所に御立場を置れしと云、

一里塚 中山道往還の左右にあり、

熊野社 社後丘上石祠に彌陀藥師觀音の像を彫る、是を奥の院と唱ふ、古は當村及び小豆澤・根葉・前野・中臺・西臺・蓮沼等七ヶ村の鎮守なりしが、今は當村と中臺村のみ

八幡〇稻荷社二 一は延命寺 〇天神社 〇石神社 以上村民の持

延命寺 新義眞言宗、多磨郡中野村寶仙寺末、見次山松壽院と號す、本尊三尊の彌陀なり、又毘沙門聖德太子弘法大師の三軀を置、何れも弘法大師の作と云、寺傳に據るに、往昔篠田五郎と云者當所に在城の頃、家臣見次權兵衛此寺北に居住す、其後宅地を捨て當寺をここに建立し、己が氏を以て山號銘すと云、鐘銘にも彼が建立由見ゆ、草創の年代詳ならず、世代の内頼眞慶長十八年歿せしを舊しとす、享保年中此邊放鷹の頃、當寺へ成せられし故に御腰掛御成御門等を設られしか、安永の頃御取掃となれり、されど此邊御放鷹、鐘樓の頃は今も御膳所となれり、門前に老楓樹あり四圍許、鐘樓



延命寺境内圖

天明八年正月 見次權現社の開基見次權兵衛 稻荷社 第六天の再鑄なり 見次權現社の靈を祀れり

社 ○地藏堂 延命寺持

古城蹟 村の西境にあり、廣さ方一町半、高き處にて古松數株繁茂し、熊野權現鎮坐す、東方から堀の蹟少く残り、延命寺の傳へに據れば、往昔篠田五郎と云者住せし所なりと、或は千葉氏支族の居りし所とも云へり、其詳なること傳へ、褒善者傳左衛門 村民なり、幼なる時父に後れ其後養父す、患ひし頃も、奉養の勞愈厚かりしかば、寛政二年東叡山より青銅一貫文を賜へり、

○小豆澤村 附持添新田 小豆澤村は、往昔荒川の入江に傍て七々子崎と唱へし纒の湊なり、平將門東國を押領せし頃、貢物の小豆を積來りし船、この江に沈みしかは此名は起れりと、【龍福寺藥師緣起】に見えたり、民戸六十五、南は蓮沼村、西は志村、東は袋村、北は荒川を隔て足立郡浮間村なり、東西六町南北十二町、村内に中山道係れり、江戸の行程は前村に同く、檢地は寛文二年南條金左衛門糺す、【寛永譜】に高田小次郎直政文祿元年二月、當村及前野の兩村にて食邑を賜ひしことを載す、今に其子孫斧吉知行す、此餘持添の新田あり、延寶二年野村彦太夫檢せし以來今に御料所なり、

高札場 村の東方にあり

小名 輪の内 宮之前 四牧畑 舟渡山 中原 東

原 かに山 天神前

荒川 村の北を流る、幅四十間、對岸は足立郡浮間村なり、農民往來の爲に渡船を設く、

龍福寺 新義眞言宗、袋村眞頂院の末、藥王山東光院と號す、本尊大日、別に不動を安す、共に運慶の作、世代の内看

(崎子々七)

尊正保四年十二月廿四日寂すと云ひ、この外のこと傳へず、客殿の軒に明和四年鑄造の大鐘をかき、什寶に乗鞍一掛あり、境内藥師佛と同時水中より得しと破損せる藥師堂寺記に「さまいと古色なり、鐘もありし由今は失へり、藥師堂寺記に長年中當所は七々子崎と云入江なり、江中夜々光を放つて依て此像を得て安置せり、其出現せし池と云は境内の後背にて今は御手洗、十二天社村内の鎮守なり、これも此所七々子崎となれり、十二天社と號し、十二の入江ありしとて後年十二天に配祀せしなど傳へり、○興隆寺 南照山と號 閻魔堂 ○教性院 上龍福寺の門徒なり、慈劍 山と號す不動を本尊とす、○地藏堂 教性院の持、堂側に古建長七年三月十六日孝子敬白、一は慶巳酉三月十五日とあり、上缺壞せり干支に據に延慶二年巳酉なるべし、一は嘉曆三年七月日、一は光運建武三、一は永正、○觀音堂 教性院五年七月十五日逆修性本禪門とあり、○觀音堂 教性院

○前野村 附持添新田 前野村は、江戸より二里半、民戸

百十、外に長吏二四、隣東は稻付村、西は中臺村、南は下板橋宿、北は蓮沼村なり、東西二十五町南北六町餘、村の東に中山道かゝり幅四間許、土地蘿蔔を産す、世に清水夏大根と稱して珍重す、地頭及檢地等持添新田共前村に同し、高札場 往還の東側にあり

小名

清水 此邊清泉湧出し溝をなすこと五ヶ所あり、依て此名あり、用水にも引込けり、

一夜塚 村の中程にあり二間四方、往昔志村の城を攻んとて寄手一夜の内に此塚を築き、遂に彼の城を攻落せし故の名なり、

能野社 共に村の鎮守なり ○稻荷社

常樂院 新義眞言宗、多磨郡中野村寶仙寺 鐘樓 鐘に享保十一年末、熊野山法界寺と號す、本尊不動 鐘樓 寛保三年鑄造あり、

○長徳寺 同末、舉一山通照院と、鐘樓 寛保三年鑄造 飛鳥明神社 ○稻荷社

○蓮沼村 蓮沼村は志村庄に屬す、昔新井三郎盛久、日下部將監・山田六郎・石井九郎及原福田中村等三氏亂を避て爰に土着し、此地を墾開せりと云、今村の年寄役三郎右衛門は盛久か裔なり、其他の子孫は詳ならず、江戸より三里の行程なり、民戸百三十八、東は稻付村、西南は前野村、北は小豆澤村なり、東西十町南北八町許、用水

は前野中臺二村より出る清水を引來る、土性蘿蔔に宜し、中山道村の中程を貫く幅四間、この往還の中の小流に石橋二を架す、一は小袋橋、一は新橋と云、正保の頃は御料所にして、後東叡山領となりしより今に替らず、檢地は寛永九年南條金左衛門、延寶二年關口作左衛門・中川八郎左衛門、新墾の地は寛延三年九月神尾若狹守・

曲淵豊後守糺せり、本村を離れて西の方に他村入會の飛地あり、
高札場 中山道の
小名 根原 下ノ原 舟渡 三軒家 蛭田

原 是も根葉村と入會の持なり
事は、已に根葉村に辨す、

丸池 前に○荒川根葉村と入會の飛地に、○道生沼當村志村
にあり、事は○後沼前に
志村に辨す、

氷川社三 一は村の鎮守、一は蓮沼根葉二村の鎮守、共に南
藏院持、一は金剛院持にて古へ村内西南の方にあり
りしが、數度の洪水に押し流され今の處に流寄こと十度なりし
かば、爰に塚を築椽を植て社を移す、土人今も十度の宮とも
稱せ、○藏王權現社 南藏院 持下同 ○御嶽權現社 ○羽黒稻荷合社
蓮華 ○稻荷社四 寺持一は金剛院の持 ○第六天社 金剛院の
寺持一は蓮華 持下同

南藏院 新義真言宗、足立郡横曾根村吉祥院末、寶勝山蓮光寺
と號す、本尊十一面觀音傍に弘法大師自作の坐像を安
す、開山宥照、開基は村民三郎右衛門が先祖新井三郎盛久なり
と云、享保七年十一月二十五日有徳院殿此邊御遊獵の時、始て
御膳所に命せられ時の住 阿彌陀堂 像長二尺餘 ○蓮華寺 同
僧拜謁して白銀を賜ふ、
醫王山東光院と號す、本尊藥師を安す、稻荷社 天神社
寛永二年宥賢の時堂宇再建の棟札あり、
疱瘡神社 觀音堂 ○金剛院 同門徒命王山と觀音堂の持
號す本尊不動

尾若狭守、曲淵豊後守改む、此餘荒川の端に持添の新田
あり、享保十六年四月寛播磨守檢地し御料所なり、
高札場 村の東方
小名 十三坊 西馬場 山谷 川間 片落 下長
町 高畑 久保田 石神 高木 宿森田 八ツ代
荒川 北の方郡界を流る、幅八十間餘、爰に作場渡あり、舟子
二人船二艘を出す、尾久の渡と呼ぶ、又對岸足立郡小臺
村なれば小臺の渡とも云、船
の進退は當村にて掌れり、
八幡社 上下尾久舟方三村の鎮守なり、神
體木像神祕なりと云願勝寺の持、末社疱瘡神 稻
荷 天神 諏訪 辨天 ○稻荷社 華藏院の
持下同 ○熊野社 ○第
六天社

寶藏院 新義真言宗、田端村與樂寺末、金
龜山地正寺と號す、本尊阿彌陀
本寺上と同じ、幅弓山淨光院と號す、本
尊阿彌陀、中興僧海圓元祿の頃の人なり、
戸湯島靈雲 寺末、金光山寶珠院と號す、本尊地藏立像長二尺
許聖德太子の作、脇士浪切不動坐像長一尺三寸良辨僧都の作、
阿彌陀は立像長一尺、
三寸惠心の作なり、
○華藏院 下尾久村阿遮院門徒大慈山
藥師堂 華藏院 法受寺跡 當寺は村民清右衛門が先祖鈴木隼人
元年八月廿三日死せしと云へば、起立の年代も大抵推て知ら
る、遙の後に碩和尚淺草幡隨院住職たりし頃、寶曆三年當寺
か谷中三崎へ移して、普賢山新幡隨院
法住寺と改號せし由、彼寺記に載たり、
○十三坊塚 當村に
あり、高各 五尺許 ○外記屋敷跡 寛永の頃鈴木外記と云人住せし蹟な
り、

新編武藏風土記稿卷之十四 豊島郡之六

○上尾久村 附持添新田 上尾久村は日本橋の行程二里、按
に尾久は古き地名にや、相州鎌倉八幡宮神主大伴某所藏
應永六年の文書に、武藏國豊島郡小具郷内江戸金曾木三
郎跡事云と載たり、金曾木、近郷下谷金杉なるへけれ
は、小具は當所なる事明けし、又【長祿江戸繪圖】と稱せる
古圖に、當所と覺しき邊に尾久と記し、【小田原役帳】に
太田新六郎知行の内八貫文江戸尾久伏舟方とみえたり、
舟方は今も隣村の名なれば尾久の當村たる事益明なり、
上下二村となりし年代は傳へされと、正保の改既に上下
尾久あれば、それより古く分れし事論なし、村名の起は
當郡の奥の義にやなと云説あれと、奥とせんには唱の清
濁違へるのみならず、假名も亦異にして穩ならず、戸數
百三十四、東は下尾久村、西は舟方村、南は田端村、北
は荒川を隔て、足立郡小臺村なり、東西三十二町南北十
町、石神井用水を引沃く、【北條役帳】に、島津孫四郎百
六十貫文尾久と見ゆ、今地頭は阿部新右衛門・阿部勘左
衛門・齋藤長八郎・羽田鏡之助等知行す、是正保以前に賜
る所なり、此餘東叡山領及大屋早之丞安井平十郎か知行
もあり、是は古御料所及加藤助右衛門知行なりしか、い
つの頃か東叡山領及二人か知行となれり、檢地私領は正
保四年七月伊奈半十郎糺し、東叡山領は寛延三年九月神

松平但馬守抱屋敷七百五
十坪
○下尾久村 附持添新田 下尾久村は江戸への行程、用水、
寛延の檢地、及持添新田等は上村に同じ、戸數八十二東
は町屋村、西は上尾久村、南は新堀村、北は荒川を隔て
、足立郡本木村なり、東西十一町餘南北は二十二町、正
保の頃は御料所にて上村と同時に東叡山領となれり、
高札場 村の中程
小名 南 中門 西
荒川 村の北を流る
幅六十間餘
石尊 社はなし、高四尺許の自然石二つ並べり、地に入ること
深からざる由をいへば、先年堀んとせしに堀出し得ず、
由て權現に崇め祭れりと云、近年後、○石神社 神體は石劍な
に石尊と彫し碑を立阿遮院持下同、
満光寺 淨土宗芝増上寺末、二葉山尾久院と號す、本
尊三尊の阿彌陀坐像長二尺、惠心僧都の作、
稻荷
社 閻魔堂 ○阿遮院 新義真言宗、田端村與樂寺の末、
阿遮羅山蓮葉寺と號す、本尊不動
荷社
十三坊塚 村北にあり、高さ五尺、廻り七八尺、八ヶ所程あり、
此内に砂利塚と唱へるあり、永祿年中太刀具足様の
ものを堀出せし
ことありと云、
○町屋村 町屋村は江戸よりの行程、檢地、用水等前村
に同じ、戸數七十二、西は下尾久村、南は三河島村、北
は荒川を隔て、足立郡本木村、東も同川に限り同郡千住

河原町なり、東西三町南北四町許、正保の頃は御料所たりしか後東叡山領となれり、

高札場 村の北方

小名 東 入 中

荒川 村の東北に掛る
幅六十四五間

原 村の東方にあり千八百
坪荒木田原の續なり

稻荷社二 共に慈眼
寺の持

慈眼寺 新義眞言宗、下尾久村阿遮院の末、醫
王山普門院と號す、本尊十一面觀音

○三河島村 三河島村は御入國頃の三州供奉の諸士、當
所にて知行を賜はりし故此名ありしなと傳れと、當村東

叡山に寄附せられざる前は御料所なり、且【長祿江戸圖】

に三河島村と載せ、又【北條役帳】に細谷三河守十七貫五

百文三河ヶ島、太田信濃入道時御味方に參忠節故諸役御

免と載せ、又蔭山大膳亮十七貫五百文江戸三河ヶ島六所

分と見えたり、江戸よりの行程一里半、民戸百八十一、

東は三之輪小塚原の兩町にて、西は新堀村南は金杉村、

北は町屋村及び荒川を隔て足立郡千住河原町なり、東西

七町南北九町、天和元年より東叡山領となれり、用水檢

地は前村に同じ、
高札場村の東方

小名 荒川 中通次 宮地 荒木田 花ノ木 正庭

蓮田 釜ヶ坪 前沼 中畔 沼

荒川 東北郡界を流
幅六十間

原 荒木田原と號す、荒川付にあり東叡山附の芝地なり、段別
八段八畝餘、道灌山上より此原の春草を遠望す、土地うち

開け其さま青海
原とも云へし、

稻荷社 例祭二月十五日、神體は木像にていと古色なり、社記
に天正七年より元祿六年迄百五十年云々と見ゆ、鎮

座の年歴も推て知へし、元 神實 神鏡一面 圓徑五寸、裏

祿二年再造の棟札あり、

の摸様あり古作 寶珠石二顆 大さ五分許、色薄黒くして

とも思はれす、 横に小筋あり、奇石なり、

三光石一顆 二寸四方許、色黒くして、 劍一振 長一尺二寸葵

末社天神 神木なり廻り 一丈五六尺餘、 神主岩井權頭、吉田家の配下な

社の縁起卷末に岩 〇神明社 觀音
井權頭の名見ゆ、寺持

觀音寺 新義眞言宗、足立郡西新井村惣持寺末、清瀧山龍光院

と號す、本尊十一面觀音、天文年中長偏僧都開基す、

寛政十年此邊御放鷹の時御膳所と 鐘樓眞享三年の 聖天

なりしより今も御膳所となれり、 鑄造なり

社 〇仙光院 同宗田端村與樂寺の末、阿照山阿彌陀寺と號す、
本尊不動坐像長一尺八寸良辨の作、元祿二年相州

鎌倉鶴ヶ岡莊嚴院より當院に安置すと云、 稻荷社 〇密嚴院

中興僧頼雄延寶五年二月十三日化す、 山華樂院と號す、本尊阿

觀音寺末、瑞光山如意寺 〇淨正寺 淨土宗芝増上寺末、清阿

と號す、本尊如意輪觀音 〇淨正寺 淨土宗芝増上寺末、清阿

彌陀開山鏡 稻荷社 〇法界寺 同宗小塚原町誓願寺末、長盛

譽存圓と云 山道慶院と號す、本尊彌陀開

遠山左衛門尉抱屋敷 千百七
十坪

山明譽善海、寛永二年二月二十四日化
す、當寺も近き頃より御膳所となれり、 稻荷社 藥師堂

地藏堂 〇觀音堂持

塚五 二は村の北の方に並へり、妻夫塚と
唱ふ其餘は北の方に三つ塚と呼ぶ、

○三之輪村 三之輪村は、江戸古圖に箕輪高屋と記し、
正保の改に三輪原宿と載す、往古此邊すべて曠野にて三

ノ輪原と唱へしと云、元祿の改には今の如く記せり、延

享二年村内を裂て三之輪町を建られしより、地形一變し

て村落六所に分れ、段別合て九町三段十四歩あり、故に

四境の接地概して辨じがたし、其一小塚原中村町耕地の

内小名天神前にあり、一は小塚原橋場今戸入會小名大曲

にあり、一は同所小名曲元にあり、一は日本堤西南の方

小名蓮田にあり、一は淺草山谷町西の方小名道久塚にあ

り、一は日本堤東の方小名河原崎にあり、民戸三軒、正

保の頃は御料所なりしが、後東叡山領となれり、日本橋

よりの行程用水檢地は前村に同じ、
高札場三之輪町

小名 天神前 曲元 大曲 蓮田 道久塚 河原崎

淨閑寺 淨土宗芝増上寺末、榮法山清光院と號す、開山晴譽、
寛文元年二月二十九日寂す、本尊彌陀の坐像を安す、

惠心 〇梅林寺 禪宗曹洞派、常陸國新治郡宇治會村源然寺
末、花嶽山と號す、古は龍源寺と號し、小

新編武藏風土記稿卷之十五

豊島郡之七 峽田領

○山谷町在方分 山谷の地は昔山谷村と唱ふ、新鳥越町山谷淺草町邊なへて山谷と唱へ、或は三谷とも記すと云既に新鳥越町の南に傍たる大川よりの入堀を里俗今も山谷堀と呼り、元より平衍の地なれば山谷など名つくべき所にあらず、或云此邊は古廣野にて、淺草淺茅カ原などの末野なれば、三野と云しを谷に記せしにや、又昔此邊は民戸僅に三軒ありし故に、三家又は三屋など云しを假借して由谷と書せしも知べからずと、他所にも三軒町三軒屋四家町などいへる類多し、正保の改に山谷町と載せ、元祿の改には山谷村と記せり、正徳三年閏五月段別七町八段七畝二十五歩の内、三町餘の地は家作免許ありて御府内町並となり、町奉行の支配に屬し、則山谷町と唱ふ、されど其地の貢は元の如く御代官進退す、此餘一町餘は寺社の域内となり、貢を奉れと町並に列りたれば

町方の條に載す、又淺草北寺町に飛地あり、日蓮宗本然寺域内にて八段一畝餘なり、殘地三町七畝餘は全く在方に屬し、町並之西に續き、所々に水田を闢けり、其地は今戸町橋場町三ヶ町の田圃に犬牙す、依て四隣及廣狹は分ちかたし、日本橋より一里餘、民戸十一、石神井用水を引沃く、御打入の後より御料所となれり、高札場小塚原繩手の内にあり

小名 一ツ家 玉姫前

石橋 日本堤の下の溝に架す、長五尺きらず橋と呼ぶ、

玉姫稻荷社 神體は狐に乗たる翁の像なり、例祭は隔年四月十五日獅子の頭を出し町内を渡せり、或書に社傳を引て云、當社は新田義貞鎌倉追討の時祈願により、襟掛の御影弘法の筆なるを瑠璃寶塔に收め、此處に祀る故に玉姫稻荷と號すとあれと、今此

末社 稻荷三 釋迦堂 田山の像を安す 供所 神輿藏

○橋場町在方分 橋場の地は昔橋場村と唱へ、總て石濱庄と唱ふ、江戸古圖に此邊石濱千束の二村のみを記して橋場を載せず、當所總泉寺所藏天文二十三年永祿三年の文書に、石濱總泉寺と記し、天文十九年の御朱印に始めて橋場之内とみゆ、正保及元祿の改に橋場村と載す、此唱は古へ荒川に架せし橋の邊なれば起りし名なりと云ふ、

按に【義經記】に、治承四年九月十一日、頼朝が多勢大雨にあひ水にせかれて渡しかね、四五日滯留し水の渡に浮橋を組て、頼朝か勢を王子板橋に著よと云れければ、海士の釣舟を數千艘上せて石濱と申所は江戸の太郎が知行所なり、折節西國の船の著たるを數千艘集め三日の内に隅田川に浮橋を疊て、江戸太郎に合力す云々【源平盛衰記】にも此事を載す、【夫木集】光俊の歌に

隅田川昔はきかず今社は、身を浮橋のある世なりけり、註曰、此歌は康元元年鹿島の社に詣でけるに、角田川の渡をみればかの渡今は浮橋を渡しける云々、是等に依れば、其頃常に浮橋を渡せしこと知らる、又板橋を架せしことは一遍聖の繪巻物弘安の條に、武藏國石濱にて時衆四五人病ふしたりけるを見給ひて、

残り居て昔を今と語るべき、心のはては知る人のなき、畫に一條の板橋左右に欄干あるを架す、こは正安元年聖戒の撰る詞書にて、畫は法眼圓伊の筆なり、又僧萬里が【梅花無盡藏】江上春望詩の註に、隅田在武藏下總兩國之間、路傍小塚有柳、道灌公爲攻下總之千葉、構長橋三條とあり、是等にて弘安文明の頃橋ありし證とすべし、近き頃も當所の町方の渡場より一町程川上にて古木を掘出せしと云、又此地の異名を砂尾とも呼ぶ、往古砂

(尾砂)

尾長者と云し者領せし故なりと云、今町分の寺不動院を砂尾山と號す、砂尾長者天平寶字四年開基すといへど、上古のことなれば其眞偽を知らず、【南向茶話】曰、此所往昔砂尾修理大夫と云ふ人あり、太田道灌と合戦有し由と砂尾氏は不動院の中興開基なるにや、寺の條見合すべし、當村段別七十七町一段餘の内、三町六段餘の地正徳三年閏五月家作の免許ありしより、今戸町に續て御府内の町並となり、町奉行の支配に屬す、されど貢の物は元の如く御代官進退す、殘れる七十三町五段餘は水陸の田打交り全くの一村落なり、四境東は荒川を隔て葛飾郡寺島隅田の二村、南は當村の町分及び今戸町の田圃、西は小塚原中村三之輪山谷等の四ヶ町に屬せる水陸の田に接し、北は又荒川に限り足立郡千住宿三町目分なり、東西六町南北二十一町餘、山ノ宿町花川戸町材木町の三ヶ所及今戸小塚原中村三之輪の四町を合せ七ヶ町等の田地に入會へり、日本橋より一里十五町、民戸五十六、石神井用水を田間に引き、又荒川に傍たる地は川水を沃けり、村の西に千住宿への街道係れり、幅四間餘、當所及び前に云七ヶ町の持にて小塚原繩手と唱ふ、【小田原役帳】に、木内宮内少輔十二貫四百八十文江戸石濱今津と載す、今津は則此地に續く今戸を云へり、又太田大膳亮六貫六百

八十五文千束石濱惣領分とあり、千束の事は總説郷名の條に辨せり、又同書に江戸石濱會下領と記すこれ皆當所の事なり、御打入の後は御料所にて今に然り、正保二年野村彦太夫小名千束のみ檢地し、寛文十年同じ人一村を改む、其後次第に開きし地あり、享保十八年寛播磨守、寶曆十一年伊奈半左衛門、明和五年伊奈備前守等糺せり、又荒川に傍て一町餘の段高場あり、

高札場り、在町共に兼用也、

小名 眞先 神明攝社稻荷の地を、錢座 神明社の東北裏に、銅氣残りて不毛の地なり、按に「古今泉貨鑑」といへる書に、寛永十三年丙子五月、武州淺草橋場に於て寛永通寶錢を鑄と見ゆ、又或書に明曆二年於江戸淺草新 汐入 荒川付錢座を仰付らるとあるも、當所の事なるべし、

面 椿本 玄蕃沼 稻荷前 鐘撞面は千束分の内を、此所に、經塚 總泉寺の北裏にあり、「南向茶話」云、鎌倉將軍頼朝田川合戦の刻、討死の者を埋し首塚は、只今總泉寺後ろ田の中に有よし、後に誤りて蛇塚と呼よしなりとあれば、今其名を唱るものなく、又、宅角戸 大黒此餘に塚もなければ此塚のことなるべし、

荒川 村の北より屈曲して東流す、幅百三十、間許、一名隅田川又淺草川大川と唱ふ、○堤川端より隔て千束堤と呼ふ、高一丈餘、是日本 千住街道の内小塚堤外の小堤にて又荒川の水溢に備ふ、○橋 原繩手の小溝に架

(荷稻先眞)

す、土俗涙橋と呼へり、當所小塚原の刑場に近し、罪人大路を渡さるゝもの、死に切近するを哀み、涙落る故かく唱ふと云、石橋に長六尺、

神明社

村の鎮守なり、石濱神社朝日皇太神宮と稱す、祭神は天照太神月讀の尊なり、社地の外石一斗の地を社領に免除せらる、當社は神龜元年九月十一日此地に鎮座すと云、例祭九月十六日社地にて生花の市あり故に生花祭と云、

末社 天満宮 社地の内にあり、隨身門を構へ別に一區をなせり、明和四年六月五日高辻大納言家長勸請す、

則同人の、妙義 御靈二 力明神 以上天神社地にあり、扁額あり、

禊 祭神は手置帆負命彦狹知命なり、又手彦明神とも號し、麩香す、工匠を司とる神なり、安永八年八月八日御大工棟梁溝口内匠が勸請なり、以下、牛頭天王 別に分の鎮守なり、十三字共に神明社の左右にあり、

日神輿を船に乗て町中を渡す、稻荷九 疱瘡神 淡島

大黒 水神 智庸靈社 建の功あり、故に此に祀と云、弘

禱靈社 是も神主鈴木、攝社眞先稻荷社 隔て別に一區をなせ

と神明除地の内なり、幣殿拜殿建續て頗る莊嚴をなせり、社

傳に據に、昔千葉介平兼胤が家に傳へし神靈あり、此奇瑞に

より神靈の戦場に先懸の高名を得ることなし、其子季胤に至

り神靈を常に着ること恐ありとて、稻倉魂の神像を鑄さ

せ戰場に出ることに草摺の内こめしと云、天文年中千葉守

胤石濱の城主たりし時、此地に宮柱を建か神靈を祀り季胤

か鑄させし像を前立として眞先稻荷と崇祀ると云、其後往々

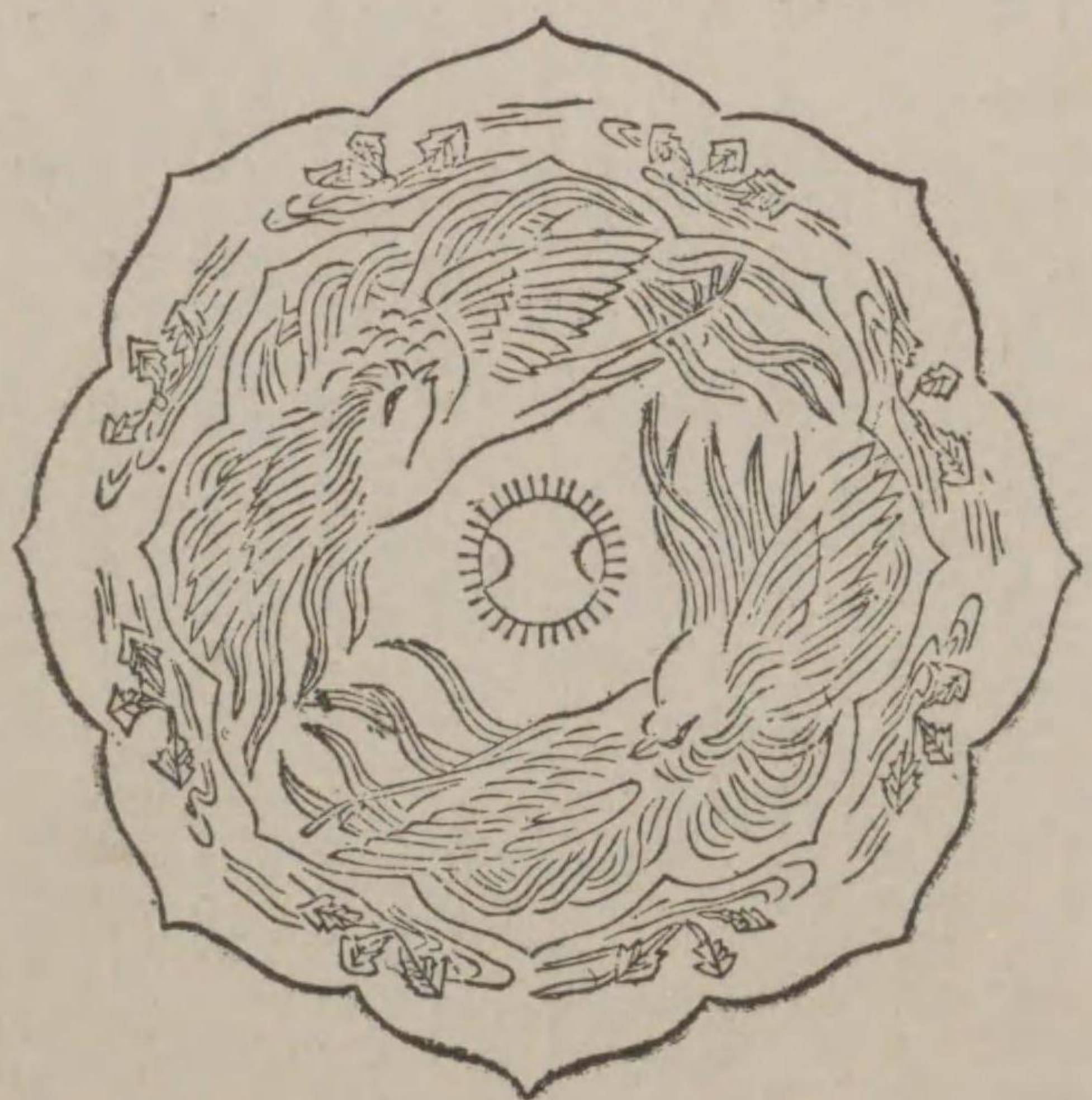
祈願をなす者ありしか、延享の頃より殊に渴仰の輩多く、其

頃一橋宗尹卿信仰ありて社頭を再建し祈願所とせられ、御子

豊之助君(僕同三司治済公御幼名)仙之助君痲瘡の時酒湯も當

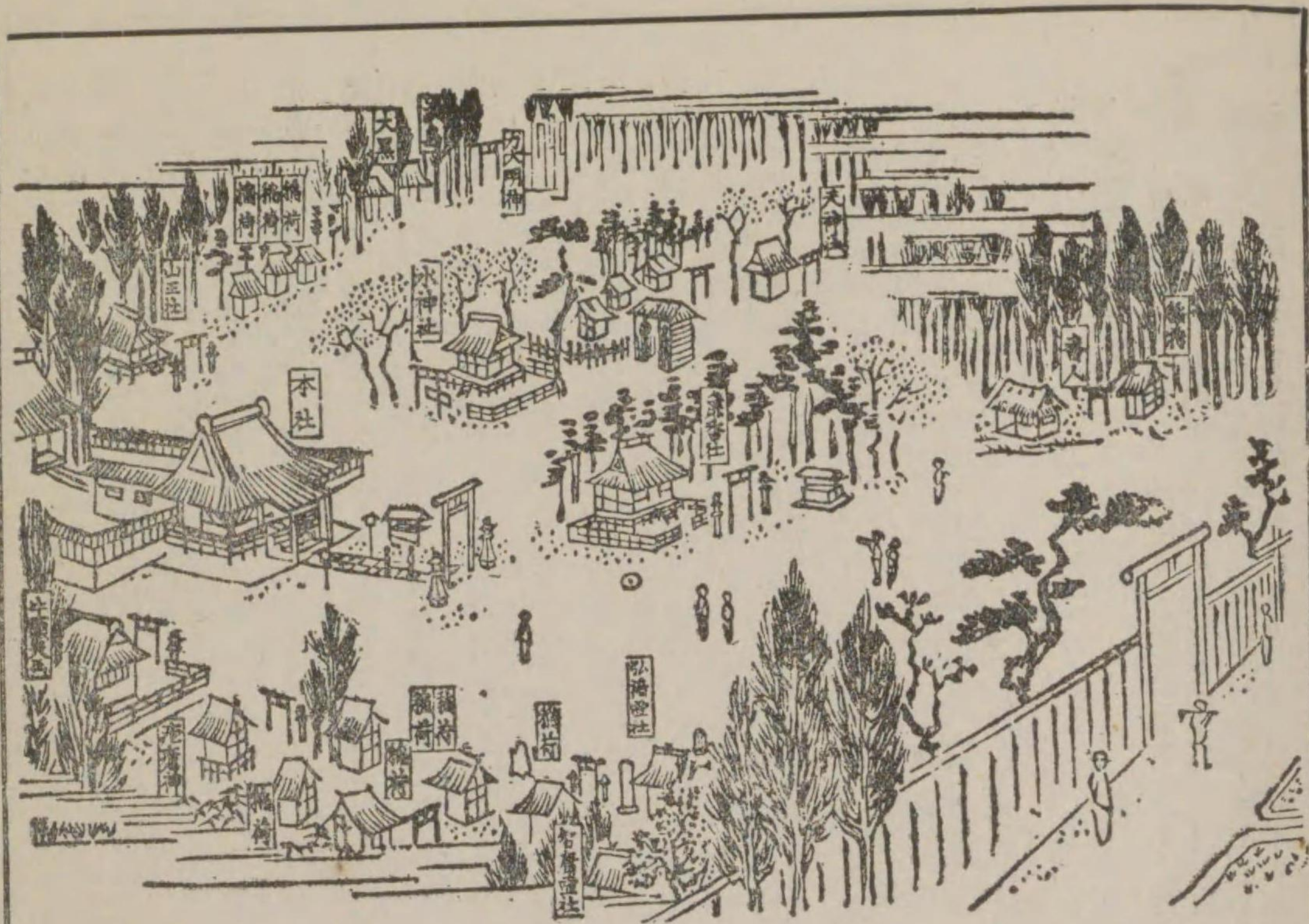
所より捧しと云、今幣殿に掲たる鶴鷹の額は、宗尹卿浮田邊放鷹の時當社に祈念し鶴二羽まで得られし時、納られしものなりとなり、又將軍家いまた豊千代君と稱し奉りし頃御參詣の時神符を捧け後御養君に立せ給ふに及ひて、御懐中の御守及ひ神符を奉りしと云、此社前荒川の岸にて毎年、社寶夏越の祓をなす、其式京加茂の祓に異ならずと云、

社寶



圖の鏡の形八

白狐玉一顆 八形の鏡一面 鏡は天明六年五月酒井たつ、傳れと、其文字も定かならず、もし忠次ならんには年代違り、加之後世酒井氏にしてたつくと唱るもいか、はあらん、とにかく傳る儘を記せり、隨身門 額殿 榎一株 稻



圖社明神

社前にあり、神木なり、神主鈴木山城京吉田家の配下なり、老樹にて大さ三圍許、眞光稻荷の側に住す、本社攝社共、第六天社小塚原町熊野、三王社山谷町福壽院兼司り、別當圓藏院持、○三王社山谷町福壽院持、當社は正和五年勸請と云、鳥居の前に碑一基あり、是を土俗山王清兵衛と呼ぶ、商賈を祈願するに靈驗あり、當社除地の飛地中村町の内町並なせる處にあり、村民連住す世に百姓古門前と云もの也、

石濱城蹟

安積覺云、淺草觀音堂の北金龍山は石濱の城蹟形はかり残りたるなりと、されど今其舊跡詳ならず、且始めて築し年代を記せしものなし、【太平記】小手差原合戦の條に、尊氏近習の者とも二十餘騎、河中へかへし合せ支戦ひし、其間に、將軍急を遁れ石濱入道か宿所へそ入せ給ひけると見ゆ、同書に石濱上野介と云人見ゆ、此人にや、關東古戦録に云、千葉常胤十四世、五郎宣胤、享徳四年八月十二日早世し、家中の面々據を失ふ、此際に乗て五代以前の千葉大助満胤の庶子陸奥守康胤總州馬加城にありしか、異母弟次郎惟胤と家督を争ひ、當家譜代の所領等二方に分れて、既にして戦に及び、康胤打勝て終に惣領を保てり、是に依て家老圓城寺左馬助惟胤を誘ひ、本國を離散して武州 江戸の城に趣き、太田道灌に頼みければ、道灌渠が高家にして微力なるを憐み、石濱の砦を授て是を守らしめ、連々總州の地を略して本居せしむへき造意なり、後年道灌卒し息男源六郎資康上州へ奔り、山内顯定に屬しける故、惟胤還住の宿意も遂かたく身まかりければ、遺骸を石濱禪林寺に葬る、今以て古墳を千葉塚と號すとあり、按するに、禪林寺は今の總泉寺なり、【梅花無盡藏】便面の詩自註に、八景或需贊獻千葉、蓋上總下總千葉所管也、今寓武州者與上下總之千葉矛盾、一門分爲二、灌公救在武也、其詩曰、雪月碧湖烟雨後、漁歌鐘磬送飛鴻、片帆千里賣花市、上下總飯君幄中、註に蓋祝寓武之千葉惟胤也とあり、惟胤は惟胤の誤也、又【鎌倉大草紙】總州合戦の條に云、馬加陸奥守原越後守は、野州常縁に度々打負けければ、千葉介宣胤

(寺林禪)

を取立本領を安堵させんと、市川の城に橋籠て大勢有由開えければ、公方成氏より南圖書助、築田田羽守其外大勢指遣し、數度合戦して康正二年正月十九日、終に城を責落され、宣胤は武州石濱へ落行、自胤は武州赤塚へ移ると、此文中宣胤と書しは前に云惟胤の誤なるへし、此等に依れば當時道灌の持城なりしを、康正二年惟胤に與て文明の末まで見に在城せしこと知らる、又【關東古戦録】云、惟胤の子次郎胤利、暫く上杉朝興に仕へけるが、是も南方の爲に追はれて江戸城を退去ありし程に、胤利氏康の圖下に從ひ、石濱近邊の所領を安堵し、いまの胤宗討死し令嗣なかりしに、胤政哀惜甚しく、北條常陸介氏繁の三男を渠が幼少の女子に妻合せ、千葉次郎胤村と名のらせ遺跡相續なさしめられしか、幾程なく夫婦ともに夭亡して終に斷絶したりける云々、【小田原記】關宿城降參の條に、天正元年十月下旬小田原方武州石濱城主千葉次郎殿、黄色の陣羽織を着て一番にかり、城方の物頭菊間圖書と云者と組て落、千葉殿爰にて討死なりと記せり、是胤宗なるへし、又同書に云、天正二年の頃石濱の千葉殿に女子ありて男子なし、氏政の御下知にて北條常陸守氏繁の三男を養子して彼息女に合せ、千葉の一跡相續あり、然とも此千葉次郎幼少なればとて、與力の侍并石濱の城を木内上野に預らる、上野討死の後には子息木内宮内少輔支配あり、彼與力兼板橋肥後守板橋城主、松戸越前守赤塚の城主なり、以上石濱領は四千貫の所なり、然るに千葉次郎成人の間石濱を返給るへきと度々申上らる、木内か家老宇月内藏助と申者申上らるは、宮内少輔も已に石濱居住の後父は討死す、其後數度高名軍忠不可勝計、石濱の御改易ありかたき事なるへしと頻に申間、此事延引しける間、千葉次郎の内須藤と云もの主の所望むなしき事を無念に思て、石濱の惣泉寺と云會下の寺の中に二行會さしちかへて死にける、此由小田原に聞えける間、千葉次郎の所行なりとて本領をば終に返されすと云々【北條役帳】に木内宮内少輔此邊を領せしことは己に前に出せり、按に【北條系圖】に、左衛門大夫氏繁か二男北條善九郎胤村、千葉次

郎胤宗か養ひとなり小次郎と改む、武州石濱の住人なりと云、是に據は【大草紙】【小田原記】等に胤村を氏繁と記せしは誤なり、以上記載の所を見るに當城は康正中千葉惟胤が住せしより、連綿して天正の末廢せしなり、町家抱地二 一は淺草陸尺屋敷文藏抱地なり、坪數二百九十六、一は吉原町江戸町新藏か抱地なり、坪數百七十八、橋跡 隅田川の古橋は、或は船橋を架し、或は長橋ありしなと云、今の渡より川上に今も水中に巨木立り、是古の橋杭ならんといへと、今より考へからず、古橋の大概は村名の條に辨せし如し、

○今戸町在方分 今戸は古へ今津と書し、後今の字に改む、【北條役帳】に、木内宮内少輔知行十二貫四百八十文、江戸石濱今津とのす、石濱は隣町橋場なり、今村の西新町の界を流る、小流を今津川と號するは古名の遺れるなり、正保及び元祿の改には今戸村とあり、其後正徳三年閏五月、段別十五町餘の内三町九段餘の地官許を得て家作せしより、御府内町並なり町奉行の支配に屬し今戸町と唱ふ、されど地所は元の如く年貢を御代官所に納む、其餘十一町一段餘は全く水陸の田にして、町の西裏と日本堤下の二區の處々にあり、其餘は橋場町、山谷町三々町、三之輪町等の田畑に犬牙したれば、四隣及廣狹は辨しがたし、日本橋より一里八町、家數五、石神井用水を引沃けり、御入國以來御料所なり、檢地は寛文十年野村彦太夫改む、これより先寛文元年村内千束分といふ地及

新田地を彦太夫檢す、延寶二年日本堤外の田を同人改む、以後の新墾は享保十八年寛播磨守、明和七年伊奈備前守等糾して高入とす、此餘寺社等は御府内の部に出せり、

小名

大黒面 道久塚 一ッ家 日本堤外

今津川 西の方新町【穢多町なり】の境を流る、川幅一間、町方にて山谷堀へ落合り、今津の名は總説に辨す、

日本堤 荒川の大堤なり、南の方聖天町より北の方三之輪町に至る、堤の半に西に降る坂あり衣紋坂と云、新吉原町に入道なり、爰より南聖天町まで長二百四十間、馬踏及新吉原町附のなれたれとも、彼町にて修理す、東の方今戸の田畑に傍しなれば今戸町の持なり、又衣紋坂より北の方三之輪町に至るまで長二百四十間、馬踏雨なれたれとも、御普請所に同町にて預れり、馬踏四間高一丈、【紫一本】に云、日本國の諸大名集りて築給ふ江戸水除の土手なれば、かく名付しと、

【洞房語園】に、元和六年台命ありて在府の諸侯家々の旗幟を建、前後六十餘日にて成就したれば名付と、里談には六十六日にて築終りし故此名ありと、是等の數説孰か是なるを知らず、正保年中の江戸圖に日本堤の名見ゆれば、其前築しに論なし、堤下の小渠山谷堀の上流に架する石橋を紙洗橋と云、長六尺古へす返紙を橋邊にて製せしゆ、此名有り、鶴御場 山谷町裏にあり、よしやと唱ふ、廣さ二畝許腹置、叢生す、又日本堤下に二ヶ所あり共に一段五畝程、

○山之宿町在方分 花川戸町在方分 材木町在方分 此三箇町の在方分の地は、本町を離れ淺草寺の後にあり、山ノ宿町名主三郎左衛門、材木町名主權左衛門、花川戸町年寄清左衛門等が草創の地にて、今に彼等支配する所なり、其地所入會て一村の如く、通して三百十石の地、

里俗是を三ヶ町分と唱ふ、四隣の大様東は淺草田町淺草寺中、北谷邊淺草寺境内、南も淺草寺境内同寺火除地、西は淺草日輪寺門前幸龍寺萬隆寺慶印寺加藤山城守屋敷立花左近將監下屋敷關肥前守屋敷、北は下谷龍泉寺町新吉原町なり、廣狹東西五町南北七町許、此地を内千束と唱ふ、水陸の田合て廿六町餘、其中山之宿町分水田九町六段餘陸田一町八段餘、花川戸町の分は水田八町八段餘陸田は三町三段餘、材木町の分水田二町餘陸田二段餘、別に日本堤外に飛地あり外千束といふ、爰は水陸の田十二町四段餘、其中山之宿町分水田三町八段餘陸田四段餘、花川戸町分は水田五町六段餘陸田わづかに一段餘、材木町の地は水田二町四段餘の三所、いづれも橋場今戸山谷等の田圃に入會り、御入國以來淺草寺領となれり、彼寺にては概して千束町と唱へり、用水前村に同じ、民戸一、日本橋より一里餘、

小名 奴地藏村の程慶印寺より龍泉寺町に通 槐戸

梅枝 車ヶ前

○山之宿六軒町在方分 山之宿六軒町の在方分は、本町を離れ三ヶ町分田圃の中に包まれたり、民戸五、東西一町南北五十間、其内日本堤外千束の内に三段餘の飛地あり、天水を湛て耕種す、御入國以來御料所なり、日本

橋よりの行程は前村に同じ、

○龍泉寺村 龍泉寺村は、日本橋の行程前村に同じ、按に此邊吉原の地を始め元は龍泉寺村と唱へ龍泉寺領たりし由、古は彼寺領にして村も廣かりしことしらる、郷名は傳へざれど當所町分に屬せし地に千束稻荷と稱せるあれば、古へ千束郷なりしならんと、猶郡の總説に辨せり、御打入已來御料にして、正保以後東叡山領となれり、延享二年村の西南を町屋に起立ありし處は龍泉寺と唱へり、殘れる村分の地凡東は三之輪村西北は金杉町南は三ヶ町の田間及龍泉寺町なれど、境界交錯したれば廣狹の町數は辨し難し、又町分の西隅に少許の飛地あり、石神井用水を分水す、檢地は寛延三年神尾若狹守・曲淵豊後守札せり、戸數十八、高札は町分に建り、

小名 蓮田 第六天前 笹堤

日本堤 村の高さ一丈

藏春庵 眞言律宗、湯島靈雲寺末、比丘覺惠享保十年起立す、本尊觀地藏左右に不動準提佛母を配置す、

正寶院 本山修驗、赤坂水川別當大乘院配下、觀音堂 石像のを置長四 稻荷社 辨天社

松前志摩守抱屋敷 二町九〇戸田采女正抱屋敷下屋敷に續畝六歩

地なり、

内に淺草三島明神社領四石餘あり、慶安二年附せらるゝ所なり、彼社寶永六年迄は小名根岸にありし故なり、今も元の如く彼社を當所の鎮守とす、高札は金杉上町にあるを兼用ゆ、

小名 根岸 當所昔は別に一村なりしにや、今も著名に付しならん、世に傳ふる「長祿江戸圖」にも、根岸村と載せ、又「北條役帳」に太田新六郎知行二十貫文江戸廣澤内代山根岸源七郎分と載す、これ太田源七郎なり、

雪の堆か多見えしとなり、享保の頃までも此彌壳を掘て馬に負せ、日々淺草に運ひて胡粉の料とせり、其事止むといへとも、今もこの邊中に彌殼多く存せり、

了源院火除觀 千束 中村 大塚 八長

石稻荷社 神體は石像なり、又本地十一面觀、熊野社里俗にと呼ぶ、前にいへる三島社地、寶永年中御用地となり替地を賜はらさる間は、神體を假に此社内に移置けり、故に其比よ

とは稱せりとそ、

十鈴稻荷社 世尊 庚申社村

圓光寺 禪宗京師妙心寺末、寶鏡山と號す、世に藤寺と云へ

基周足院月相一圓元祿四年七月寂すとい 辨天社 神體長四寸

へは追福の爲に建しならん、本尊釋迦 弘法大師四

十二歳の厄除の爲に彫刻せし四十二體の一なり、藤樹社の側

と云、相殿に觀音を安す長一尺許舶來の像と云、

新編武藏風土記稿卷之十五 豊島郡之七

二九九

○金杉村 金杉村は、民戸二百三十、按に當所は古き地名なり、相摸國鶴岡八幡宮神主大伴氏所藏應永六年の文書に、武藏國豊島郡小具郷内江戸金曾木三郎跡事云々とあり、小具は近郷今の尾久村なるべければ、金曾木は當所の在名を氏に稱せしならん、果して然らんには是より前正和元年延文二年等の鶴岡八幡宮寄進狀に、武藏國金曾木彦三郎重定所領云云など記せしも、三郎が同族なるべし、又「北條役帳」に、飯倉彈正忠十一貫二百八十文千束内金杉分と載たり、千束は今も近郷に其名あれば、當時は全く彼郷に隸せし事知らる、御打入の後は御料所なりしが、正保三年東叡山領となり、次第に町地出來て金杉上町下町と唱ふ、然りしより東邊にては村地自然に二區に分る、其東方四境東は日本堤、南は龍泉寺村、西は金杉下町、北は三之輪町なりこゝを千束耕地と唱ふ、又西方四境東は金杉上町下町、南は下谷御簞筒町坂本裏町坂本町東叡山構内なり、西は谷中本村及上野御隱殿なり、この御隱殿地は元村内字杉崎と唱へ、四段一畝二十歩の畑地なりしが、寶曆三年七月中御買上げ今の如く上野の内御隱殿地となれり、北は三河島村なり、東西凡十八町南北十二町程、日本橋よりの行程用水檢地等は前村に同じ、又龍泉寺村を越て日本堤の際に飛地あり、又村

棚上に延蔓すること廿七間 鏡松 古木なり、其幹直立し根上
に及ぶ、花時観遊の者多し 鏡松 四尺計上に圓鏡を偃たる如
く一蓋をなして枝葉繁茂せり、日光御門主隨宜樂院准后當寺
の山號によりて名付給ふ、其時賜へる歌に、いく千歳さかへ
ん寺の鏡松、曇らぬ、○東源院 同末南陽山と號す、中興開
開基は松平大學と稱す事跡詳ならず、法名東源院理水 稻荷
光圓正徳六年二月卒すと云、是中興の開基なるべし、稻荷
社 ○了源院 同末覺法山と號す、本尊釋迦當寺は正保元年の
摩の作れる觀音を安せり、火厄除觀世音と稱す、土人は火除
觀音とのみ唱へ此邊の小名をも火除と呼り、縁起の畧に云、
相州鎌倉建長寺開山大覺禪師、西土長白山に登り此像を感得
す、歸化の日携來巨福山を開くに及びて山中に安置す、其後
故あり佐久間貞國に傳はり、元弘の亂に貞國苦戰して危かり
し時、此薩埵の號を念誦し難を免る、ことを得たり、依て信
すること彌深く、頓て世をいとひ彼の像を護持て下野國那須
に住せり、其後遙の星霜を経て若原道治と云もの、當寺を開
基して此像を安す、道治は延寶二年卒 ○西藏院 新義眞言宗
す、其祖は貞國に仕へし者なりと云、○西藏院 足立郡元木
村吉祥院未、圓明山寶福寺と號す、本尊大日開山平眞と云、
寂年を失ひなれと天正十九年上野郷の水帳にも寺號を載たれ
は古き寺なり、淺草田原町續 稻荷社 護摩堂 ○世尊寺
に祀る三島明神の別當寺なり、稻荷社 護摩堂 ○世尊寺
同末、鐵砂山觀音院と號す、寺領七石五斗慶安二年八月御朱
印を附せらる、當寺は應安五年豊島左近將監輝時建立す、開
山賢榮永和四年十一月 聖天社 豊島輝時か守本尊と云、相殿
晦日寂せり、本尊大日 聖天社 藥師も同石尊十羅刹稻荷合社
大師堂 弘法大師自作の像を安す長一尺七 地藏堂 ○千手院
同宗大塚護國寺末、補陀落山と號す、五智堂 ○福生院 同宗
本尊千手觀音開山禪海文祿四年寂す、

正月十七日化す、客殿に無碍光の額 寺寶 聖觀音像一軀
を掛知恩院眞譽性海澄觀の筆也、釋迦迦葉阿難像各
境内別堂 圓光大師木像一軀大師の 釋迦迦葉阿難像各
に安す 體 涅槃縫像一幅 女院の御手自縫はれしも 圓光大師曼
茶羅六幅 大師一代の、水引一張 長持一棹 共に菊及葵
翠簾一連り以上八品は知恩院尊光法親王關東下向の時寄附あ
外に法衣袈裟笏などあり、是も法 鐘樓門 安永八年二月新
親王の寄附せられしとて今に存す、 觀音堂 像は天明元年の新造なり、本尊聖觀音は三尺三寸の立
觀音堂 像、惠心一刀三禮の作にして秘佛なり、京下加茂の本
地佛なりしか兵革の世神佛の像民家に散りし時、民間に所持
せしを後故ありて尊光親王感得せられ、當寺に寄附せられし
と縁起に、地藏堂 願勝地蔵と稱す、巴女の守本尊なりと云、
載たり、地藏堂 願勝地蔵と稱す、巴女の守本尊なりと云、
記せし略縁起中に載せられと、稻荷能野合社境内の鎮守な
定かならされは今取らず、 勸請 ○西念寺 同宗深川靈嚴寺末、東國山萬照院と號す、本
草創にて、開山誓誓的山寛文十一年正月廿四日寂す、堂中に
千葉筑前守が本尊の正觀音長一寸三分なるを安す、此像は近
頃千葉の庶流原兵左衛門と云もの寄附せり、此餘弘法大神作
の地藏を安せり、長二寸二分目洗地藏と呼ぶ、江戸百四十八
所の一、東方第六番にして、的山の念誦佛也、的山の嘗て眼病
を患し時地藏夢想の藥法を得て眼を洗しかば忽平愈せり、其
法今に傳て、○永稱寺 淨土眞宗西本願寺末、長久山と號す、
施藥とす、○永稱寺 淨土眞宗西本願寺末、長久山と號す、
は浴稱和久勝之進と云、鐘樓 安永十年鑄經藏 ○不動堂 時雨
寶治二年四月卒す、鐘樓 安永十年鑄經藏 ○不動堂 時雨

國湯殿山大日坊末、今其山の役寺なり、本尊大日、當寺元和
九年までは村内御行松の邊にあり、開山滿海寛永五年九十六
歳にて寂す、ある時東照宮寺領を賜はるへしと仰ありしか、
滿海出家は三衣一鉢にて足れりとて辭し奉りければ御感まし
りと云、
○要傳寺 法華宗安房國小湊誕生寺末、法住山と號す、本
尊三寶を安す、開山日嚴寛文八年二月寂す、
妙見社 ○壽永寺 淨土宗京知恩院末、正覺山眞如律院と號す
日寂す、開基得生院壽永法尼は崇源院殿に仕へ奉り、後難髪
して當寺を草創し、おのれ第二世となり寛文四年七月二十日
寂す、中興眞如敬首は高德の開えありしかば、増上寺走譽大
僧正其徳光を後に傳んと奏開を経て、淨土律場とし、敬首を
中興の開祖とす寛延 寺寶 伽羅木地藏一軀 小野篁の 摩
元年九月廿日寂す、 尼寶珠一顆圓徑三 引接彌陀三尊一幅善導大 三尊來迎
佛一幅 後水尾院の御本尊な 名號一幅圓光大 淨土三聖女
各幅 忍海上 淨土兩大師眞影各幅 同 十六羅漢各幅 山
上人 淨土列祖眞影十一幅 同 鷄御畫一幅 嚴有院殿の 紀
伊直松君自畫像一幅 後に中納言宗將卿と稱す、八幡大神眞
影一幅 禁中御物八幡宮自筆眞影の寫なり、○安樂寺 同宗東山
佛迎山往生院と號す、本尊阿彌陀元の 本尊は僧祐松在住の頃
故有て相州大磯大運寺に譲れりと云、當寺は寛永四年坂本村
に於て正蓮社覺譽意的草創す、此僧は正保二年八月二日寂
す、中興開山迎蓮社直翁の時元祿六年當所に移り、同十一年

動と號す、縁起は御行松 御行松 堂傍にあり、高さ二丈餘
の下に出す、福生院持 松とも呼、舊井あり洗垢離の水と云、此松につきさま々々の
説あり、弘法大師此地にて大日不動の 修法を行せりと、或は
康平の頃源頼義治承の頃頼朝等の故事及文覺行をなせし所と
も云傳ふ、元來此所は福生院の舊地にて、世代の墳墓今も此
所にあり、先の年岡田安兵衛と云もの先祖左衛門が襟掛及文
覺が作れる不動を石櫃に納め、此松のもとに埋め、上に石像
の不動を置しか、其子孫安兵衛實曆中先祖の遺書等の入し一
櫃を再び彼襟掛不動の入し石櫃の内に藏め、新に大像の石不
動を建立し、境内頗る景致をなせしに、故ありて廢却せられ
石像のみ松根にありしを文化三年貞照といへる比丘尼本願と
なり、公に乞奉り不動堂を建立し、 褒善者平藏 村民木工右
て、松根の不動を遷して安すと云、 褒善者平藏 衛門か地を
借て住り、父定七に孝養を盡せしにより、寛政八年八月町奉
行坂部能登守命を傳て白銀七枚を賜ふ、時に年二十五、定七
には老養の爲月、○褒善者次郎左衛門 勝田氏なり、村内に
俸一口を賜へり、○褒善者次郎左衛門 住し、慶長以來當所
村町名主の役を兼勤めり、村内の貧民家居を失ひ動もすれば
退轉せるも多かりしを患ひ、文政三年彼家産維持の謀をなし、
預防せしむることを免さる、又近き頃御鷹場肝煎のことを奉
斗目を服することを得る、同八年に東叡山より其奇特を賞せられ、
り、公より三口の扶持を賜ひ、彼場所
ては脇差を帶し野羽織着すへき免許あり、
東叡山抱屋鋪三 一は四千二百九十七坪一は二千三
中務少輔抱屋敷 坂本村に跨れり ○佐藤美濃守抱屋敷 五十
坪 ○時田采女抱屋敷 十坪 ○高松喜三郎抱屋敷 十六坪 ○
數原玄忠抱屋敷 十九坪 ○樂人東儀準人佐抱屋敷 四坪

新編武藏風土記稿卷之十五 豊島郡之七

○樂人東儀越中守抱屋敷七百六十 〇福生院抱屋敷三十〇
坂昌成抱屋敷七百六十 〇町人抱地二一は吉原町半左衛門抱
一は同町長兵衛か抱 〇同町長兵衛か抱
なり坪數四百三十八、

〇坂本村 坂本村は東叡山の東北にあり、世には東叡山
御建立の時、比叡山の十津坂本に擬して名付られしと云
へと、名主傳次郎が所藏天正十九年の水帳に、坂本・坂
本前・坂本屋敷前などの名見ゆ、且上野郷と記したれば、
當村寛永御創建前よりの名なることしらる、又坂本町の
傳へ元龜の頃の邊を二葉郷廣澤村と唱へし由、今村内
正洞院の山號を廣澤山と號し、又【北條役帳】太田新六郎
知行廿貫文、江戸廣澤内代山根岸源七郎分と載す、源七
郎は太田源七郎なるべし、又役帳太田新六郎知行百六十
七貫文江戸廣澤三ヶ村ともあり、廣澤は則此邊のことに
して、根岸は金杉村の小名に残れり、代山の名は今其所
を詳にせず、長祿年中に江戸古圖と云ものに、金杉村の
傍に續て根岸・代山・廣澤の三村を載す、寛永年間より村
内西方を次第に町屋を起立ありしより、其地は町奉行支
配に屬して坂本町と稱す、又南の方山崎町に邊する地町
屋になりし處は新坂本町と稱へ、東叡山の麓にありし地
は御用地となりしより、淺草及深川にて代地を賜はり、

(郷野上)

(深廣)

器を造る、御打入の後は御料所にて東叡山草創の後御宮
領となり、殘地は寛文の頃迄は尙御料たりしが、後次第
に東叡山領となれり、檢地は天正十九年、慶安及明暦の
度に改あり、後又前村と同じく寛延三年に糺あり、日本橋
よりの里程も前村に同じ、高札は當所の町分に建り、
小名 小沼 前田 芝田 向ウ田 前沼 かなひば
し

日の出稻荷社

村民勝五郎か地内にあり、別に一郭をなせり、

正覺寺

禪宗曹洞派下谷天龍寺末台徳山と號す、本尊釋迦元和
二年台徳院殿の仰に依て創建すと云、開山養山嚴朗寛
永五年六月廿三日行年、辨天社俗に金杉辨天と唱ふ、社地金杉
百二十にして寂す、村に近きをもて此稱あるなら
ん、行基の作にて長、釋迦堂丈六の釋迦を安す、開山の作な
三尺八寸立像なり、堂は廢して未再建に及はず

〇正洞院

同宗常陸國久慈郡澤山耕山寺末、廣澤山と號す、
前に云る如く廣澤は此邊の古名なれば山號とせし
こと知らる、本尊釋迦の三尊を安す、共に運慶の作と云、開
山天州吞虎元和元年五月廿七日寂す、開基は佐竹右京大夫義
宣室那須壹岐守政資の女なり、法名正洞院明室珠光尼天正十
九年四月卒すと、されと佐竹家譜右京大夫義宣室常州館林城
主多賀谷修理亮女と見え、〔那須家譜〕には、那須壹岐守政資
子那須次郎資胤女佐竹義宣室と見え、又家譜義宣は寛永十年
正月廿五日卒すと記す、寺傳義宣の室天正に卒すと云ひ、加
之法諡尼の字を加ふること昔年代記に似たり、又當寺

寛文八年の由緒書を、里正傳次郎か家に傳へり、當寺は元出
羽國秋田に於て佐竹修理大夫建立、寺領百五十石を寄附あり
しに、後故ありて彼地に居こと能はず當村に來り小庵を結
ひ、同宗の林泉寺の地を買得して別に正洞院とす、林泉寺も

淺草坂本町・深川坂本代地町と號す、又傳次郎が所藏せ
る古御代官永田九郎兵衛中里平右衛門より出せし明暦二
年の割付に、村内若干の地町屋敷となり、又依田肥前同
心屋敷水谷伊勢守等の屋敷に渡しことを載せ、又野村彦
太夫より出せし萬治二年の割付に、明暦三年西萬治二年
亥の二度に、松平主殿頭・本多能登守・藏福寺・新知恩寺
幡隨院白泉寺・天龍寺・長光寺其外新寺町等の地に渡りし
ことを載せ、又寛文中同人の割付に寛文元年關兵部が屋
敷前往遷となり、同二年立花飛騨守・松平備後守、同三
年善養寺、同五年加藤織部正、同十二年松平淡路守等の
屋敷に賜りしことを載せたり、これより後この地は淺草
及下谷の地に屬せり、然りしより今村内四境東は淺草東
光院持添地の御鷹場及小笠原兵庫・加藤山城守屋敷、立
花左近將監下屋敷、關肥前守屋敷、水谷兵庫下屋敷、南
は下谷御切手町同山崎町、同新坂本町及松平淡路守中屋
敷、淺草海禪寺、西は坂本町、北は下谷龍泉寺町同金杉
村なり、東西六町餘南北五町許、民戸六十二、餘は悉く
借地のもの住せり、土俗村内を槩して入谷と唱へり、農
隙に専ら土器を造る是を入谷土器と唱へ土地の産物と
す、村内に土器の御用を勤る松井新左衛門と云もの住
し、又日光御門主の職人仁右衛門と云もの居りて専ら土

(谷入)

元は同宗正覺寺といへる寺地なりしと傳へりと記す、これに
據は當寺元は秋田に草創し、後當所に來れるにて廣澤山と稱
するは、直ちに林泉寺の山號を用ひしなるべし、堂内に正觀
音を安す、坂東二十八番の寫にて、元は境内に別堂ありしか
安永年中焼失して、鐘樓貞享二年八月鐘 〇全得寺 同宗淺
未再建に及はず、鐘樓の鐘をかく、
寺末、金峯山と號す、本尊釋迦長八寸惠心の作、開山高山全
得寛永十六年正月三日寂す、瀧野遊軒の木像を置、其墳墓も
あり、遊軒は寛政年間の人にて、
武術に長せるを以て世に聞ゆ、
〇法清寺 同宗入間郡越生龍
す、本尊釋迦開山鐵州慶安二年創建、
し、寛文十一年十一月廿一日化す、
〇宗慶寺 同宗上野國邑
寺末、喜翁山と號す、開山快州正悅慶安二年創建し、寛
文元年二月十九日寂す、開基は喜翁宗慶と云本尊釋迦、
松寺淨土宗京都知恩院末、月圓山清光院と號す、本尊彌陀開
山實譽明暦二年十二月廿六日寂す、文化十年より常念佛
を執行、
寺寶 月の丸御影一幅 貞享年中記せし縁起の畧
に法然念佛弘通の爲伊勢

太神宮へ參籠し、日輪を拜せしに日輪の内に六字の名號分明
にあらはれしかは、上人自是を寫し今の世に日の丸の名號と
號す、月讀の本體也、其夜神前にて持誦法樂に心を碎き、深
更に及て月輪を拜せしに、月輪の内に勢至の眞影并上人の姿
天童子左右より天蓋を捧る様映現せしかは、上人末世衆生の
ため此形相を寫し、月の丸御影と稱す、是伊勢月宮の本體な
り、故有て當寺に安すと云、故、
〇最上寺 同末、極善山智
に世に月の丸の長松寺と呼へり、
〇江高譽(傳燈總系譜)に據に、武州久良岐郡大角豆村人、剃髮
江戶牛籠大信寺嗣法於觀智國師、寛文六年十月十一日寂す、
本尊 〇泰壽院 同末、行春山大圓寺と號す、正保四年旗下の
彌陀、
〇新兵衛は同年十一月三日卒す、法名行春院道屋
徹心、妹は則泰壽院と號す、本尊彌陀開山專譽團龍延寶七年

五月廿 地藏堂○良感寺 同宗淺草幡隨院末、安國山和順日寂、地蔵或は延命地蔵と稱す、立像にて弘法大師の作、前立の像は小野篁の作と云、開山良感寛永十八年十月十日化す、寺寶に龍宮出現子育寶珠、熊野社、稻荷社、秋葉社○東蓮寺と云もの一類あり、

同末、道見山長盛院と號す、開山茂錢慶安四年起立し延寶二年十月十五日寂す、本尊彌陀及鉦冠藥師を安す、弘法大師の作長三寸の坐像なり、相傳ふ此像は正西と云僧の念持佛なり、明曆回祿の時臥鉦と共に塗籠に收め置しに、塗籠災に罹り鉦は沸解しかと、此像は小しも損せず正西愈湯仰して鉦冠藥師と號し、死期に及て當寺に寄附すと云、

蓮寺 同宗紫金山引接院と號す、本尊彌陀、開山運察、○嶺延寶元年三月廿八日化す、草創は寛文三年なり、

松院 天台宗東叡山末、小野山禪林寺と號す、坂本町小野照崎明神の別當なり、開山慶賢寛永六年東叡山より寺地を賜りて草創せり、元は禪定寺と號せしか、延寶四年十月今の院號に改む、本尊藥師を安す、○法昌寺法華河國岡之宮光長寺末、日照山と號す、開山日韶慶安元年下谷御切手町邊に草創し、元祿三年七月四日寂す、後元文二年當所に遷せり、本 毗沙門堂 稻荷社○眞源寺 同末佛立山尊三寶を安す、

山日融萬治二年起立し、延寶 鬼子母神堂 中老日法の作、九年三月二日寂、本尊三寶、

本寺より傳來と云、世 ○感應寺 同末寶塔山と號す、本尊に入谷鬼子母神と稱す、

和六年九月八日化す、當寺初は相州小田原に起立せしか、同年今の淺草西福寺の寺地に移り、寛永十一年再下谷に移しか、又其地を小泉源右衛門拜領せしかは、慶安三年此に轉せしと云、境内に番神堂大黒堂ありしか回祿に逢し後未再建に及はす、大黒は傳、

○隨德寺 淨土眞宗東本願寺末、光雲山自然教大師の作也、

作也、又畫像の三尊彌陀を安す、是も惠心の筆と云、開基永順明曆二年四月廿二日寂す、始は湯嶋に在、元祿十二年此地に移、○喜寶院 本山修驗京都聖護院末、帝釋山宗盛寺と號す、本尊不動は弘法大師の作、開山玄空寂年を失ふ、小野照崎明神の社傳に、昔廻國の修驗快然と云もの、參籠して病に侵されしに神徳により平癒しければ、報賽の爲止りて明神に給仕し、喜寶院と號す、今尙入谷に、庚申堂 木像ありと載たり、想ふに快然當院を開基せしにや、

太子の作秘佛なり、京都八坂大坂天王寺に安する庚申を合せて世に三庚申と云、日光御門主公辨法親王の染筆、青面金剛童子の六字一幅を、

此堂の什寶とす、

藤堂和泉守抱屋敷 八段二畝 ○石川中務少輔抱屋敷 金杉村に跨り村の地 十五歩

○水谷兵庫抱屋敷 九段七畝十二歩

○菊池五平抱屋敷 四段 六段七畝三歩

○舊家者 傳次郎 二葉氏なり、當所に住して村町の名主を兼務む、先祖二葉丹後は東叡山御草創以前上野の地に居しと云、今藏する天正十九年武州豊島郡上野郷水帳にも、丹後及二代目監物か名を載たれと、家系は失へり、又古佛具の花瓶其外古記録の類多藏せり、

其内近里の考證に引しもの多し、

○下谷分 下谷分は、往古下谷村の内なり、後年其地推なべて町地となりて、在方分纔に残れる地なれば、村とは云ずして下谷分とのみ稱す、按に下谷は古き地名なり、當國風土記殘編豊島郡の條に、下谷岡貢鹿・狐・兔・狸・山鶴・雉・雀等、亦貢薯蕷松脂と見ゆ、又【北條役帳】に大谷十郎左衛門三十五貫九百文江戸廻下谷、菅野分、

及原田某七貫三百四十文江戸下谷五分一とも載せ、又【松隣夜話】に、永祿七年太田三樂武州下屋と云處に砦をこしらへて、松山近邊へ働などもみえたり、又【事蹟考】に大猷院殿御代の後まで淺草寺雷神門の邊より東叡山の岸まで葦一面に茂りし谷にて、一目に見渡されしとあり、

林道春下谷耕田の詩に、雨餘銚艾不魚鱗、便是井田恒產民、滿畝始疑移嶺谷、一聲村笛一犁春、又堀正意の詩に、千村東作事西疇、下谷膏腴百頃伴、春雨一犁無價寶、明珠萬斛稻梁秋、是等にも當時村落のみなりし事推て知べし、正保の郷帳に高百十石七升三合、野村彦太夫御代官所下谷町と載たれば、此頃既に町並となりしなり、元祿改には十三石六斗八合と出て、今の下谷分の高に合すれば當今の如く市街武家地となりしも、古くよりの事なり、往昔下谷と稱せし地域は定かならず、大抵南は神田川、北は坂本村、東は鳥越淺草に接し、西は上野湯島に限りしならん、今下谷分とて残れる地六ヶ所に分る、共に抱地寺地となれり、日本橋よりの行程一里許、古の檢地は詳ならず、寛文十二年九月二十八日御代官野村彦太夫今の下谷分の地を改しとみえて、檢地帳に下谷町屋敷改水帳と記せり、今も御代官支配す、寺の事は御府内の部に出ず、

松平主税抱屋敷 三畝十二歩、主税は一橋儀同殿の小姓なり、

○谷中本村 谷中本村は、古へ谷中町を合せ都て谷中村と稱せり、江戸古圖に谷中村と見え、又【北條役帳】に三十九貫文江戸屋中遠山彌九郎と載す、正保の改にも谷中村とのみ載せ、元祿の改に始めて今の如く二村に分てり、地名の起りは上野駒込二所中間の谷なれば名くと、又下谷に對せし名なりとも云へり、戸數四十四、東は金杉村西は新堀村、南は谷中町、北は三河島村なり、東西十一町許南北五町半、正保の改に御料所及常性寺領天神領交れり、常性寺領は何の頃か上りて今は東叡山領、谷中感應寺領、湯島天神社領、及牧野中務知行入合へり、日本橋より一里十五町、石神井用水を引沃く、檢地は延享二年神尾若狭守、曲淵豊後守改む、飛地四石七斗餘下板橋宿にあり、

高札場 村の南にあり

小名 貝塚 古は此邊多く貝殼積て丘陵の如く、蛇塚少しなりし故名とせり今は名のみなり、

りあ 根岸 五段田 柳谷戸 道下 折戸 新堀塚

稻荷社二 一は善性寺持 一は長善寺持

善性寺 法華宗甲斐國身延久遠寺末、關妙山と號す、開山尊重院日嘉長享元年八月起立し、永正三年七月三日寂

す、十四世常知院日性の時、文昭院殿の御母公長昌院大夫夫人〔始は専光院殿と號す〕寛文四年二月二十八日卒去の時遺言に任せて當寺に送葬せらる、故を以て寶永二年五月當國是立郡の内にて寺領百石を賜はり、又境内年貢地たりしを同き六月拜領地に改らる、依て日性を中興と稱す、同年十月十二日東叡山中林光院へ御改葬ありし時、阿部備中守正喬其事を掌れり、抑大夫人は於保良方と號す、田中清兵衛某女なり、清陽院殿贈太政大臣に侍して文昭院殿を産し奉り、後越智與右衛門清重に賜りて妻女となり、難産に逢て卒せらる、此時設る所の子松平右近將監清武是なり、中興日性は享保十六年九月二十七日寂す、中興開基妙城院日義俗稱關善左衛門 三十番とて村の小民なり、今猶子孫あり、本尊三寶祖師 三十番神堂 當村の鎮守なり、毎 鐘樓 寶永七年鑄造 ○長善寺同安房國小湊誕生寺末、如法山と號す、開山圓立院日義、天正八年起立慶長十九年二月十九日化す、本尊三寶祖師立像の鬼子母神及三光天子石像の祖師を、三十番神堂 是も村内の鎮安す、鬼子母神は傳教の作と云、 正月十五日、堂内に鬼子母神十羅刹女及毘沙門を置、 佐野肥前守抱屋敷 五百十 坪餘 ○林大學頭抱屋敷 三千二百 坪餘 ○谷中町在方分 谷中町は、古へ谷中村の内にして、元祿以前谷中町と分れ、次第に町場となり、延享二年町奉行の支配に屬し、御府内町並となりしより其殘地を畑地と唱へ、六ヶ所に散在せり、一は感應寺中門前町の西にあり九畝三步、一は七面前町の後にあり二段一畝二十四歩、一は瑞林寺の前にあり三畝六歩、一は三崎町の南に續けり一段六畝十八歩、一は下駒込村の接地にあり九畝

二十七歩、一は池の端松平伊豆守下屋敷の側にあり一段二畝十二歩、此餘寺院境内となりて谷中町の内散在せるもの二十ヶ所、御入國後御料所なりしが後年東叡山領となりしを、元祿年間改めて中堂領に附せらるゝ所なり、日本橋より行程、檢地等は前村に同じ、民戸四軒、當所今岩淵領と唱ふれど、地形の次第に據て姑くこゝに入、此餘谷中村の内善光寺上地と唱へて高二石九斗餘の地あり、昔善光寺領五石の地なりしが、元祿年間回祿に罹りし後青山の内にて替地を賜はり、善光寺の傳には、其地に引しかば當所は御料所となり、寛永三年二石餘を裂て感應寺に賜はり、餘は御料所なり、其地二區に分れ一は二段三畝二十五歩、谷中善光寺前町の向にあり、名主仁右衛門が持地にして家數七軒、及金輪寺の境内となれり、寺のことは御府内の部に出す、一は松平伊豆守下屋敷の南にて東叡山の下にあり、段別一町二十七歩又外に飛地下板橋宿の内にあり四畝二十四歩、 小名 矢田 下駒込村の 鶯谷内藤豊後守抱屋敷の後通り 門主此邊へ鶯を放たれ 接地を云、 往還を云、元祿年間日光御 久院現住密雲安永七年起立して隱栖の所と爲せり、其後組 合七箇寺の内隱居 せる者の住庵とす、

内藤豊後守抱屋敷

二千五百四坪 ○三浦備後守抱屋敷 下屋敷に添

十五 ○蒔田榮之助抱屋敷 二千二百七坪 ○秋元但馬守抱屋敷 善

寺跡地の内にあり、一町 二十七歩下屋敷に添へり、 ○大久寺抱屋敷 三段六畝二十七 下谷車坂 下あり、

○小石川村 小石川は日本橋より一里八町許、古は廣き 地にて江戸古圖にも載せ、〔又回國雜記〕に、小石川と云 る所にまかりて、

我かたを思ひ深めて小石川、いつこを瀬とか懸渡ら るむ、とみへ〔北條役帳〕に五貫四百八十文、島津孫四郎知 行小石川内法林院分松月分、又櫻井買得五十六貫五百八 十一文小石川本所方元有瀧知行と載たり、然るに後年次 第に武家屋敷寺社の拜領地及び町屋等に、起立ありしよ り、今村地に屬するものは纔に百四十四石餘の地なり、 其四界東は御藥園及び松平隱岐守・三浦備後守下屋敷、 池田甲斐守屋敷、又武家屋敷、南は小石川橋戸町宗慶 寺、西は松平播磨守松平大學頭屋敷、及武家屋敷小石川 大塚上町等にて、北は巢鴨村小石川新田なり、其餘大塚 上町を隔て護國寺の北に若干の新田地あり、又抱屋敷は 所々に散在せり、民戸二十四、元和九年傳通院殿御供 料となり、殘る地は正保四年木村善右衛門に賜はり今に

然り、檢地は正保四年伊奈半十郎糾せり、飛地一町二 段餘雜司ヶ谷村の内にあり、此餘三段六畝餘武家上り地 ありしを、駒込片町名主八郎左衛門預り奉り、貢は公に 收む、外に六藏分と稱する地あり、こは六藏といへるも の奇特の行ありしかば、元祿九年六月千駄ヶ谷村にて十 四石七斗九升の地を給ひしが、同年十一月賜地の内御用 地となりし其替地を村内にて給はれり、是も貢は公に奉 れり、其子孫は今小石川火之番町に住すれば詳なる事は 其條に出せり、此餘村内を割て武家屋敷寺地等に賜し所 若干あり、小石川原町名主安右衛門が藏する享保元年の 記録に、其年代石高等を載たれば則爰に記す、承應元年 七十四石一斗五升四合餘德松君御屋敷に進せられ、同二 年四石六斗九升三合餘築地御用地となり、明暦二年二石 九斗三升六合中根大隅守組同心等居地、同三年十石五斗 五升七合餘無量院、四石九斗一升九合喜雲寺、四斗一升 五合餘法傳寺、一石五斗七升餘密藏寺、四斗七升六合龍 雲院、萬治元年六石六斗一升戸田久助組御鷹餌差居地、 三石五斗六升餘御鷹匠及御鷹餌差、同二年六石一斗六升 七合餘松平將監、四石一斗一升一合餘三宅隼人、七石五 斗四升二合上野阿波守組與方同心、八石九斗一合餘松平 刑部、同三年三石五斗一升六合眞田伊賀守、四石七斗一

合餘石川土佐守、寛文二年三十四石八合餘館林殿、三石二斗八升四合戸田淡路守、六石九斗二升九合餘小堀備中守、二石四斗一升七合池田帶刀、十石八斗七合餘松平播磨守、三斗三升五合無量院、同三年三石二斗九升六合中坊美作守、八石四斗八升九合餘大久保八郎左衛門・寛三郎左衛門兩組同心、一石八斗六升六合餘傳通院、同四年一石六斗九升六合餘大慈寺、五斗六升一合宗慶寺、二石七斗三升九合餘御鷹餅差、同五年九石五斗三合餘本多中務大輔、八石六斗九合餘酒井雅樂頭、同六年三斗二升一合傳通院、同七年一石八斗七升三合酒井頼母、同九年四石七斗九升八合餘館林殿、四石九斗六升四合傳通院、同十年八升二合野村彦太夫、同十一年五石三升九合餘小笠原山城守、延寶三年五石二斗七合餘松平刑部大輔、同三年四石一斗一合餘酒井日向守、元祿五年一石二斗餘護國寺門前御用地、同六年十石八合餘砂利取場御用地、同十六年三石四升五合護國寺、三石三斗二升五合餘水野勘八郎に賜しとあり、又町地となり町奉行支配に屬する所も許多あり、何も御府内の條に辨す、

小名

鶴場 東方の田間二町に一町程の地を云、元祿の頃を嘉瑞なりとて取せられ、直にこゝへ放たれしに、其鶴此地と早稲田の二所のみ棲り、其棲る所を日々言上せしと

○酒井雅樂頭抱屋敷三千五百六十五坪餘下屋 ○石川數馬抱屋敷二百四十一坪餘拜領 ○松平越中守抱屋敷一萬三千坪以下瑞見抱屋敷に至るまで ○久永相模守抱屋敷千六百八〇坪並に大家によりてあり ○栗本瑞見抱屋敷千四百九〇三宅備前守抱屋敷二千五百八坪水川の ○松平織部正抱屋敷六百七十坪下屋敷にあ ○畠山織部抱屋敷八百二十坪餘拜領り小石川築地にあり ○水野壹岐守抱屋敷二百七十六坪餘下屋敷に添ひ小石川なり ○平岡石見守抱屋敷九百八十三坪餘小石川新に添ひ ○池田甲斐守抱屋敷三千八百八十坪拜 ○井上靱負抱屋敷六千二百三十三坪湯坂 ○前田大和守抱屋敷五千六百坪小石川 ○美濃部十右衛門抱屋敷千五百坪餘 ○内藤繁次郎抱屋敷四百二十八坪大塚久保町の ○永井大之丞抱屋敷千八百六十六坪西にあり下ヶ所同し ○成瀬因幡守抱屋敷千五百四十四坪方六左衛門抱屋敷千三百 ○岡井郡太夫抱屋敷三百 ○齋藤彌町裏にあり以下岡 ○中津川半左衛門抱屋敷六百四 ○土田井郡大夫まで同し ○古坂辨藏抱屋敷三百十九

寶永四年岡田甚右衛門・河原喜兵衛、小石川鶴定番人早稲田鶴増番人等の俸金を公に請ひ、同五年佐原十右衛門・山本五十郎小石川鶴番所修造を言上せしことあり、故にこゝを鶴場と云へり、或は小石川放鶴場と記せしもあり、初音ノ里村の東御薬園の下 太郎兵衛山村の西に在、元住居邊 源兵衛山 音羽町二町目の西裏丘上 清兵衛山を云、村内の飛地なり 飛地あり 新田 御立場 新田にあり、廣さ七十坪許、文政四年始 ○湯坂村内戸崎町へ出る道なり、登り二十間ばかり、小石川 村の中程にあり、幅三四間集鴨村より入て橋戸町へ長二間、一は板橋にて水川橋と唱へ、一は石橋にて猫保橋と稱す、稻荷社 清戸にあるをもち清戸稻荷と稱す、則清戸及小石川四木に御腰を掛給ひしかば、其樹下へ當社を勧請せしにより土人腰掛稻荷と稱せり、彼榎もいつしか枯槁せり下高田村金乘持、至道庵 下澁谷村東北寺開基至道無難と云ふ僧寛永六年麻布櫻地を譲受こゝに移せり、其後故ありて伊豆國三島龍澤寺に譲り、今に同寺の持とす、本尊釋迦を安す境内に稻荷社あり、一橋殿抱屋敷大原町及七軒町の裏にあ ○松平播磨守抱屋敷六千九百九十九坪餘 ○松平大學頭抱屋敷一萬千七百坪是も居宅の地に添り

坪同所 ○碓井源太郎抱屋敷九百四十坪戸崎町 ○上原次左衛門抱屋敷七百九十九坪 ○森宗竹抱地二百坪大塚に ○堀本一甫抱地三百 ○荻原主水抱地五百五 ○岡田源藏抱地二百三十坪 ○柴野新左衛門抱地三百八 ○尾藤高藏抱地四百二十坪 ○人見又玄抱地三百二十五坪 ○小石川新田 小石川新田は、日本橋より一里十五町もと傳通院領なりしが、護國寺御造營の時砂利取場として上ヶ地となりし後、荒地となり三十餘年を経、享保年中元地主等より願ひ上て元の如く其地を返し賜り、開墾して新田と云、爾來御料所に屬して今に然り、東西一町南北二町程、民戸一、東は小石川村及武家屋敷、西南の二方も小石川村及び武家屋敷、北は集鴨村なり、檢地は享保十七年寛播磨守紀せり、小名 前澤 住吉下 砂利場 砂利場坂 村の巽にあり 登り二十間許 小石川 村の東を流る、幅二三間、集鴨村より小石川村に達す、土橋を架す、砂利場橋と唱ふ、幅三間、平岡石見守抱屋敷 千二百六十四坪餘 小石川村に坂あり 舊家者 四郎右衛門 高橋氏なり、先祖高橋左近太夫は日向國臼杵城主七萬石を領し、慶長年中切支丹

宗門に坐して改易せらる、按に、左近は元種と稱し、其先西州の人使て西國衆と稱す、嶋津氏の爲に舊領を失ひ、天正十五年太閤秀吉嶋津を改るの時元種是に隨ひしかば、秀吉舊領日向國延岡城五萬三千石に封す、家傳曰、元種七萬石を領すと云ものは誤なり、白杵は豊後の國にあり、其後慶長十八年宇喜田左門の事に坐して領地を沒收せられ、立花飛騨守宗茂に預らる、家傳に切支丹宗の咎に據て改易せらると云は誤なり、元種の子右近某浪遊して當國に來り、小石川村の里正安右衛門か先祖高橋圖書が許をたより來り、當村に土着して農民となり、晩年小石川指ヶ谷町に屏居し、元和二年彼宅地の内廿八間に五十間の所を墳墓の地となし、其内へ草庵を營ふ、己れ刺髮して名を淨雲と改め、に住り、寛永五年傳通院第八世頓譽に一寺となさん事を請ひければ、直に其名を以て寺號となし、淨雲寺と號す、明曆四年傳通院より寺地を除地となし、同寺の末に屬せしより今に彼の地に存す、淨雲の子孫連綿して今の四郎右衛門に至る、

○小石川大塚村 小石川大塚村は小石川庄と稱す、大塚は元小石川村の小名なりしが、元祿十年巢鴨、雜司ヶ谷、小石川三村の内を裂き護國寺領に附せられし時、特に一村となし大塚の地多きを以て其名を負せしと云、すべて大塚と稱する地域はいと廣くして、今町分及武家屋敷等に屬する處多し、其町分の地は大塚町・大塚窪町・同上町・同仲町・同下町等の唱ありて、正徳三年町方支配に屬し、御府内の町並に加へらる、されど貢は舊の如し、此餘龍門高源二寺の門前町屋あり、地名の由て起る塚なども皆御府内に入たり、日本橋より行程一里十町許、民戸一、東は大塚上町巢鴨辻町、西は小石川村及び武家屋敷

南は護持院大塚坂下町、北は巢鴨村、東西凡二町南北三町許、此餘西北の方に飛地あり、雜司ヶ谷村に接す、川南に折れ、青柳町の方に流れ來り、村内に

○青柳町在方分 音羽町在方分 櫻木町在方分 此三町の地は護國寺領なり、元祿十年八月寺域に續きたる所にて百石の寺領を加へ賜ふ、其時御代官細井九右衛門指揮して巢鴨小石川雜司ヶ谷小日向關口五村、及安藤對馬守上地等の内を裂て彼寺領とす、其内當所の高合六十七石五斗九升一合八夕、其頃南北往還の左右に町屋を建しめられ、九右衛門尙進退し、正徳三年閏五月より町奉行支配に屬す、享保八年五月故ありて町屋を停止せらる、同七月より寺社奉行支配となり、御家人牢人醫師出家山伏の借地住居のみ殘されしが、同八月村民の家作を免され、新地奉行の改を受同十五年寺社奉行黒田豊前守直邦命を傳て元の如く町並となり、延享二年町奉行の支配に復せしより、殘る耕地は今も東西町裏に存し、其内東青柳町音羽町一丁目裏は水田にて、餘は陸田なり、中古音羽町六丁目より八丁目迄の東裏畑崖地等を開きて町屋を増加し、文化六年九町目裏畑地の内をも又町並とす、堀二一は東の方耕地を流る、水元巢鴨雜司ヶ谷接地の田間川に入り、一は西の方耕地を流る、雜司ヶ谷村丸池の下流は、是も櫻木町に至て前流と同く江戸川に合

新編武藏風土記稿卷之十六

豊島郡之八戸田領

ふ、幅一間より九尺程に及ぶ、二流共音羽町二町目の邊より九町目迄を鼠ヶ谷下水と號す、昔此邊耕地たりし頃より的小名、○石橋二一は松屋橋と號す、長九尺弦巻川下流に架す、青柳町の西にあり、○板橋二一は音羽六町目東裏鼠坂下に護國寺持下同、あり、千貫橋と云、一は町西鐵炮坂下にあり、共に長七尺、

○雜司ヶ谷村 雜司ヶ谷村は古へ村内法明寺の雜司料なりしゆへ村名起りしとも、又小日向金剛寺の雜司料なりしとも云、又土人の説に元弘建武の禁中の雜士柳下若狭・長島内匠・戸帳平次左衛門など云もの、故有て當村に土着しければ、雜士ヶ谷と唱し由、其子孫今も村民に残れりと、其後藏主ヶ谷、僧司ヶ谷、曹子ヶ谷など區々に書しが、有徳院殿御放鷹の時雜司ヶ谷村と書へきよし命ありしより、今の字を用ひしも古き事にて【小田原役帳】に、太田新六郎知行の内十二貫五百文江戸雜司ヶ谷中村二郎右衛門と載す、されど本書は草體なれば字畫分ちがたく、二郎分とも見ゆ、正保元祿改の國圖等にも今の文字を記せり、巢鴨庄に屬す、日本橋より行程一里半、四境東は西青柳町護國寺境内及小石川新田、南は武家屋敷下高田村、西は巢鴨村飛地及び池袋村、北は巢鴨なり、民家百三十五、東西十五町南北十町許、御入國の後は御

新編武藏風土記稿卷之十五終

料及村内法明寺領なりしが、寛永十八年御料の地を裂て市ヶ谷自證院領、元祿十年小石川傳通院領、同十四年牛込芳心院領に附られ、其後享保四年御鷹部屋御用地となり、同十八年犬小屋御用地に定められしより、御料の地は盡たりしが、寶曆二年犬小屋廢せられて其跡御料所に復せり、檢地は寛永十年九月篠原多左衛門、長尾五郎右衛門等糺し、延寶二年三月中川八郎左衛門・關口作左衛門改む。村の中程に古の奥州道係れり、當村の内段別七段一畝二十六歩餘の地町並となり、延享三年町奉行の支配となる、貢は元の如く御代官進退す、

小名 雑司ヶ谷町 鬼子母神門前 本淨寺門前 本染寺門前 以上御府内 古木多 原 水久保 中島 西原 向原 車門 檢校島 淺井原 龜田久保 弦巻 星谷 龜甲島 向山 池谷 清土 柳下 御嶽坂 村の中程御嶽社 前少しの坂なり 池 丸池と云、方五間餘 ○弦巻川丸池の下流なり、幅七尺計村の用水とす、村の西北にあり、○星跡の清水 村の巽にあり、鬼子母神出現の時光明此邊に映せし故名付と云、下の星の井も同じ、星の井御鷹部屋 村の中程にあり、享保四年起立 ○御鷹方組屋敷 村の北にあり、前と同時に起立せらる、廣さ凡一萬四千五百三十坪餘

鬼子母神社 村の鎮守なり、圓滿具足神大黒天を配祀せり、相傳ふ當社造立の由來は、永祿四年五月村民丹右衛門と云もの、村内小名清土の如中より一の佛像を掘出し地主柳下某かもとへ持行てかくと告げるに、佛像なれば法明寺々中東陽坊へ納め然へして彼坊に安置せり、其後安房國の旅僧來て彼像を奪去しに、歸國の後狂亂して云、我は是雜司ヶ谷の鬼子母神なり、いかてか此地に移るへき、急き舊地に復すへしとなり、よつて其由を懺悔して東陽坊へ返せしより、僧俗ともに參詣するもの夥し、斯て天正六年四月今本地堂と唱ふる稻荷の社地へ假初の社を營み安置せり、其時の棟札今に藏す 札の如し、

大持屋天王 上行無邊行 大梵天王 大日天王 天照大神 并觀音 日輪如也 多寶 淨行堂立行 南無法華經守護童子觀音十羅刹女奉造立社大觀音堂 觀音堂 淨行堂立行 觀音堂天王 大日天王 八輪大觀音堂 觀音堂天王 大日天王 天正六戊寅年五月三日 大持屋門天王 武藏國豊島郡御鷹部屋正善房大進阿 式部卿別前西証命圖公 其時發生回乘聖明房壽壽房正善房大進阿 小代官山本御左衛門 社頭職建立司谷中諸旦勤奉合力者也 自卯月十日始之五月一日造立畢

其後寛文六年、松平安藝守光晟の室法名自昌院英心日妙か寄進にて、今の如く宮殿拜殿等新に造營ありしより世に開ふる靈地となれり、毎年正月十六日奉射祭の式あり、又近年まで六月草薙の祭と云もありしが今は廢せり、十月八日より十

八日迄は日蓮影供の會式なれば參詣の人群 末社稻荷社 弘治集しいと賑はへり、法明寺中 大行院持、年中 末社稻荷社 弘治の勸請にて別に除地を附す、天正年中始て鬼子母神を此社地へ祀る故に、當社を土人は本地堂と唱ふ、因て有徳院殿御成の時必當社へ成らせられ、夫よ 驚明神社 痘瘡守護神なり、り鬼子母神へ御立寄ありしと云、 驚明神社 痘瘡守護神なり、正徳年中の勸請と云、神體は一 妙見社 石像仁王 銀杏寸五分許の白茶色の小石なり、 樹正成關東下向の時此所に松銀杏の二樹を植しが、今は此樹の銀杏のみ残ると雖、幹は枯れて葉なりと寺傳に記せり、 門前町屋 間口六十四間、歩數七百五十七、 ○鬼子母神社 小名清土にあり、前に云鬼子母神出現の古跡なり、古 七本は陸田なりしが今は雜木繁茂せし小丘なり、大行院持、 杉一株にて七本に分れしか、三角井 鬼子母神出 往古は當村の惣鎮守 末社瘡守稻荷 日親堂 日朝石像 にて古社なりしと云、 上屋を 別當清立院 法花宗法明寺末、本尊三寶祖師を安す、 世人の知る所なり、今 金山稻荷社 土人鐵液稻荷となふ、 刀鍛冶居住の地にて、守護神に勸請する所なり、今も社邊より鐵屑を掘出すことまあり、村民持、又この社の西の方なる帷元文の頃崩れしに大なる横穴あり、穴中二段となり上の段に骸及び國光の短刀あり、今名主平治左衛門が家藏とす、 下段には骸のみありしと云、 ○三光稻荷社 古は小塚原町に 何人の古墳なるや詳ならず、 ○稻荷社 七 共は蓮成 久遠寺三十二世遠治院日亭當 寺持餘は村民持なり 所へ勸請すと云、大行院持

法明寺

法華宗甲斐國身延久遠寺末、威光山と號す、弘仁元年の草創にて始は眞言宗なり、或は天台宗にて慈覺大師開基とも云、〔東鑑〕に威光山と載るは即ち當寺なり、改て山號とす、〔東鑑〕治承四年十一月十五日の條に、武藏國威光山依爲源家數代御祈禱所、院主僧增圓相承之、僧坊寺領如元被奉免之、又元曆二年四月十三日の條に、武藏國威光山院主長榮懇祈日夜不怠、然平家滅亡畢、有御感沙汰所訴申也、山太郎有高被押領寺領之由、捧去年九月所給御下文所訴申也、仍今日被經沙汰帶御下文之上、失其功成蓋妨非能治之計、如元可返付之由、因幡守廣元加下知、又文治元年九月五日、小山太郎有高押坊威光山寺領之由、僧徒解狀、仍令停止其妨任何可經寺用、若有由緒者令參上政所可言上子細之旨、被仰下、又承元二年七月十五日、武藏國威光山院主僧圓海參訴云、柏江入道増西去月二十六日、率五十餘人惡黨亂入寺領、及菟田狼籍云云、増西折節參候之間被召決之處、圓海之所申無相違、仍可停止濫妨之由被仰出之、と見えたり、正嘉元年の頃時の住僧嚴警律師駿州岩本にて日蓮の法義に歸伏し、直に弟子となりて名を日源と改め、當寺を法華宗門の道場とせしかば、今日源を以て開山とす、日源は日蓮高足の弟子にして、後に中老僧となれり、正和四年九月十三日寂す、寺領十石の御朱印は天正十九年賜ふ所なり、大猷院殿御放鷹の時當寺へ成せられしより、打續ては々々御成あり、御茶屋なども設けられし事正しきものにもみえなれと、其跡詳ならず、今も此邊御放鷹の時御膳所となれり、本尊釋迦及び千體佛を安す、 祖師堂 安國祖師と號す、開山日源の作なり、毎年十月、石像釋迦 上屋 鐘樓 寛永二十一年鑄 仁王門 仁王は運慶の作とに異なり、寺中 大行院 古は東陽坊と號して小庵なりし古色にみゆ、 第一に寺格も進めり、開基東陽坊日進、文安二年六月二十日寂、本尊三寶祖師を安し六老僧の像を置、毎年會式には當院を始

一山の坊中日蓮一代の行狀を造りものとす、凡俗を教化す、當院に小幡勸兵衛景憲及弟子杉山八藏盛政像あり、景憲は幼弱の時台徳院殿に近侍し奉り、一旦去て松平安藝守に依頼す、世に甲州流軍學中興の祖と稱する人なり、此人大坂の役に忠節ありて召出さる、盛政は九州の産にて小早川氏に仕へ、大坂二度の役に師景憲に従て功あり、晩に入道して日鑑と改め、寛文元年五月三日死す、景憲は寛文三年 眞乘院二月廿五日九十二歳にして卒す、此境内に葬る、
 日蓮及び五老僧の像を置、開基 觀靜院 本尊三寶を置、下同日勝、正保五年閏二月十三日寂、
 梅園天満宮 知足院 開基 法仙坊 開基寶藏院日會弘治二年十一月五日寂す
 摩利支天社 善住坊 開基圓壽院日長延寶 信領坊 開基清淨顯性坊 今廢寺と
 ○本淨寺 師、開山眞珠院日要、寛永年中駒込邊に起立し、明曆三年三月十一日寂す、其後根津權七面現御建立の時御用地となり、寶永四年此地に引しと云、七面社相傳ふ此像は甲州身延山七面の像を造立せる頃試に造りし社像にて、彼山の寶藏にありしを、身延三十一世日脱元祿六年紫衣勸許の時、當寺五世正行院日保勤勞あるを以て授與すと云、今の社は松平右近將監の寄進なり、大黒の像を合祀す、此像は日蓮仁治年中是性と云し頃、大願を起し自ら淨香を以て煉摸し、其後宗門弘通の上弘安三年正月三日再び開眼す、運命守護 稻荷社 門前町屋 間口二十間歩數八十、元祿の大黒と云、
 ○本染寺 同宗京都妙滿寺末、東靈山と奉り支配に屬す、町 號す、本尊三寶祖師、開山受證院日安慶長十三年三月廿九日寂す、
 間口五十五間、歩數五百五十、元文三年より十一年季を限りて町屋を建、町奉行支配に屬す、
 寶城寺 同宗

玉澤妙法華寺末、不動山と號す、本尊日蓮は天拜勸賜兩祈の祖師と號す、又鬼子母神の像を置、開山寶城院日道天正年中今の尾張殿戸山屋敷の邊に起立し、
 ○本納寺 法明寺末、下元祿十四年當村へ引移すと云、
 妙永山と號す、本尊三寶祖師及び三光天子九老僧 三十番神の像を置、開山寶藏院日相延寶六年五月二日寂、
 堂 元祿九年九月二日 蓮成寺 常慶山と號す、本尊三寶祖師、世日程建立す、
 文二年十一月 祖師堂 中老僧十八人
 月十七日寂、
 善了院 日
 詠と云、
 柳下氏なり、名主を勤む先祖柳下若狭は禁舊家者文右衛門 中の雜士なりしか、故有て當村に土着し、後子母神社天正六年棟札に柳下三郎左衛門と記せり、家に古き釜を藏す、鬼子母神出現の時其像を浴せし釜なる由、依て土人産湯の釜と稱す、天満本六右衛門と銘あり、又先祖か帶せしと云長光の刀及肥前國伊賀守と銘せる脇差を藏せり、
 ○舊家者平治左衛門先祖田口賀守と銘せる脇差を藏せり、
 中雜士の一なり、建武年中江州堅田浦の合戦に功ありて、瓜の紋付たる錦の幌を賜しより氏を幌と號し、後戸張の字に改む、二世の祖戸張平司左衛門基賢の時當村に土着すと云、基賢は文安元年五月二日寂し、法名後榮祥瑞と號す、是より子孫連綿して居住し、寛永十年より名主役を勤む、鬼子母神天正六年の棟札に壇那田口新左衛門内方と見えしは、此家の祖なりしと云へは、此頃 舊家者文左衛門村の年寄を勤一旦田口に復せしにや、
 ○舊家者文左衛門村の年寄を勤て是も禁中雜士の一なりしと云、祖長島民部大輔政宗の時關東に來り、後當村に土着すと云、
 大久保彦左衛門抱屋敷 七百五十九坪
 ○長田十之丞抱屋敷 千八百七十九坪

坪七
 ○鈴木石見守抱屋敷 千三百六十坪
 ○小林權太夫抱屋敷 六百六十坪

○關口町在方分 關口の地は正保の頃まで 關口村と云り、土人の傳に昔此邊奥州街道にして關ありし地なれば名とすと云へど、當所は神田上水江戸川へ分派の爲堰を設けられし地なればこの名は起りしならん、日本橋より行程一里餘、御打入の後細田加右衛門佐々與右衛門縫山市左衛門三人の采地なりしか、正保の頃御料所となり、神田上水の課役を命せられしより町年寄進退す、正保の改に樽屋藤左衛門・奈良屋市左衛門・喜多村彦右衛門御代官所とあり、其後寛文十二年町年寄の支配を止られ御代官野村彦太夫支配となれり、是より先貞享二年村内を裂て御府内町並となりし地は關口水道町と唱ふ、其後町並地増加し元文二年駒井町大宗寺門前・長谷寺門前の三町、享保五年臺町共に町方支配に屬す、されど其地の貢は元の如く御代官進退す、然るに村地の残り方分と唱る地は、纔に三町二段一畝餘あり、四隣東は關口水道町・中里村・早稻田村・南も早稻田村、西は下戸塚・高田の二村北は松平下總守下屋敷及び、武家屋敷なり、其餘抱屋敷は所々に散在す、元祿五年御料所を裂て牛込濟松寺領に

附せられしより今に然り、
 神田上水堀 北寄にあり、幅五間餘東の方に至り中間に堤を築きて二派に分ち、一派は上水となり、一派は堀を設て江戸川に注けり、上水の流れ分派より五十間許を経餘水江戸川へ沃くもの二あり、一は里俗關口の流と稱す、幅九尺、一は水幅五尺程瀧壺いと深き故、俗に摺鉢の瀧と稱す、此上水は御打入の後幾程もなく堀通せられし事は(武德編年集成)等にも載たり、其頃は村の中程を流て、小日向古川町の方へ沃きしとなり、今も纔に小渠残り、古川町は則川跡を埋立し所と云、今の如く直流とな、
 ○江戸川 分水ありしは、承應二年よりのことなりと云り、
 ○堰 神田上水と江戸小日向水道町を歴て末は神田川に合す、
 ○堰 川の分水口にあり、堰より東此名あり、幅十間餘下流、
 ○堰 川の分水口にあり、大洗堰と號し、御普請所なり、石にて築壘み、大き長、十間幅七間の内水口八尺餘、側に水番人の住せる小屋あり、
 ○橋 神田上水堀に架せり、長九間駒塚橋と號す、相傳ふ古へせしか、後松も枯しより駒塚橋と呼誤れりと云、又駒塚の名義に付て異説あれと、虚誕の傳にして取かたし、
 本地妙見を安す辨天 八幡橋山八幡と號す、
 水神社 八幡を合殿とせり、
 八幡關口洞雲寺持 末社稻荷二 庵 龍隱庵と稱す、俗に芭蕉庵とも云、講人芭蕉の塚あり、此地は丘の中腹にて古松なと多く、前は上水の流を帶田間を越て早稻田赤城の邊まで打開け、少しく景勝をなせり、
 一橋殿抱屋敷 一段七畝九步下高
 ○松平下總守抱屋敷 九畝五步下屋敷
 ○松平大炊頭抱屋敷 二段四畝四步
 ○室賀山城守抱屋敷 十四畝二
 ○藪主膳抱屋敷 一段十
 ○曾我主水抱屋敷 五步

と云、○天神社子安天満宮と稱す ○稻荷社三一は眞性寺一は村民集鴨町眞性寺持

持の○熊野社福藏 ○氷川社村民持

東福寺 新義眞言宗、田端村與樂寺末、觀光山慈眼院と號す、永祿五年良賢と云僧中興す、本尊十一面觀音及び不動

弘法大師 地藏堂 享保十二年七月八日入佛供養あり、立身の像を置、地藏堂の地蔵を安す、堂内に十王阿彌陀の像を置

三峯社 稻荷社 ○福藏寺 同宗同村東覺寺門徒瑠璃師 十羅利社 鬼子母神を合祀す、辨財天社 稻荷社二〇

大日堂 湯島天神下寶性院持、相傳ふ此堂は台徳院殿御新葬の時、寶性院御納經を奉し御布施として青銅百貫文を賜

し故、其厚恩に報し奉ん爲當所に於て當地を買取り、湯殿山なる大日の寫を安置し、御尊牌を安置し永く御追福を修し奉

ると云、大日石像の臺石の銘に爲奉台徳院殿御菩提奉建立大日如來尊像、爲奉崇源院殿御菩提奉應二癸巳曆二月二十八日願主御臺所町春海敬白と刻す、春海は寶性院の

世代にて御臺所町は彼か始めの住居なりと云、

松平播磨守抱屋敷 九千七百六十七坪 ○松平大學頭抱屋敷 千六百九坪居屋敷に添

下屋敷に添へり

○水野壹岐守抱屋敷 九千五百八十八坪小石川村に跨り

○八木丹波守抱屋敷 千四百坪 ○本田佐渡守抱屋敷 千二百坪

○松平傳兵衛抱屋敷 一萬二千九坪餘 ○町人抱屋敷 一ヶ所 七百八十二坪餘

八十二坪餘

新編武藏風土記稿卷之十七

豊島郡之九岩淵領

○岩淵宿附持添新田 岩淵宿は、岩淵郷の本村にて元祿の改には岩淵本宿と記せり、正保の改には岩淵町と載す

又【北條役帳】に、太田新六郎知行百八十五貫文江戸岩淵五ヶ村と見えしは、當宿及袋村・下村・赤羽根村・稻付村等を指て云る也、今も皆郷中に屬す、日本橋への行程三里八町、日光御成道一の宿驛にして、荒川の對岸足立郡川口宿と半月宛其役を勤め、鳩ヶ谷宿迄一里十五町を繼

送り、其餘最寄の宿驛板橋迄廿八町、千住へ三里、蕨へ一里半の行程を繼り、宿の長四町廿一間、道幅四間、又古街道と唱る者宿中程より横に貫き、小名権十郎と稱する荒川の河岸に達す、古宿とも云り、四隣東は下村、西は袋村、南は赤羽根村、北は荒川を限として、足立郡川口宿にて東西の徑五町餘、南北八町許、家數百軒、石

(宿古)

神井用水を沃く、御入國後より御料所也、檢地は延寶元

舊家者 徳右衛門 先祖を仁平三河守と稱し、元龜二年六月二日死す、其子某慶長年中氏を保坂と改め、其子徳右衛門某村内の新田を開發し、其功に依て地頭より除地一町八段一畝十歩の地を與へ世々名主役たりしか、享保年中より今の名主彌惣右衛門が家にて其職に代りしと云、彌惣右衛門は則徳右衛門が分家なり、又昔は武器古文書等も所持せしか寶曆四年災ひに罹 ○植木屋彌三郎 寛政四年王子筋御て皆鳥有となると云、

○植木屋四郎左衛門 寛政十二年御通りしより、今に至りし、

は々々御腰掛等あり、

の樹木を御覽のことなどあり、

新編武藏風土記稿卷之十六終

年近山五左衛門改め、新開の地は享保十六年寛播磨守、延享元年神尾若狭守、寶曆八年辻源五郎等改めしと云、此餘宿の北荒川の對岸に持添新田あり、棚野原新田と呼、四方七町許、畑萱野等にて當宿及下村入會の地也、

高札場 北にあり

小名 片町 中宿町 川端町 作田 將監田 八合

堀 川口袋 西前 古屋敷 熊野木 吉原

荒川 宿の北界を流る、幅六十間、日光往還の渡船場あり、船間幅三間の假橋を設けらる、渡船の事は當宿と川口宿にて司る、此渡口より兩國橋まで川路六里許、昔は今の川筋より五十間程南の方を流れしに、洪水の時川瀬移りしとて今も古川の蹟溜井となりて残り、されは川より此方に川口宿の飛地あり、近き頃境論の事公裁ありしより境界傍示の杭を建らる、

牛頭天王社 宿の鎮守とす正 末社稻荷 辨天 白山社

正光寺 淨土宗芝増上寺末、天王山淵宮院と號す、本尊彌陀長少輔保親と云、延慶二年四月朔日卒し、西光院祐譽道春と追號す、開山は記主禪師良忠、中興は了譽上人なりしか、後に衰廢したるを眞譽龍湛と云僧、名主嘉右衛門の祖小田切將監重好といへるものと同意して、慶長七年今の地へ移し建立して正光寺と改號す、正光は則重好の法諱なり、寛永元年十一月十八日死す、龍湛は元和三年十月十五日化す、墓所に記主了譽龍湛の碑石、並ひ建、又昔は岩淵山と稱せし由是は西光寺といひし時の山號なるへし、西光寺蹟は明和五年九月伊奈備前守檢地して年貢地となし當寺の持とす、堂内に行基作の

正觀音を置、頼朝子育觀音とも世
繼觀音とも稱す、由來詳ならず、
稻荷社 天神社 ○大満
寺新義眞言宗、赤羽根村寶幢院門徒
藥師堂 藥師は行
梅翁庵 正光寺中興の開基、小田切將監が墓所の庵な
堂正光 梅翁は則將監か號なりと云彌陀を安す、○十王
寺持

舊家者 仁右衛門 年寄を勤む、石渡氏なり、其祖の出處は詳
寺を開基し、延慶二年四月朔日卒せし由今正光寺にて傳ふれ
は、古當所に住居せし事知らる、又名主嘉右衛門が先祖小田
切將監も慶長年中村内正光寺を開基せし由
傳ふれば、是も古き土着の家とみえたり、

○袋村 袋村は岩淵郷に屬す、日本橋より行程三里半、
家數四十七、東西凡十六町南北六町許、東は岩淵宿、西
は小豆澤村、南は赤羽根、北は荒川に限り對岸足立郡飯
塚村、古より御料所なりしが、後小石川傳通院領に裂賜
はり、今に然り、延寶享保延享の檢地は前村に同じ、

高札場 村の中程
にあり

荒川 村の北方を流
る幅凡六十間
諏訪社 村の鎮守とす眞
頂院持下同じ 末社 丸山權現 古は當社を鎮守と
れり ○山王社 社邊に石標を建、建久五年勸請と刻す、さ
と云 新義眞言宗足立郡川口宿錫杖寺末、廣照山平等寺と
眞頂院 號す、本尊大日、中興僧宥深寬正五年八月十五日寂

す、境内に元徳二年庚午六月七日岩淵幸如 ○安養寺 同宗赤
法名惠觀と彫たる古碑及文明中の碑あり、
寶幢院門徒西岸山と、○滿藏院 同宗末佛護山光照寺と號
云、不動を本尊とす、
年示 ○新福寺 眞頂院門徒瑠璃光山 ○秋田院 同門徒聖谷山號
寂、
○阿彌陀堂 行基作の彌陀にて若狭八百比丘尼の看經佛と云
傳ふ、今は別の像を作て其腹籠とす、近き年ま
て堂の前に彼比丘尼が植たる
古松ありしとなり、安養寺持、

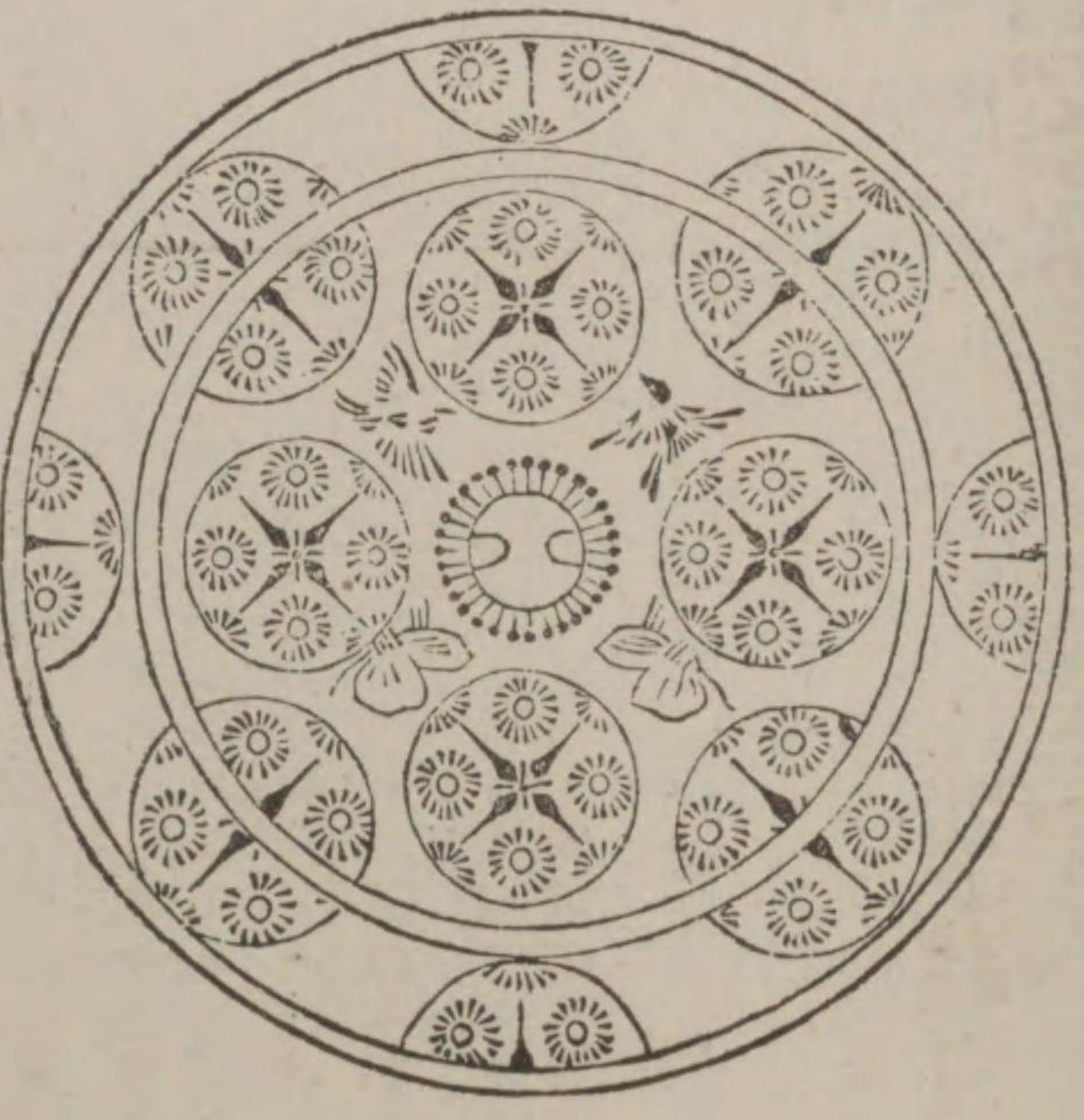
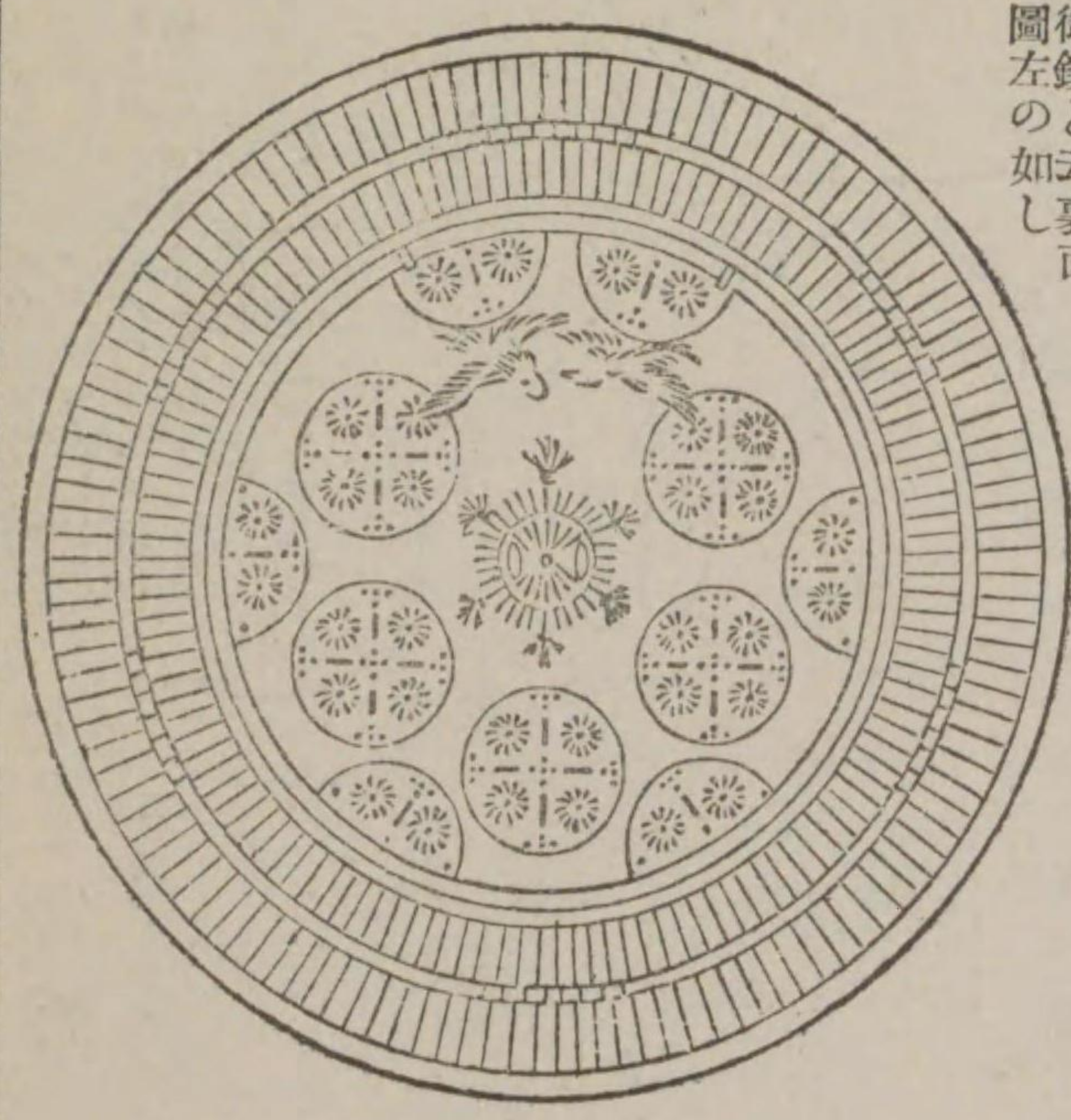
○赤羽根村附持添新田 赤羽根村も岩淵郷に屬す、日本
橋への里程三里三町餘、家數八十一、東は下村西は袋
村、南は稻付村、北は岩淵宿にて、東西八町南北六町半
許、石神井用水を引沃けとも不足なれば別に溜井を設て
助水とす、正保の改には傳通院領とのみ載せられたど、今
は東叡山及傳通院、村内寶幢院八幡社領入會の村なり、
寬延三年神尾若狹守、曲淵豐後守東叡山領のみを檢地す
と云、此餘流作新田あり、延享元年神尾若狹守札して當
村の持添とす、御料に屬す、村内日光御成道六町二十間
餘掛れり、

高札場二ヶ所 村の中程と南
淺間塚 村の西南の
方あり
八幡社 當村及下村・袋村・稻付村・岩淵宿等の惣鎮守とす、社
中の鎮座とのみ傳へて詳ならず、天文二十年
太田新六郎康資が領寄附の狀あり、其文左の如し

岩淵之内赤場根八幡領之事

合壹貫文之所者
右爲社領如前々闕之候、且々私之修理おも加可申、
萬一自分を爲本無沙汰に付而は、可放取者也、仍而
如件、
天文廿年辛亥十二月廿八日 太田新六郎康資花押

八幡 禰祇 朝日與五右衛門殿
是に據ても古き鎮坐なること知へし、社地
に東照宮を勸請し奉れり、其年代詳ならず、
社寶 古鏡一面 白河法皇の御鏡なりと云
の御鏡と云裏面
の圖左の如し 古鏡一面 後鳥
羽院



古面一枚 大山祇命の面と稱す、春日の作、獅子頭一箇 是も
の作と云傳ふ、
其圖左の如し、 鉢一本 木にて作る長五 末社神明 春日
稻荷 第六天 香取 能野 牛頭天王 諏訪 妙儀權
現 湯殿權現 頼政明神 神主朝日安房 京都吉田家の
文二十年の神領寄附狀に、朝日與五右衛門と見えれば、
古き家なる事論なし、此與五右衛門を中興の神職也と稱す、
是より第二代を大藏常永と云、寬永五年九
月五日卒す、今の安房まで九代に及へり、



寶幢院 新義眞言宗、足立郡川口宿錫杖寺末、磐王山東光寺と號す、慶安二年寺領十石餘の御朱印を附らる、草創の年代は傳へされずと住僧の内秀永と云ふの天文九年十一月二十一日寂せしといへば、其以前に草創なりし事知らる、本尊藥師を安、大日堂○圓性寺 寶幢院門徒本尊藥師 ○彌陀堂 寶幢院持尊寛文二年の棟札あり

○下村附持添新田 下村は郷名用水檢地等前村に同じ、日本橋より行程三里許、家數七十八、東西凡六町南北十三町許、東は荒川を限として足立郡元郷村、西は當郡稻付村、南は神谷村、北は岩淵村なり、正保の頃は御料所なりしが、後小石川傳通院、淺草幡隨院、谷中南泉寺等に分ち賜ひ、今も御料寺領入會の地なり、其餘荒川に邊し

て八官新田と唱る持添あり、こは御代官手代たりし八官七兵衛と云ふもの、後浪人して當所に來り、開發せしを以延寶三年近山五左衛門檢地し、直に彼か苗字を取て呼名とすと云、又荒川の向に岩淵宿と入會の棚野原新田と號する飛地あり、是も持添とす、共に御料所に屬す、高札場 村の中程にあり

小名 上 下 大荒久 石橋 河原 荒川 東の方郡界を流る、幅六十間、此川に作場渡二ヶ所ありて對岸元郷村に達す、熊野社 村の鎮 ○第六天社 ○稻荷社 以上西蓮寺 新義眞言宗、足立郡川口宿錫杖 ○滿願寺 西蓮寺門徒寺末歸命山と號す、本尊阿彌陀 下二ヶ寺同藥師を本尊とす、○觀音寺 普照山と號す ○地藏院 摩尼山と號す

○稻付村附持添新田 稻付村も郷名及日本橋の里程、用水等前村に異ならず、民戸八十五、外に長吏三家あり、東西十八町南北七町、東は下村南は十條村、西は蓮沼村北は赤羽根村、正保の頃より東叡山領にて今も然り、檢地は明曆三年伊奈半左衛門、寛延三年神尾若狹守曲淵豊後守改む、此餘荒川に添て持添新田あり、延享元年堀江荒四郎・吉田源之助・廣木三郎兵衛檢地

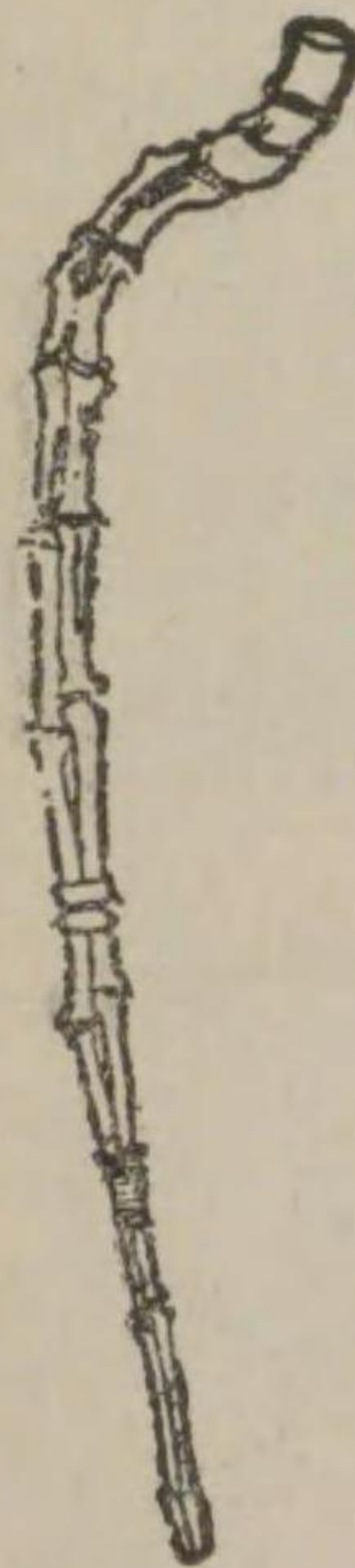
す、村内日光御成道六町半許かゝる幅二間半より四間に及べり、

高札場 往還の側あり

小名 道女喜 小山 臺 鶴ヶ堀 靜勝寺の西脇にて昔り堀跡なりと云

香取社 村の鎮守とす、長二尺六寸許の石を神體となせり、普門院持下同し 末社稻荷 疱瘡神 ○諏訪社

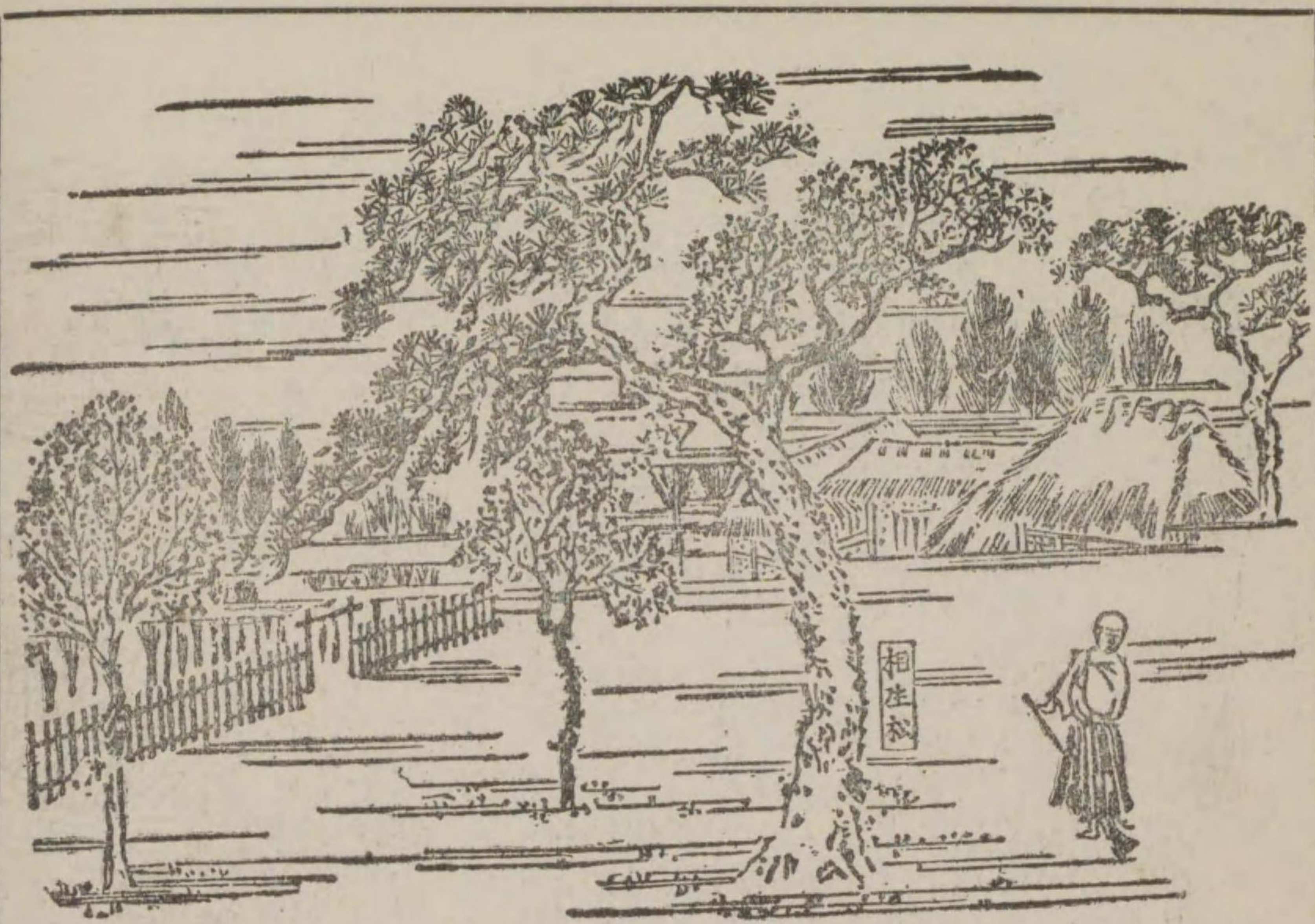
靜勝寺 禪宗曹洞派、入間郡越生龍燈寺末、自得山と號す、本尊釋迦外に辨財天を安す、是は境外龜ヶ池より出現せしと云、長五寸許、開山雲綱永正十三年五月十五日寂す、寺傳に云、當所は太田左衛門大夫資長城壘を築きし舊址なりしを滅亡の後雲綱禪利を草創して道灌寺と號す、其後道灌六世の孫備中守資宗城蹟の地を皆寺に附し、道灌及其父備中守資清の法證に取て自得山靜勝寺と改む、今も境内地形高して門前に石階四十八級あり、又境外西の方には低くして龜ヶ池鶴ヶ堀など唱ふる所は、當時堀蹟なりと云、又鐘銘に資長此地に於て城郭を築き城中池に臨て臺あり靜勝軒と名付たと記せしは皆妄誕なり、殊に靜勝軒は江戸城中の設なりし事、諸書に歴然たれば其餘の説の附會なるも推て知へし、姑く傳のまゝを録、寺寶 竹杖一本 太田道灌所持のものなりと云、二股の竹にて長三尺、先の所は銅にて包めり



其圖上に載す此餘道灌自筆の暮景集及び太田家譜等もありしか何頃にか失ひしと云、開基堂開基道灌安す、長二尺許 觀音堂十一面觀音長一尺餘、越の泰澄其圖左の如し、道灌の作にて道灌か守佛なりしと云、樓門 正徳五年鑄造の鐘をかく當寺草創の始末、及資清資長の法號太田源六郎資康以下九人の名氏を鐫す、五葉松 道灌手植の松といへり、根より五六尺上に ○鳳生寺 同葉松て八方に枝葉茂りいとめつらしき形なり、



江戸芝青松寺末、岩淵山と號す、本尊釋迦開山玄欣文明五年九月二十三日寂、當寺も太田道灌の開基といへと據とすへき事な ○普門院 新義眞言宗、足立郡川口宿錫杖寺末、妙疊山蓮華寺と號す、慶安二年寺領十四石二斗餘の御朱印を賜ふ、本尊正觀音外に阿彌陀の銅像を安す、彌陀は何の年にや村内香取社の後なる岩窟中より出現すと云、徳治



相生松之圖

二年の開基といへば明徳なし、境内に建武、徳治、嘉暦等の古碑あれば、是等は元つきて云ひ出せる説にや、中興僧宥鎮文明十八年五月二十一日寂す、庭に鐘樓の鐘を掛く中に垂枝の櫻あり其枝敷故に庇蔭せり、
○法眞寺 法華宗江戸本所法恩寺末、稻付山と號す、寺領十日壽天正七年八月十九、三十番神堂 鐘樓寶曆七年新鑄日寂本尊三寶を安置す、相生松 圍み一丈餘、地上一丈許にして楓樹寄生し、年を経たは土人の唱に從ふ、○眞性寺 普門院門徒東照山(榮昌院)鳳生寺末神唱に從ふ、
山僧徳陽 ○五智堂 普門院持
本尊藥師

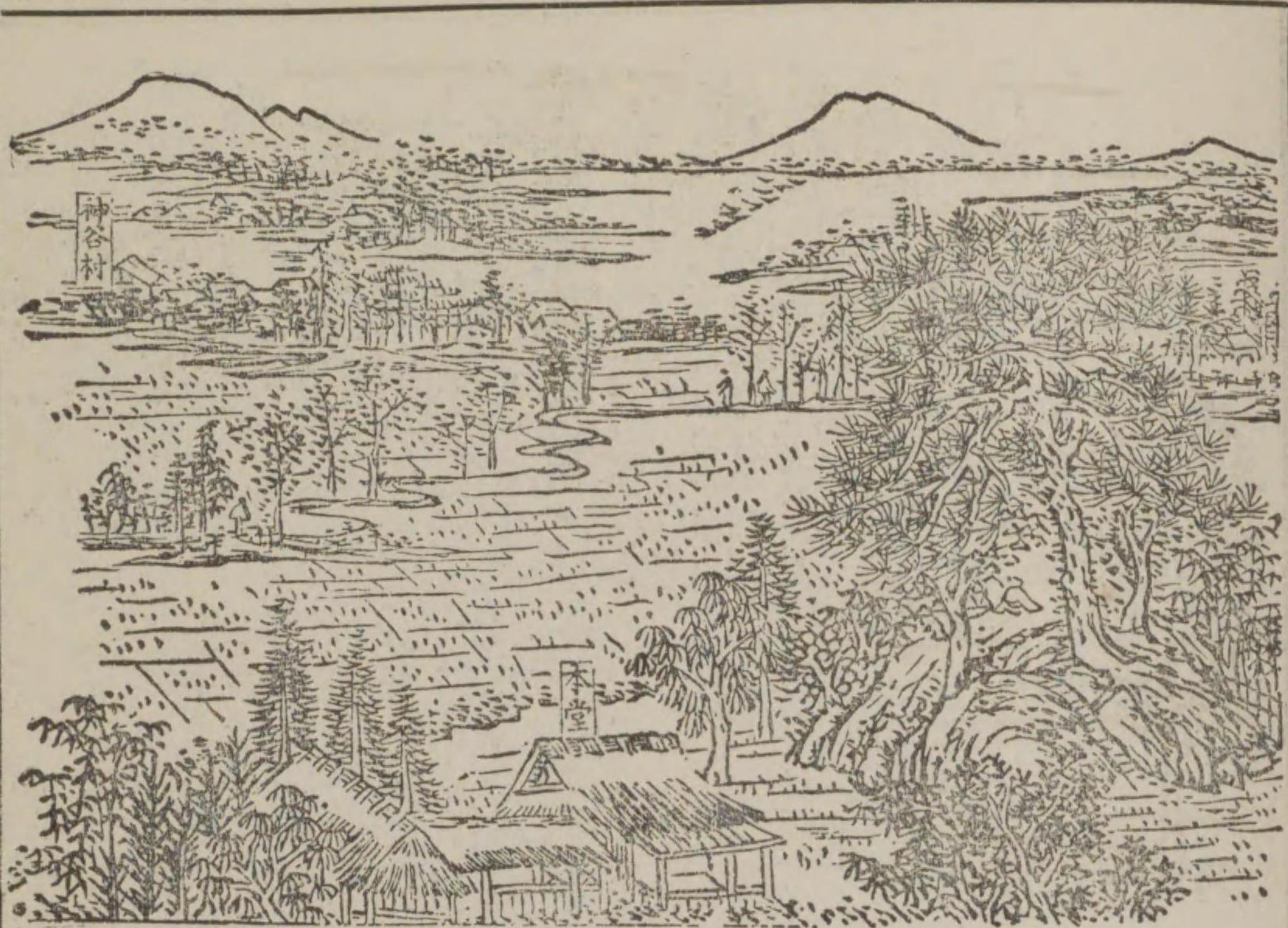
○神谷村 神谷村は江戸より二里半餘を隔つ、家數七十、東は荒川に限り對岸足立郡鹿濱新田、西は本郡十條稻付の二村、南は豊島村北は下村東西五町半餘、南北十二町許、正保の頃は中川助十郎・大草半左衛門・木村善右衛門・伊藤喜左衛門四人の知行にて、今も其子孫中川有五郎・大草龜次郎・木村善右衛門・伊藤彌兵衛の知る所なり、用水は前に同じ、

高札場 村の中

小名 前芝原 三谷 塚原 川端

荒川 東の郡界を流る幅八十間

柏木明神社 村の鎮守なり 末社天神 第六天



十條村西音寺眺望之圖

自性院 新義眞言宗袋村眞頂院門徒、下稻荷社二〇泉福寺同し常住山と號す、本尊不動
神谷山と號す、弘法大師の像を安す、里
す本尊藥師 ○堂 人無妙堂と呼ぶ村持、
○十條村 十條村は古へ王子村と通じて一村なりしに、豊島左衛門清光紀州熊野權現を王子村へ祝ひ祀る時、彼地に王子村十條峠等の名あるを以て、其名を負せて村名となせしと云傳ふ。日本橋より里數用水等前に同じ、民家二百十三、南は王子瀧野川の二村、北は稻付村西は下板橋宿、東は豊島神谷の二村、東西十五町餘南北十七町許、村の南より北へ貫て鎌倉より奥州への古海道跡あり、又日光御成道係れり【北條役帳】に太田新六郎知行八貫三百文江戸十條内田野分岸分、七貫文江戸廻十條内篠田分と載せ、正保の頃は御料所及大屋小右衛門・安部新右衛門・遠藤角左衛門・羽田源之丞・安井九郎左衛門・西村庄三郎知行幸龍寺領入會の地なり、其後御料及大屋・安部・遠藤・羽田・安井の知行を東叡山領に附せられ、今は東叡山領、淺草幸龍寺領、西村又兵衛が知行入會へり、檢地は天正十九年改めありしものち、正保四年伊奈半十郎、明暦三年伊奈半左衛門糾せり、また東叡山領は寛延二年神尾若狹守曲淵豊後守改む、

高札場 村の西の方

小名 高本 大通 久保 大塚町 中原町 割子澤
地藏坂 往還より東二町程にあり

牛頭天王社 西音 稻荷社 村民持

地福寺 新義真言宗、袋村眞頂院末、下二ヶ寺
同し、醫王山東光院と號す、本尊藥師 ○西音寺 無量

谷院と云、開山は玄仲と稱し、文明頃の僧なりと云、不動を
本尊とす、本尊の後小阜の上に松の老樹あり樹下より東の方
を望めば近郷の田園を見わたし又遠くは、虚空藏堂
筑波日光の山々を望みて最佳景と云へし、

○文珠院 桂昌山勝寶寺と號す、本尊、
末、隆照山桂徳院毗沙門堂村 ○眞光寺 同宗稻付
と號す、本尊勢至 文珠開山良音寛文七年寂す、
○眞光寺 同宗稻付 村普門院

下同 ○阿彌陀堂
長泉寺蹟 廢せし年代詳ならず天正
の永帳には寺號を載す

塚二 往還の西にあり、共に由来は傳へず〔江戸志〕に當村に
遠藤塚と云ものありと載しは、此二つの内なるへし、

○豊島村附持添新田 豊島村は郡名の因て起る所の地な
り、按に〔續日本紀〕神護景雲二年二月乙巳の條に、武藏
國乘瀆豊島二驛と載せ、及〔延喜式〕兵部式に武藏國豊島
驛とあり、國史等に載し驛家の名を見るに、皆郡名にか
ゝはらず、多く其地名を以て稱すれば、此豊島の驛は當
所にありしならん、猶郡の總説の條並せみるべし、〔小
田原役帳〕に島津孫四郎十四貫文豊島内清光寺分、太田

新六郎五十貫二百文江戸豊島と載す、御入國の後大草龜
次郎・伊東彌兵衛・木村鏡之助・中川有五郎・齋藤龜五郎・
吉田新兵衛・水野遠江守・阿部勘左衛門・服部金吾・吉田清
三郎・齋藤長八郎・高木長九郎・大屋甲之丞・羽田鐵之助・
安井平十郎等が先祖に賜り、其餘御料の分を寛文十年東
叡山及小石川白山社領に附せられて今に替らす、江戸よ
り行程二里許、民家百廿軒、南は梶原堀の内王子の二村、
西は神谷十條の兩村、東は荒川に限り、對岸は足立郡宮
城村、北も川を隔て同郡堀の内鹿濱新田の二村なり、東
西十三町南北十町許、用水は前村に同じ、檢地正保四年
伊奈半十郎承り東叡山領の分は寛延三年神尾若狹守曲淵
豊後守紘し、享保十二年寛播磨守荒川に沿し新田を檢
す、爰は御料所にて持添とす、

小名 築地 領家 須賀 宮の前 中豊島 馬場
臺坐

荒川 村の東北の堺を流る、川幅九十間許、當村より葛飾郡小
梅村邊までの間漁獵することを禁せられ、村内に高札を
建つ、渡船場二ヶ所あり、一は谷新田渡と呼ぶ、足立郡鹿濱
新田の内小名谷新田への渡なればかく唱ふ、一は同郡沼田村
に達す、此邊古は橋を架せしと見え、
○石神井川 村の南を流
えて今も水底に橋杭残り云、
水程村内の用
に引沃く、

紀州明神社 村の鎮守なり、祭神は素盞鳴尊、五十猛命、大
屋津姫命、松津姫命の四神なり、社傳を關るに

昔元亨年中豊嶋氏、紀伊國熊野權現を寫して、王子村に一社
を造立し若一王子と崇め、又同國名草郡五十太禰の神社をも
同村に勧請して紀州明神と稱ふ、是當村なり、其後天正年中
當村と王子村争論のことありしに、己か村の産神を王子村に
置入も本意ならずとて、村内小名宮の前へ引移せしが、又小
名馬場へ移し、後今の社地へ移せり、其舊蹟は今も餘地と成
てありと云、去と元亨年中王子權現を勧請せしと云は、神主
誤なり、彼社は其以前に造立ありしこと考證あり、

鈴木權頭光景 紀伊國熊野鈴木氏の苗裔にして、元亨年中二
郎左衛門重尙と云者王子村に來り、豊嶋氏と
相謀て當社を造營す、重尙十二世の孫彌三郎の時天文十七年
當村に移住せり、夫より五世八左衛門と云者兄大太郎が家を
繼、其孫右近常表京都吉田家の配下となり、伊賀 飛鳥社 ○
守と稱す常表より今の光景まで五代に及ぶと云、

若宮八幡社 豊島清光の子清泰を
祀れりと云、村民持、

西福寺 新義真言宗、足立郡沼田村惠明寺末、三縁山無量壽院
と稱す、本尊阿彌陀を置、是世に所謂六阿彌院の一な
り、縁起を關するに、聖武帝御宇當國の住人豊嶋左衛門清
光、紀伊國熊野權現を信し、其靈夢に因て一社を王子村に建
立し、王子權現と崇め祀れり、然るに清光子なきを憂ひ彼社
に祈願せしに、一人の女子を産す、成長の後足立少輔某に嫁
せしか、畜具の備はらざるを以少輔に辱しめられしかは、彼
女私に逃れ荒川に身を投て死す、父清光悲に堪はずはより佛
教に心を委れしか、或夜靈夢に因て異木を得たり、折しも行
基當國に來りし故、清光其事を告しに行基即ちかの異木を以
て六體の阿彌陀を彫刻し、近郷六ヶ所に安置して彼女の追福
とせり、故に是を女人成佛の本尊と稱す、當寺の本尊は其第
一なり、次は足立郡小臺村、第三は當郡西ヶ原村、第四は田
畑村、第五は江戸下谷 第六は葛飾郡龜戸村なりと云、此説
もとより妄誕にして信用すへきにあらずと云、當寺のみにあ
らず残る五ヶ所ともに、少の異同はあれと皆縁起なりとありて

(陀羅阿六)

世人の口碑に傳る所なれば、其略を記しおきめ、且清光は權
頭と稱し、治承の頃の人なれば行基とは時代遙に後れたり、
中興の僧宥海延享三年六月八日寂 鐘樓寶曆七年鑄造 地藏
す、境内に延慶三年の古碑あり、鐘樓の鐘をかく、地藏
堂寛永年中中江戶駒込に住する向西と云者、相摸國鎌倉命寺
の裸地藏に志願ありて參禮せしに、既に願望成就し且夢想
を蒙りて歸國の後、彼像を ○清光寺 同宗同末醫王山と號す
模刻して爰に安置すと云、 當寺は豊嶋權頭清光か
開基なり、因て其實名を寺號とせり、〔小田原役帳〕に、島津
孫四郎拾四貫文豊嶋之内清光寺分とあれは、其頃は大やうよ
き寺なりし事推て知へし、本尊不動は行基の作にて此邊七佛
と稱する其一なり、七佛の由来は專稱院の條に詳なり、境内
に古碑四基あり、正安三、文治二、文 釋迦堂 釋迦は行基の
明元、永福五年等の年號を彫れり、 釋迦堂 釋迦は行基の
佛の内な 辨天社 稻荷社 ○觀音寺 同宗同門徒本尊觀音は
りと云、 行基の作七佛の一也と

云、境内に古松一株あり、其下に古碑二基 ○專稱院 淨土宗
立り、一は元應元年一は長祿の年號あり、 小石川
傳通院末、龜嶋山地藏寺と號す、本尊阿彌陀外に行基の作れ
る地藏を安す、縁起の略に、豊嶋左衛門清光志願のことあり
て行基と謀り、豊嶋の内七ヶ所の堂を建佛像七軀を彫刻し
て安置す、此地藏は其一なり、外六體は西福寺阿彌陀、清光
寺不動、同き境内釋迦、觀音寺觀音、其餘二體は今堂宇廢す
此寺當時は地藏堂にて專稱庵と號せしを、寶永二年村民四郎
左衛門と云者、祐天僧正を歸依し當庵を興隆せんことを願ひ
しに、祐天其志を感じ遂に一寺となし、山號等を命して傳通
院末となせり、故に祐天を開基とす、其頃の住僧を正參順應
といへり、清光と行基年代齟齬せしことは既に西福寺の條に
辨せり、本堂に祐天開眼の地藏を置、又祐天の與へし百萬遍
の珠數を藏す、其魁首の珠に祐天自ら彌陀の名號を鐫す
閻魔堂

醫王塚 七佛の内薬師堂あり、
の大小墓並と呼ぶ、
以てかく唱ふと云、

豊島権守清光館趾

清光寺の傍にあり、廣九十坪許の所を
云、按に「豊嶋系圖」に、秩父六郎將恒か
子秩父別當武基が弟二郎武常始て豊島と號す、
基か二男なりとも云、此人豊嶋と號する時は
當所に在りて、是は武常は武
を名乗しこと知へし、其子太郎近義豊嶋に在
城すと云、是は
今の上中里平塚の城なりとす、近義は鎮守府
將軍源義家に仕
へし人なり、其弟を二郎常家と云、清光は此
常家が孫なり、東
鑑治承四年九月三日の條に、豊嶋權頭清元
に頼朝書を與へし
こと載、元は光の誤なるへし、當國にて江
戸太郎重長に並
て有勢のこと想像すへし、又同十月二日辛
巳頼朝下總より當
國に至りし時、清光最前に參謁せしこと、及
壽永三年志水冠者
征討の時河越豊嶋等を令下向信濃國と云事
、是亦「東鑑」に見
ゆ、又豊嶋右馬允朝經と見えたるは清光か
子にて、初は太郎
と稱せしなり、後土佐の守護職となり、建
仁三年十月十五日
叡山の衆徒に討る、其子孫は三郎兵衛泰
景より某朝泰、某景
村等相續て此所に住せしとなり、朝泰か五
世の孫を勘解由左
衛門尉泰經、平左衛門泰明と云、兄弟分
れて平塚、石神井の二城
に籠り、文明九年太田持資入道道灌と江
古田原に戦て兄弟共
に討死す、石神井城陥れり、此時常所をも
去しにや、其後泰
經の子勘解由左衛門尉康保小田原北條氏
に任へて、二百三十
二貫八十文を領せしとなり、此時
は何れの地に住せしや詳ならず、

梶原堀之内村

梶原堀之内村は、往古は堀の内村との
み唱へしを、往昔宇都宮氏の陣屋ありし頃
梶原景時鎌倉
を落て此邊に來りしを、宇都宮が郎等景時
を射取しかば
やがて荒川の傍に葬り塚を築き梶原塚と呼
ぶ、依て梶原

高札場

村の中程
にあり
前
小名 千間淵 郷戸 沖の島 木村 寺前 ついん

荒川

村の東北を流
る幅六十間許

白山社

本地十一面觀音は菅相承の作と云、藤堂
和泉守宿願成
就の後再建せしといへど、其年代等詳なる
ことを知ら
ず、福性寺持
下三社持同し、末社 湯殿權現 稻荷 雷電 愛宕
神明社○谷原權現社○山王社○稻荷二一は水
田祠の四邊
を廻るをもて腰卷
稻荷と稱す、
共に村持

福性寺

新義真言宗足立郡沼田村惠明寺の
○地藏堂 福性
寺持
末、白玉山中臺院と號す、本尊大日

梶原塚

村の北寄にて荒川の端陸田中にあり、松一
株を塚上に
植えたり、是前に云梶原景時を葬りし所
なりと云、昔
は泉龍寺と云寺ありて、爰は其境内なり、
故此邊を小名寺前と
云、元は塚上に石碑ありしが後失ひしと
なり、或書に梶原屋
敷は平塚明神の後、飛鳥山の麓にあ
りといへど、其地に絶て蹤跡なし、○駒塚
梶原塚の邊にあ
り、豊嶋清光か子刑部大夫清泰馬にて荒
川へ乗込て死す、
其亡骨を川端へ葬り馬をも爰へ埋みし故
名つくと云、

船方村

船方村は、古へ舟方と書しと云、現に【
小田
原役帳】及正保元祿改の【國圖郷帳】にも
舟方と書す、或
云【和名鈔】當郡郷名の條に占方と載た
るは當所ならん、
舟占字様の相似たれば【和名鈔】たまゝ、
誤しならんと、
此説考證あるにあらざれど、郡中他に占
方と云地名なけ
れば其實を得たるも知可らず、又當所は
元尾久村より分
れし村なりと云【小田原役帳】にも江
戸尾久伏舟方八貫文
太田新六郎と載たり、江戸の行程、用
水、檢地等前村に

異ならず、戸數二十六、東南は上尾久村、
西は梶原堀之
内村、北は荒川に限りて、對岸足立郡宮
城小臺の二村な
り、東西七町南北二町餘、御打入後は御
料に屬し、其後
東叡山領に附せられ今に變らず、
高札場 村の中程
にあり

小名

小橋

荒川

村の北に、○池村の東の方にあり
る幅六十間餘、廣さ二百坪許

十二天社

足立郡宮城村性翁寺の緣起に、神龜二年
六月足立
庄司宮城宰相の女、豊嶋左衛門に嫁せし
か故有て
荒川へ入水せし時、彼に従ひたる侍女十二
人主に殉して水に
投せし骸を葬て十二天森と號す、今の船
方村鎮守是なりと載
たり、されど彼事蹟の疑ふべきことは性
翁寺の條にも辨
せし如くなれば元より信すへき事にはあ
らず、延命寺持、
延命寺 新義真言宗田端村與樂寺門徒、舟
方山地
藏院と號す、本尊大日及地藏を安置す

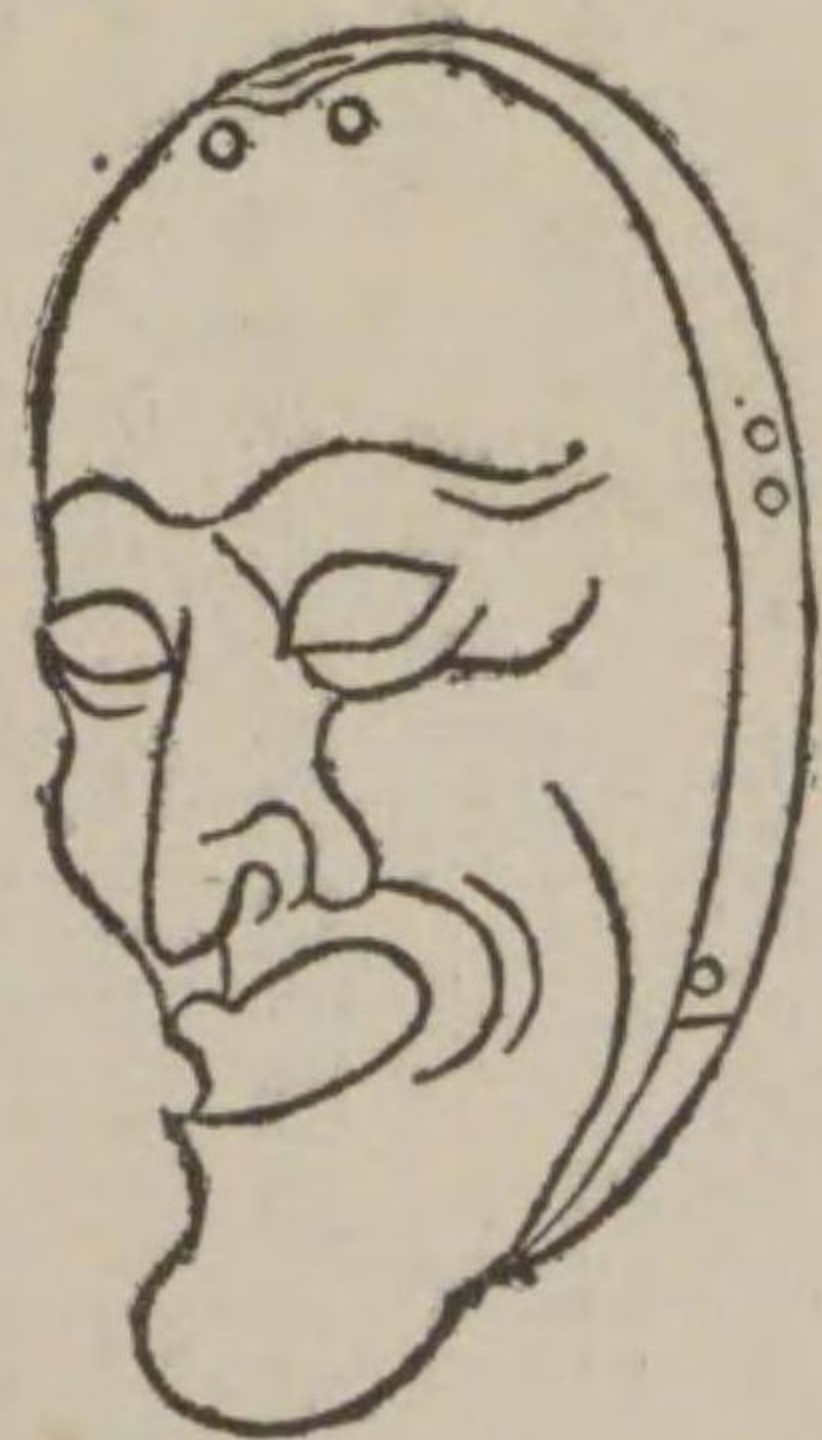
○上中里村

上中里村は正保の國圖に宮谷戸村と載
せ、
【元祿郷帳】には上中里村と記し、傍注に
古は宮谷戸村と
あり、又【小田原役帳】に案獨齋江戸廻
平塚之内中里を領
すとあり、此平塚と云は當時郷名などに
や、今當國の内
に其地名なし、おもふに當村の鎮守を平
塚明神と號する
は其古名の残りしにて、此邊なべて平
塚の内なるべし、
しかのみならず同じ役帳に葛西様御領
百廿一貫五百文江
戸平塚、太田新六郎知行内三十貫文江
戸平塚本郷同人寄
子衆配當十五貫文、江戸平塚内田端在
家岸分又平塚藤石

衛門二十貫文江戸平塚之内西原とも載たり、田端西ヶ原共に今近隣の村名なれば、是等皆當時平塚郷中なりしと論なし、又當村昔宮谷戸村と稱せしものは全く平塚明神立る地なればなるべし、岩淵庄に屬し、日本橋より二里を隔つ、東は中里村西南は西ヶ原村、北は梶原堀の内村、東西四町南北五町半許、石神井用水を引沃く、日光御成道北の方に係れり、豊臣氏治世の頃は平塚因幡守と云入平塚郷三千町を領せしなど土人云傳ふ、正保の頃平塚明神領五十石、及山川市十郎知行の由其時の郷帳に載たり、今も市十郎が子孫左兵衛が知行平塚明神領なり、檢地は延寶二年關口作左衛門中川八郎左衛門糾す、民戸四十軒、

高札所 村の巽にあり
小名 鬼島 川間 横手 揚戸 藤の木 市の坪 蟬坂 平塚明神の傍にあり登、三四十間
御用屋敷 村の巽にあり西ヶ原村に跨り一萬二千五百三十二坪の地なり、内當村に係る事七千七百四十五坪、近き年御遊獵の時兎狩をなさしめられしより兎御用屋敷とも號す、構内に御立場あり、又御鳥見の者御役宅あり、此地は元酒井雅樂頭の屋敷なりしか、享保十年御用屋敷に定めらるると云、
平塚川神社 源義家義綱義光、靈を合祀す、神體三驅は豊嶋太郎近義の作なり、今は移して、扉を開かず、別に畫像を置り、縁起云、義家兄弟奥州凱陣の時當所平塚城に滞留有しに、城主豊嶋某厚く饗しけるに、其忠誠を賞せられて鎧一領と守本尊十一面觀音の像一軀を與へらる、其後元永年中豊嶋氏城の鎮護の爲として彼鎧を城内に埋み、其上に塚を築きしが塚の形高からざるを以て平塚と唱へ、又具足塚とも號せり、是地名の由て起る處也、又義家義光の武功をたひて一社を建て、影像を安置するもの、今の三所明神是なり、夫より遙の星霜を過ぎ寛永年中大猷院殿御病惱のとき、山川城官當社へ祈誓して御平愈有しかば、報賽として自己の力を以て本社以下再建せしに、其事公の御聽に達し、同十八年九月廿七日社領五十石、末社豊島明神氷室明神天神合社、石神 稻荷二 別當城官寺 新義眞言宗、大塚護國寺末、平塚山安樂院と號す、本尊阿彌陀は赤梅檀にて坐身長一尺許、毘首鬘摩の作と云、臺座は瑠璃にて造る、是昔筑紫安樂寺の本尊なりしか、彼寺の僧回國の時當寺に旅宿し故有て是を附屬せしより安樂寺と稱す、其頃迄は淨土宗たりしか寛永十一年社領修理ありし時、金剛佛子を請して別當たりしめしより、今の宗門に改むと云、同十七年九月廿三日大猷院殿社領へ渡らせ給ひて、誰か斯まで造營せらるやと御尋ありし頃、村長等山川城官なるもの公の御病惱の時、當社は己か鎮守なるを以て御平癒あらん事を祈誓せしに、立所に驗ありしゆへかくものせしと御請まふせしかば、御感な、めならず即城官を御前へ召、社領五十石を附られ賜ひ、且忠賞として城官に知行二百石を賜ひ、寺號を改め平塚山城官寺安樂院と稱すへきの台命ありしよし、元祿五年現住眞惠か記せる縁起に載たり。この城官は當村の産なる由(江戸砂子)にいへり、今境内に城官が逆修の碑あり、銘に施主山川檢校城官後後戒名玉法院殿心譽高、岸春郭上坐、寛永十五年戊寅六月二十四日欽言と彫り、什物 假面一枚 義家手澤の物と云、縁起三卷末に元祿五年夏五月現住城官

法印眞惠謹 寺中光明院十一面觀音を本尊とす、こは義家の記とあり、守護佛行基の作にて、豊嶋近義に與ふる所の像なりと云、立身長二尺



平塚城跡 今其所在定かならず、城官寺の邊とも、又西ヶ原御殿山ともいへど、皆正き證なし、今按に平塚明神の後背はいと高き地にて、其南の方に蟬坂と云あり、或は云攻坂の轉誤なりと、又小名角橋と唱る地、及小渠に架る橋を外輪橋と呼へば、此邊推なへて城蹟にして廣き構と稱へたり、(豊嶋系圖)に秩父六郎將恒の二男豊嶋二郎武常と稱す、其子太郎近義豊嶋の城主たりと載す、此豊嶋城の名は外に聞所なけれは、恐くは此人始て當城を築き豊嶋城とも唱へしならん、(鎌倉大草紙)に、文明九年或記に八年とす、正月長尾景春一味に勘解由左衛門按稱泰經同弟平右衛門按稱泰明石神井城練馬城を取り立、江戸川越の通路を取き、四月十三日或書二十四日とす、太田道灌江戸より打て出、豊島平右衛門が平塚の城を取まき、城外を放火し歸りける所に、豊嶋が兄勘解由左衛門を頼みける間、石神井城練馬城より出て責來りければ、太田道灌上杉刑部少輔千葉自胤以下江古田沼袋と云所に合戦、平右衛門を始め板橋赤塚以下百五十討死云々、是平塚城の名古書に出たる始なるべし、又(管領記)に、文明十年五月五日太田道灌出馬、武州平塚城を攻一日の内に落城し、城主大森伊豆守憲頼城を落て宮根山に隠る、憲頼は大森信濃守氏頼奇栖庵か兄なりとみえたり此後當城の事を記せし者なし恐くは憲頼落去の後此城は毀ちしならん、

○中里村 中里村は【北條役帳】に、案獨齋江戸平塚の内中里太田新六郎知行寄子衆配當の内二十貫六百十六文江戸中里市谷源三郎分と載す、平塚の事は前村に辨せり、日本橋より行程一里二十六町、民戸二十四、東は田端村西は西ヶ原上中里の二村、南は上下駒込の二村、北は上尾久村、東西三町南北十町許、寛永中東叡山領となりしより今も替らず、寛延三年神尾若狹守曲淵豊後守檢地す、庄名用水は前村に同じ

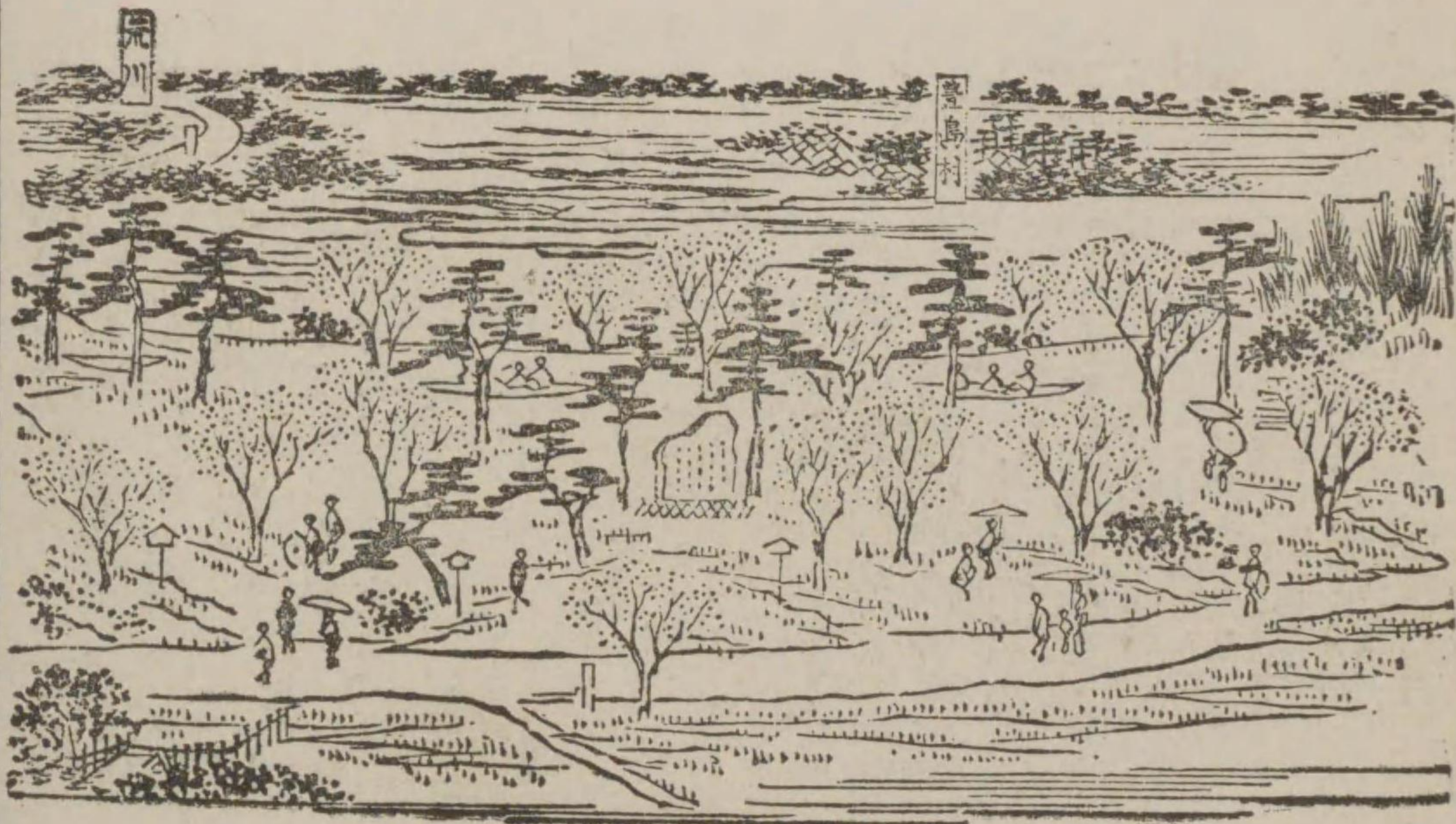
高札場 村の東にあり
小名 峽上通り 西峽通り 廣町 東川間 西川間 熊野社 圓勝寺 淨土宗芝増上寺末、光明山照徳院と號す、本尊彌陀は立像長二尺許慈覺大師の作と云、開山僧信阿聖法弘安九年二月十五日寂、御入國の頃は、勢至堂 佛師春日の作れる御曲輪内龍の口邊にありしと云、 鐘樓 正徳二年新鑄、御腰掛松 古木はとし、故あつて三尊、 鐘樓 正徳二年新鑄、御腰掛松 古木は繼しものなり、相傳ふ慶長の頃此邊御遊獵の時、當寺へ成らせられ此松に御腰を掛させられし故此名あり、又此時寺領五石の御朱印を賜ひしかば、五石松とも稱すといへり、其御朱印は後年回祿にかかり烏有となり地所は今に領せり、

新編武藏風土記稿卷之十七終

新編武藏風土記稿卷之十八

豊島郡之十岩淵領

○王子村 五子村は往古岸村と唱ふ、荒川の岸に臨みし地なればなるべし、其後紀伊國牟婁郡熊野若一王子を勸請せしより、王子村と改め唱へりと云【王子社傳】に、康平年中源義家奥州征伐の時社頭にて金輪佛頂の法を修せしと云、又【義經記】に、頼朝が勢を武藏國王子板橋につけよと見ゆ、又彼寶物大般若經の奥書に、文保二年施入すと記す、村名を改し年代大抵推て知べし、日本橋より行程二里十三町、戸數八十六、東は王子川を隔て梶原堀之内村、南も同川を境として瀧野川村、西より北へ廻りて十條村なれど、良の方に至ては豊島村も少くかゝり、又巽の方に西ヶ原村も僅に接す、東西十町南北十三町餘、日光御成道係れり幅四間、石神井用水を引沃く、正保の改に王子權現江戸愛宕權現社領及び幸龍寺領と載す、今に然り、幸龍寺は淺草にあり、檢地は天正十九年正保四



飛鳥山全圖

年萬治二年の三度に改めあり、

高札場 日光御成道の内にあり

小名 一ノ坪 森下 梅ノ木 五段田 前原 北宿

龜井塚 岸ノ上 岸稻荷社の邊を唱ふ、是往古

飛鳥山 飛鳥明神社ありしを以て此名あり、其社は寛永十年王子權現の社地に移さる、今山中に地主山と稱せる小高

【野間系圖】に、藤市郎政成寛永正保の間瀧野川村に續きし飛鳥山の林を賜ふ、子孫藤右衛門武正か時元文二年三月晦日飛鳥山の林に櫻を植らる、是によりて其地は上りて替地を賜りしと云、又或書に、元文二年飛鳥山に櫻を植らる、により野間藤右衛門か采地を召上られ、同年三月晦日幡ヶ谷中新井兩村にて替地を賜ふとも見ゆ、然るに權現別當金輪寺記録の内元文二年三月六日大岡越前守に答へしもの、飛鳥山の櫻は享保五年二百七十本植付られ、翌五年又千本を植添らるとあり、是に據は野間か知行たりし頃より既に櫻樹の御植付ありしこと知らる、又同寺の記に、元文二年三月十日此山を權現社地に附させられ、同年十一月成嶋道筑に仰せて碑石を建らる、其文下に出す、同き四年冷泉爲久卿當所櫻の詠あり、又同し頃冷泉爲村卿・油小路高前卿等の詠歌及當所十二景の詩歌採有て一時其名の稱せられし事も推て知らる、其和歌詩集はとも金輪寺に藏す、十二景詩の序文は享保十八年林信充の撰なり、其畧云、飛鳥山在武州豊嶋郡瀧野川、其爲境也、密爾茫茫乎、氣象萬狀不可勝數也、其東則遠之房總、近之平塚、其南則遠之東叡、近之染井西原、其西則遠之富士秩父、近之板橋練間、其北則遠之二荒筑波、近之王子及豊嶋川、其餘則鶴臺中里隅田川、瀧野川梶原郡、歷然在目下也、是唯舉千之一二而已、其左右則爲官家遊豫之地尙矣、六七年前有命芟夷其荆棘、削平其草莽、更栽櫻木千株、既而其木長茂岑鬱如

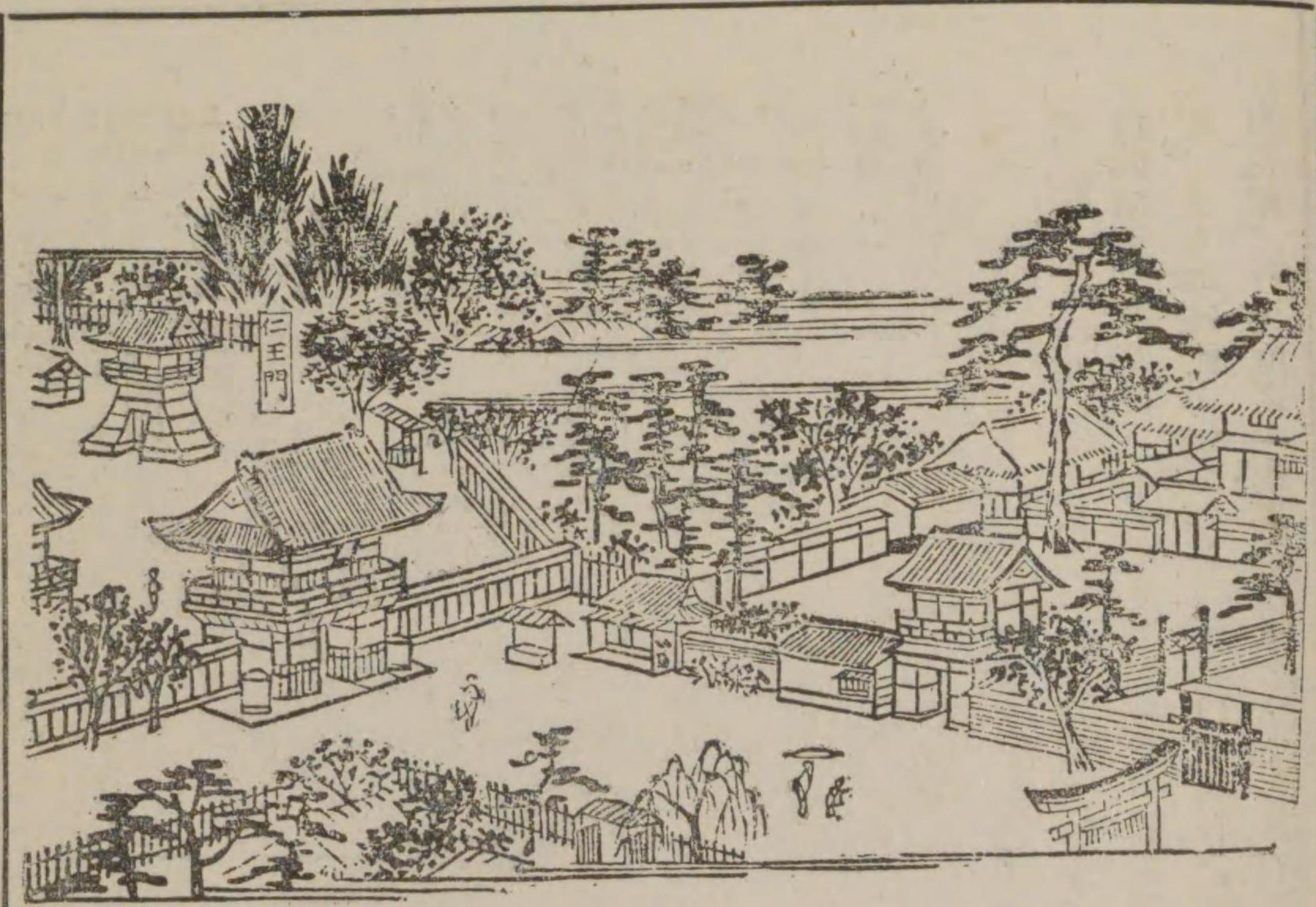


飛鳥山全圖

雲、今茲癸丑之春、千株花木一時而開、又有命凡百官僚日往
而見之、各莫不荷恩而既醉也、且夫庶人農工賈販之徒、亦相
往來而樂也、各莫不蒙周文之澤也、孟夏之月、余與二三子偕
往而遊之、則綠陰連雲平蕪似烟、諸景萬狀在一瞬之間、於
是乎取其可稱述者十二景、而賦詩亦畧而推之而已、恐未盡其
善者也、是日也、權現社地とならざる前櫻樹のありしこと
明けし、元文三年二月飛鳥山下假そめの水茶店五十四ヶ所、
楊弓場三ヶ所、吾無川兩土手水茶屋九ヶ所を許さると云、(江戸
志)に、此山舊くは櫻樹のみ多かりしか、享保の末公より命
せられて櫻樹を數千本植しめらる、春毎に其花爛漫として誠
に壯觀なりしかは、遊客數多つとへり、元文の頃藤原藤行と
いへる老翁ありて、こゝに短冊を齎き遊客のよめる和歌をこ
ひ集めしを、寛保の頃台覽に備り白銀を賜はりしと、又金輪
寺の記に寛保二年延享元年此山へ松を植付られ、同三年金輪
寺より松三十本、楓百五十本櫻十三本、躑躅十三株を植へ、
天明二年金輪寺の願に依て櫻の御植足ありしと云、此山惣段
別四町五段にして、眺望打開け東の方筑波日光の山々、及下
總國府臺を望み、又近郷の村落荒川の流たと眼下に見ゆ、
飛鳥山碑銘

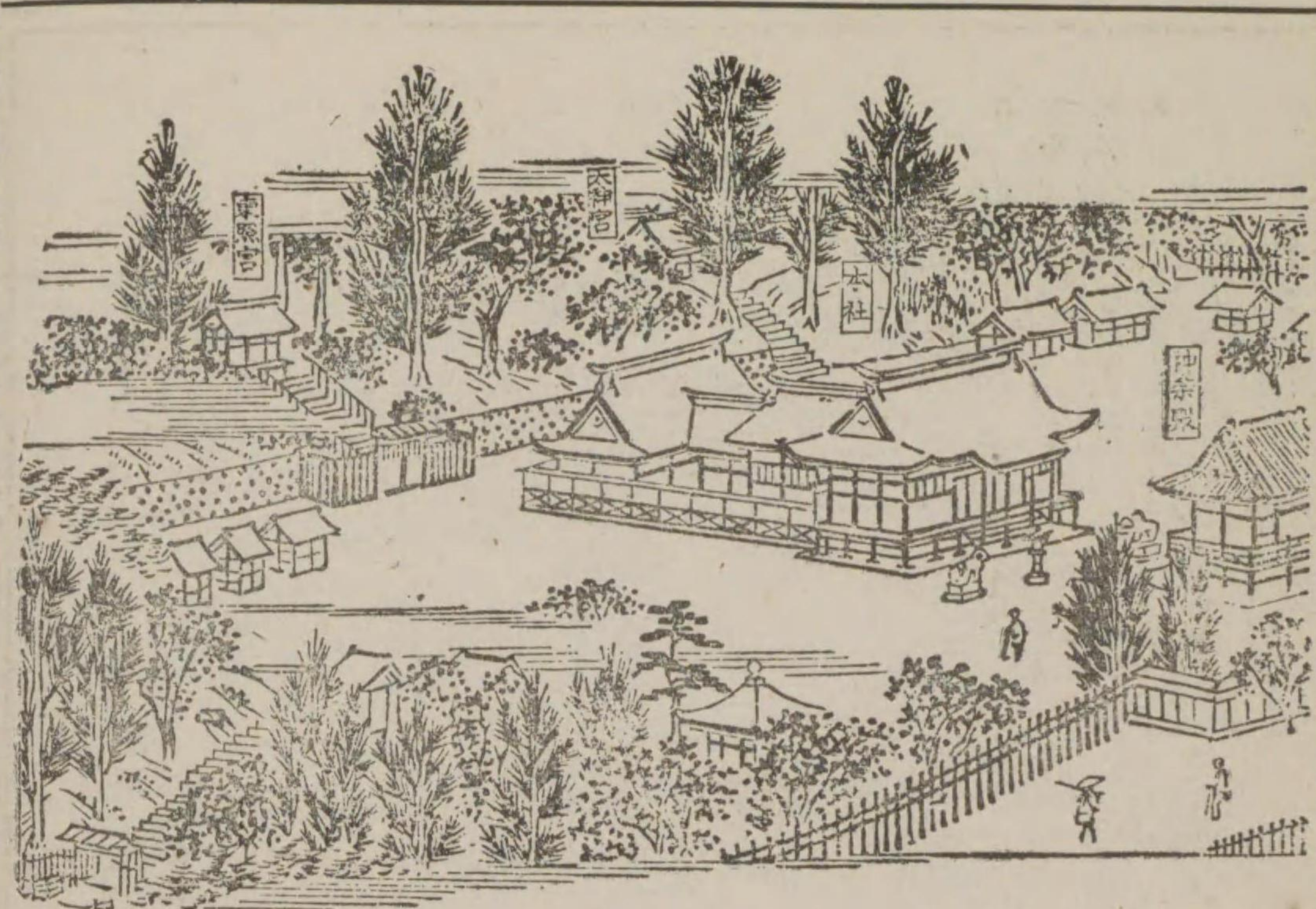
惟南國之鎮、曰熊野之山、有神曰熊野之神、實伊弉
冊尊也、配祀伊弉諾尊、事解王子、或稱之三神、
事解別爲飛鳥之祠、三狐神副焉、語有神史中、別錄
藏焉、誌曰、在昔元亨中、武之豐島郡豐島氏、朔兆
豐島郡、爲熊野神座、地之曰王子、山之曰飛鳥、蓋
自此始也、熊野之川曰音無、川流象焉、爾來四百有
祀、土人以時祀之如一日矣、祀典曰、熊野之神、春
以花祀、鼓之吹之、旗之歌之舞之、今之王子祀日、

鼓吹旗歌舞者、其來也尙矣、而世之邈、祠宇荒壞、
風日不蔽、越賢寬永中、有司奉 命祇飭祠事、乃因
故兆新之、遂遷飛鳥祠於本祠、飛鳥之山、有名無祠
者由焉、三狐祠僻在北叢云、今茲丁巳春三月己亥、
我 后省咻之次、規土封飛鳥之山、獨給祠無所與、
永屬奉祀者、衛等恭奉祠、乃踏舞捧手稽首、敬祝之
曰、於穆我 后、事神以誠、治人以明、措則正施則
行、以謔樂郊爲神之鄉、神其不歎、明德惟馨、初飛
鳥之山、蓬顆蔬壤、雉兔徑焉、車駕之肇從紀蕃來也、
有司行邑、吏審谿谷道泉瀑礮磬確澗而旋、乃植花
木數千株、內成游觀、外便芻蕘、雇役數千人、二紀
之久、猥大爲美土、花木亦爲林、每春時爛熳焉、豈
惟種善種乎、祀典所謂春以花祀者、冥契會之奇非邪、
抑亦國家之符也、遂鑿于石以爲表經、銘曰、
縣遙洪荒、有神開國、垂跡南紀、東土是祀、
明明我后、來封其域、神之眷祐、豐穰薦至、
本支繁衍、其麗豈億、八埏懷仁、神祇饗德、
千歲懿範、之石是勒、
元文丁巳之秋 奉祠金輪寺住持權大僧都衛立
東都圖書府主事鳴鳳卿代撰并書
示自長至坤七十三步自巽至乾二百二步とあり、



一其圖之地社現權子王

ウツリ坂 或は大坂又宇都布坂とも云、日光御成道にて王子
麓に三本杉と號するあり、今二株は枯たり、
王子川 石神井川の下流なれと權現の社前を流る、故、當村に
或は音無川とも呼り、幅五六間より十二間に至、○石堰 王子
の、流末東の方梶原堀之内豊嶋二村の境に達す、○石堰 王子
内金輪寺峽下に設く、長十二間高一丈許、始は五間許も水上
に置しか、水勢に逆ふて不便なれば、明暦二年今の處へ移
す、御普請所にて用、○石神井川 王子川石堰より十間許上
水組合二十六ヶ村持、○石神井川 流にて南へ分派し、夫よ
り飛鳥山下を流れて西ヶ原村に達し、流末淺草橋場に至て淺
草川に注く、堀幅二間或は一間の處もあり、二十三ヶ村組合
の用水、○石神井川 方へ引分ち、村内及豊嶋十條三ヶ村の
用水とす、堀幅九尺許、此二條の用水王子川よりの分派なる
を、石神井川と稱せるものは王子川と呼名、當村内に限り
上流下流とも石神井、○堰 二兩用水分派、○大橋 長十二間
川と號せるゆへなり、○堰 二兩用水分派、○大橋 長十二間
に架す、○飛鳥橋 長五間の板橋にて飛鳥、○三本杉橋 長三間
に架す、○須賀溝橋 石橋なり長一間横二間、
王子權現社 渡殿幣殿拜殿あり、縁起云、紀伊國牟婁郡熊野
井冊尊、事解之男是なり、其年歴は詳にせされと康平年中八
幡太郎義家奥州征伐の時、當山にて金輪佛頂の法を修せし
請なること知へし、文保元弘年中豊嶋氏修造の事あり、其後
小田原北條家にて尊信淺からず、上平川内三貫六百文下平
川村内二十二貫八十文牛込内三貫百八十文の地を社領として



王子権現社之地圖其二

寄附せしこと、「小田原役帳」に見えたり、又天正三年同十一年同十六年等寺中不入の禁制を與へり、同十九年北條氏の寄附に任せて神領二百石の御朱印を賜はり、又寛永十一年社頭再造すへき由酒井雅樂頭に命ぜられ、松平加賀右衛門正次・中根七左衛門友次の兩人奉行して造營し、同十年の冬落成せしかば選宮料として金五十兩をたまへり、同年十月當社縁起新撰の事林道春に命ぜられ、八ヶ年を歴て同十八年脱稿す、極彩色の繪巻物にて筆者は鈴木權兵衛某、畫工は狩野主馬尚信なり、其後延寶三年修理料として金五百兩榊木二萬本を賜ひ、元文二年三月熊野花鎮祭の事に擬て飛鳥山を當社へ御寄附あり、天明二年文政三年の兩度修理を加へらる、其度々の棟札今に存せり、祭禮は花鎮祭として三月十日に行ひしかり、別當總供僧承事、彌宜神子及び兒四人、田樂法師八人、武者三人其式を勤む、此時着する裝束及武具は寛永十一年、元祿十六年の兩度に賜りしと云、又正月十三日十八講式あり、總て年中大小の、神樂殿 護摩堂 本地佛藥師阿彌陀祭禮七十餘度執行ふ、

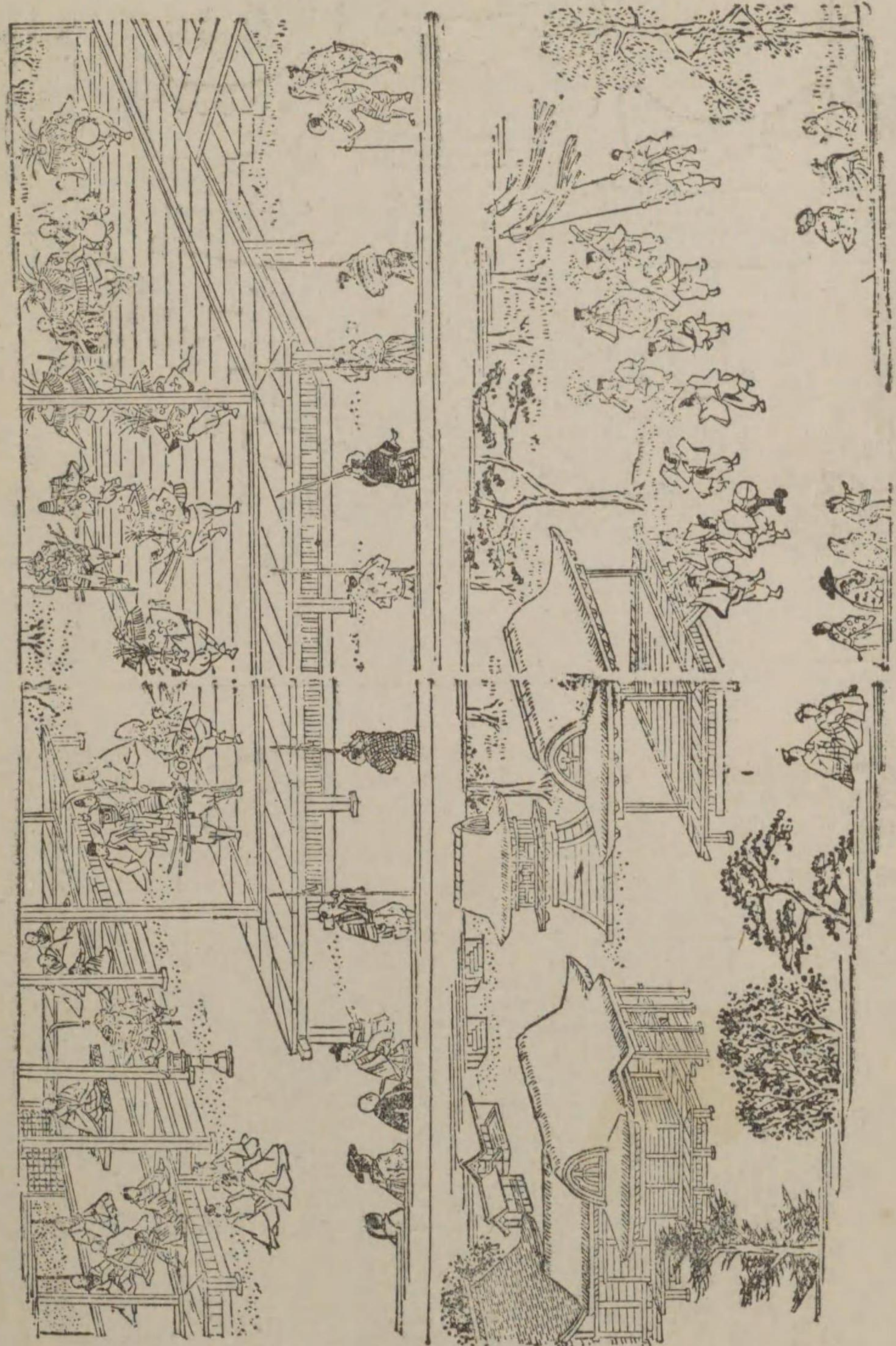
動を安し、又弘 鐘樓 寛永十五年鑄造の鐘 法大師の像を置、鐘樓をかく文左の如し

伏惟源大君左僕射征夷大將軍家光公也、撫運之日宣化於四海、震威於八挺、外施仁政、內崇佛神、彌久矣、以故德化之餘、朝中之神社佛閣、使再興者處處不可勝記、當社亦其一也、因而本社拜殿、左右未社護摩處御供處鳥居鐘樓、並至稻荷社境、而寛永曆甲戌之歲、營構悉成矣、幸甚幸甚、然猶神前之洪鐘、別當之住坊、未及修造、是殘念之至也、爰當社別當職禪夷山金輪寺住持法印存存、頻發中興之素願、而丙子之歲建興寺院焉、戊寅之歲鑄造鐘鐘焉、時本寺南山門主無量壽院澄榮、見于幕下旅于武

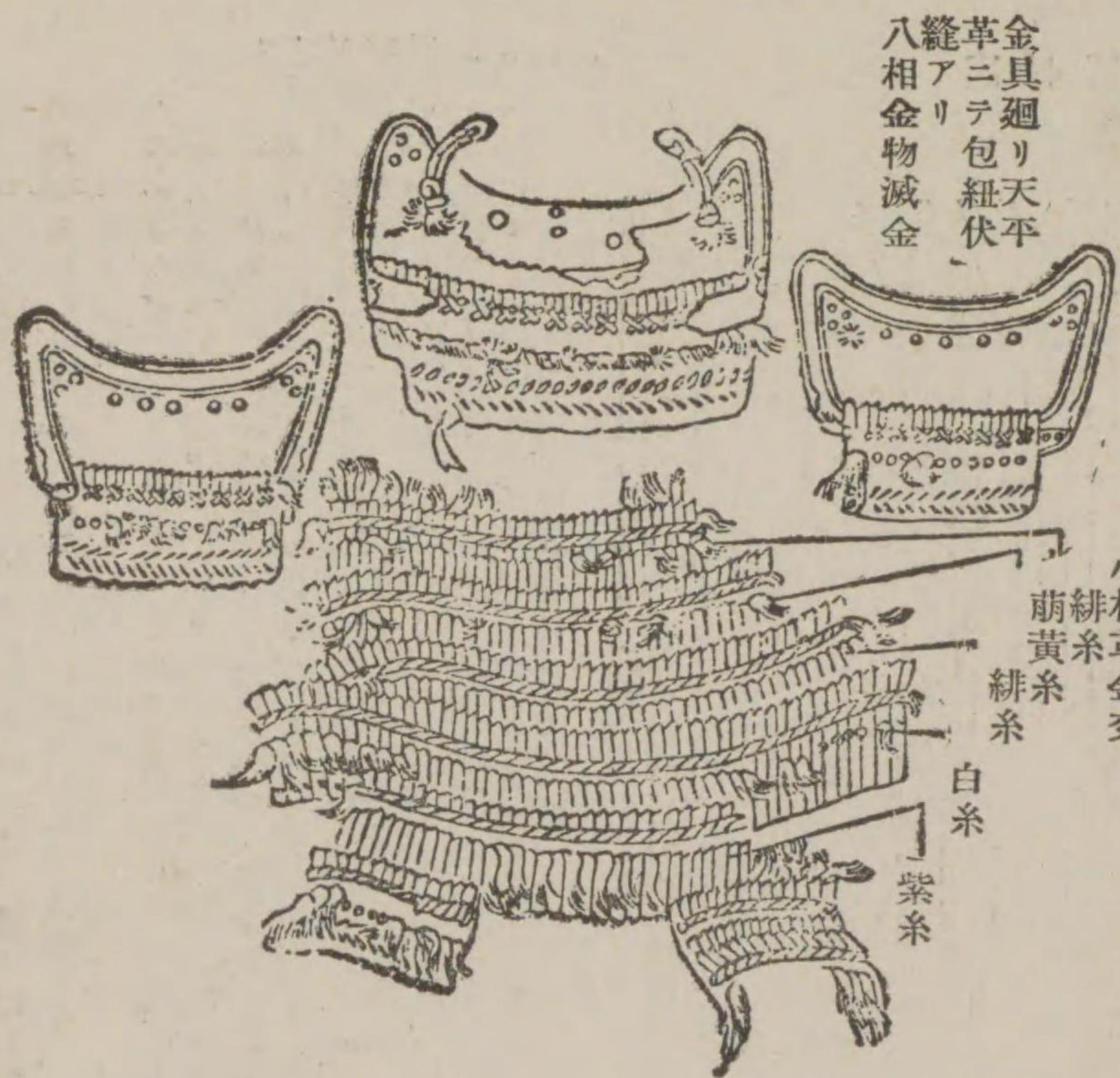
掛州豊嶋郡王子宮楹、供基物舊再興已成、時鑄寶器、新掛華鯨、爾音殷殷、其響錚錚、晨鐘夕梵、夜撞晝鳴、聽

花鎮祭圖 御願永年中起

田樂躍之圖



應遠近人宜送迎、四惡意類、三界衆生、苦盡樂至、夢醒
睡驚、唐帝脱械、龍神退兵、功德是重、利益不輕、所庶幾
者、國家泰平、萬邦風穩、四海波澄、普天雲收、卒土月
清、庄内豊樂、城中貞正、社壇安靜、寺院繁榮、掛鐘之



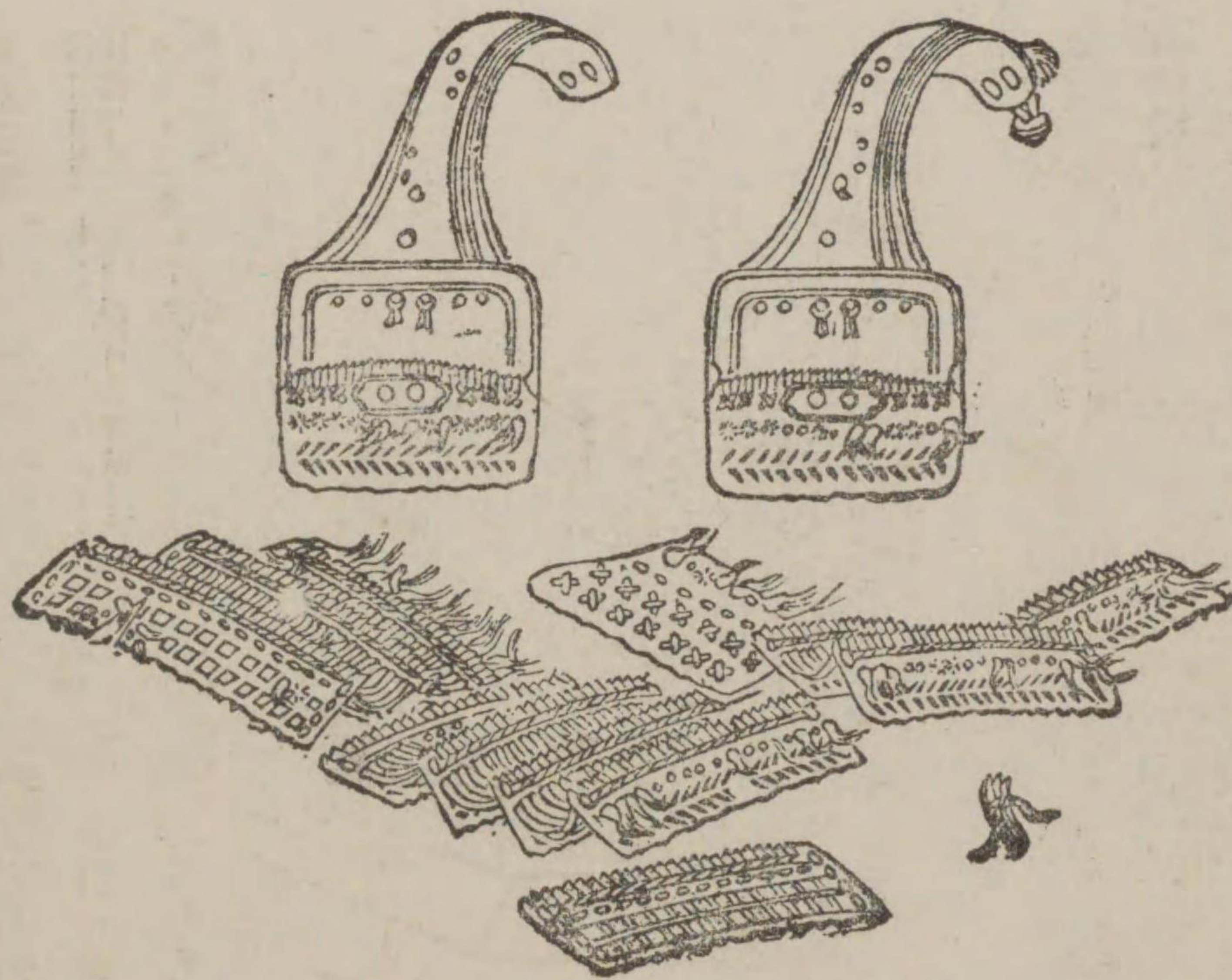
金具廻り天平
草ニテ包紐伏
八相金物減金

小札革金交

萌黄糸
緋糸
白糸
紫糸

徳、億
劫度、億

時寛永十五年庚寅十月吉祥日 壇主 金輪寺別當宥存

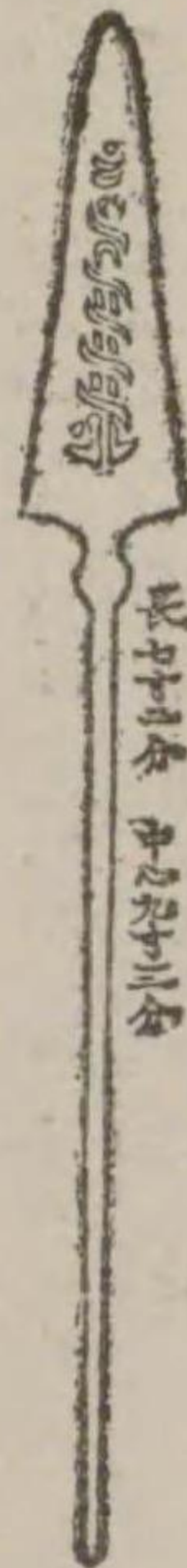


仁王門 若一王子の額をかく、寛永年 供所 智明庵 神寶

若一王子縁起三卷 寛永十一年鈞命に依て林道春撰する處な
の極彩色なり、其後久く御文庫に置れしを、承應三年
十二月廿五日御納ありしと云、卷末の文左の如し、

武州豊嶋郡若一王子社者、所勸請熊野權現也、寛永年中、
征夷大將軍左大臣從一位源大君治世理國之暇、敬神務民之
餘、造替當社、新賜縁起、從四位下侍從兼加賀守紀朝臣正
盛謹奉鈞命、乃令愚拙撰其詞、於是筆者、揮行草之勢、畫
工盡丹青之美、正盛偶有不違、而齋藤攝津守三友傳旨、而
後其功已成、裝爲三軸、以納社内、誠是神寶之最也、須遺

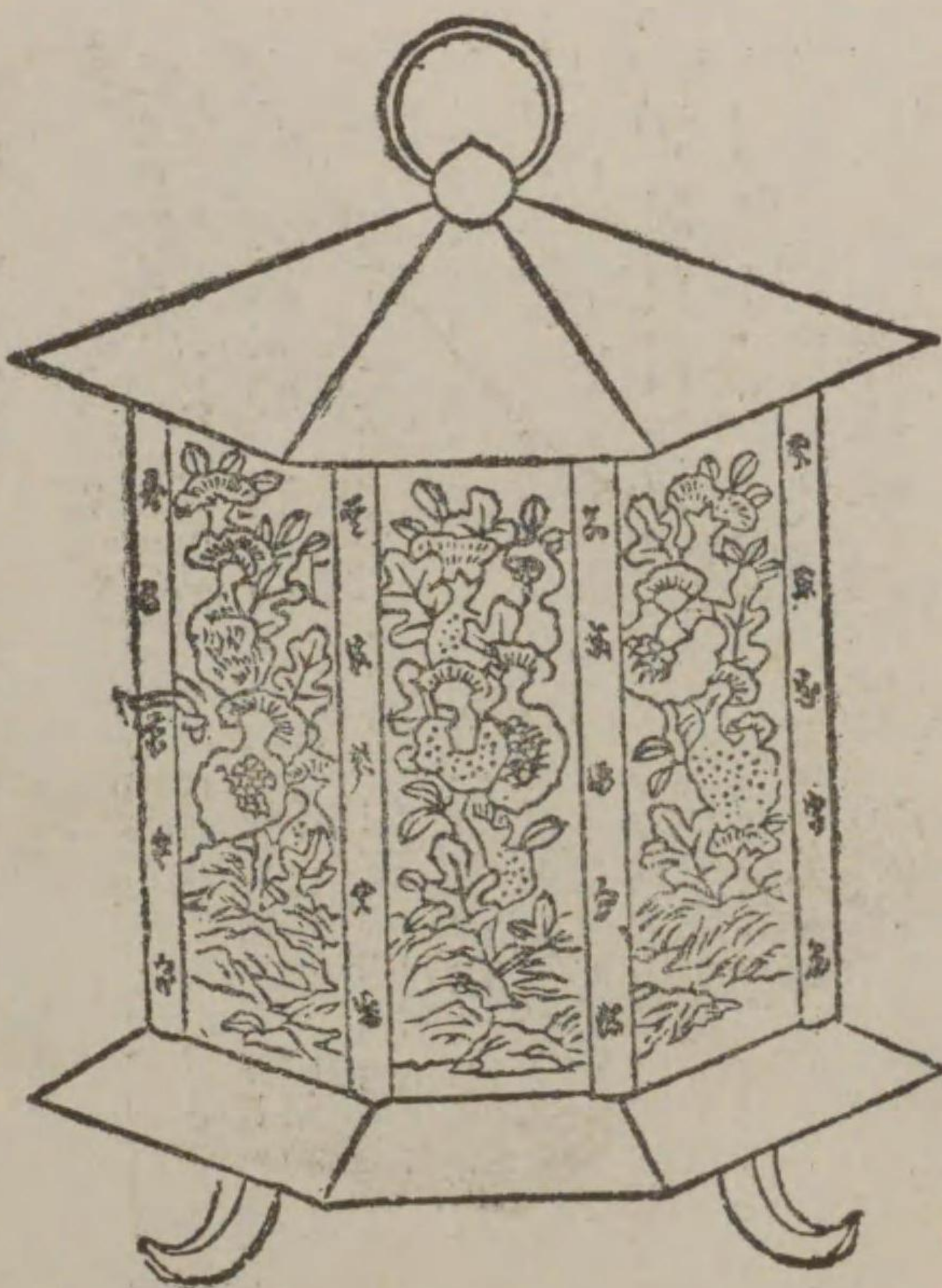
芳於萬世、而輝神威鎮邦國者、不在茲乎、
寛永十八年七月十七日 民部卿法印道春敬書



熊野三神傳記一枚 元文三年有徳院殿の内命に依成嶋道筑記
する處なり料紙は大高檀紙一枚なり是禁
裏より進せられ 腹巻一箇 康平年中源義家東征の時寄納あ
し御紙と云傳ふ 眞偽は知らず、古制
のものなり、鎌倉權五郎景政鎌一枚 寄附の由來詳な
圖前に載す

新編武藏風土記稿卷之十八 豊島郡之十

太刀二振 一は長四尺二寸八分、中心二尺五寸、銘に國次と
あれと次の字定かならず、一は長四尺三寸中心二
尺二寸餘、内一尺許は後に打添しものなり是 古刀一腰 近き
は銘なし、共に鎌倉北條家より寄附すと云、 鳥山より掘得たりと云、古代の制なり若くは、 大般若經一
明器に埋みしものなりと云、圖上の如し、



卷活字版にて大般若第三百四十九卷目なり、奥書に奉施入武
州豊嶋熊野權現御寶口、文保二年戊午初秋大施主右衛門尉
平行泰敬、王子宮本地三尊三幅緋紙に金泥の梵字を以て佛
白と記す、表装の裏に武州豊島郡若一王子權現
和泉守高陸納る處と云、表装の裏に武州豊島郡若一王子權現
之本地者彌陀藥師千手之尊影也、別當金輪寺宥相法印所望新
圖焉、故使家土赤尾加兵衛清繼隨舊圖以金泥梵文莊嚴之附于
寶庫、而永冀家門榮全者也、元祿十五年姑洗上弦從四位

下高陸誌 銅燈籠一 武州豊嶋之郡若一王子宮殿燈籠寄進王子、
とあり、東光院第十代住僧權大僧都法印朝宗慶長
九年甲辰正月吉日と
銘す、圖右の如し、
北條家文書三通 文左の
如し

掟

- 一 於營中竹木伐取事
- 一 供僧中横合非分之事
- 一 只今被相拘社領不可有異儀事
- 右三ヶ條於違犯之輩者、不及用捨可遂披露狀如件、
- 天正三年乙亥二月六日 花押北條氏政
花押なり

王子別當坊

掟

- 一 於宮中竹木伐取事
- 一 供僧中へ横合非分之事
- 一 只今被相拘社領不可有異儀事

以上

右三ヶ條、於違犯之輩者、不及用捨可遂披露狀如件、

天正十一年癸卯月十八日 花押北條氏直
花押なり

王子別當坊

王子社中之杉、此度被載虎之印判被仰出處者、奉行

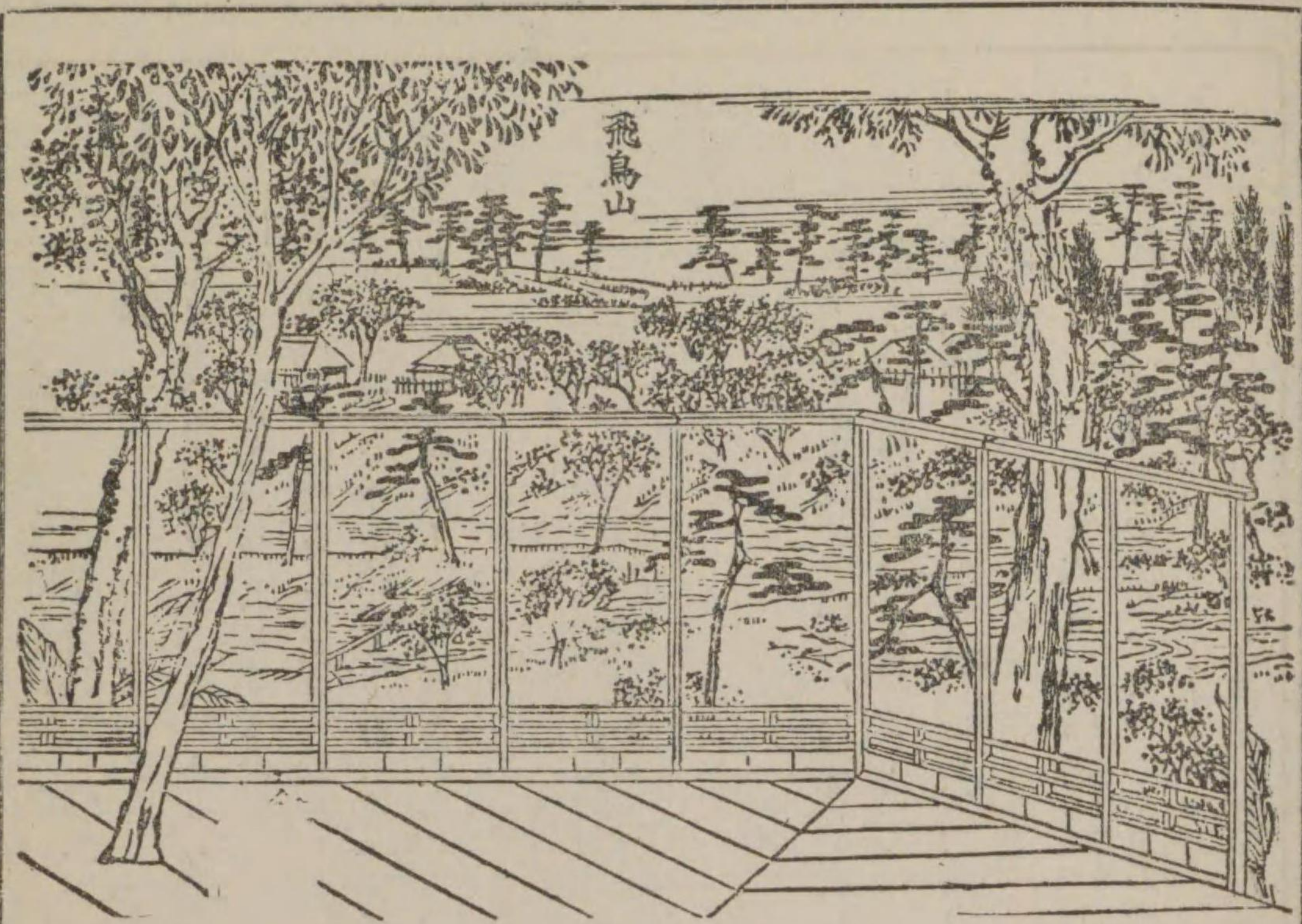
之者無届を以申上付而不及御糺明、惣並之御下知之
由候、大途遂披露候條、右之杉不可剪、於自今以後
も横合妄之儀有之者、何時も爲先證文可遂披露候仍
如件

戊子 此戊子は天正十六年なり

十月七日

王子別當

東照宮 寛永十一年社頭御造營の時勸請し奉と云、御束帶の御
像にて日光山大樂院の御畫像を摸し奉れりと云傳ふ、
末社 天照太神 飛鳥明神 古は飛鳥山にありし寛永十
年こゝに移せり、祭神は事解
男命、聖宮 天神 三十番神 山王 關明神 荒神
十二所水川淺間合社 八幡藏王白山合社 康家清光合
社 豊嶋康家清光の靈を祀れり、康家は豊島三郎と號し、源義
家に仕へし太郎近義の子なり、清光は權頭と稱し治承の頃
なり、別當金輪寺 古義眞言宗紀伊國高野山無量壽院末、禪
院を兼帶せり、相傳ふ康平年中源義家東征の時當所に於て金
輪佛頂の法を修せしめ、凱旋の日甲冑を社頭に奉納し、且誅
罰せる處の夷賊の魂魄の冥福を修せられ、迷徒を禪樂に獲得
せしめられしゆへ、山を禪夷と號し、寺を金輪と稱すと云、
古は新義なりしか、慶長十四年僧宥養合命によりて王子兩社
の別當に補せられしより今の宗に改む、其頃關東にて古義眞
言宗の棟梁五ヶ寺を定められ、御黒印を賜ふ、常寺其一なり、
故に宥養を中興開山とす、此僧はもと相摸國大磯宿地福寺の
住僧たりしか、天正年中東照宮へ調し奉り、慶長十三年十一
月淨土法華宗論の時證人として論席へ出ること命せらる、



金輪寺舞臺之圖

明る十四年伊奈備前守をもて江戸邊の古刹御尋ありしに、金
輪寺は古き草創にて今無住なる由を答奉りしかは頓て命あり
てこゝに住職す、其後紫衣を勅許せられ、又時々御城へ召れ
て御祈禱を命せられ、或は法義など御尋あり、同き十九年大
坂御陣の時御祈禱札を彼地へ持参し奉りしかは、御感ありて
伏見城に於て酒食を給はれりと云、是より先權大僧都朝宗當
寺に住職せしこと、慶長九年社頭についで燈籠の銘に見えたり
り、本尊金輪佛頂は行基の作、又權現の本地佛藥師阿彌陀千
手觀音を客殿に安置す、慶長の頃東照宮此邊御放鷹の時當寺
へ成らせられ、つひて台徳院殿大徳院殿にも御立寄あり、寛
永十一年宮社別當坊御造營の時、金輪寺佛殿の西續へ上段御
座所をも建させられしより、御膳所となり、其後享保五年修
理を加へられし頃、南の方唄の端へ別に御座所を建續けら
れ且其前に舞臺を設けられしとなり、此御舞臺より咫尺に飛
鳥山を眺み眼下には王子川漲り流れて石堰に激せる水聲潺湲
として響き、溪間の茂樹春花秋楓の觀美を具し最絶勝なり、
其圖上に出す、安永五年淡明院殿日光御社参の時御小休所に
命せらるると云、當寺御膳所の節年内初度には五香散と稱せ
て、神藥及野菜一臺を獻上すること恒例に、寺寶 屏風一雙
狩野洞雲筆にて西王母を畫く、卓圍一鋪 文昭院殿御能裝束
有徳院殿賜ひしものと云、
月光院殿より御寄附ありしと云、裏書に從三位月光 金色佛
院殿正徳年中御奉納寶曆五年八世宥養仙記之とあり、
舍利一粒 寶篋塔中に納む、扉 鹽山指出磯圖屏風一雙 古法
信の筆と云、千鳥 茶銚一口 高五寸共蓋にて五七桐の模様あ
の屏風とも稱す、
鉄付は松子なり、口の直徑
三寸九分蘆屋、
五大尊畫像一幅 幅四尺許僧文覺の筆と云、
の釜と云傳ふ、
以上四は北條氏直より住
持宥養へ寄贈
と云傳ふ、
兩部大曼荼羅二幅 弘法の筆と云、能登國能
登那石動山天平寺より寄

附なり、真書に奉修覆金子共寄進于時天正二年甲戌九月吉日石動山天平權大僧都玄秀修善院と記す、冷泉爲久卿和欲一幅

飛鳥山といへる所の花とて、人のみせけるわか木の枝のことにうるはしき、色香も世ににすおほえし、江戸よりは陰ふむばかりの近さなれと、行て見ぬおもひを、霞の關にとむるはかりになん折枝の色香をみすはあすか山、はなのところの春もしられし

爲久

箱の裏に元文己未年春、冷泉前大納言殿關東下向之次、宥衛上人以飛鳥山櫻花進彼卿、源信遍奉請彼卿和歌仍所賜也、即經上覽藏之金輪寺者也、源信遍謹記とあり、

春の御下向に奉らはやとかまへたる花の折しも、ゆへありて秋なむ御くたりまし／＼けるほとに、かの花を押花といふものになしおきて、奉りしつゝ

權大僧都宥衛上

あすか山越し昨日の春の色を、この一ふさの花にみそなへ一ふさの色香も春の後見よと、おもひをきける花そ

えならぬ

爲久

押花の和歌と稱す、元文四年爲久卿下向の時、金輪寺住持宥衛櫻花に歌を添て送し頃の贈答なり、合て一幅とす、同幅
さきぬとも告ぬあすかの山櫻、去年のこと葉の色やわすれし

右

冷泉前大納言殿御歸洛を催されし日、品河驛にて石筆に書せられて、宥衛大徳の許へ申つとふへきのむね、佳孝おほせを蒙り侍し
桑山佳孝の筆にて 油小路高前卿和歌一幅
同人の寄附なり
とふとりの山のさくらをいかてみむ、おりつるひとの情ならずは

たか前

奥書に此一軸は油小路前大納言殿、飛鳥山のさくらにつけて、みせはやと手折あすかの山さくら、た、ひとえたのいるかなるしも、右愚詠の御返しによ、冷泉爲村卿和歌一幅
折るたのむかしをそおもふあすか山、花はかはらぬ
春の色香に

自筆の短冊は失ひて、寺記の内に傳へ残りしを、近き年屋代弘賢が書して一軸とす、は寛保三年の春飛鳥山の櫻花を押花と云ものにして、住僧宥衛より、飛鳥山十二景詩一卷奉りし時讀て贈られしものと云、

十八年林信充の作なり、自序 飛鳥山十二景和歌十二葉元

あり其文飛鳥山の條に録す、狩野友甫畫一幅 田家月紙に眞字の跋を書して一箱に入る、西三條大納言公福なり、冷泉爲久卿住持宥衛に寄贈せらる、月のやとと卿の筆にて、秋の田の露しくとこのいなむしる、月と卿もるいほりか、無量壽佛像一幅 明人の畫彩色あり、植荷翡翠、以上三幅對、善化禪師竹雀梅鶴、以上三幅對、箱蓋の裏に此函所藏之僧者狩野主馬筆也、昔時寛永十一年、有大猷院殿台命、令造營王子權現稻荷及末社等且賜緣起三軸也、乃其文林道春、其書鈴木權兵衛、其書狩野主馬、各承命而皆振其才以可知焉、昔狩野主馬、歷覽王子權現稻荷社頭之構、畫境地之風景、而親爲圖之、適來此地止宿當寺也、依之別當宥存、請屏風之繪、即應需而所畫者、此十二枚押繪也、予師宥相恐其損壞爲掛物、三幅對四通、今願盡壞、故修補而以傳後代者也、主馬尙信筆、世太珍襲、必須容易無所爲之記耳、宋板寶曆九星次己卯仲秋望、金輪寺第八世宥仙識とあり、
大日經一部 大永中北條氏綱相州鎌倉極樂寺に寄附せしもの寺眞言院と云印を押し、又氏綱寄納の時押た、印文あり左の如し、

斯一藏眞爲先婦養珠院宗榮 莊嚴報土 大永戊子孟秋日平氏綱花押

宋板一切經零本二冊 豆州走湯山般若院の藏なりしを、文化中院主周道より當寺に寄附すと云、

釋迦像一軀 山城國山崎觀音寺住持大僧正以空、赤梅

像一軀 藥王樹にて彫す坐身 正觀音像一軀 長九分許弘法作念せし、青色舍利一粒 金梨子地菊桐の紋を詩繪せる箱に納像と云、蜀錦にて東福門院以空 十六觀音畫像十六幅 贊あり畫贊共手筆の舍利記文添へり、梵字佛號二幅 一はしやか高辻大納言豐政卿の文書添り、弘法大師畫像一幅 以空 袈裟一頂を書す、共に以空筆、
古筆手鑑一帖 右二品以空所 以空肖像一幅 醍醐大納言冬高辻大納言豐長卿の贊あり、【土岐略系譜】一軸 以空の系正親町大納言公通卿筆、
未に元祿十五年壬午四月十六日權大納言藤原敦親書、觀音塑像一軀、地藏塑像一軀 共に立像長二寸五分弘法大師幼稚の年代等詳にせざる往 時造る處と云、此以下の品は寄附の古よりの寺寶と云、五大尊五軀 弘法 炎胎地藏一體 惠心 愛染畫像一幅 不動并八大童子畫像一幅 此二幅 弘法筆 不動畫像一幅 惠心 不動及二童子畫像三幅 僧妙 閻魔曼荼羅一幅 巨勢金 啓書記畫三幅 對中央福祿壽 山水畫一幅 元人見 圓頓者一幅 尊圓親 後奈良院宸筆和歌一幅 龜洲筆 山院宸筆和歌一幅 王閩州詩一幅 古筆手鑑一帖 【高

野大師行狀記】五軸土佐繪入の卷な 卓團一舗と云傳ふ、古世の物、繡字賀文一幅明人莫公祖壽筵に用たるものなり、と見ゆ、繡字賀文一幅、縦六尺一寸横九尺、文字大さ一寸二分許、大幅淡青色の純子を五布綴り合て一枚とし、白糸をもて文字を縫出せし巧のものなり、唐通辭某より打鋪の爲に寄納せしむいと雅物なれ、【小田原北條分限帳】寫一冊は本書は表装して寺寶とせり、野山高室院の所藏なり、小田原落城の後氏直彼院に寓居せる時の遺物と云、此寫は元祿五年正月當寺第五世宥相高野登山の目手自から謄寫せる處なり、然るに後年高室院に傳ふる本書焼失せしとて、再び彼院より是を請て寫し傳る由なれば最珍とすへき書なり、標題には【小田原北條家分限帳】とあれと、卷中には【小田原衆役帳】と記せり、享保七年寺社奉行土井伊豫守利意命を傳へて此帳を本城へ呈せし事、北條氏照文あり、其時利意より書狀等合て一箱に納む、書一通昔より當寺に藏すれと其傳來を詳にせず文左の如し

態預御狀本望候、如蒙仰先日は平野之儀に付而、從御隱居退事入御覽候間、御得心之由、令得其意候、何分にも馳走可申可御心易候、次宇治茶共袋贈賜候、御志與之旁々賞味可申候、委曲期後音候恐々謹言

六月七日 奥州 氏照花押

右衛門佐殿 御報

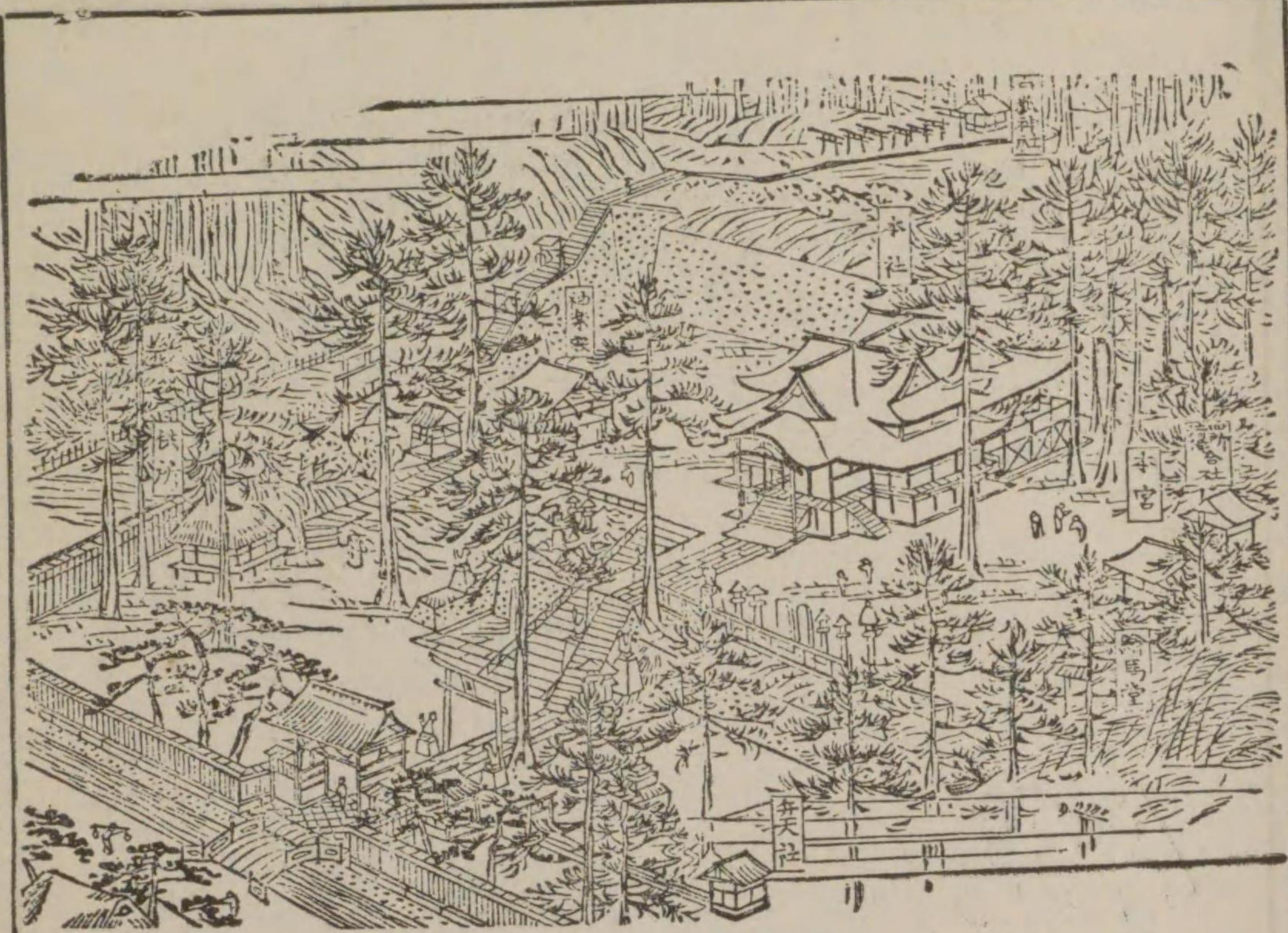
築田政助文書一通三島六郎政行寄附文左の如し 禪興寺領武州平沼之郷事、自何方改兎角申候、固守寺家不可存疎儀之段 上意候、恐々謹言 十一月三日 政助花押

金子左京亮殿

按に政助は古河公方の家老にて大炊頭と稱し、關宿の城主たり、且左馬頭政氏より一字を與へて政助と名乗し人なれば、其年歴大抵推て知へし、然るに文中武州平沼之郷と記せしは今の葛飾郡二郷半領平沼村なれば、彼郡の古より當國に屬せし證と、宋板一切經零本一卷 京都東福寺中三聖寺の藏書たり、紺紙金泥十輪經一卷 序品第一軸なり、高野山荒川年中得た、中將姫蓮糸三尊一幅 後陽成院宸筆國字一幅 烏丸光廣卿墨蹟二幅 明益王幅蹟一幅 四季富士山圖一幅 狩野常 兒文珠蝦蟇鐵拐墨畫三幅 對狩野探幽品は後年購 御成門 寛永年中設 御膳水 近き頃新に堀せ得所なり、御成門 寛永年中設 御膳水 近き頃新に堀せ

稻荷社

舊くは岸稻荷と號す、こは村名の條にも云る如く荒川と、祭神食保姫命稚産尊倉稻魂命にて本地は正觀音藥師陀 積尼天なり、祭禮二月初午及十二月晦日狐火會あり、道春所撰の權現緣起に、末社多かる中に何れの世にかありけん此社の傍に稻荷明神を遷し祝ひければ、毎年臘晦の夜諸方の命婦此社へ参り來る、其ともせる火の山中に連り續けること許多の松明を並るか如く、數石の燈を放ち飛しむるに似たり、其

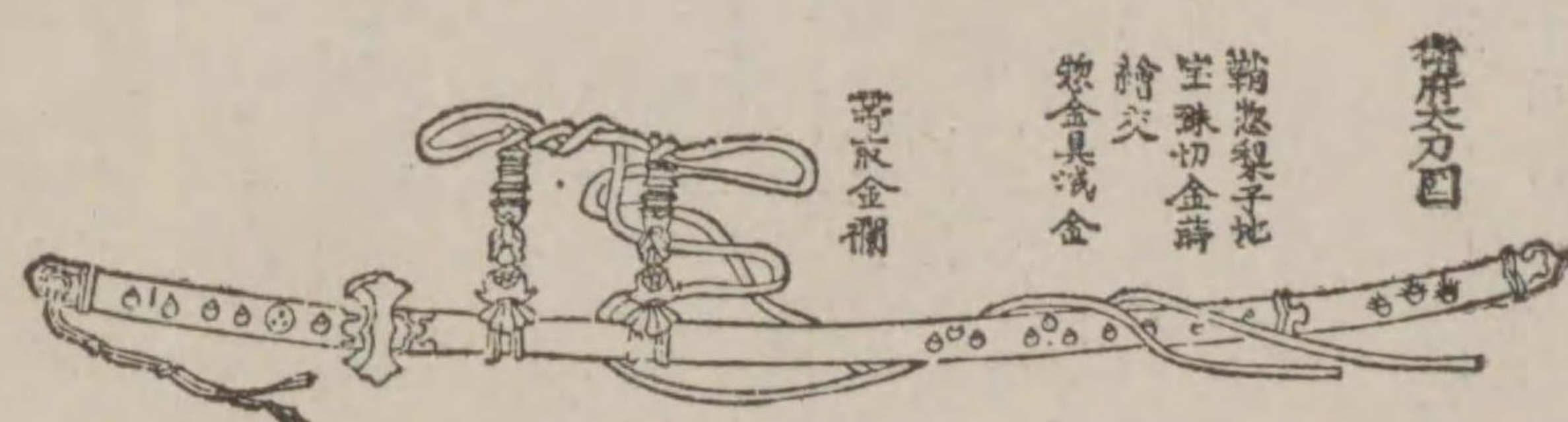
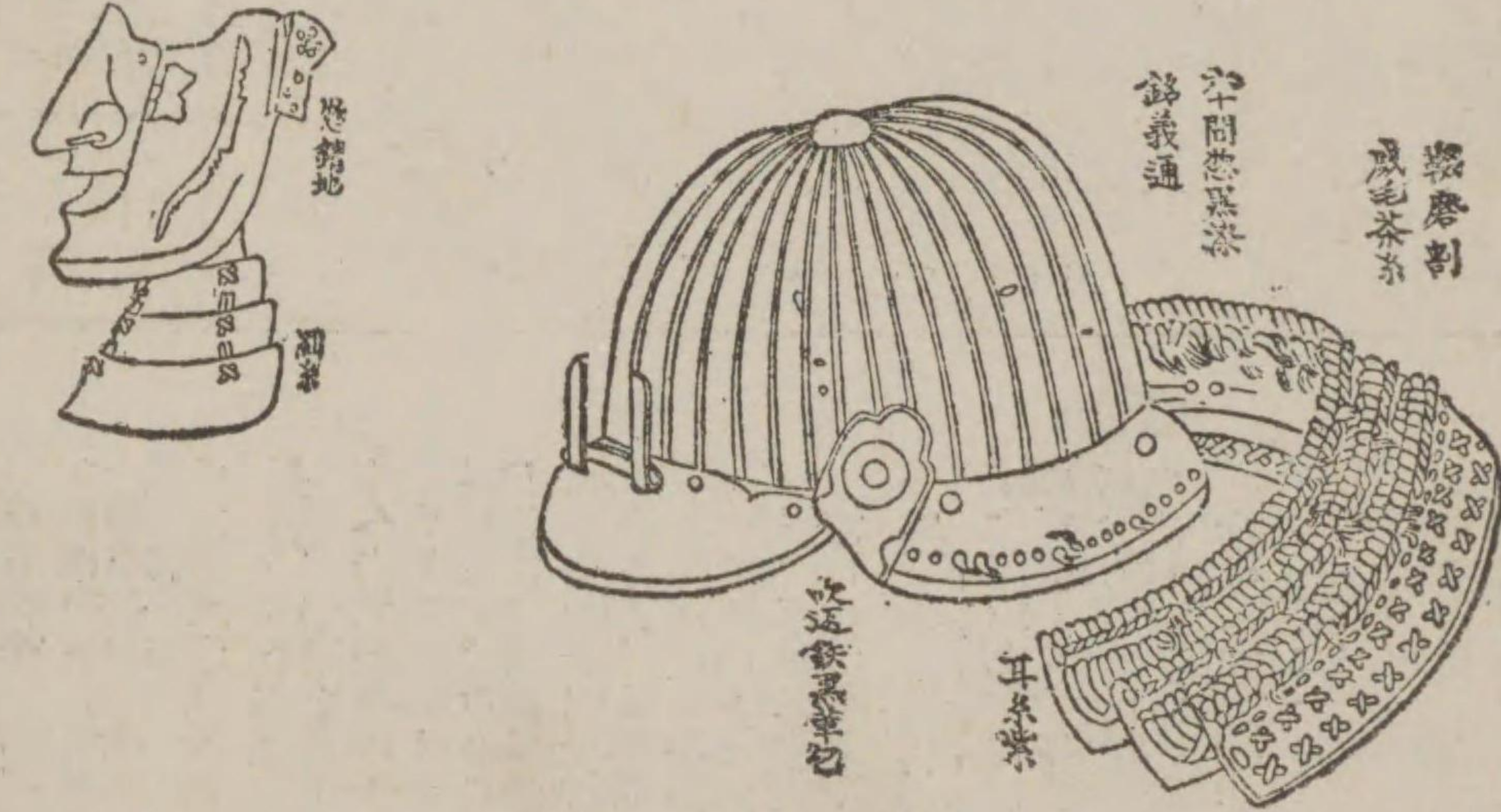
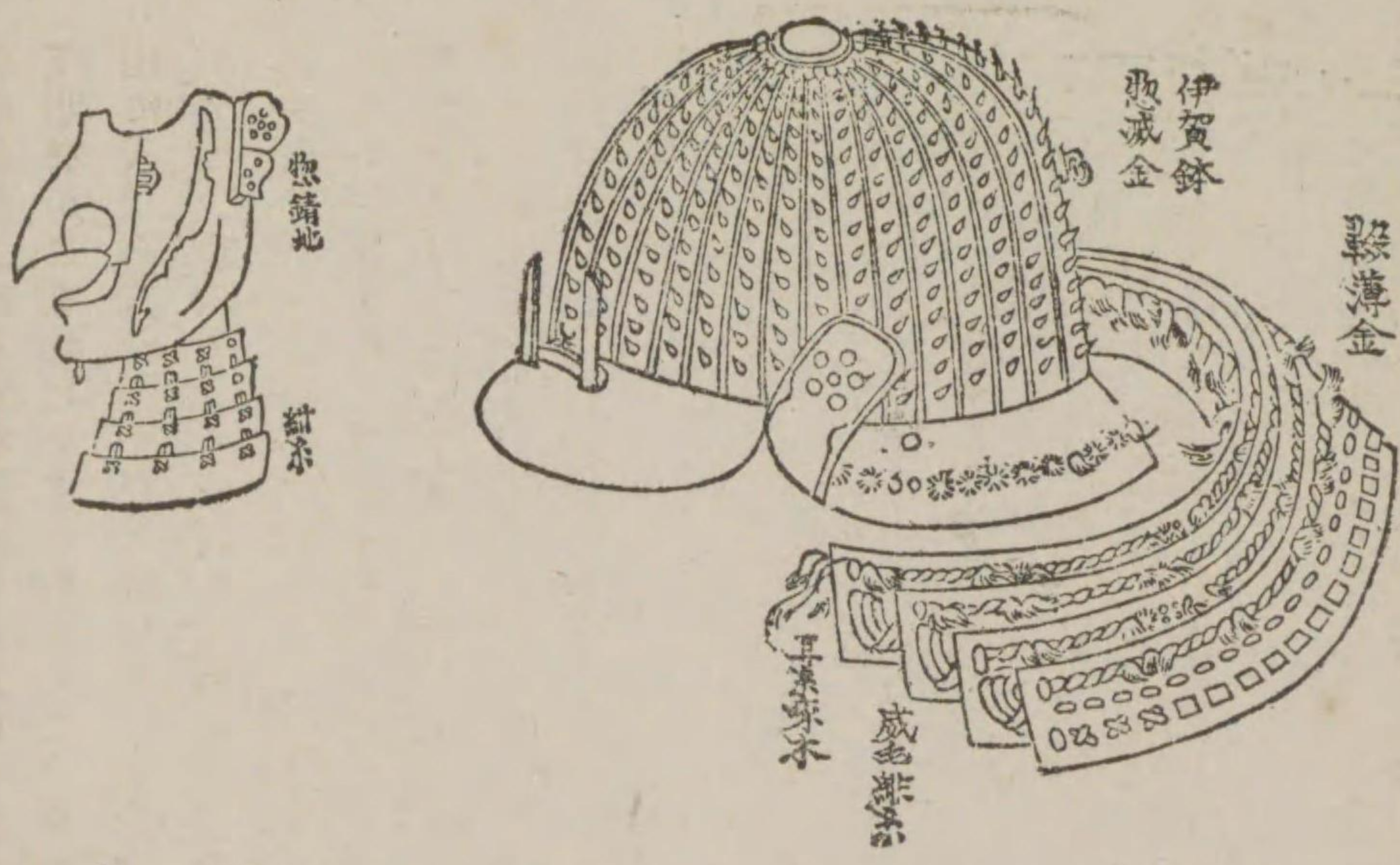


稻荷社地圖

道の山を通ひ河邊を通へる不同を見て、明年の豊凶を知ると聞ゆ云々、是に據は當社は權現の末社の如く聞えたと左にはあらず、金輪寺中興宥養を王子兩社の別當に補せらると云に據ても知らる、道春偶誤記せしならん、當社へ御成ある時は其日一日開帳す、又十年に一度御 社寶 兜二 面頬二 長刀二振 納ありしと云、享保五年八月十一日有徳院殿金輪寺へ御立寄の時上覽ありしより、御代々 衛府太刀一振 傳の台覽に供ふと云、兜面の圖左に載す、 寶曆年中松平右京太 詳ならず、中心に清光 鞘卷大刀一振 寶曆年中松平右京太 和銘す、圖後に載す、 大家人宮部孫八寄附、 銘に奉納于王子村稻荷大明神寶藏、宮部孫八藤原 宗近刀一 義正再拜、東都青龍子敬造とあり、圖次の如し、 宗近刀一 振長二尺三寸七分、宗近の二字を銘したれと漫漶して詳なら ず、箱の上に奉納 王子稻荷大明神宮、三條小鍛冶宗近雄劔 一振、享保二十歳次乙卯年二月中七日、越後國新發田城、刀 主溝口出雲守臣下源五左衛門尉藤原姓江口氏榮明と記す、 一振 紅葉狩太刀と稱す、長二尺三寸五分不動利劔の樋あり、 中心の表に國字にてもみちかり、裏に中嶋石右衛門と銘 す、寛政九年窪田助左衛門勝英と云者重病に罹りし時、當社 に祈誓して、平愈せる報賽に納むと云、由來書を一軸として 其文に、

物見之役勤功之賞刀壹腰送之、追恩賞可令汰沙也、 文祿二年二月十八日

清正花押 唯茂右衛門へ 傳書寫 もみちかり中島石右衛門



朝鮮征伐之時石右衛門加藤清正にしたかひ、立花宗茂明勢かこまれしをすくわんとて、キコル山と云深山に入、石右衛門物見を勤むに、異形之唐人八打てかゝる、即時に三人切殺し、貳人深手を負ひ、三人逃失たり、清正來りて大にしよふびし、往古平のこれもち戸隠山にて鬼神をたいしけしに似たりとて、感狀にこれもち石右衛門と書、此刀をそへ給るゆへより、此刀を紅葉狩と名付、中島家に重寶と成、愚祖父主水中島作太夫娘を妻とす、引出物にして送之、畧す

不審の傳書にして殊に清正の花押他に見えたるとは異形なれば、うげかたきものなれと姑くそのまゝを記せり、刀一振青江下坂の作と云、無銘なり延享、曲玉九顆文化年中五年池田甚十郎寄附の由鞘に記す、吒積尼天腹より堀得、馬頭觀音銅像一幅坐身長一寸八分弘法作と云、畫幅一軸狩野永真筆の鳥居二基、神樂殿、供所享保十丁に罹りし後井上河、寶篋塔明和四年田安殿、鐘樓寛永十七年内守承りて再建す、鐘成萬斤焉、野山門首澄榮爲之銘曰、王子之岸、稻荷之神、寛永十七年、官命降而雖宮成、未有鐘矣、所以金輪寺主法印宥存發鑄鐘之素願唱之、從而和者、若千人、寛永十有七年居諸、履冶工施鑄、鐘成萬斤焉、野山門首澄榮爲之銘曰

鳴鐘新掛 其功大哉
響報往來 撞者拔苦
恒種甲拆 心蓮華開
恒阜民財 鐘用無盡
寛永十七年辰九月吉祥日
永莊樓臺

水屋 表門 寛政年中 本宮今の本社後年造營ありし後、其せり、神體稻を荷ふ老翁の像なり、本地十一面觀音を末社も安す、こは本社遷座の後別に安置せるものといふ、辨財天弘法大師の作、元宇都布坂の上に移せり、白狐神四所清瀧明 裝束榎社地より東の方田間にあり、もとは二株あり神合社 裝束榎社地より東の方田間にあり、もとは二株あり木の方は園み二抱餘、土人の説に毎年十二月晦日の夜此榎に狐聚りて衣裳を改むるゆへ斯唱ふと云、藥師堂 名主善右衛門が宅地にありて同人持、藥師は立像長一尺弘法大師の作日光月光の二佛を前立とす、妙觀塚 村の西南の方にあり、長六間幅四間許、塚上に松一株ありしか今は枯てなし、昔追鳥狩の時御立場となりしゆへ、松山の、龜井塚 稻荷社の後畑中に四ヶ所あり、共御立場と稱す、舊家者 善左衛門 飯田を氏と、名主を勤む、往昔王子權現鈴木・須藤・榎本等を氏とする、六人の村民隨ひ來りて爰に居住す、是を王子の六人衆と呼ぶ、善左衛門は則其一にして祖先を飯田大膳と稱す宅地の内墓所に正和・正安・觀應等の年號を彫れる古碑あれば、舊家なることは論なし、彼六人の内金子氏の子孫と云ふもの村内にあれ、是も證とすへき事なし、

○瀧野川村 瀧野川村は古き地名なり【源平盛衰記】頼朝隅田川を渡り府中へ趣し條に、武藤國豊島郡上瀧の川松橋と云處に陣取由を載せ、及【豊島系圖】に、宮城八郎重中か次男瀧野川太夫五郎信久、信久子瀧野川次郎信川、信川子同五郎久吉、久吉子同小五郎久道、久道子同長門守豊明とみゆ、是等皆當所に住して在名を氏に唱へしならん、【北條役帳】に、太田新六郎か知行二十一貫五百文江戸瀧野川源三郎分、二十一貫文江戸瀧野川梶原堀之内瀧江分とも載たり、村名の起りは村の北王子村境を流るゝ石神井川、急流にして水聲四方に響く事瀧にひとしとて瀧の川と唱へ始めしより村名ともなせりと、村内金剛寺松橋辨天の縁起にいへり、日本橋への行程二里、戸數百十八、東は西ヶ原村西は下板橋宿、南は巢鴨村北は石神井川を隔て王子村、東西廿町餘南北十二町、用水は仙川分水の下流を引沃く、村の東の方日光御成道南の方中山道係れり、又金剛寺より南の方石神井川の對岸小高き處鎌倉古街道の跡と云、今其所は村民の宅地なり、【南向茶話】鎌倉古街道のことをいへる條に、高田馬場より雜司ヶ谷法明寺脇通り中山道を横きり、谷村瀧の川村を経て豊島より千住の方古の道筋なりとあり、谷村は村の小名、谷津といへる所なるへし、檢地は寛永十六年

長谷川五郎左衛門、阿出川惣兵衛・小崎庄兵衛・牛込五郎兵衛、高札場、村の中程にあり

石神井川 村の北境を流る幅五間程、是を瀧の、○逆川村の方西ヶ原境の細流落合て一條の流となり、北流して王子川に入る、北流は水の逆なれば呼名とすと云、幅一間より九尺に至る、○源五郎淵村の南巢鴨村界に

八幡社 村の鎮守なり、金剛寺持にて羽黒派修驗寶隆院社を守れり、

金剛寺 新義眞言宗田端村與樂寺門徒、瀧河山松橋院と號す、本尊不動は坐像にて長一尺餘弘法大師の作と云、縁起の畧に、當所は弘法大師遊歴の古蹟にして、其頃手つから此像を彫刻ありて假に石上に安置す、今其石を不動影向石と稱す

は境内に現存し、疾病のもの此石に水をそそきて其水を服すれば立所に平愈すと云、又治承年中右大將頼朝境内辨財天信仰の餘り堂舎建立、及び田園をも寄附ありしに、其後兵火に燒れ強盜に田園を掠め奪はれ、宗門に定かならざりしに、天文の頃阿闍梨宥印と云僧是を歎き、北條氏康へ訴へ永く眞言の道場に復すと云、影向石三箇の石像を縁起に云へる不動の、辨財天社弘法大師作坐身長七寸の像を安置せる處なり、大黒天本堂の後の方岩、辨財天の洞をも置り、地蔵堂 大黒天本堂の後の方岩、辨財天の洞中に安置す長一尺の石像にて松橋辨天と號す、弘法大師の作、當時此地に松橋と云橋ありし故地名をおはせて唱といへり、松橋の名は前に云る如く【源平盛衰記】に見えて舊き地名なり、治承の頃頼朝此辨天を歸依の餘り太刀を寄附ありし由縁



瀧の川の圖

起に載たれと今は失なへり、洞中に、惠比須昆沙門石像文保三年三月と彫たる古牌一基あり、紫の楓紅葉の秋時紫色を、○正受院淨土宗芝増上寺末、思惟中大和國宇多郡龍門の奥功曾久と云所に、學仙房と云僧住し、不動即我の密法を修する事年あり、靈夢を得て當國に來りて當寺を草創せり、其年たまたま洪水ありて洞の川中より弘法大師作の不動を得たり、其後又旅僧來て一軀の不動を授けしもの今堂中に安置する處なり、學仙房は弘治三年三月四日寂す、其墳墓庭の小山の上ありて五輪塔なり、其後寂阿了山と云僧堂舎を再建す、文祿三年九月三日圓覺光道本堂再建の棟札あり、本尊阿彌陀は行基の作にて坐身長二尺五分此餘惠心作の彌陀像、撞鐘三年改鑄すと云、不動堂弘法大師作觀一軀を置、音堂西國札所第四番、瀧本堂の脇下あり病、○壽福寺新眞言宗田端村東覺寺門徒、南照、○塚五仁王塚、鷹番塚、新塚、山觀音院と號す、本尊子安觀音、者つとい來て浴せり、義あり、共に僅の塚にて由來詳ならず、

○西ヶ原村 西ヶ原村は昔平塚に屬せしと見ゆ【北條役帳】に平塚藤右衛門二十貫文江戸平塚之内西原と載たり、平塚の事は上中里村に辨す、日本橋の行程用水等前村に同じ、家數七十餘、東は中里村西は瀧野川巢鴨の二村、南は上駒込村北は上中里梶原堀之内の二村なり、東西十町餘南北八町許、日光御成道係れり、正保年中は御料の外木村善右衛門・山川市十郎知行、及雲光院法恩寺領入會の地なりし由ものに載たり、今も以上の領地にして其餘

隣村平塚明神社領及野間忠五郎知行加はれり、木村の子孫は今も善右衛門と稱し、山川の子孫は左兵衛と云、檢地は延寶二年中川八郎右衛門關口作左衛門糺せり、高札場村の中程

小名 貝塚 橋戸 上の臺 殿の上 一本木 御殿 前原 原久保 西谷戸 向ヒ原 前谷津 池ノ尻 所や形 廣町 原下 茶ノ木田 穴田 一町目 塙 田 峽ヶ下

立會橋 上駒込村境の小渠 熊野坂 村の中程熊野社 大炊介坂 御用屋敷邊の小坂なり、し地と云、名主文右衛門も保坂氏にて先祖を仁左衛門と稱す、有徳院殿此邊御放鷹の時文右衛門が家に御立寄有て、大炊介事蹟を御尋ありしに、此頃はや詳かならざる由御請申上しとなり、又今村の年寄を勤むる忠兵衛も保坂氏にて、元は兜鉢卷等の武具、○御殿山 附犬追物蹟、村の北日光道の右を所持せしと云、昔は舟山と稱せしか、御殿を建させられてより斯號すと云、此御殿を古く設られしにや「正保國圖」に、既に御殿と云者あり、今は松杉雜木の御林となり、四町六段六畝二十七歩の地御林奉行支配、御林番居住して預れり、御殿を毀たれし年月等は詳ならず、按に慶安三年林道春仰を蒙て撰せし舟山茶亭記と云もの「羅山文集」に載たり、其文に

舟山茶亭記 武州原野之廣遠也、古今稱其名、就中本州豊島郡中里村者、當金城之西、最爲勝地、遠近之郊、疎密之林、

舉也、相攸擇勝誠宜哉、薄于震巽間有叢祠、曰平塚、偶辱枉蹕、遂賜供田以表之、亦非神之幸乎、惟夫曰壽寧、則延算引年、而凡凡臣民奉祝之禮也、無不慶焉、昔周公有事于達觀、其大聖而壽考、人皆知之、今取焉敷、其監臨之廣而明也、四海之安泰、百世之本枝、舉在掌內、嗚呼盛哉美哉、

慶安三年之冬奉台命而作、 按に文中舟山を中里村と書せしは誤れり、昔より中里と當村とは別村なる事村名の條に記す如し、又文中壽寧軒遠觀亭などと稱せし御設ありし由みゆれと、今其所を詳にせず、たゞ五段許の池及嶋嶼の跡存せるのみなり、又按に當所に於て犬追物ありし事は林春齋が撰せし「犬追物御覽記」に載たれば左に抄録す、 正保四年亥十一月十三日、將軍武州王子村へ渡御ありて犬追物を御覽せらる、是は松平薩摩守光久(本氏嶋津)其家に傳習はす由緒有により、上覽に備へ奉らんと連々執事者馬を以望申ければ、御許容ありて此村に新に棧鋪を構へ、馬場を築しむ、幾程なく土木の功終りければ今日出御あるへきに定りぬ、諸大名并御譜代の御家人各供奉すへしと仰出され、旗本近習以下の輩も各豫參す、此所は江戸城を去事二里許平原曠野の地にて、元より放鷹の御狩場なれば御茶亭もこれ有により、この所を擇はれけるにや、棧鋪は御茶亭の南にあり、東西四十六間南北十一間、南面の中央に上壇を構へ御座所とす、棧敷の南十二間を隔て馬場あり、其廣さ東西四十二間南北十間なり、四方皆竹を以て埒を結ぶ、埒の高さ四尺五寸、地の高下によりて五尺も有けるとなん、埒の中央十八間二色の砂を蒔て馬を立る所とす、是を勝示と云、其廻りを勝示際と云、其中央に長さ十八尋餘の繩を以て方四五間許の圍をなす、是を大繩と云、其圍の中央に

誠是蒐苗獮狩之場也、大君講武之時、相此攸、擇其勝以爲友憩之所、舊號舟山、乃命吏誅茅經營、周回数百千步、立柵衛之、當其遊獵、俊鷹數十聯、檢獵驕若干頭、列卒成隊、扈從如雲、於是飛者走者、或被搏擊、或中鳥銃、頗有去者不追之義歟、先是、於此地、使騎射者定其耦、放犬於藩內、射之若干番、中者記其名、俗曰犬御覽之時、使園國牧守及太夫士、同陪侍焉、誠是本邦射馭之禮也、頃聞就其掘處、浚之高其堤、洌泉自湧、乃爲池沼、其激灑也、萬鏡空明、其漣漪也、風行成紋、鳧鷖浮而游魚躍、觀於物於此、見在渚於此、嘉木欣榮于此堤、名花開敷于其岸、池側有亭、顏之曰壽寧軒、春則花靄如錦青草如茵、夏則新綠陰陰、薰風吹物、秋則佳月丹楓、夕氣相輝、冬則河漢雖匝、松篁增色、四美具矣、池中有島、新架橋而自壽寧渡之、過島經閣道數階登高處、有亭曰達觀、四顧則神風肅然、遠來自乾方日光山乎、簾外四時雪、招坤維富士峯之景乎、其良則望筑波山之茂陰、而千萬畝之甫田、在莽蒼中、因思稼穡之艱難、則與宋帝之麥苑、殆彷彿乎、羣々麋鹿、紛紛羽族、毳毛孳尾、皆得其時乎、長虹曳曳者、非千壽橋乎、飛翬隊隊者非江府之千萬戶乎、其餘壯觀不可歷

長き五尋餘の繩を以て方一間許の圍をなす、是を小繩と申す、其内に砂を入滿る事繩とひとし、埒の坤の方に戸あり是を大塚の口と云、異の方に戸有是をものかけの口と云、皆轅門にかたると成るへし、又南と東と西との埒の上にかさりの墓目の矢を挟む、一方に十二桁なり、一桁毎に四つ結にして四品に掛れば、十六筋なり、十二桁には合て百九十二筋成へし、三方合て矢五百七十六筋なり、是は三手の犬追物の矢數となん、三手の内に上手次手下手の名あり、又埒の外の良の方に添て假の役所を構へて日記の座とす、舊例には御座の次の席にて日記を沙汰する由なれと、此度は御座に近付し事を憚りて斯侍るとなん、此役所の内に器物一對を並へ置き、金殿盤の箱を以て是をだみ其上には青黄赤白黒の餅を二重に高くもり一重毎にいくらか積重て作花を挟む、其下には五色の桑を備ふ、其器の縁を金紙を以み松と鶴とを畫き、蝶花形を以其中を包む、但酒を盛にてはす、此外硯紙并幣等をも此内に納置けるとなん、此役所の前の傍の埒に又一つの戸有り、是は貴人出入の爲に設くる事なり、今日は開くに及はず、又埒の外の西南の方に假屋を構ふ、是は射手裝束を調る所なり、己刻將軍家着御有て棧鋪の上壇に入らせ給ふ、云云、 是にても其時のさま推て知へし、猶武 ○御用屋敷 兎御用の次第は春齋記文の本書に就て見へし、 〇順禮塚村の北 〇里塚 村の北日光御成道にあり、日 〇鎌段塚 或は籠段塚と稱す、上中里村に跨り一萬二千五百三十二坪の地にて當村に於ること四千七百八十七坪、事は上中里村の條に辨す、 〇順禮塚村の北 〇地藏塚 同邊 〇道音塚 瀧野川境にあり、名義詳ならず

神明社無量寺持 ○第六天社 ○熊野社 不動院持 ○稻荷社

無量寺

新義真言宗佛寶山西光院と號す、慶安元年寺領八石五斗餘の御朱印を附らる、古は田端村與樂寺の末なりしか、常憲院殿命を以て大家護持院の末となれり、又昔は長福寺と稱せしを、信院殿の御幼名を避て今の寺號に改むと云、本尊不動外に正觀音の立像を置長三尺五寸許惠心の作にて、雷除の本尊といへり、中興真惠享保三年閏正月廿三日化す、今の堂は昔村内に建置れし御殿御取拂となりしを賜りて建しものなりと云、元境内に母衣櫻と名つけし櫻樹ありしか今は枯たり、母衣の名は寛永の頃御寺寶紅頗梨色彌陀像成ありし時名つけ給ひしと云傳ふ、寺寶紅頗梨色彌陀像

一幅 八祖大師像八幅 妙澤像一幅 不動像一幅 六

字名號一幅 以上弘法大師の筆と云、其内名 菅家自畫像一

幅 七所明神社の鎮守とす、紀伊國高野山四社明神を寫し

七所明神と號す、末 辨天社 阿彌陀堂 尺許六阿彌陀の第

三番なり、六阿彌陀の由來は 觀音堂 西國三十三所 鐘樓

豐嶋村西福寺の條に詳なり、 寺中勝藏院 不動を本 ○不動院 同宗田端村與樂

安永九年鑄 寺の鐘を掛 號す、本尊不動開山僧海 阿彌陀堂 西國二十三番攝州勝尾

善元和六年六月六日寂、 昌林寺 禪宗曹洞派橋場總泉寺末、補陀山と號す、古は補

祥林寺と改め、文永十一年太田道灌田園二十四町を寄附せり、

其後大永五年丙丁に罹り後本山四世勝庵宗最中興して今の

文字に改む、此僧は天文十三年七月十五日寂す、本尊正觀音

は行基の作にて、六阿彌陀彫刻の時同木の末木を以てこの像

荷社二十 共に村民持にて、一を東漢森稻荷と唱ふ、是恐ら

しならん、このみならず稻荷の字を唱へ後假借して東漢と書

地なとうかん森と呼ぶとまあり、

與樂寺 新義真言宗京都仁和寺末、寶珠山地藏院と號す、慶安

元年八月二十四日寺領二十石の御朱印を賜ふ、本尊地

藏は弘法大師の作なり、昔當寺へ或夜賊押入し時いつくとも

なく數多の僧出て賊を防ぎ遂に追退たり、翌朝本尊の足泥に

汚れありしかは、是より賊除の地、鐘樓寶曆元年鑄造、阿彌

陀堂 本尊は行基の作にて六阿彌陀の第四番なり、六 九品佛

堂 阿彌陀の由來は豊島村西福寺の條に詳なり、

堂はも近郷九品阿彌陀佛 稻荷社 ○東覺寺 興樂寺末白龍山

寺領七石の御朱印を附せらる、八幡社 村の鎮守なり、(江戸

本尊不動は弘法大師の作なり、 朝の勸請なる由記したれと今社傳に存せず、社前に石像仁王

あり背銘に施主道如宗海上人東岳寺賢盛代、寛永十八年辛巳

天八月二十、九品佛堂 惠心の作の三尊彌陀を安 觀音堂 (

一日と彫る、 光明院 同宗西ヶ原村無量寺末藥王 藥師堂 聖德太子の作の

長一尺、觀音堂 ○普門寺 東覺寺門徒西方山阿彌陀院と號す、

五寸、 觀音堂 ○仲臺寺 淨土宗芝増上寺

り、 觀音堂 千手觀音 堂 福祿壽の ○仲臺寺 淨土宗芝増上寺

院と號す、本尊阿彌陀開山三蓮社緣譽吟翁、天文二十三年七

月十九日化す、(傳燈總系譜)に、緣譽稱念初名吟翁、武州江

戸品川人、父名藤田道昭久侍親譽増上寺第七世、後天智庵、觀

今稱天德寺を建云と載て當寺を開きし事はもちらせり、

を作りしゆへ、末木の觀音と號と云、昔は本堂の造りも壯嚴

を盡せしにや、今の堂に用る所の扉獅子牡丹桐鳳等の彫刻

最工にして、近世のものにあらず是左甚五郎 大鐘寛政七年

の作にて先年火災の時僅に残りしものと云、 禪堂

○田端村 田端村は【小田原役帳】に太田新六郎知行寄子

衆配當の内十五貫文江戸平塚内田端在家岸分と載たり、

平塚の事は上中里村に辨す、日本橋よりの行程一里半、

民家百十四、東は新堀村西は中里村、南は下駒込村北は

上下尾久村にて東西十一町許南北十四町、正保年間は御

料及東叡山領なり、後年御料の地も東叡山領に合せられ

今に然り、檢地は寛延二年神尾若狹守曲淵豊後守糺せ

り、石神井用水を引沃く飛地下駒込村にあり、

高札場 村の南

小名 上田端 下田端 村内を二分し カキカラ 神木

三谷前 根通り 井堀 三百九十免 マガツト 原

臺通り 西谷田 東谷田 峽山

谷戸川 下駒込村より入新堀村

塚五 四坪つゝあり

白鬚社 傳教大師の作にて長五 争の杉當社の神木にて社

高二丈五尺許周囲八九尺程、遠くより望めは其木より松

に彷彿として見る者松と云、杉と云て争ふ故此名あり、○稻

音堂 千手觀音 ○上台寺 日蓮宗越後國蒲原郡薄曾根村本成寺

開山上台院日靈寛永元年當寺を 創し寛文七年二月十六日寂す、

寺末、和光山興源院と號す、古は不動院淨仙寺と號せしに、

天明の頃僧觀鏡光顯中興して今の如く改む、本尊大日を置、

八幡社 村の鎮 稻荷社

酒井善左衛門抱屋敷七百 ○茶道岡田常阿彌屋敷六百六

○新堀村 新堀村は日本橋より行程一里五町、家數六十

三、東は三河島村南は谷中感應寺古門前町、西は下駒込

村北は田端村、東西十町餘南北八町餘【北條役帳】に、遠

山彌九郎知行三十九貫文江戸屋中三十六貫文、同駒込四

十五貫文、新堀以上百二十貫文、人數着到出錢者如高辻

知行役者葛西在城付而御免と、今按するに、谷中感應寺

に遠山石見守墓石あり、此人慶長中に死すと彫る、想ふ

に彌九郎後に石見守と改めしが、又は彌九郎が子などに

や、此所新堀と號すること彼人の居住の地にて、新に壘

渠などありし地なるにや、【紫一本】に、新堀を道灌山よ

り臨めば、春秋の景色日の暮るをも忘るゝ心にて日暮の

里と云ならはせりとあれど、信じがたき説なり、又後世

此地をひぐらしの里と呼り、こは新堀を假借して日暮の

里と書せしより、其字訓につきて唱ふるならん、正保三

年東叡山領となり今に替らず、飛地下板橋宿にあり檢地

(里暮日)

新編武藏風土記稿卷之十九

豊島郡之十一 岩淵領

○上駒込村 上駒込村は、日本橋の北凡一里二十町にあり、【小田原役帳】に、遠山彌九郎が知行三十六貫文江戸駒込と記す、正保の改に駒込村御料所の外天澤寺傳通院領入會の由を載す、天澤寺領と云るは今下村にあり、元祿改にも尙一村になしたれば上下二村に分れしは近年の事なり、されば其地境犬牙して四隣廣狭各村に分ちかたし、故に姑く二村を合云に、東は中里田端新堀三村及び谷中、南西の二方は都て當所の町方にて乾より北に徑りては巢鴨西ヶ原の二村なり、東西二十町南北十一町、家數百七、此邊は薄土なれば樹木に宜く穀物に宜からず、たゞ茄子土地に宜を以世にも駒込茄子と稱す、又庭樹及盆栽等の草木を作りて産業とするもの多し、檢地は寛永十年九月とのみ傳へて奉行等の姓名は知らず、寛文五年御料所の内も多く小石川傳通院領となり、残る御領所段

別四町の地は駒込片町名主八左衛門預り奉り、今藤堂大學の抱添地なり、村西に日光御成道かゝれり、下駒込村より入西ヶ原村に達す幅五間或二間、當村の代地二段三畝餘下板橋村にあり、こは寶永三年二月神原式部大輔が下屋敷に賜ひし故、同四月其代地に賜れり、この下屋敷享保二年上地となり、明る三年御鷹匠同心居地となる、又村の飛地本郷丸山の邊にあり、今は淨心寺の境内となる、又上下駒込二村の内町方に屬せし地は、片町・三ツ家町・肴町・四軒寺町・富士前町・上富士前町・七軒町・三軒屋町・妙義坂町・千駄木町・千駄木坂下町・千駄木下町等に皆駒込を冠り唱ふ、其内片町と號する地は二ヶ所あり一は南寄にあり、御料所にて舊くより村民の商店ありしかば、正徳三年町奉行の支配に屬す、一は北寄にあり、この片町以下十一ヶ町傳通院麟祥院の領にて、元文二年百姓町となり、延享二年町奉行支配に屬す、此餘駒込追分町・九軒屋敷・淺嘉町等も元村内の地なりしが、元和の頃より天和年中迄追々武家拜領町屋敷となりて、村高を除かる、其外寺院の門前町八ヶ所あり、
高札場北境にあり
小名 染井 西北の方を云、元一村落なり、元祿の改に駒込せり、依て上駒込村染井と載す、何の頃よりか當村に號せり、東西六町南北八町、新屋敷 本村 稻葉谷

妙義坂

北の方往還にあり傍に妙義社あり

谷戸川

北境西ヶ原村の接地に流る、或は境川とも呼ぶ、染井の内長池と云池より西ヶ原村へ沃く、

妙義社

祭神日本武尊、左は高産靈神、右は神功皇后、應神天皇、凡四座皆白幣を神體とす、社傳曰、日本武尊東征の時此所陣營となる、後社を建て白鳥社と號す、白鳥二年官人日奉部年雄下向して祀を奉せしと云、按に【武藏風土記】豊嶋郡日頭白鳥神社、白雉二年辛亥五月所祭日本武尊也、神貞五十三東三毛田と載す、白鳳は白雉の誤にて、此風土記に據て、設し説ならん、殊に鳥越明神、妻戀稻荷も祭神日本武尊にて、白鳥神社の由傳ふれば、何れを是とも定かたし、又云文明三年五月足利成氏古河より葛西に出張して、上杉と對陣、然に上杉は鎌倉に退て長尾太田等同六月古河を攻落し、成氏千葉に奔走す、此出陣の前太田道灌當社に神馬寶劍を捧て祈念し、

雲拂ふ此神垣の風の音

道灌 兼信

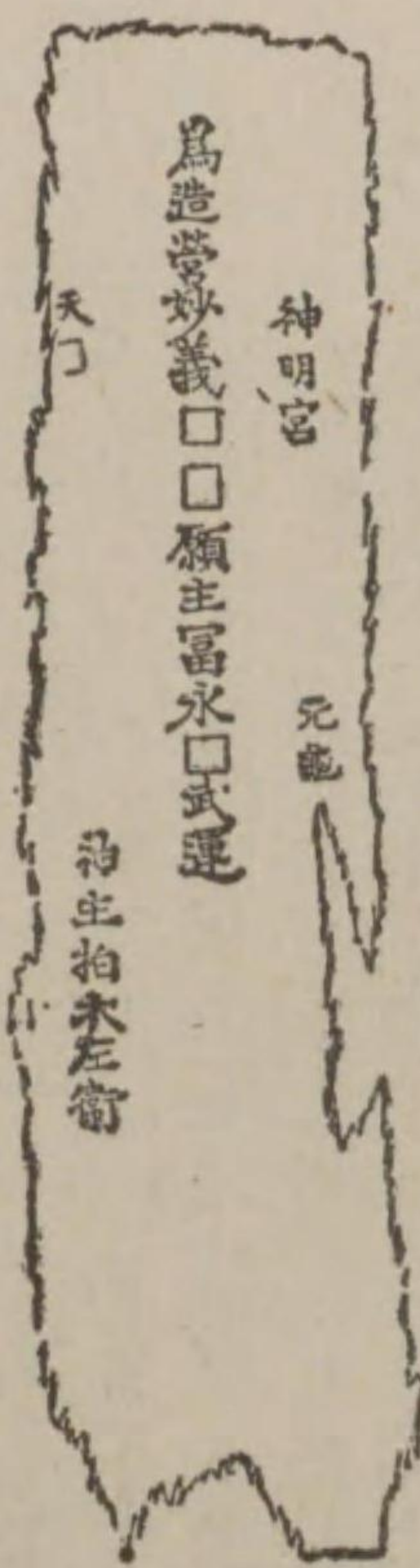
兼信は道灌が近臣樋口與三郎なり、凱旋の後社領十五貫文を寄附す其時の詩云、

秋風塵雲社前庭、一皇戎衣凶賊平、

月光不做暉神武、千齒赦乎奉威明、

文明九年春道灌豊嶋勸解由左衛門と戦ひ、同十一年春千葉孝胤を攻るの時、當社にて牛込赤城の僧圓勸稻附普門院開山宥鎮等、怨敵降伏の法を修して合戦勝利あり、其後大永中江戸城代遠山丹波守修補す、永祿十二年武田信玄當亂入の時守護富永神四郎村を棄て修補す、天正年中松田尾張守康秀が計として社領悉沒收す、其後衰廢せしむ寛永中代官野村彦太夫再建す、相殿神明宮昔の地頭今井彌平四郎茂義と云人の祀る所なり、茂義は上野の人なり、永享中に忠功ありて上杉憲

實此地を與ふ、同十一年八月本國新田郷神明村の神明宮を當所新恩の地に移し祀ると云、神體天照太神荒御魂木の立像長一尺二寸八分、左に寶珠右に寶劍を持、又別に相殿一座天満宮太田道灌を祀る、神體は筑紫天拜山の青石也、長一尺餘圍一尺六寸富永神四郎も崇信し、永祿中に社修造の時神明を左とし天満宮を右として祀ると云、又太田道灌の木像あり、長二寸八分束帶の姿なり元龜年中の棟札存す其圖左の如し、



社寶 刀一腰 菊一文字の作と云、鑄て銘字讀へからず、菖蒲作りなり長三尺二寸太田道灌寄附すと云、

木印一顆 八角面徑一寸五分松蔭印と云傳ふ、印文滅して讀護國は宗良親王の御事にて、

守邦親王にはあらずと云、 歲徳神木像一軀 長八寸一分手教大師の作、 尊意僧正像一軀 運慶の作と云長二寸八分、右

なりと云、 春に翼あり、天満宮社傳曰法性房尊意僧正、 千手觀音

は、延暦寺十三代の座主にて菅公祈の師なりと、 僧

像木像なり長二寸、文明年中太田道灌戰陣に臨まんとして、僧

圓勸宥鎮二人に修法を命せし時の本尊なりと云作しらす、

曲玉十六顆 鏡一面 圓鏡徑三寸六分に和歌を刻す、増鏡掛

も、三樂齋と雕る、さ 板碑一枚 長八寸餘の斷碑なり、曆應

是恐らくは後人の幣殿 拜殿 神宮の三 末社 稻荷庚申 寛永寛文庚申の碑二 天王 天曲津日神を祀る、相殿に健日あり是を神體とす、命健熊命を祀る、是を弓箭の社とす、月社 太田氏家人十二社と呼て一神を二座に祀るとも云り、月社 名月待の碑を神體とす、神主若林熊王、神職昔は日奉氏小藤太郎とて、西黨の族なりともいへり、戦争の世姓名を變して稻葉左衛門と改む、然に熊王が先祖若林大膳相州川村より來て神職となる、寛永年間之事なり、夫より世々相續、○神明社 社地七百七十五坪は昔すと云、京都吉田家支配、○神明社 土人高木將監と云者の林園にて、其内に當社鎮座、其年代は傳へず、神體雨寶童子聖徳太子の作と云、固く鎮て開扉せず、前立像長一尺八寸又一驅長一尺五寸近藤某寄附すと云、刊本縁起には鎌倉將軍頼朝勸請する所にして、後正和二年九月異僧より神體を授くと云然れとも年歴久ければ傳來する所の説とも思はれず、本社瑞籬を設け幣殿拜殿まで畧備れり、社前に櫻の老株あり例祭九月十六日、神木社後あり 末社熱田戸隠合祠 諏訪八幡稻荷合社 天王 稻荷 妙義金毗羅秋葉合社 三峯地藏堂 別當大泉院 松光山千壽寺と號す、本山修驗水川別當となる、世々本郷長學院より兼帶す、○山王社 社地東方旭日耀故朝日山王と號す、慶長以前祀る所なりと云、祭神大山祇命大己貴命大山咋命三柱の神にて玉璽を神體とす、小名新屋敷の鎮守なり、例祭六月十五日同晦日十一月南至に行ふ、末社北辰妙見 祭神は天稻荷二 神主澤田近江 先祖大江免毛萬治三年より社司とな

伯白川家の、○三峯社 染井にあり配下なり、西福寺 藤林山歡喜院と號す、新義真言宗西ヶ原村無量寺末、本尊彌陀の三尊を安す、開基の年代をしらず現住まで十三世に、稻荷社 神體石像なり、秘して開扉せず、前立稻荷伊井册尊共に石像聖天一軀皆相殿とす、末社八幡抱齋神大黒染井一區の鎮守神なり祭禮九月十一日、○惠比須稻荷五座合 稻荷三 地藏堂 關魔の像 ○庚申堂 西福寺 地藏堂 石像も安せり

藤堂大學抱屋敷 三萬二千坪下 ○松平左衛門尉抱屋敷 五千坪 ○建部内匠頭抱屋敷 三十坪下屋敷に添へり以 ○丸山淨心寺抱地 二百九 ○深川長慶寺抱屋敷 二百坪

舊家者 今井五郎兵衛 文明年中より當所に住して村内を開き稱す、夫より世々相續し今の五郎兵衛に至る、其父某御鷹場肝煎役の勤勞により、文化二年七月苗字を名乗事免され、今の五郎兵衛に至り、苗字を稱せり、文政四年十一月十一日、府君新堀筋御遊の時、この家に御休息ありて銀子を賜へり、○舊家者五平治 先祖を高木將監と云、慶長の頃村を開きて此所に世々住す、將監寛文十二年十月二十日死す、○藝家伊兵衛 二十二名附 先祖伊藤伊兵衛此處に住兵衛政武か時享保十二年三月廿一日有徳院殿經過せらる、松平能登守松下專助等従ひ泰る、已刻將軍東門より成らせられ花壇植溜を御覽せられ、午刻後西門より還歸なり、此時御用木を命せられしもの二十九種、鶯嶋二阿蘭陀躑躅一接分楓三

草花籠植十七野田藤二白山吹一山香二櫻川躑躅一又政武獻物三星岩蘭一野田藤一唐橋一、明る廿二日政武に銀三枚を賜はり且命を蒙りて、四月廿五日御臺所口に參りければ、松下專助命を合て舶來の樹を示し、この樹他にも亦有所なりやと問はれる時、未見の由申ければ近似たるものはなきやと問はれける、俗に深山楓と稱するもの近しと申ければ、折枝を呈せよとの事にて一朶を獻しけり、同廿九日又命ありて一本を召され、又實の形状をも書て奉るへしとなり、五月二日一本の深山楓を盆に移し、別に實の付たる折枝を添て吹上の御庭に至て獻す、其年九月二十二日松下專助宅にて内命を傳へ、巖に奉り深山楓に舶來の楓樹を接木せられて下し賜ひ、此樹奇珍なり生育して種を世上に廣めよと命せらる、此樹今廻り一丈二尺餘の大木となる、また今人の庭際に栽ゆる所の紅躑躅の俗に鶯嶋と稱するものは、もと薩州鶯嶋山の産なり、正保中に始て其五種の木を浪華に輸す、土山嶺角面向無三唐松と號す、内二種を京師に留め面向無三唐松の三種は江戸に送り、依て政武か父祖是を傳て今猶園中に古木残り、江戸の人家に植戸に培するものはこれによりと云、政武は天性奇異の老圃にて、翻紅軒と號せり、自畫の三軸あり、中は神農の像にて、左右には草木の形状を數多寫す、筆意古雅に見ゆ、中の裏書に曰、木者陽而有形、四時枝間茂林而滿花枝、年舊成木者、可隱象、良材爲屋寶、一之寶也、器財之具爲萬寶、薪炭用爲長寶、鉢木微少而成薪、而代三國不宜乎、花詠玉外復寶也、雖高山遠樹、花開無隱、足近詠、樂界之花木、七重寶樹法尾之視曼陀羅、今樂愛植、段接云者、有一木七七種數、開百花、苦界而樂界之秀寶樹、今是一百五十有餘之花木、盡園而以曰花木曼陀羅、按或禽鳥知山林樂、不知人之樂、人從薩埵之教、知樂而不知薩埵之樂其樂、垢界之樂萬花、樂界之七重之不知美成、而吐井蛙之口、擗拔舌之罪、再拜、左幅の裏書に草者隱而無形常、陽春萌出、而夏秋爲榮花、而以冬枯凋、根強土乎、而其種生生不盡事、爲天地共三皇之草、今其莖葉不皆而以開花、人者有詠程而後之人又詠、古曰珍花

者曰舊、前人古云花、今人曰珍花、今舊云捨花後人新見而以曰珍花、萬治寛文來、花中絶而今出者、如樂舉珍、珍舊詠歌、五十年後、人復可歌、止而不言、蓋中將法尼曼陀羅華、曼珠沙華寶蓮華等、靈花品色、染井殿の法水、以清染、而視垢界者不宜乎、今是萬花出生、染井水以濁、我染拙筆而以曰草花曼陀羅、政武所著草木の書多し、(地錦抄)、草花繪百圖等は既に梓に上て世に行はる、又大學頭林信充の詩、佐々木玄龍か翻紅軒の額字并添書あり、此餘御遊の時經歴せらる、享保四年二月十三日三月花屋紋三郎、七郎右衛門、寶曆四年二月小右衛門、重兵衛中にも、小右衛門か亭には近年御腰を掛らる、事もあり、寶曆六年二月源右衛門、安永八年五月八日掛らる、天明三年二月清五郎、三月忠五郎、七年五三郎、此後此地御遊の時御腰を掛せらる、を定例とす、八年次郎兵衛、寛政五年二月茂右衛門等なり、文化十二年五月十六日近衛左府基前公此地遊覽の時憩息あり、物を捧て公より賜物あり、享和二年久米藏是も左府遊覽せらる、文化三年三月三次郎其餘植木屋と稱するもの庄八、寶曆年間より遊歴せられ御腰を掛られし事も度々に及ぶ、寛政十年正月七郎左衛門左衛門、文政二年九月喜八、七年九月庄次郎等なり、○下駒込村附千駄木御林蹟地 下駒込村は日本橋より行程一里十町、村の四隣廣狹等合て前村に辨ず、家數百十軒、村民植木を作りて商ふもの多し、村の西に寄て南北に貫き日光御成道係れり、幅三四間、御入國の後御料所にて正保四年正月湯島麟祥院領に附せらる、正保の郷帳に天澤寺領とあり、これ麟祥院の舊號にて今も彼院の領なり、檢地は寶永四年雨宮勘兵衛清野與左衛門等糺す、村の代地二町七步四畝餘下板橋宿にあり、及村内町並となりし

等の事は上村に辨す、

小名 笹原 山中 川向 本村 向原 富士裏
御立場 村の北にあり、安永七年築せらる、
り、廣さ凡三千八百二十五坪、此所もとは麟祥院領にて近藤
三次郎が抱屋敷なりしを、享保三年十二月御用地となり御鷹
部屋を立る、又五十坪の所御鷹部屋通行の道となりし故、
是等の替として麟祥院へは角管村にて代地を賜へり、

御鷹匠屋敷 御鷹部屋の南にあり凡五千三百六十坪、爰も麟祥
院領の内なりしを延寶八年千八百坪北條安房守下
屋敷となり、下板橋宿にて替地を賜ひ、又元祿十一年三千五
百六十坪板倉甲斐守下屋敷に賜り、代地は角管村にて賜ふ、
其後兩屋敷共上りて前と同、御鷹匠同心組屋敷屋の南にて
時に御鷹匠屋敷となり、

御鷹匠同心組屋敷 是も御鷹部
上駒込村に跨り、廣さ都て一萬六千坪の内、彼村の十分
の一に居り、元は傳通麟祥院領なりしに寶永三年神原式
部大輔下屋敷に賜ひしか、是、
も前と同時に組屋敷となり、
十坪の芝地なり、此邊に村民高麗芝を
裁て生産の助とするも許多の地なり、
坂二 呼名とす、傍に不動堂あるを以てなり、一は團子坂と
云、昔より坂の側に團子を賣く茶店ありしゆへ名とす、又坂
上より佃の海上見えし故古くは沙見坂とも呼へり、今も坂上
民家の庭前より樹間に
海上見えし風景よし、

(板子原)

谷戸川 上駒込村より入田端村に沃く、
幅六七尺石橋あり藍染橋と云、
祭神木花間耶姫命神體

富士淺間社 秘して開扉せず、梵天帝釋天の二像を前立とす、本
地佛三尊彌陀を置、寛文の頃記せる縁起に、天正元年五月木
村戸右衛門牛久保保人と云民、淺間の靈夢によりて本郷の内

にありし古塚より、行基手刻の牛玉板及銀一振幣帛等を得た
り、故に其所に一社を造立し富士淺間を勧請す、同き六月朔
日社邊に市を立近郷の者群集せり、其後松平筑前守邸中に入
しをもて寛永六年今の所に移れり、云、按に慶長十九年記せ
し「見聞集」に、神田山の近所本郷といふ所、昔より小塚の上
に小祠一つ有て富士淺間立せ給ふといへとも、信敬せされは
他人是を知らず、然る所に近隣駒込と云里に人有て淺間駒込へ
飛來り給ふといひて、塚を築き其上に草の菴を結び御幣を立
おきつれば、まうての袖群集せり、本郷の里人を見て我氏
神を隣へ取られ羨む許なり、今見れば駒込の社立置し朱の玉
垣前に大鳥居立ちしやう、殊勝に有て皆人これへ參る、神は
人の敬ふに依て威を増と云事おもひ知れたり、靈驗あらたに
おはしますと云ならはし近國他國の老若貴賤みな悉く駒込の
富士淺間へ參詣し、六月一日大市立て繁昌すること前代未聞
なりとあれば、慶長の頃既に當所へ移りしこと明けし、今も
松平加賀守邸中に舊跡ありと云、例祭毎年六月朔日前日より
參詣の人群集す、此日小兒の菴物に麥葉をもて作りし、蛇を
賣る、是は寶永の頃上駒込村の民三左衛門なるもの賣はじむ、
或書に寶永年中近郷大に疫病流行せしに、此蛇を買もてるも
の、其一家疫病の患なかりし故、彌もてはやされ今は當所の
名物となれり、又五色の網及麥葉細工の唐團扇をも賣しか、
團扇は今廢れたり、社寶に富士石奇妙石なと云石二顆あれと
させるものに非ず、縁起に載し牛玉板、幣殿、拜殿、供所
などは失へり、と云、本郷眞光寺持なり、幣殿、拜殿、供所
下淺間社 蘆高飼犬の二神を相殿とす、末社小御嶽 曾我
社身祿 伊兵衛と云、伊藤氏にて伊勢國一志郡川上の人な
り、天和三年十三歳にて江戸に來り油を賣を業とす、貞享四
年富士行者月行なるもの、弟子となりしより、駿河國富士山
に登ること四十五度に及ふ、享保十八年七月十日、不動堂〇熊

野社村民持 ○神明社 八幡春日を合祀す、神體の臺座に高麗
幡春日の臺座にも日寛とのみあり、長元寺八世日寛と記し花押あり、八
は駒込町にあり元祿七年再建せしと云、
り、石像にて安永元
年建立すと刻す、

根津權現社 村の東南にあり、九百十五坪餘、按に根津權現
しを、萬治年中彼屋敷に賜ひし時、同所東の方今植木屋六三郎
か構の處に移され、其後當所へ轉し寶永三年今の社地へ移さ
れしより、當所を元根津と唱ふと云、當所に鎮坐の頃は村民
八左衛門六左衛門次郎右衛門三左衛門利兵衛等五人の持に
て、祭事の時本郷にありし昌泉院の住僧を請して法樂せり、
よりて寶永三年御建立の頃昌泉院を移されて別當職に補せら
れしとなり、故を以て當所も彼院の持なり、稻荷の小社あり
り、社前に延寶三年の石燈籠及び寛永九年の庚申塔を立、

寺蹟 御鷹部屋の邊なり、海藏寺・大林寺・顯本寺・專西寺の
繩手へ、
御鷹部屋に程近きを以て享保四年駒込小苗木
移さる、
御鷹匠同心組屋敷の南に續けり、四
にや、享保十八年雜司ヶ谷御鷹部屋の邊へ移さ
れしより明地となり、御鷹匠同心の預りなり、

小笠原大膳太夫抱屋敷 一萬八百 ○藤堂大學抱屋敷 六千
駒込村に跨り下 ○酒井大和守抱屋敷 五千九百 ○小笠原信
屋敷に添へり
濃守抱屋敷 千四百九 ○木村庄次郎抱屋敷 二百九 ○藝家
長左衛門 寛政十一年三月、王子邊御放鷹の時園中御通拔あ
寛政中より又兵衛、字平次、又吉、文化元年より金三郎、平次
郎、文政中新之助、次郎兵衛、六三郎、伊之助、和吉以上十人に

て何れも植木屋
と號する者なり、

〇千駄木御林蹟地 此地は本村の南に續き古は駒込村に
屬せり、土俗千駄木山とも唱ふ、昔此邊すべて雜木の林
にて薪を伐出し、一日に凡千駄にも及べるを以て稱する
と土人いへり、或説に此林は太田道灌が植し所にて梅檀
の木多かりし故、梅檀木林といへるを後文字を改めしな
りと、又一説に東叡山へ護摩の木を千駄納るによつて名
づくとも云、此二説正しとも思はれず、土人の傳ふる所
も信じがたし、たゞ木立の多きを稱め唱へしならん、東
叡山建立の後御宮及大猷院殿御靈屋の御薪林として附せ
らるゝ所なり、其後延享三年開發して段高場となり、六
町八段四畝は寒松院、四町八段は東漸院にて預り奉り今
に替らず、廣さ東西二町餘南北四町餘、東は松平備後守
下屋敷南は駒込村千駄木町、西は駒込大法福寺養源寺北
は則下駒込村にて、境に昔御林なりし頃の構の土手あり、
もとは長百五十間許残りしが次第に潰崩し今三十間許あ
り、家數四十軒捨地は延享五年東叡山より糺す、
稻荷社二 持 村民

舊家者官七 名主役を勤む、大井氏なり、祖先兵藤太良直は
大井に隠して在名を名乗る、子孫に至て甲州武田の家人内
藤大和守某か三男を養子とし、大井左馬助高政と名乗て武田

入道信玄に仕ふ、勝頼滅亡の後高政浪々し後に水戸殿に仕ふ、按ずるに下文に辨する如く「寛永永譜」に見えたる左馬允満實もし高政と同人ならんには、水戸殿に仕ふと云ふこと年代頗離す、萬千代殿の水戸に轉封せられしは慶長七年なれば、左馬允後數年あり、況や鶴千代殿の封せられ給ひしは慶長十一年なるを、其子小兵衛兼直も曾て甲州に仕へて改て河内守と稱す、此父子に信玄勝頼二代の間與へし文書數通あり、兼直召出されて旗下に列し、當時當所にて宅地を賜はる、後故有て家祿を除かれ川越城下大井村に蟄居す、寛永年間東叡山御草創の時上野に已か所持の地ありければ、江戸に出て東叡山に仕ふ、千駄木に林木を植ふる、に及びて東叡山の命を受けて當所に徙り子孫相續すと云、「寛永譜」に據は、大井氏は甲斐源氏小笠原庶流なり、天正の頃左馬助満實或忠成に作入道賢の子河内守満雪武田に仕へ、甲州滅亡の後小田原北條氏に仕へ、小田原陣の後松平右衛門大夫康虎に上州藤岡に仕へしか、彼家除封の後召出され東照宮及台徳院殿に奉仕し、上州高崎城番を勤め、後寛永四年六月四日駿府にて死す、其養子小兵衛満實は實は依田右馬助の子なり、台徳院殿に仕へ奉て大坂兩度の御陣に供奉し、元和九年大番士となり薨御の後寛永九年十月大猷院殿月俵を賜ひ奥方御番を命せられ、西上總に采邑す、其子三郎右衛門満實と云、按ずるに今旗下の大井氏に此子孫なれば歸家となりしは論なけれと、其事跡を傳へず、今此に系圖を校合するに家傳に左馬助高政と見えしは「寛永譜」に載たる左馬允満實入道道賢の事にて、天正二年遠州高天神にて歿せし人なり、家傳に小兵衛兼直後河内守とあるは、譜に記せる小兵衛満實依田氏の子を養子とする者とは自から別人にして、先世の名なれば譜に載たるは養子の流にて、官七が先祖は實子養子共に小兵衛と名乗しならん、猶下の文書と、家藏文書十三通

定普請并如今度此口出陣之時分、從小諸之兵糧運送等、堅可被相勤候、但以夫丸受用之時者無用者也、依如件、
庚申 十月二十二日
大井左馬允殿
其方被官、今度從陣中欠落之族、并軍役退屈に付て捨私領、分國令徘徊者、雖何之人許容可加成敗者也、依如件、
永祿五年二月一日
大井左馬頭入道殿
定(同龍印)
四十五人 具足此内信國刀差添
一鎧 三十本付此内五本就在府赦免
一弓 五張 一持鎧 二丁
一鐵放 壹丁 一甲持 一人
一小幡持 一人 一差物持 一人
一手明 四人 已上四十五人
右如此召連可被勤軍役者也、仍如件、
壬戌 十月十日

大井左馬允殿

- 定(同龍印)
- 四十五人此内四十人具足 右之内
- 一持道具 貳本 一弓 五張
- 一鐵放 壹挺 一持手旗 壹本
- 一乘馬 五騎 一長柄 三十一本
- 以上 此内五本就在府赦免

右如此召連可被勤軍役候者也、
壬戌 十月十九日
大井左馬允殿

- 定(同龍印)
- 三十八人此内三十四人具足 右之内
- 一持道具 參本 一弓 四張
- 一鐵炮 一挺 一乘馬 四騎
- 一持小旗 一本 一差物持 一人
- 一甲持 一人 一手明 五人
- 一長柄 十八本此内就在府五本御免 以上
- 甲子五月二十四日
大井左馬允入道

就于箕輪在城爲信州之知行之替地、來春遣檢使如本領之所務於上州可相渡候、然ば不斷以甲十六人可爲在城、出馬之砌又は敵至上州出張之時節者、知行役之人數悉召寄尤に候、猶可有跡部大炊助口上候者也、仍如件、
追而上州之知行悉所務之上者、以甲四十人可爲在城以上
永祿十年甲子二月二日 信玄(花押)
大井左馬允入道殿
同小兵衛尉殿
從三島直に向大宮出張、諸虎口取破詰陣候之處、對于穴山左衛門大夫城主富士兵部少輔惘望候之間令赦免、城請取當表悉達本意候、此上城内仕置等成下知、三日之内に可納候事可被存心易候、恐々謹言、
自備場遣一筆候之間取亂故用印判候
七月三日 信玄(角朱印)
大井左馬允入道殿
當陣之様子無心許之旨、跡部大炊助所へ態飛脚、祝着候、其城用心等無由斷之由肝要至極候、當城之儀自去十二日取詰、諸口相稼候故、昨日號塔尾隨分之曲輪乘取候、本二兩曲輪斗指措候、但三日之内に可責

破候可心安候、城主今日者種々雖惘望候、不能許容候、恐々謹言、

六月十一日 勝頼(花押) 大井左馬允入道殿

於于上州本郷八郎左衛門尉出候知行、渡于其方候、同寄子足輕十人申付候、然則箕輪令在城、向後者知行相當に別而被勉軍役者也、仍如件、

永祿十二年己酉八月十日 信玄花押 大井小兵衛尉殿

定(武田龍印)

一今度計策之儀、矢島方抽忠節候、去本領之百性之義不可有相違、其上矢島者事者望月以先忠知行候條、以別所可充行之事、
一雖何之被官今度罷出可致奉公、然則當主人異儀候共不可信用候事
一時宜入恨之上、當座之引物竝所帶依于戰功之淺深聊無偽可相渡之事

右具在前 十月四日、

大井民部丞殿 大井左馬允入道殿

依田新九郎殿 小林與一助殿

定

上州白河之郷爲知行被下置之上者、郷中之屋敷分可爲其方計、但自舊規拘來御家人并百姓等之屋敷、被執放無意趣儀は、可被致用捨之由、被仰出者也、仍如件、

天正五年丁卯三月二十四日 跡部大炊助奉之

大井小兵衛尉殿

定

於私領白河松原同所屋敷、猥剪採竹木條、堅被停止之訖、若有違背之輩者、可被處嚴科之由、所被仰出也、依如件、

天正八年正月十二日 内藤大和守奉之 大井河内守殿

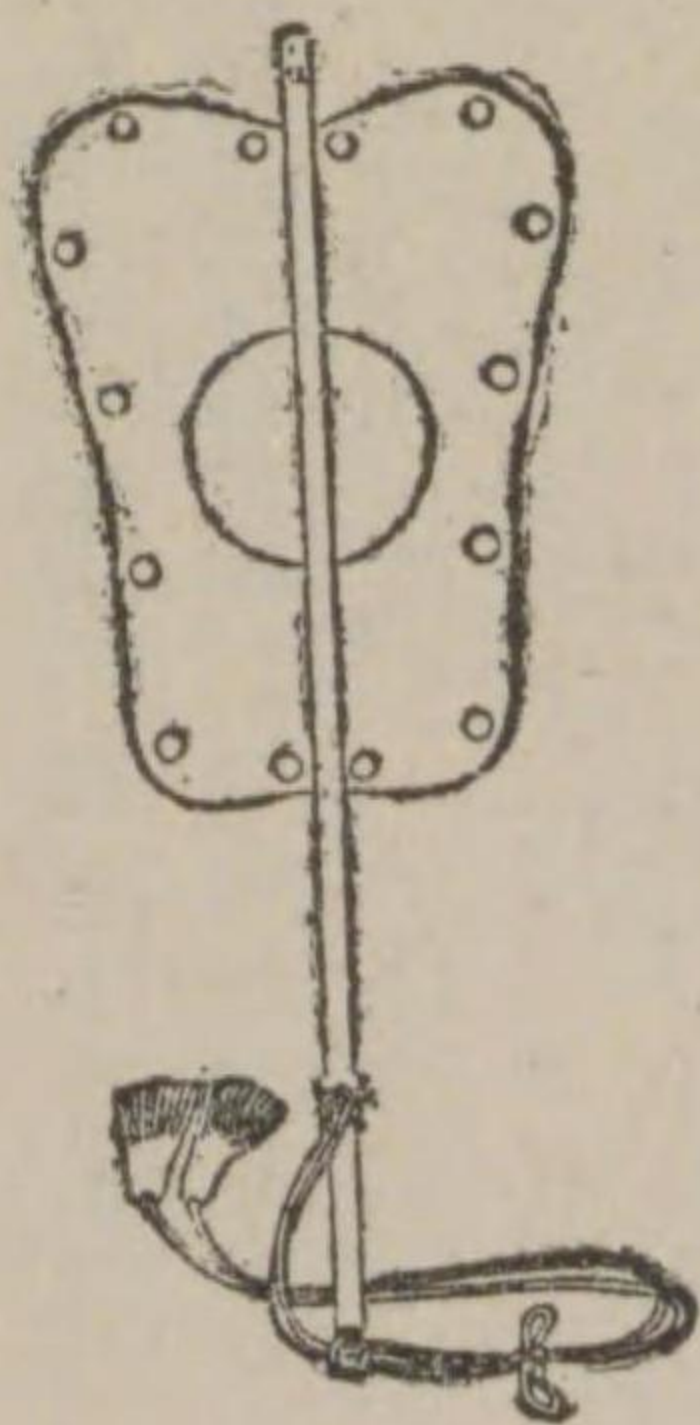
三百貫文 甲州松尾分 百貫文 同 島上條
百貫文 同 酒寄 二百貫文 同 大藏
合七百貫文

右之地任望出置候、彌可走廻旨被仰出者也、仍如件、

天正十年壬午九月二十日

安房守奉之

此餘古器物古書等數 大井河内守殿
品を藏す左の如し、太刀一振 銘信國、裏に從信玄拜領朝露祿五年の文書に載る刀是なりと云、



串の頭に丸龍を彫り腕貫通し、下に勝の文字を彫たり、腕貫緒紅長二尺四寸、以て製し總て金箔を貼す、柄長一尺四寸八分上下の金物銀腕貫緒黒平組なり、

短刀一腰 銘國次 長七寸五分 同一腰無銘
分 同一腰無銘
分 所持龍ヶ谷劍と名つ、長四寸九分、同一腰如所
持無銘なり、藤四郎長光作と云傳ふ
寸、刀一腰 銘宗
裏に勢至とあり、銘の下に明久院殿より拜領と彫れり、來由詳かならず、
采幣一握 白采幣 長一尺八分、金物 眞鍮に唐草あり、
軍配團扇一握 革
鎖鉢卷一筋 長四尺 五寸程

○小塚原町 小塚原町は古へ小岩原古塚原などともいへり、正保の改には小塚原村と載せ、元祿の改より今の如く記し千住町組と傍注す、荒木田庄に屬す、領は峽田と

幅廣き所にて五寸四分、裏は白麻なり以上の三品は武田勝頼所持と云傳ふ、又武田家所持法性兜の飾に用ひしものとて、白き毛數百筋を藏す、白熊より、鎗穂一本 分銘來國次とありはすこし太し長一尺一寸餘、
又彌陀の二字及び細書に源空と彫れり、是 鏃一枚 櫻透な法然上人の墨蹟を彫し由二字の鎗と稱す、
山合戦の時顯如の衣袖に中りし矢の根にて俊香作と云、中心に數字あり、其内田村丸或は信長の文字のみ見ゆ、其餘は鏃に難して、短冊名號一枚 法然の筆長一尺一寸幅二寸三分、下父時國妙淨孝、名號一幅 親鸞の筆川越 蓮糸名號十字名號養寫之とあり、名號一幅 親鸞の筆川越 蓮糸名號十字名號鸞の下た書にて其女彌女と云者近江 名號二十二幅 十八種國木部にて蓮糸を以て織れりと云、
良興福東大の兩寺信濃國 名號一幅 僧蓮如の筆、机名號と善光寺等の住僧の筆なり、
り、天正二年三月顯如、紺紙金泥阿彌陀經一卷 親鸞 金剛より左馬允へ授與す、紺紙金泥阿彌陀經一卷 親鸞 金剛樹念珠一連 親鸞所持の物と云傳ふ、又親鸞甲斐國龍ヶ谷龍て龍の形の如き文、燈籠佛一枚 武田信玄掛の本尊と云、ある小石を藏せり、燈籠佛一枚 板金に鑄出したるものにて表は三尊彌陀裏は涅槃像なり、信 武田家二十四將畫像一幅 同備立圖一枚 鬼女面一枚 左甚五郎の作と云

唱へしが、中村町と同一足立郡千住宿に属し、宿驛の事を奉りしより淵江領となれり、按に【今村家譜】に、彦兵衛勝長御入國の時隠居料として武州小塚原に於て領地を賜はり、慶長五年死すと見ゆ、又【永井譜】に、惣六郎台徳院殿に仕へ奉り、小州小塚原を領すと見ゆ、正保年間御料所にて今に然り、家數二百五十九、中村町と地形犬牙して境界辨別しがたければ姑く兩町を合せて云に、東は橋場町耕地西は三河島村及下谷通新町、南は山谷町耕地北は荒川を隔て、千住掃部宿の内橋戸町に對せり、東西凡二十町南北十二町許、石神井用水を用ゆ、當所二條の往還懸れり、一條は南方通新町より三町許を経て千住大橋に至る、これを下谷通と云、一條は奥州日光道にて南方山谷町より千住大橋に至る、檢地は元和の後元祿十年大關大助改め、新墾の地は享保十八年明和五年等に糺せり、

小名 小塚原繩手日光道中の 諏訪耕地 五町程の地を訪の面降りし地 往還を云、昔鎮守諏故名とせりと云、 トウキヤウ塚
荒川 北の方郡界を流る川幅七十間許
熊野社 永承五年源義家奥州安倍貞任征伐の時此地を過れり、紀州熊野の神幣を取出して祈念しければ、神人忽然とあらはれて淺瀬を渡り示せり、よりに軍兵恙なく渡川しければ、彼

神幣を爰に崇め當社を草創せしと、末社稻荷 水神 別當云傳ふ、文祿三年九月の棟札あり、
圓藏院 本山修驗京都聖護院末、龍王山大藏坊新宮寺と號す、本尊不動八寸許の立像興教大師の作なり、
飛鳥權現牛頭天王合社 小塚原町箕輪町通新町三河嶋村町屋に出現せしを黒珍法印此所に勧請せりと云、祭禮六月三日より九月迄なり、繩引と云祭事ありしか今は絶たり飛鳥權現は毎年九月十五日、神寶 諏訪面一枚背に天文十年六月三日降あり、
稻荷一三峯 天神 地藏堂 塚 本社に向て右の方にあり、塚上に榎樹三株生し、其中に瑞光荆石と稱する獅子の鼻に似たる石あり、小笹生茂りて石僅に出、古へ此塚上に牛頭天王飛鳥權現出現せしゆへ瑞光の名あり、又此塚 御手洗の社地を小塚と號せしより地名にも推及ひしと云、
○若宮八幡社 杉苗八幡とも云、能圓坊の持下同じ、源義家奥州陣の時渡川の目當に旗を立し所なりと云、
○稻荷社 誓願寺 淨土宗芝増上寺末、豊徳山惠心院と號す、開山は本山像長五尺餘聖徳太子の作と云、又惠心僧都船板へ彫刻せし彌陀の立像あり、長二尺六寸許、同作厄除地藏立像長一寸三分、前立は六寸許にて小野篁の作と云、葵御紋の戸帳水引打鋪挑灯等は寶曆九年七月常憲院殿の御養女竹姫君より御寄附と云境内に天正十九年東照宮御巡覽の時御腰を掛せり、
稻荷社と稱す、
閻魔堂 圓通寺 禪宗曹洞派坂本宗慶寺末、補陀山通則院と號す、木尊釋迦開山

僧觀月正徳、觀音堂 本尊正觀音坐像長一、大日堂 古佛堂 鐘樓三年に寂す、尺許慈覺大師の作、
享保元年 ○火葬地 四方一丁程なり左の寺々元は各本寺内にの鐘を掛、故有て寛文十九年爰に移り一區をなして左、
乘蓮寺 下谷宗 宗源寺 同所善立寺末元 高雲寺 淺草長 寶林寺 同所本 惠長坊 同所幸龍寺末右五寺法尊と、
廣樂寺 敬傳寺 嚴念寺 以上三ヶ寺は東、西秀寺元は了知坊と稱、
教受坊 下谷唯 隨圓寺 同所報恩寺末往古はせり西本願寺末、
念寺末、隨圓寺 教傳坊と唱ふ、以上六ヶ寺は淨土眞宗、
稱名寺 淺草正 正行院 同所稱、
惠日院にて彌陀を置り、
淨泉寺 下谷永昌寺末以上五ヶ寺、
同所天、
秀保院 同所誓、
淨光院 新義眞言宗同所吉、
安樂盛光院 禪宗曹洞派淺草海、
淨光院 祥院末本尊大日、
院 天台宗淺草寺地中、
遍照院末本尊彌陀、
池田徹之助抱屋敷 三段五畝三步同人 ○大關美作守抱屋敷二段 ○石川日向守抱屋敷 畝九步

奉行支配の町屋にて俗に百姓古門前と唱るものなり、
堤 東にあり荒川の水除堤にて、砂原堤又、
日慶寺 法華宗甲斐國身延久遠寺末圓心山と號す、本尊三寶を安す、相傳本山二世安立院日向正和年中江戸谷中に於て日慶寺を草創す、後廢して寺號のみ残り、しかるに大猷院殿に仕奉りし圓心院日相尼、志願によりて當所に竹露庵妙應堂といへるを造立して閑居せしに、常憲院殿の御時寶永元年十二月願上て彼の谷中日慶寺の遺號を引て當寺を爰に造立すと云り、故に、
寺寶 開運日蓮木像一軀 緣起の略に云、是を開山とす、
寺寶 開運日蓮木像一軀 緣起の略に云、是を開山とす、
左衛門に與へしを、子孫當寺第三世日貞の時納と云、
鬼子母神社 大猷院殿御感得の靈像運慶作にて、開山日相尼へ賜ひ御紋附の御、
妙光稻荷社 ○眞養寺 同宗同末なり、
運千山と號す、
本尊三寶は日親の御坐像長五寸、相傳ふ當寺は萬治二年自性院日身と云僧開基して運千山自性寺と號せしか、
元祿二年三月下谷上野町廣布山眞養寺を此所に引移し當寺に合せて一寺とせし故、
山號は舊に從ひ寺號のみ改むと云、
眞養寺起立は寛永二年にて開山は眞行院、
鐘樓 寛文十一年 ○西光寺 淨土宗芝増上寺末、眞山賢譽長公文八年正月二十日寂す、
緣起の畧に云、當寺本尊阿彌陀は惠心欄の丸木を以て彫刻せし所なり、
坐像四尺許病ある者白圓子を笹の枝にさして供し祈誓するに靈驗ありと云、
依て笹の圓子の如來と號す、
又弘法大師の作立像にて長四尺五寸許の、
稻荷社 貞和五年鎮坐と云金、
地藏堂 地蔵を安す、
稻荷社 子福壽稻荷と號す、
刑罪場 千住街道中小小塚原繩手の西脇にあり、
開口六十間餘奥行三十間餘、
本所向院の持地なり、
石像坐身の

地藏あり、高さ一丈又高一丈餘の題目の石碑あり、元祿十一年立る所なり、傍に高さ八尺の石地藏あり、元文四年立る所、又文化中立る所の石佛阿彌陀の像及び稻荷社あり、萬治年中町奉行渡邊大隅守村越長門守命を傳へ牢死若くは道路にて倒れし屍を回向院境内に葬埋せしむ、然るに年を追て隙地なれば同院より願ひ上て寛文七年此刑場を此地に賜はり傍に庵を造立し、阿彌陀を置又非人の番屋を建つ、かの無縁屍を葬れり、仍て年毎に町奉行及寄場役所より回向料を同院に與ふと云、按に刑罪場は始本町四丁目の邊にありし由、後二所に分れて、南方は本材木町五丁目、北方は淺草鳥越橋の際にありしと云こと、或書に見ゆ、材木町にありし事は他の所聞なし、鳥越橋の事は諸雜記にも載たり、其地は元鳥越甚内橋の邊なりし由、夫より又聖天町西方寺の向に移せり、今も刑罪場の蹟なりとて、八間四方許の所殘れり、そこより當所に引傳へす、

新編武藏風土記稿卷之二十

葛飾郡之一

郡圖

總說

葛飾郡は、國の東界にあり、【和名鈔】に據に、此郡元來下總國の管内にて、當國二十一郡の外なり、されば郡名の説及沿革の詳細は下總國にて辨すへければ、こゝには當國に與る事のみを載す、按に古は下總國との間に入江ありて、埼玉郡の地先まてに挿入たり、奈良御門の御時埼玉の入江なと、歌にも讀し事、【萬葉集】東國歌に見たり、されば今の郡中は大抵當時の江の中なり、湖水退て後土地の闢けしは、延喜以來永和の頃に至まで五百年ほどの間に次第に出來しなるへし、按に【和名鈔】下總國葛飾郡名六郷と驛家餘戸あり、今土地を檢するに大抵其地と覺しき所、下總國葛飾郡・相馬の二郡に遺て、只八島、豊島の二郷は其地と覺しき所なし、想ふに此二郷皆島

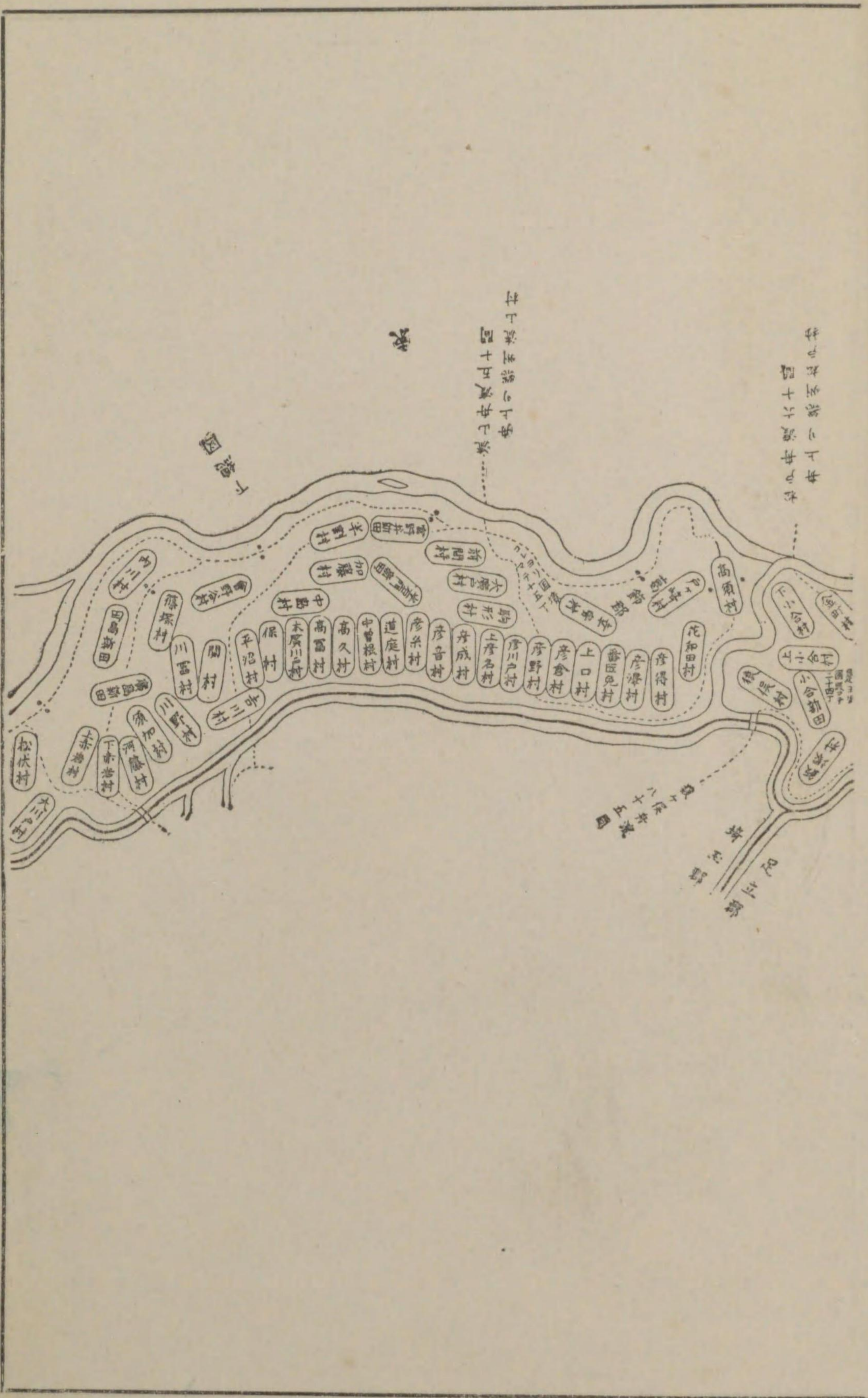
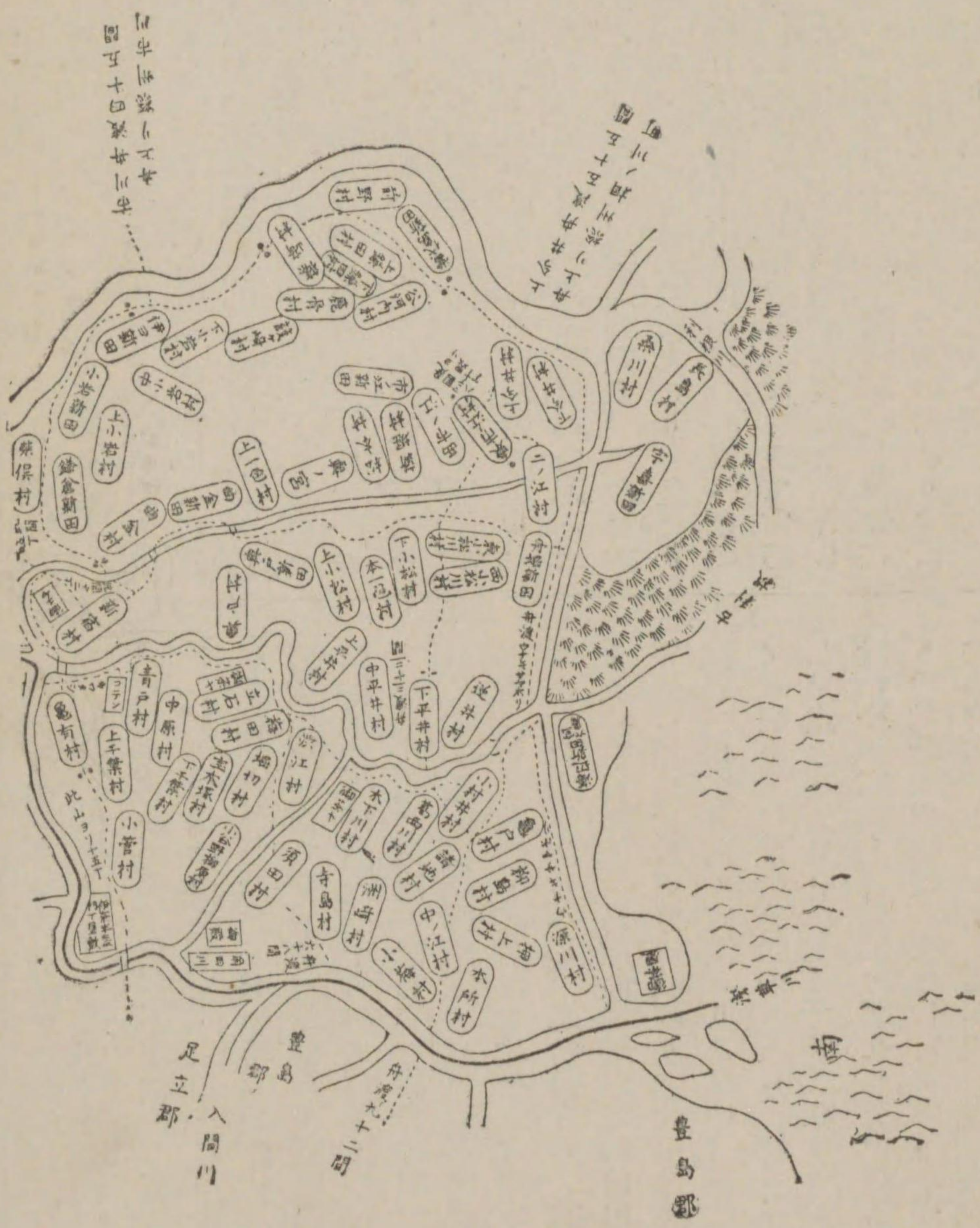
新編武藏風土記稿卷之十九終

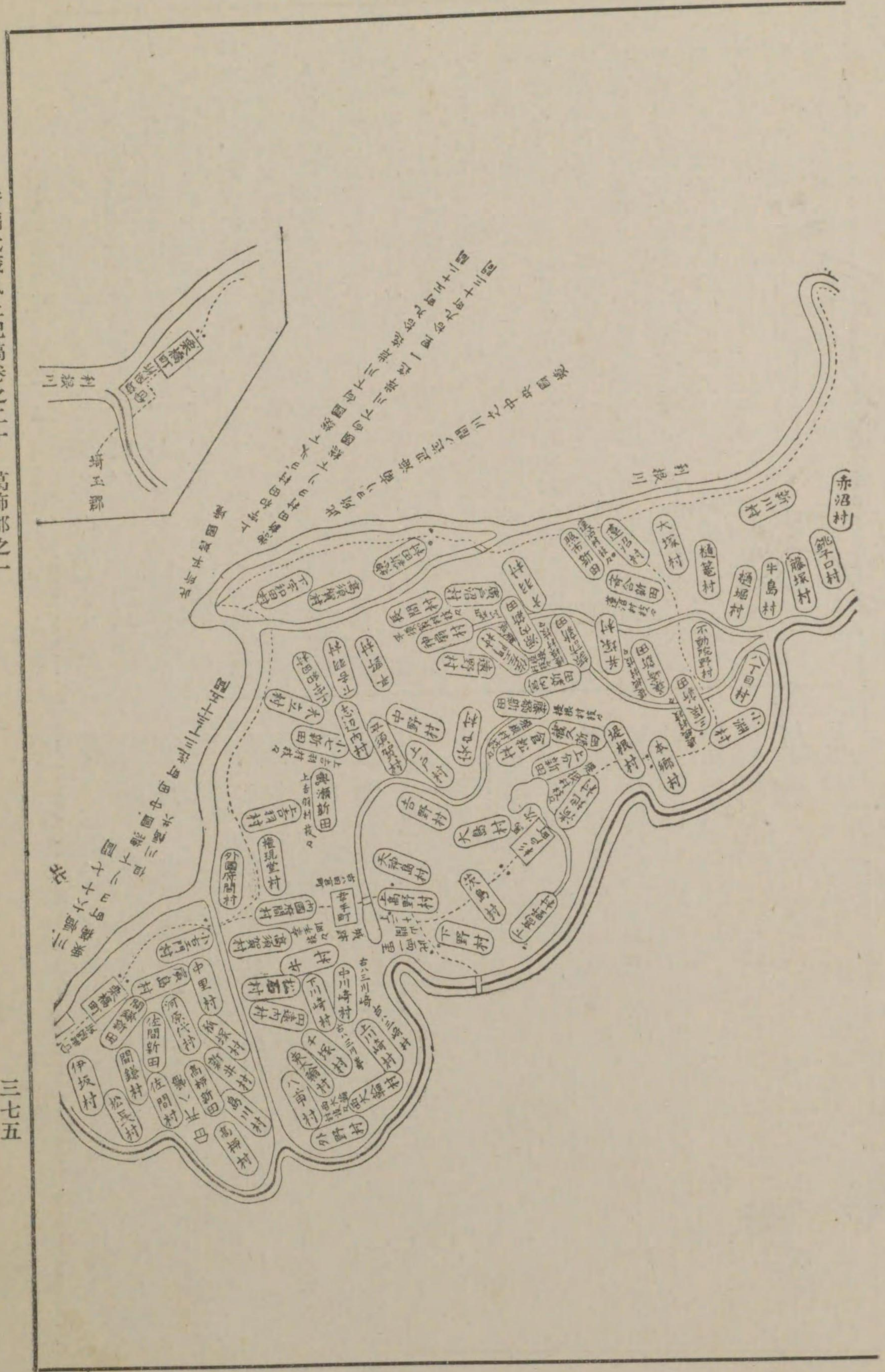
の字を用ひたれば、眞間の入江中にありし島なとにやありけん、されは其地今は葛西の中に屬してその島嶼の廻りに寄洲の出來しもの、年を経て今の如く廣大とはなりしなり、もと下總國葛西郡より闢し新田なれば、直に彼郡には屬せしなるへし、葛飾【和名鈔】には加止志加と訓すれと、これは大寶年來の唱にて古くはかつしかと號せしと見えて、【萬葉集】の歌には勝鹿なと書たれば、今の唱へかへりて古に復せしと云へし、又下總國歌に爾保抒里能可豆思加和世乎爾倍須登毛、曾能可奈之伎乎刀爾多氏米也母と見えたり、仙覺か註に、彼郡中に大河あり、ふとると云、河の東を葛東郡と云、河の西を葛西郡と云ふ云り、今按にふとると【東鑑】に、太井と記す、地理を推に今の利根川なるへし、仙覺は文永頃の人なり、是よりさき建長五年八月晦日下總國下河邊庄の堤を築固へきの沙汰ありし事【東鑑】にもみえたれば、この頃に至て當郡の地大に開けしこと知らる、然に其頃は利根川を界として、今の二郷半領の邊より幸手領まで總て葛西と號せしと見ゆ、今は小合溜井より、南にのみ葛西の名あり、又葛東郡の唱も失ひしなり、【古今集】羈旅歌の詞書、及【伊勢物語】等の書に武藏と下總との境隅田川と見え、又【金澤稱名寺文書】の内文永十二年金澤越後守顯時の讓狀に、

(川井太)

下總國下河邊庄平野村とのせ元亨四年執權高時貞顯二人か下知狀に、下總國高野川に橋を架せしこと見ゆ、正慶元年北條貞時の文書に、下總國下河邊庄赤岩郷ともあり、又下總國中山法華經寺永和三年の寄附狀、及應永四年足利氏滿狀、同二十七年千葉兼胤狀、同二十九年左衛門尉定忠狀に、皆下總國葛西御厨篠崎郷と見ゆ、又【相州鶴岡文書】應永二十六年足利持氏の寄附狀に、下總國下河邊庄彦名河關と記し、下高野村東大寺寶徳二年の縁起に、下總國葛飾郡來復山東大寺と載せたり、此平野・高野・赤岩・篠崎・彦名の數村今皆當郡に屬する時は、當時の國界推て知るへし、又僧堯惠か【北國紀行】に、文明十九年二月初、鳥越の翁巖して隅田川に浮ぶ、東岸は下總、西岸は武藏野に續けり、此川武總の界にて利根入間の二川落合所に古渡ありと見ゆ、されど國界の今の如く改まりしは最近き世のことなれど、其年代に異説多し、或は寛文年中とも又貞享三年の事なりとも云、又一説に今の郡域上古當國に屬せしを中古に至り下總國に隸し、元祿年中武州に復せしなといへと皆無稽の説なり、按に古河公方の家老築田某政助、右京亮後大金子左京亮某炊頭と稱すに與る文書に、禪興寺領武州平沼郷と見ゆ、平沼は今の二郷半領平沼村なり、政助は總州郡山郷水海村三島社の

正保中年改定圖





(遷變の境國)

鰐口を寄附せし人にて、銘文に文龜三年大且那平右京亮正助と彫る、政字正字同訓なれば傍を省略せしまてなるへし、因て知る政助は永正大永の頃の人にして國界の改りしも其頃より以前なること明けし、されと郡中戸ヶ崎村淺間社天正十年の鰐口の銘には、下總國戸ヶ崎郷と記たれば、區々に唱へしならん、同十九年金町村香取社領御朱印の文には、武藏國勝鹿郡葛西金町郷と記され、又御入國之時御知行割關十二州圖とも云ふ關八州駿河伊と題せ豆甲斐信濃四國を合せたる圖なり、と題せる繪圖にも當郡を武藏國に屬したれば、當時既に國界變せしならん、正保改め國圖には、全く今の郡界の如く記せり、當郡は昔將軍頼朝の頃は其家人葛西三郎清重住して大半領せしと見ゆ、又義經記によれば、千葉介か領地も雜はりしなり、續て親王家將軍の頃は執權北條氏知行せしこと古文書に見えたり、足利將軍の頃は關東管領の領國に屬し、戰爭の時に至ては小田原北條氏割據し其家人も知行せしこと小田原役帳等に載たり、只松伏領以北のみ纔に古河公方の領地に屬せしとおもはる、公方衰微して後は全く小田原にて領せしか、天正十八年御打入ありしより御料地となり、其後御家人寺社等へも分ち賜ひしかと、今も郡内過半は御料所なり、總て郡中沼池多く或は水涯の閑地も少からず、南の端の水涯には年々

に寄洲つきて地先出張る勢なり、關郡石高正保の改に十萬三千石餘、元祿に至ては十一萬六千石餘、其後も新墾の地開けて今は若干の石高増加せり、郡域は南より北の方に長し、郡の廻りすへて川流延亘せり、南は海に邊し東は利根川・庄内古川・及江戸川を限て下總國葛飾郡に隣り、北より西に廻ては古利根川・古隅田川・淺草川隅田川一名等を隔て埼玉足立豊島三郡に隣れり、南涯より北方栗橋に至まで里數十里餘、東西の徑は南邊濶き所にて三里餘、中央松伏村の邊にては纔一里に足らず、北に至ては又廣まりて二里餘に至る、中央より北の方に日光及奥羽に至る往還あり、埼玉郡粕壁宿より東北の方下總葛飾郡中田町に達す、此行程六里、又南に寄て常陸國水戸海道あり、千住宿より右に折て小菅村・上千葉村・龜有村・新船渡を越て、新宿町・金町村・金町・松戸・關船渡、對岸は下總國葛飾郡松戸町なり、此里程三里、又下總國佐倉道は水戸海道新宿町より南に折て、曲金村・鎌倉新田・小岩村・小岩田村・伊豫田村・小岩市川關所船渡、對岸は下總國葛飾郡市川村なり、此里程一里餘、又行徳道は江戸より深川小名木川通り猿江・大島・平方の村々を経て小名木村に到り、中川關所前船渡、船堀・二ノ江・今井船渡、對岸下總國行徳領なり、又元佐倉道とて本所堅川通り龜戸

逆井渡を涉り、小松川村小名四ツ又と云處より兩路に別れ、左して下總國市川村に達す、右すれば今井村に出て行徳町に達す、二道共に郡に係る事三里餘、又龜戸葛西川村より平井渡を過て、前路小松川村内四ツ又へ達する路あり、茲も行徳道と稱す、關郡打開けたる平坦の地にて縱横水流通し、水田勝の沃土なれば他の郡よりも富饒の地なり、殊に郡南葛西の邊は江戸に近きを以て、五穀の外にも菜蔬を栽て市に鬻けり、其利も又少なからず、又海濱に至ては漁獵を餘業とせるも多し、されば農民の風俗や、浮靡にして、總ての事大様江戸の俗に異ならず、又深川本所中之郷及其邊の村にも寛文の頃より次第に百姓商家出來て、正徳年中御府内町並に屬せし地も少なからず、

中古所唱郷

篠崎 下總國中山法華經寺所藏永和三年、及應永中の文書に、葛西御厨篠崎郷と載す、今葛西領篠崎村あり事は其條に辨す、

木毛河 木下川村淨光寺應永三十三年の文書、及相摸國鶴岡八幡の供僧相承院の所藏同年の文書に、下總國葛西御厨上木毛河郷内藥師堂云々とあり、
川藤 川藤村修驗大泉院文書天正十六年の文に、川藤

郷の内寺社妙藏坊云々と載す、
平沼 築田政助か文書に見ゆ事は前に出す、
赤岩 久良岐郡金澤稱名寺文書正慶元年の文に、下河邊庄赤岩郷と載せ、永享十一年の文に赤岩十四村とあり今村名に存す、
金町 金町村香取社天正十九年の御朱印に葛西庄金町郷とあり、
今所唱合郷八

小合 小合村上下及小合新田三村にて唱ふ、然は上下に分し時より起りし郷名ならん、
戸ヶ崎 戸ヶ崎村より起りし郷名なるへし、彼村淺間社鰐口天正十年の文に、下總國戸ヶ崎郷と彫る合村十、
吉川 平沼村天正十八年の文書に此郷名見ゆ合村二、
八木 下總國葛飾郡に本村ありて、當國へ波及せしなり合村四十四、
八 合村十五、
鷺ノ宮 埼玉郡鷺宮より起て郡中に及ぶ合村十
堤根 一村
櫻井 一村
中古所唱庄

葛西【東鑑】に往々見ゆ、金町村吉祥院天正十九年御朱印の文にも、葛西庄金町郷とあり、今所唱合庄四

下河邊 合村五十七此唱【東鑑】に往々見えたり風早 下總國八木村風早大明神あり、是庄名を以神號とせしならん、合村三十七、

田宮 幸手宿雷電社の縁起に、垂仁帝十年に一日天地震動雷電して神體水田の中に天降ければ、彼地に社を建て土俗これを田宮と呼しより、遂に庄名になれりと云、此説受かたれと姑く記す【正保圖】に據は幸手宿を田宮町と記す、されは彼地より唱の起りしと云は論なし合村四十八、

高柳 郡中の高柳村是本村なるへし合村四、今所唱合領六

西葛西 葛西の唱は【東鑑】にも見ゆ、合村六十九、是を二分し北を本田筋、南を新田筋と唱ふ、

東葛西 合村五十二是も二區に分れて北を上割と呼ひ、南を下割と稱す、

二郷半 合村八十一、此領も二分して西の方古利根川に傍ひたる村々を本田方と號し、東の方江戸川に邊する村々を新田方と呼ふ、此領の起は郡中三輪野江村定

勝寺寛文九年の鐘銘中に、郡有吉川彦成二郷、諸邑戸屬之、而彦成以南稱下半郷、故有二郷半之名云々、彦成郷は今村名にのみ残り、下半郷は今唱を失ふ、又天正の頃伊奈備前守忠次に此邊を一生支配すへしとの命ありし故、一升を四配すと云意にて二合半と唱へしと云土地の俗説あり、

松伏 郡中松伏村あり本村なるべし、合村十八、幸手 合村五十四

島中河邊 古は埼玉郡向河邊領古河川邊領を通して總て河邊領と號せしが、後に唱を別てりと云合村十六、園郡合村二百九十

右件村現在の數なり、此内後年御府内町並となり、猶其町に屬する耕地あり、今是を某町在方分と記す、又一旦御用地となり後開發の事を企て未全く村落を成ざるものあり、猿江人足寄場附地所の類是なり、此餘本村に隸せる持添新田と云者數多あり、正保年間の改めに村數百九十一、元祿度の改に村數二百七十九、前に比すれば増加すること八十八、其後追々新田を開きて村落をなし、元祿改に比すれば増加すること十一、隅田川【古今集】の詞書及び【伊勢物語】にむさしの國と、しもつふさの國との中にある角田川とあり、二書

或は風雅の書或は作物語とはいへども、延喜貞觀の頃二國の界なることは證すべし、近世二國の疆界を改られしより全く當國に屬せり、水上葛飾郡隅田村と豊島郡橋場村との間より南に流れ、佃の邊に至るまで凡二里餘にして海に入る、此川水上を荒川といふ、遠く信濃國より流れ來れり、【武藏志料】に據に、信濃國佐久郡金峰山の隈より出るを千隈川といふ、この水始は纔なる流なれど次第にひろがり東して三峯に至り分れて三派となる、西に出るを梓川といふ、東北に分るゝを神流川と云、東南に流るゝものは荒川なり、荒川は當國秩父の山中を経て入間郡川越をすぎ、中山道熊谷堤の下を流れ、足立豊島の郡界戸田の渡より下流岩淵川、口尾久を過て千住に至る、その下流を隅田川と唱ふと是なり、則今みる處の川筋なり、【義經記】に、隅田川は利根の庄藤原より落て水上遠しと書しは是とはことなり、こは利根の下流にして、今足立郡と當郡との界なる古隅田川と稱せるものなり、此川昔は荒川よりも勝りし大河とみえたり、既に文明頃までも獨荒川にひとしき流なるにや、堯惠法師が文明十九年の【北國紀行】に、利根入間の二川おちあへる處にかの古き渡ありとしるせり、入間は荒川の異名にて入間郡を流

(川田隅古)

るゝゆへの唱なり、正保改の國圖に千佳大橋の上流に入間川と記せしにても知べし、利根は則古隅田川なり、現に正保改の國圖に足立葛飾兩郡の堺を流るゝ古利根川の分派あり、是今の古隅田川の筋なり、されど、猿ヶ又村と新宿町との間に中川の溜井を作りし年歴を以て考れば、此頃既に溜井ありて古隅田川の分派は絶て其川蹟のみ残りしならん、抑隅田川と稱するは、往古よりの惣名なれど、今淺草邊にては淺草川といひ、又みやと川とも、大川ともいへり、皆同流にての異稱なり、古に此邊うちひらけたる河原なりしことは、古歌に角田河原とよみ、又【義經記】に海より潮さし上て水かみは雨ふり洪水岸をひたして流れたれば、ひとへに海をみる如しと書るにても推て知らる、想に天正の末より河原も次第に新墾の地となり、西岸より狭められしかば流れもやふやく昔の半を残せるなるべし、されば今も橋場の邊の田畑をみるに、おしなべて砂石の地なるは古の河原の跡なりしこと證すべし、又寶曆三年橋場町より書き出せるものに荒川は隅田川の砂川なり、川幅大抵百五十間餘船渡とあり、是今を去ること僅六七十年には過されど川幅今より倍したるは、當時東岸大堤外の水田闢けさればなり、是にても往古より河流

の變遷ありしこと今より妄意に考ふべからざること知べし、按に隅田川と云は當國のみならず、紀伊・駿河・出羽等の國々にも同名の川ありて、共に古歌にもよめり是等の説及び其餘の古事等は既に前に載たり、

古隅田川 西葛西領と足立郡の境にあり、昔は古利根川の下流にて流末隅田村と、足立郡千住三丁目との間より淺草川に合せしが、後に新宿町と猿ヶ又村との間に溜井を造られし時、龜有村と足立郡長右衛門新田との間は堤を築きしかは、源竭て自づから水あせしを、後年新綾瀬川堀割ありし頃、此川を横にさへぎりしゆへ全く水脈絶て今は纔に小菅村柳原村邊にのみ水流残れり、

利根川 附權現堂 國界を流る、水元上野國利根郡より出るを以て此名あり、總て郡中の川々多くは此川の支流なり、世に利根川を坂東太郎と號し、六十餘州三大河の一に居る實に故あり、此川北の方埼玉郡中新井村と下總國葛飾郡中田宿との間に、上利根川と渡瀬川合流せる所より以下當郡に係り、それより栗橋關所房川渡を南流し、幾許もなく二派に分れ東の方下總國中へ流るゝを赤堀川と呼び、其下流中利根下利根等の名あり、

(川堂現權)

りて常陸國銚子浦に達す、一派は猶國界を南流し、權現堂村に傍て東南に屈曲する故此邊を權現堂川と呼ぶ、其灣曲の所水勢勵し故に大堤を築て防禦す、長五百間高一丈八尺最堅固に造る、是天正四年始て築く所なりと云、夫より吉羽木立惣新田等を歴て下總國關宿に達し、同國庄内領中を斜に南流すること六里餘、二郷半領丹後村に至ては再び當郡にかゝれり、此川昔は今の庄内古川の筋を流れしに、後年水流を改めし事は古川の條に辨す、丹後村より猶南流し松戸市川今井の渡を歴て、葛西領長島村と下總國堀江村との間に海に注ぐ、川幅は栗橋渡邊にて三百間許なれど、平常は二百間に足らず、權現堂村の邊にては百五十間許、丹後村以下も廣狭一ならずされど、大抵百間餘なり、此川關宿より下を江戸川と稱す、これ常陸上野下野下總等より江戸通船の路なれば此名ありと云、又古名を太井川と云、僧仙覺が【萬葉集抄】下總國の歌の注に、葛東葛西の間を流ると云ものは是なり、又【東鑑】治承四年十月二日の條に、武衛常胤廣常等が舟楫に相乘して、太井・隅田兩河を濟り武藏國に趣とも見えたり、又一名を文卷川と呼び、眞間國府臺の邊にてはからめき川とも云、【北條五代記】國府臺合戰の記】にからめきの瀬を渡り越

(川井太)

又此川の下流東葛西領猿ヶ又村新宿町との二所に中古堤を築て斷切、其中を溜井とせしゆへ古利根の本流猿ヶ又より東に折れて、今の小合溜井及古川今或は古利根川とも云を歴て江戸川に合流すと云、正保改の國圖に猿ヶ又村と埼玉郡大瀬村の間、及新宿町と龜有村との二所に橋の如き形あれど、これ橋にはあらで流れを築止めたる堤の上の往還にて、村民しめきり堤と稱せるものを誤書きしならん、其後寶永九年關東洪水の時、此しめきり堤を押し流して西葛西領本所邊まで水災を被りしかば、再び堤を築て川幅もやゝ廣げられしかど、後水利の不便なるを以て享保十四年猿ヶ又村と二郷半領戸ヶ崎村との間、及下小合村と二郷半領高須村との間二所に堤を築き、今の小合溜井を作りて新宿町と猿ヶ又村との間なる溜井を廢せられしより、再び今の中川に合流することゝはなれり。又往古今の古隅田川を歴て淺草川に達せし流は、中古猿ヶ又以下新宿の邊に溜井を作りし時、西葛西領龜有村と足立郡長右衛門新田との間に堤を築て斷止めしと云、

(川きめらか)

新川 小合溜井の東なる古川、中古まで古利根川に續きて江戸川に合流せし頃、江戸川しば々逆流せしゆへ元祿十三年伊奈半左衛門指揮して金町村と小向村と

せしと見えたる是なり、

古利根川附古川 此川も古は大河にて埼玉郡と當郡との境なり、下流今の古隅田川と稱せる流に通して淺草川に續きし事は既に隅田川の條にいへり、また中古以來の中川及江戸川にも合流せしなり、埼玉郡向古河村に傳ふる北條氏照文書に、八甫を上船は商船三十艘に及の由申、其直に彼船も上候條別に咎これなく候の條早々戻さるべく候、八甫の儀は當知行に候、然を無體に他の船通すべき子細にこれなく候とあり、八甫は今も此川に邊せる村なれば、當時商船など多くつどへる大河なりし事推て知らる、現に正保改の國圖には今の江戸川とひとしきさまに圖したり、然るを萬治三年幸手二郷半葛西及埼玉足立等八ヶ領用水の爲、埼玉郡羽生領本川俣村に扒樋を設け、上利根川を分水して堀幅二間の直流を疏鑿し、同郡川口村と當郡八甫村の間に此古利根川へ注ぎ、其東の方高柳村と埼玉郡間口村の中に堤を築て、古利根川の上流を遮り止めしかば、次第に水あせ流もやうやく狭まりしを、享保年中下流に琵琶松伏の溜井を作りしゆへ、松伏以上は全く用水堀となり、松伏以下のみ古利根川の形存せり、其邊にては川幅二十間許あり、猶下條兩溜井と合考ふべし、

(堤りきめし)

新川 小合溜井の東なる古川、中古まで古利根川に續きて江戸川に合流せし頃、江戸川しば々逆流せしゆへ元祿十三年伊奈半左衛門指揮して金町村と小向村と

の間、江戸川の落口に堤を築きて水流を止め、新に金町村の北より斜に東へ堀通して江戸川に注ぎしゆへ新川と號せり小合溜井成し後は近郷の悪水落とせり、中川 古利根川の支流にて、猿ヶ又以下の唱なり、これ東西葛西領の境を南流せるゆへ中川と名付しならん、川幅新宿渡にて八十間下流逆井渡邊にては四十間あり、此川中古上流猿ヶ又と新宿との間に溜井を作りし事は、既に古利根川の條に記せり、又昔は葛西川とも唱へしとみえて、此川に邊せる村に葛西川村と云あり、又葛西川の渡など書せし事もみえたり、

島川 此川元古利根川の支流にて當郡島川村より分れし川なりしに、萬治三年水上高柳村と埼玉郡川口村との間に堤を築て水流を止め、下流八甫村以下を用水堀とせしゆへ、自づから一流の川となりしかど、當時は水流も増減ありて今の如くにはあらざりしに、其後隣郡埼玉郡羽生領諸村の悪水を此川より利根川に落せしかば、川幅も漸くひろこりけれど利根川満水の時は逆流して羽生領の村々動もすれば水溢の患ありしゆへ、寶曆九年關七郎右衛門岩松直右衛門等が計にて、當郡高柳村と對岸埼玉郡北大桑村に堤を築き、門樋と云ものを設けて水流通塞の自在をなせり、門樋の事は埼玉郡

の條に辨す、今は川幅十二間許、新井狐塚等の數村を経て下流高須賀村より權現堂村に至り利根川に合す、大場川 延寶三年新に堀割し二郷半領悪水落の川なり、水元三派あり、一は四ヶ村落と稱す、上笹塚會野谷關新田吉屋等の村々より出る悪水の餘流なり、二は五ヶ村落と呼ぶ、平沼吉川關川富川野等の悪水なり、此二流木賣新田と中島小松川二村の間に一流となり、夫より半田村に至る前の四ヶ村落と合して一流となれり、始は茂田井村内より江戸川に注ぎしが、後年改て丹後大膳高須と次第に下流より落せしに猶水利の不便なるをもて、寛政四年徳島村内にてゞぎりの堤を築き、下新田村より戸ヶ崎村まで新に疏通して古利根川に合流する事とはなれり、故に下新田以下を新大場川ととなへ、ゞ切堤下の古流高須村までを古大場川と呼び、年を追て新開の水田とす、又後谷小谷堀の二村に傍て古流の跡あり、是をも古大場川と稱す、庄内古川 此川古は江戸川の一派にして國界を流るゝ大河なりしに、中古以來水流やゝ衰へ正保の國圖には既に古川と記せり、其後享保年中水利を考て下流上内川村の邊江戸川と落合、所に堤を設け少く西に退て二郷半領加藤村まで疏通して江戸川に注ぎしが、寛政十二

年又其合流の口へ堤を築き下流を穿ちて今の如く丹後村の東にて江戸川に合流せり、按に此邊對岸下總國の村々及郡内の村多く下河邊庄の唱あれば、【東鑑】建長五年八月晦日の條に清久彌次郎保行鎌田三郎入道西佛對馬左衛門尉仲康宗兵衛尉爲泰等を奉行して、下總國下河邊庄の堤を築固むべき由を載たるは、恐くは此邊の事なるべし、

綾瀬川 足立郡伊藤谷村より郡中小菅村に流れ入、南流して隅田川の西北より隅田川に入る川幅十五間、古川 隅田川の西北より前の綾瀬川分派し、堀切若宮澁江上木下川等の村々を歴て東の方中川に達せしか、今は所々に扒樋を設て流を遮り悪水を注げる堀の如くなり、故に古川と云、又此川綾瀬川の支流なれば古綾瀬川とも稱す、

小名木川 慶長年中疏通せし川にて當時小名木四郎兵衛と云者其事に預りし故名づくと云、按に【事跡合考】に、天正十八年八月御入國の後不日に命ありて行徳の鹽濱まで船路を疏通せしめらる、今の高橋通是なりと云、されば慶長より前既に来來しにや、淺草川より深川を東西直流に通し中川番所前まで長一里十町餘あり、川幅は二十間許なり、正保の國圖にはうなぎさや堀と記

す、船堀川附新川 小名木川の續きにて中川を隔て東の方西小松川村と東小松川新田との間を流れ、船堀村の南に添て二之江桑川兩村の間より江戸川に入、川路一里二十町、川幅小名木川に同じ、是も同時に疏通ありし川なるべし、此川及小名木川を通じて或は行徳川とも呼ぶ、江戸より行徳に達する船路なればなり、又此川の東二之江村小名三角渡以東を新川と稱す、此川昔船堀川渡口よりま、北に折て二之江村の内を流れて江戸川に達せしを、寛永六年今の如く堀割ありしゆへ新川と呼ぶなり、古川も今猶二之江村に存せり、

堅川 淺草川の支流なり、本所一の橋より逆井渡まで一里八町餘、直流して中川に達す、此川は萬治年中本所地割の時徳山五兵衛重政奉て疏通せしと云、一説に萬治二年徳山五兵衛山崎四郎左衛門等本所築立の奉行を命ぜられ、江戸横山町と東葛西逆井渡頭とに狼烟を揚げて標準を定め、幅二十間深一丈四尺の川路を堀割しと云、横川附亥の堀川 中之郷業平橋の北より南方深川石島町大榮橋跡まで南北に通す、是を萬治の頃堀し川と云、長一里許幅二十間、橋跡の南にて三十間堀に合す、そ

れより南にも同じ直流あり、是は元祿八年乙亥新に通
ざるゆへ其邊を亥堀と呼幅同、

源森川 大川の入堀にて寛文三年の頃堀割なり、

十間川 北の方柳島村又兵衛橋の邊より南の方六萬坪築
地の東まで直流の川なり、川幅十間なる故此名あり、
此川も萬治頃の堀割なるべし、

北十間川附請地古川 此川も幅十間にして前の十間川に比
すれば北にあるをもて呼べり、昔は業平橋の北より横
川の支流となり、押上請地龜戸の内を斜に東の方中川
に達せしが、後年横川分水の處に堤を築き押上村内小
島橋西を鶴の御鷹狩場と定られしゆへ、今は入堀の如
くなれり、又此川古は柳島村の邊より請地古川と唱ふ
る川にも通じて、洲崎村長命寺の北にて隅田川に合流
せしさまなり、

小松川 東葛西領上一色村邊の悪水落合て一流となり、
本一色村を歴て東西小松川村の境川となり、流末船堀
川に合す幅八間一名境川と云、

琵琶溜井 當郡幸手領上高野村と埼玉郡との間にあり、
其形琵琶に似たるゆへに名とすと云、此溜井元古利根
川の流なりしに萬治三年伊奈半十郎指揮して、郡中高
柳村と埼玉郡間口村との間に古利根川の上流を堤も

て支へ、別に埼玉郡羽生領本川俣村内より上利根川を
分水し、堀幅二間の直流を疏通して、當郡八甫村邊よ
り古利根川に注ぎて近郷の用水とせしかど猶其水の不
足なるをもて、享保四年伊奈半左衛門石川傳兵衛等奉
りて埼玉郡上川俣村内に扒樋を作りて用水となし、此
溜井に湛へて埼玉郡新方領・八條領・足立郡淵江領・谷
古田領・及當郡幸手・松伏・二郷半・葛西等十ヶ領の用水
とせり、

松伏溜井 當郡松伏村と埼玉郡増林村との間に古利根
川に堰枿を設け、上流八町目村と埼玉郡粕壁宿の邊ま
で凡一里餘の間を松伏溜井といへり、松伏村の邊にて
は幅八九十間もあるべし、これ前に出せる琵琶溜井の
みにては猶用水の不足なればとて、享保十五年伊澤彌
惣兵衛が計ひにて作りしと云、此溜井成しより後は二
郷半葛西の用水爰に扒樋を設て引沃けり、

小合溜井 下小合村と高須村との間、及猿ヶ又村と戸ヶ
崎村との間に二所にしめきりの堤を築き、其間なる古利
根川を其まゝ溜井となしたるなり、小合村の地に多く
かゝるをもて名とすと、是も伊澤彌惣兵衛が計にて享保
十四年作り、二郷半領の方より來る用水の downstream を湛
へて葛西領中に注ぐ爲の設なり、

東葛西用水 松伏領松伏村内にて松伏溜井に二の扒樋を

設て分水し、二郷半領本田方の地を南に直流し、同領
戸ヶ崎村より小合溜井に落し、小合溜井の南岸東葛西
領下小合村内に又扒樋を設け、夫より南流の堀を通じ
又數多の支流を作て領中の諸村に注げり、又此用水専
ら東葛西の地の爲に引來るといへど、二郷半領本田方
は水路に邊せる故此水を分て用水とせり、

二郷半領新田方用水 是も松伏村内にて松伏溜井に扒樋
を設て分水し、前の用水よりは、やゝ東によりて同さ
まに堀通し二郷半領丹後村に至る、是も支流數多を作
て諸村に沃く、

幸房用水 二郷半領彦成村内より前の東葛西用水を分水
し、幸房谷中岩野木八丁堀茂田井駒形蓮沼笹塚等八ヶ
村に引沃く、此八村は新田方に屬すれば前の用水組合
に入へきなれど、流末不足なるゆへ別に此堀を設しと
云、

北側用水 埼玉郡本川俣村よりの分水なり、下流幸手領
八甫村内に扒樋を設け、同領北の方なる諸村に引沃く
ゆへ此名あり、

中郷用水 上高野村内にて琵琶溜井に扒樋を設て、幸手
領の中程に列せる村々に引沃くよりて名とすと、

南側用水 是も上高野村より琵琶溜井を分水して、同領

南に邊せる村々に沃けり、故にかく呼べり、
不動堀 二郷半領二十七ヶ村悪水落、堀なり、延寶二年
新に疏通し幸房村より大場川の東に並び、南の方高須
村に達し、同村より江戸川に落せしが、水路不便なり
とて寛政四年更に下新田村より戸ヶ崎村まで今の如く
堀通し、同村にて古利根川に注ぐ、故に下新田村以下
を新不動堀と云幅二三間、

(水上堀白)

古上水堀 幅二間許一名小梅古上水又白堀上水とも云、
埼玉郡八條領瓦曾根溜井より堀通し、同郡及足立郡數
村を歴て、郡内龜有村に入、夫より上千葉・寶木塚・篠
原・四ツ木・澁江・木ノ下・寺島・請地を通し小梅村に至
り、法恩寺橋の東まで堀續きたり、當時本所の邊井水
なきゆへ、かく遠く上水を引しめられしと云、【事跡合
考】に、本所の北の方綾瀬川の水流を業平橋筋にひき
て本所中にかげられしを、白堀上水といへり、是も常
憲院殿の御時命ぜられしが、文昭院殿の御代に至りて
とゞめらるとあり、綾瀬川の水を引しと云は誤なり、
彼川を横にさへぎり引來りしゆへかく記せしならん、
又常憲院殿の御代に成しと云も誤れり、現に延寶八年
梓行の【江戸定見圖】に、此上水を載たり、想に是も豎

川横川など、同く萬治寛文の頃作らしめられしなるべし、其後享保七年業平橋東より南を埋められ横川に込樋を設て彼川に合流し、今はたゞ西葛西領本田筋の用水のみ引沃く、こは水の掛りあしきゆへとも、又は本所井水多く出来しゆへとも云、

中井堀 是も瓦曾根溜井より分水し、郡中四ツ木村までは古上水堀の東に並びて引來り、同村内より次第に東の方に分れ澁江・木の下・大畑・請地・小村井敷村を歴龜戸村の北にて北十間川に注ぐ、是は始より西葛西領本田筋村々の用水なり、堀幅二間許疏通の年月詳にせず、牛島大堤 西葛西領隅田村の内綾瀬橋の邊より同村及寺島須崎小梅の西を貫けり、此堤は古くよりありしとみえて、永祿年中須崎村牛御前神領免除の文書に、須崎堤外島云々と載たり高一丈餘。

江戸川大堤 幸手領栗橋の北より南の方東葛西領海邊までの間川に添て設く、高大抵一丈四五尺、早稲米 二郷半領及葛西領邊専ら播殖す、諸國に勝れて成熟する事早く、七月に至れば初米を貢す、按に【萬葉集】の歌に、爾保抒里能可豆思加和世乎爾倍須登毛とよみたれば、當郡は南に海をうけて氣候も自づから暖なるゆへ、古より早稲米の名きこえたりしとみえた

り、東葛西領小松川邊の産を佳品とす、世に小松菘と稱せり、茄子 東西葛西領中にて作るもの他の産に比すれば最早し、よりに形は小なれどもわせないと呼び賞美す、葱 西葛西領砂村邊にて作るもの岩附の産に亞げり、市井にて砂村葱と呼ぶ又此邊多く西瓜冬瓜を種殖す、江戸に繋ぐもの十分の七は此邊の産なりと云、海苔 東葛西領海濱の村、長島・桑川等より出す、多くは生の苔なり、是を葛西海苔と云、又昔は淺草川にて海苔を取しと云傳ふれど定かならず、

鯉 江戸川の産を利根川鯉と呼て名品とす、利根は江戸川の古名なればなり、此餘中川邊にも多し、白魚 中川の産を佳品とす、よりにて毎歲獻納なき前は安に漁する事を許さず、

鮒 鰻 江戸川中川及諸村の用水堀等にも多し、此餘海濱の村々海産の魚類は品川羽田佃深川等にて漁人の獲ものに異らず、

新編武藏風土記稿卷之二十終

新編武藏風土記稿 自首卷之廿要目

一本目錄は、本風土記稿所載の項目中、多少の由緒沿革を有し、一般に重要なものと認めしもの、みか摘記し、例へば稻荷社、白山社、又は某寺、某氏下屋敷、或は抱地の如く、單に其名目のみに止れるものは之を省略し、檢索上の繁瑣を避けたり、是要目とせる所以なり、故に若他の所要により、其名目の詳細を知らんと欲する時は、宜しく各村の條下に就き通覽するを要す、各村所屬の小名の如き亦然り、讀者幸に之を諒せよ。

昭和四年五月九日 蘆田伊人識

首卷 一
例義 一
總目錄 五
卷之一 一三
總圖圖說 一三
卷之二 二二

建置沿革

國造 三
屯倉 三
高麗郡を置く 三
新羅郡を置く 三
東海道に屬す 三
官道 三
驛と牧 三
武藏七黨 三
鎌倉將軍 三
丸子庄 三
河肥庄 三
太田庄 三
長井・横山庄 三
河崎宿 三
卷之三 三
建置沿革 三
分階の戦 三
江戸郷 三

人見原合戦

金曾木 三
苦林野 三
河越館 三
金陸寺 三
世谷原 三
岩松の所領 三
建置沿革 三
鎌倉管領 三
忍 三
岩付 三
河越 三
古河 三
江戸城を築く 三
八王子城 三
卷之五 三
任國草表 三

國造	108
國司	109
山川名所附	110
武藏野逃水附	111
逃水	112
大屋原	113
武藏嶺	114
飛鳥山	115
蝦手山	116
忍岡	117
山川名所附	118
隅田川	119
待乳山	120
菴崎	121
玉川	122
水川	123
猪名川	124
田能武澤	125
阿賀須沼	126
櫛津	131
海比	132
曝井	133
原田里	134
大我井杜	135
霞ヶ關	136
藝文	137
元明天皇詔	138
稱徳天皇勅	139
東照宮御詠	140
大猷院御詠	141
曲水宴私記成島道筑	142
詠曲水宴和歌	143
萬葉集武藏國歌	144
河越千句	145
應勅歌太田道灌	146
江戸連歌	147
富士見亭歌	148
武藏野紀行	149
曲水宴詩並序	150
靜勝軒詩並序	151
靜勝軒詩跋	156
江亨記跋	157
靜勝軒詩序並銘	158
卷之九	159
豐島郡之一	160
總說	161
郡圖	162
倭名鈔所載鄉名	163
中古所唱鄉	164
今所唱鄉	165
今所唱庄	166
村數	167
荒川	168
石神井川	169
王子川	170
白子川矢川	171
澁谷川	172
新堀川	173
井草川	174
谷戸川	175
小石川・谷端川	176
江戸川	177
神泉ヶ谷	182
堀ノ内	183
道玄坂	184
澁谷川	185
河崎庄司次郎館跡	186
金玉丸城蹟	187
同駒冷池跡	188
下澁谷村	189
道城池	190
羽澤	191
廣尾原	192
神明社	193
吸江寺	194
彦山權現社	195
東北寺	196
鷲峰寺	197
福昌寺	198
仙龍院	199
天桂庵	200
舊家野崎氏	201
同 岩崎氏	202
澁谷宮益町在方分	203

入間川	101
玉川上水	102
神田上水	103
石神井用水	104
千川上水跡	105
三田上水跡	106
青山上水跡	107
丸池	108
道生沼	109
後沼	110
渡津川口渡	111
志村原	112
徳丸原	113
廣尾原	114
産物	115
蘿蔔	116
茄子	117
蕃椒	118
岩荷	119
鰻鱺	120
磁器	121
豐島郡之二麻布領	125
麻布町在方分	126
竹谷	127
大隅山	128
櫻田町在方分	129
阿佐布新宿	130
龍土町在方分	131
今井町在方分	132
飯倉町在方分	133
飯倉御厨	134
芝金杉町在方分	135
本芝町在方分	136
上澁谷村	137
ちんころ屋敷	138
澁谷川	139
稻荷社	140
長泉寺	141
人肌觀音	142
慈光寺	143
舊家田中氏	144
中澁谷村	145
鉢山	146
神泉ヶ谷	182
堀ノ内	183
道玄坂	184
澁谷川	185
河崎庄司次郎館跡	186
金玉丸城蹟	187
同駒冷池跡	188
下澁谷村	189
道城池	190
羽澤	191
廣尾原	192
神明社	193
吸江寺	194
彦山權現社	195
東北寺	196
鷲峰寺	197
福昌寺	198
仙龍院	199
天桂庵	200
舊家野崎氏	201
同 岩崎氏	202
澁谷宮益町在方分	203